

尾道志稿

十卷

龜山士綱著

完


577-62



1200501520359

577

2



尾道志稿

(此の目次は校訂者之れをつくる)

目次

例言……………校訂者述……………(例言一)
序……………菅晉帥……………(序文一)
尾道志稿目録……………(目録一)

尾道(一)	公署(六)	街市(七)
池高(九)	口(九)	舟船(一〇)
石(一〇)	海山(一一)	
卷之二		
廟墓——龜山八幡宮(二三)	嚴島明神(二三)	山王社(二三)
幸之神(二三)	長宮(四)	住吉明神(六)
久保町幸神宮(二七)	久保町白髭明神(二七)	荒神(二七)
四日町白髭明神(二七)	十四日町中之段幸神宮(二七)	土堂町八幡宮(二七)
十四日町善勝寺下幸神宮(二七)	地主權現(二八)	蛭子十一社(二八)
納經立石(二八)	石塔(二九)	
卷之三		
塔寺——淨土寺の一(一〇〇)		
卷之四		
塔寺——淨土寺の二(三七)		



卷之五

海龍王寺(四九) 吉祥坊(四九)
 萬福寺(五〇) 西江寺(五〇) 正念寺(五一)
 十王堂(五一) 永福寺(五一) 毘沙門堂(五二)
 水之庵(五二) 海徳寺(五三) 常稱寺(五三)
 慈觀寺(五四) 海福寺(五五) 成福寺(五五)
 極樂寺(五五) 正覺寺(五五) 福善寺(五五)
 淨泉寺(五七) 天寧寺(五七) 須彌堂(六〇)
 金剛寺(六〇) 妙宣寺(六一) 浮御堂(六一)

卷之六

光明寺(六三) 松源院(六四)
 南之坊(六四) 寶土寺(六四) 西之坊(六四)
 持光寺(六四) 西方寺(六六) 正授院(六六)
 信行庵(六六) 安養寺(六九) 念佛院(六九)
 千光寺(六九) 大山寺(七三) 善勝寺(七五)

卷之七

西國寺(七六) 般若院(八六)
 持善院(八六) 金剛院(八六) 東之坊(八六)
 常福院(八六)

卷之八

代々縣令(八八) 町年寄役(八九) 笠岡屋庄
 左衛門、卷屋孫右衛門、金屋三郎左衛門(九〇) 兒玉元迪(九〇)
 兒玉瀧(九〇) 兒玉大貳(九〇) 兒玉禎藏(九二) 山崎伊右

衛門(九二)。僧寰海(九二)。高安雙明(九二)。福原五岳(九二)。松田道齋(九二)。島居亮左衛門(九二)。勝島九右衛門(九二)。勝島敬助(九二)。赤澤體助(九二)。橋本榮藏(九二)。野上陸奥守(九二)。富島治兵衛(九二)。西尾城富(九二)。岩井山貞五郎(九二)。立神屋その(九二)。津國屋喜三(九二)。金屋甚右衛門(九二)。みよ(九二)。彌右衛門(九二)。庄七妻みき(九二)。徳兵衛(九二)。市兵衛(九二)。つる(九二)。武七(九二)。源次郎(九二)。半六(九二)。龜藏(九二)。與兵衛(九二)。忠兵衛(九二)。すが(九二)。また(九二)。島居子瑤墓銘(九二)。龜山尙事繼室墓銘(九二)。

卷之九

名 勝(九八)。古 蹟(九八)。土 産(九八)。
風 俗(九九)。

卷之十

舊家——五阿彌鍛冶系譜(二〇六)。小川系譜(二〇九)。山田系譜(二一三)。松田系譜(二一四)。澁谷系譜(二一五)。松本系譜(二一九)。勝島系譜(二一九)。

卷之十一

古器——土屋與一所持、天國太刀(三三)。橋本次郎右衛門所持、加藤清正飲食器(三三)。兒玉太郎左衛門所持、古升(三三)。内海友三郎所持、源頼朝富士の牧狩の鏝(三三)。福善寺所持、福島正則鐔(三三)。五阿彌久次郎所持、劔(三三)。平田玉蘊所持、古鏡(三三)。内海十兵衛所持、毛利元就感狀(三三)。大紺屋貞兵衛所持、小早川隆景感狀(三三)。古志

尾道志稿後編

(此の目次は校訂者之れをつくる)

目次

例言……………校訂者述……………(一五)。

序……………中島棕隠……………(一七)。

尾道志稿後編目録……………(二六)。

卷之 上

雜記——露心法師記行(三九)。大平百物語卷之四、女の仇心永く恨みを報ひし事(四〇)。千光寺の記(四三)。和漢三才圖會(四四)。太平記第二十二(四四)。環の屋の詞(四四)。西備名區記事(四五)。富島邦道と著者との贈答歌(四七)。土屋老人八十賀の僧慈延詠歌(四八)。龜山氏の郎女に贈りし小寺清先の歌(四八)。玉の舎の記(四九)。龜山、平田の二女に贈りし蒿溪の歌(四九)。荻のこと葉(四九)。西國寺鐘銘(五〇)。

卷之 中

詩文——(一五)。

卷之 下

古器——龜山氏藏、古鏡七面(二六)。吉井氏藏、古鏡二面(二六)。西原氏所藏、古鏡一面(二六)。山陽外史の西原環屋古鏡詩序及春風の同詩(二六)。岡田氏藏、古瓦硯及古硯(二六)。龜山氏藏、古硯及古瓦硯(二六)。橋本氏藏、古瓦研(二六)。菅晋帥の吉井藤三郎未央宮瓦研の詩(二六)。吉井氏藏、未央宮東閣瓦研(二六)。山口氏藏、硯箱(二六)。平田氏藏、硯盃(二六)。岡田

九助所持、治部元長書札(三三)。
詩——(三四)。
歌——(三八)。
俳諧發句(三〇)。
畫圖——尾道全圖(三三)。尾道繪圖の一(三三)。尾道繪圖の二(三三)。淨土寺古代圖(三三)。



氏藏、笙古管銘巴丸(二六)。橋本氏藏、古琵琶銘空蟬および撥と箱(二六)。空蟬緣由(二六)。龜山氏藏、鈴(二七)。小川氏藏、野太刀(二七)。能方藏、太閤秀吉能衣裝狩衣、同模様(二七)。能方藏、古作大癒見面(二七)。山村氏藏、足利將軍より拜領の刀(二七)。矢野氏藏、太閤秀吉の千世縁と名づけし奇石(二七)。龜山氏藏、奇石廬山(二七)。淨土寺藏、牛王石判(二七)。田能村憲政……………(二七)。
頼 襄 跋……………(二七)。
貫名芭跋……………(二七)。
同万年井記……………(二七)。
尾道志稿編を寫すに就て……………尾道圖書館長事務取扱吉本佐吉氏(二七)。
龜山紀卿君碑……………頼惟柔撰……………(二八)。

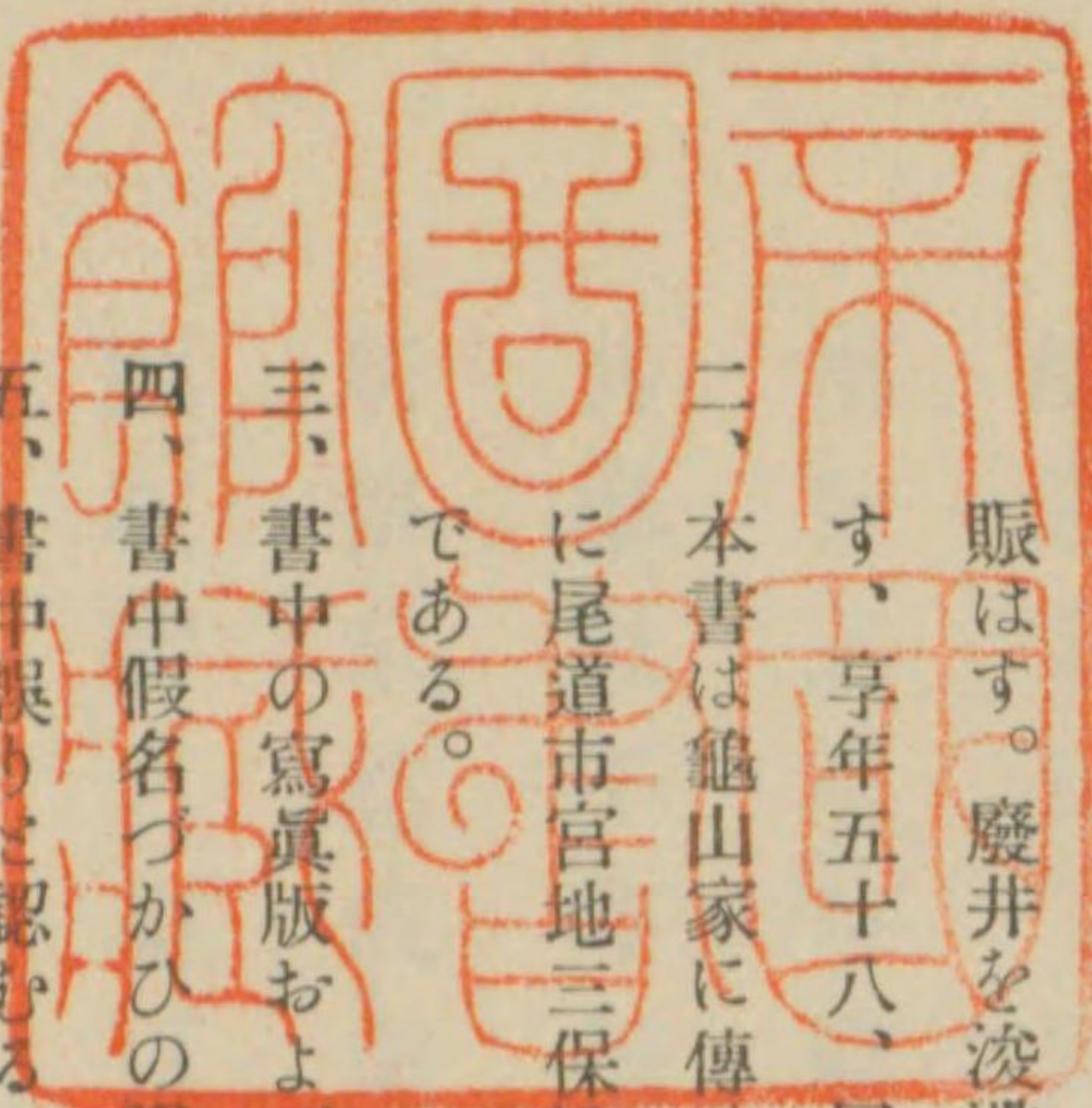
尾道志稿

例言

- 一、本書十一卷は、今を距る百十八年前、文化十三年丙子春正月の脱稿にかゝり、尾道の人、龜山氏、諱は士綱、字は紀卿、俗稱本助の著はすところ。著者は幼時より書を讀むことを好み、初め島居實齋、菅茶山に學び、後ち京都の若槻幾齋を師とす。常に文雅の士を喜び、頼山陽、田野村竹田、貫名海屋、中島棕隱等に交はる。資性恬裕慈愷、屢次資を捐て、窮を賑はす。廢井を浚濬すること二、新井を穿つこと一、闔邑之を徳とし、遺澤今に及ぶ。文政十年丁亥七月二十七日病て歿す、享年五十八。尾道土堂町信行寺に葬る。其の詳なることは、頼杏坪の撰にかゝる碑文に明らかである。
- 二、本書は龜山家に傳はるところの著者自筆本により、同家の親戚橋本研吉氏の手により謄寫されしものを底本とし、猶ほ脚に尾道市宮地三保松氏所藏にかゝる、尾道志稿寫本——これも著者自筆と認むるもの——により、更に對照校訂してある。
- 三、書中の寫眞版および凸版は、何れも宮地氏所藏本に據つたものである。
- 四、書中假名づかひの誤あるも故らに訂正を加へず。
- 五、書中誤りと認むるもの、および寺院所藏の古文書など、校訂者親しく對照のうへ、誤りと斷定したるものは、何れも誤字の下に括弧を施して正字を記し、誤字正字の右側に圈点を加へておく。猶脱漏もあるべく、大方の是正を希ふ。
- 六、本書原本になきも、漢文體のものには、讀み易からしむべく句点を施しておく。
- 七、本書の校訂刊行にあたり特に援助を得たる、澤井常四郎、橋本研吉、宮地三保松、川ノ上亮作の諸氏に、深く感謝するものである。

昭和九年三月二日

校訂者 養兎翁 越智宿禰 正通





尾道志序

尾道者官驛之通衢、而海路之要津也、是以其名聞乎四方、莫不知者、然其所稱不過民戶之富、魚鹽之利、殊不知其江山之最勝、而風土之最舊也、書策所載、玉浦之名見于萬葉集、尾路關之稱錄於武備志、其他野史所傳指不遑屈、若夫菅相公之停舸艦、足將軍之會歌詞、誰無懷古之感、則宜編史乘、發揚其美、而未聞其舉、豈不亦憾乎、近藝藩特下命、修其邑志、紀卿素有考古之才、於是尋舊聞、參新得、犁然成業、爲卷十一、爲條二十一、古今之跡如指諸掌、江山之勝亦於是乎顯、紀卿之業可謂勤矣、余嘗因藩命修福山志、以封疆之異、雖同州而不及他郡焉、今尾道志既已成、則各郡當逐次續紀卿之業、而後州內之全志可期以見矣、余之夙志亦在乎此、云、紀卿謁余序、因喜以書。

文化十五年戊寅二月

備後 菅 晋 帥 識

577-62

尾道志稿目錄

- 卷之一 尾道
- 卷之二 舟船
- 卷之三 廟墓
- 卷之四 塔寺
- 卷之五 塔寺
- 卷之六 塔寺
- 卷之七 塔寺
- 卷之八 塔寺
- 卷之九 人品
- 卷之十 名勝
- 舊家

- 公署
- 街市
- 畝高
- 戶口
- 池
- 海
- 山
- 石

- 古蹟
- 土產
- 風俗

尾道志稿 目錄

卷之十一

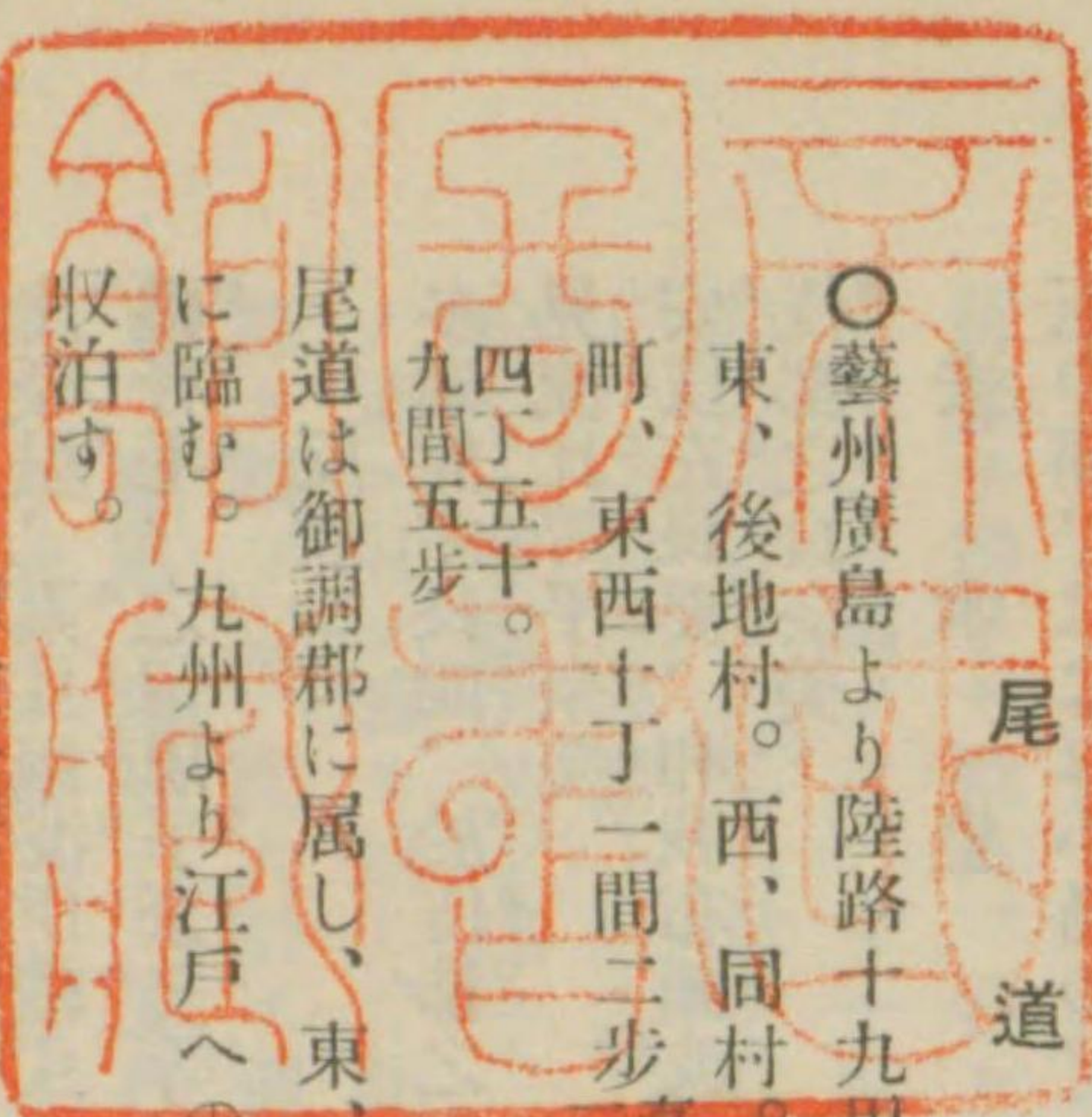
- 古器
- 詩歌
- 画圖

畢

目錄 一

尾道志稿 卷之一

龜山士綱著



北極出地三十四度三十一分

○藝州廣島より陸路十九里半、東にあり海路廿五里。

東、後地村。西、同村。北、同村。南、海。

町、東西十丁二間二歩直間九丁。南北、五丁四十八間九歩直間四十五歩。

尾道は御調郡に属し、東、福山領に接す。北、山に枕、南、海に臨む。九州より江戸への街道、諸國往還の舟船かならず爰に収泊す。

三原へ陸路三里、今津村へ陸路一里廿七丁、市村へ陸路三里、海路同。

向嶋へ海渡り六丁、干汐時四丁、福山へ陸路五里、陸路五里、海路八里。鞆津へ里、海路、三次へ陸路十六里、豫州今治へ海路十三里、同西条へ海路十五里、同小松へ海路十五里、同松山へ海路十七里、讃州高松へ

海路廿里、同丸亀へ海路十三里、阿州徳島へ海路四十三里、備前

岡山へ陸路十九里、雲州松江へ陸路卅七里、攝州大阪へ陸路六

海路六、武州江戸へ陸路百九十里余。

高札場より福山領境まで、十三丁六間。

尾道古名、玉の浦

萬葉集第十五 天平八年丙子夏六月、遣使新羅國之時、使人等乘船入海路上作歌八首 其中四首

奴波多麻能欲波安氣奴良之多麻能宇良爾安佐里須流多豆奈伎和多流奈里。

属物發思歌并短歌

安佐散禮婆、伊毛我手爾麻久、可我美奈須、美津能波麻備爾、於保夫爾爾、眞可治之自奴伎、可良久爾爾、和多理由加武等、多太牟可布、美奴面乎左指天、之保麻知豆、美乎妣伎由氣婆、於伎敵爾波、之良奈美多可美、宇良末欲理、許藝豆和多禮婆、和伎毛故爾、安波治乃之麻波、由布左禮婆、久毛爲可久里奴、左欲布氣豆、由久敵乎之良爾、安我已許呂、安可志能宇良爾、布爾等米豆、宇伎爾乎詞都追、和多都美能、於積敵乎見禮婆、伊射理須流、安麻能乎等女波、小船乘、都良良爾字家里、安香等吉能、之保美知久禮婆、安之辨爾波、多豆奈伎和多流、安佐奈藝爾、布奈豆乎世牟等、船人毛、鹿子毛許惠欲妣、柔保等里

能、奈豆左比由氣婆、伊敷之麻婆、久毛爲爾美延奴、安我毛敷
 流、許己呂奈具也等、波夜久伎豆、美牟等於毛比豆、於保夫爾
 乎、許藝和我由氣婆、於伎都奈美、多可久多知伎奴、與會能未
 爾、見都追須疑由伎、多麻能宇良爾、布爾乎等米豆、波麻備
 欲里、宇良伊蘇乎見都追、奈久古奈須、爾能未之奈可由、和多
 都美能、多麻伎能多麻乎、伊敷都刀爾、伊毛爾也良牟等、比里
 比等里、素豆爾波伊禮豆、可敷之也流、都可比奈家禮婆、毛豆
 禮杼毛、之留思乎奈美等、麻多於伎都流可毛。

反歌二首

多麻能宇良能、於伎都之良多麻、比利敷禮杼、麻多曾於伎都流、
 見流比等乎奈美。
 安伎左良婆、和我布爾波豆牟、和須禮我比、與世伎豆於家禮、於
 伎都之良奈美。

夫 木 集

衣笠内大臣

玉の浦、はなれ小島の、しほのまに、夕あさりする、たづそ鳴
 なる。

前 太平 記

先ッ當國熊山ニハ沢太郎、今張六郎、讃岐國ニハ新宮ノ瀧夜乃
 (又)、高松ノ鬼九郎、同弟熊尾ノ新六、阿波ニハ池田・中村ノ
 一黨、土佐ニ別府、淡路ニ由良、紀伊國ニハ田邊ガ一族三十七
 人、播磨ノ國法華山ノ袈裟太郎、備前ニ射越・原・今木、備中
 ニハ松山ノ荒五郎、備後國ニハ尾道六郎、安藝國ニハ金剛十郎、

ハ、普門品念、彼觀音ノ誓願ヲ和ケテ詠シ給ト覺テ、院主道謙法
 師初首ヲ吟セリ、三十三首ノ和歌あり畧シテ、三十三首ノ和歌ヲ
 悉ク誦上ケ給ヘハ、將軍モ誓願吟在シテ、大慈大悲ノ御念誦不
 怠、軍勢モ不畏、軍陳(陣)中ノ思ヒニ傾キ、怨敵退散ト誓ヒケ
 ル、其後院主ヲ被レ召テ和哥ノ由來ヲ尋給ケルニ、道謙法師御前
 ニ出テ、蹲テ霜眉ヲ開キ、抑此三十三首ノ和歌ト申ハ、前大御
 所左大臣尊氏卿、畿内ノ軍ニ討負給ヒテ、建武三年二月八日ニ
 兵庫ヲ落サセ給ヒ、海路遙ニ筑紫ヘ御下ノ時、嚴島大明神ヘ
 祈願ヲ掛サセ給ヒ、吾レ此ノ度鎮西ノ軍ニ討勝、九國ヲ討テ治
 メ味方ニ屬ケテ、今一度上洛セサセテ給ヨカシ、仰願クハ持明
 院ノ院宣ヲ被レ下、君ト君トノ御合戦ト成ラハ、尊氏八逆罪ヲ免
 レ、一定軍モ勝ト可成、單ヘニ神明吾カ義ニ與シ、神威ヲ加ヘ
 給ヘト誓願アリシ處ニ、靈驗忽チ新ニシテ、筑前ノ國多々良濱
 ノ軍ニ討チ勝チ給ヒ、此太刀風ニ恐テ筑紫九國ハ大半將軍方ニ
 靡キ順フ、無レ程大勢ヲ催シ、同四月廿六日ニ太宰府ヲ討チ立給
 ヒ、順風ニ纜解テ、五月一日安藝國嚴島ニ着給ヒ、三日御參籠
 在シテ様々ノ奉幣ヲ進メ、神樂ヲ奏シ給フテ益々天下太平ノ御
 誓願不怠、足利源氏什代ノ傳劍、來國光、國俊、神息ノ御劍ヲ
 神納シ給ヒケル、不思議成ル哉ノ結願日ノ暮方ニ、三寶院ノ僧
 正賢俊爲ニ勅使ヲ持明院ノ院宣ヲ被レ成下ケル、尊氏朝臣感應不
 斜、則宮中ニ是ヲ拜賀在シテ、神明ノ擁護忽チ生チ蒙リ、其
 上院宣ヲ賜ル上ハ片時モ急キ上洛可レ有トテ、同日御船ニ被レ召、
 隠戸ノ瀬戸ヲ漕キ過キ給ヘハ、伊豫國ノ守護人河野對馬守通晴

鐘屋四郎、周防ニ関屋ノ梶五郎、長門國ニ萩野勤六、同ク金地
 丸、榎根父子、杉兄弟、九州ニハ上松浦、下松浦、高木、熊代等
 ヲ始トノ三道ノ張本百六十三人、其外ノ一類與黨算ルニ不暇、
 此者共ヲ被レ召ナバ、西海不殘、御手ニ入ラン、案ノ内ニ候。

太 平 記

新田、足利相挑テ未戰處ニ、本間孫四郎重氏、黃瓦毛ナル馬ノ
 太ク逞キニ、紅下濃ノ鎧著テ、只一騎、和田ノ御崎ノ波打際ニ
 馬打寄セテ、澳ナル船ニ向テ大音聲ヲ擧テ申ケルハ、將軍筑紫
 ヨリ御上洛候ヘハ、定テ輒、尾道ノ傾城共多ク被レ召具ニ候覽、
 其爲ニ珍ラシキ御肴一ツ推テ進セ候ハン、暫御待候ヘト云儘ニ
 上ハ差シノ流鏑矢ヲ抜テ、羽ノ少シ廣ガリケルヲ鞍ノ前輪ニ當
 テ、カキ直シ、ニタ所藤(藤)ノ弓ノ握リ太ナルニ取副、小松
 陰ニ馬ヲ打寄テ、浪ノ上ナル鶴ノ己ガ影ニテ魚ヲ驚シ、飛サガ
 ル程ヲ待タリケル。

後 太平 記

已ニ備後ノ國尾道ニ着セ給ヒ、淨土寺ニ暫ク旅行ノ勞レヲ休メ
 坐シケル、此淨土寺ト申ハ、去ル建武ノ軍ニ父祖尊氏卿西國ニ
 下向在シ時、此ノ寺ニ久ク留陣在テ中國ノ軍勢ヲ催促シ給テ、
 無程上洛在マシ、兵庫、和田ノ崎ノ合戦ニ討勝素懷ニ叶ハセ給
 ヘハ、先例ヲ思召シ出サレ、近國ノ御方ヲ爰ニテ御催ノ爲トゾ
 聞ヘケル、角テ將軍ハ淨土寺ニ軍旅ノ勞レヲ休シ給ケルニ、佛
 前ニ三十三首ノ和哥ヲ掛タリ、取上ケテ見給フニ、尊氏
 卿武運ヲ祈リ給ヒテ、嚴島大明神ノ本地大慈大悲觀世音
 ニ寄進ノ詠歌ナリ、執事武藏入道常久跪イテ讀上ケ給ヘ

村上三郎左衛門義弘、兵船七百余艘、兵八千余騎ニテ馳加リ、
 其外周防長門安藝石見出雲伯耆備后備中ノ軍勢悉ク馳セ属テ、
 御勢無レ程三十万奇(騎)ニ成ニケル、尊氏朝臣少シ目(眼)給ケ
 ルニ、南方ヨリ光輝ヲ放テ、觀音菩薩嬋妍タル御姿ニテ、船ノ
 舳先キニ現シ給フ、眷属ノ二十八部衆相隨フテ弓箭劍戟ヲ帶ヒ、
 岐々トノ御坐シマス、尊氏朝臣驚キ覺メテ夢カト怪シヒ見給ヘ
 ハ、山鳩一羽舟ノ屋形ノ上ニ宿ツテ兩翼ヲ扣キ、搔キ消ス様ニ
 ゴ失タリケル、是則嚴島大明神ノ示現新ナリシ共也、抑龍神
 ト申ハ、千手二十八部ノ其一ニテ御坐マセハ、觀世音菩薩ノ画
 像ヲ自ラ画キ給テ、船毎ノ舟玉ニ是ヲ推サセ給、士卒武運ノ御
 誓在テ、其日漸ク當國當寺ニ着セ給ヒ、暫ク休ラヒ、旅行ノ御
 勞レヲ甘ケ給、(宵)通普門品念彼ノ段三十三首ニ和ラケ、嚴
 島大明神本地觀世音菩薩ニ手向ケ給ケレハ、念彼ノ誓ヒ新ニシ
 テ、軍旅ノ御謀、モ已ニ決シ、聽テ御船ニ被レ召、一族四十余
 人、外様ノ大名百六十人、兵船七千余艘ニ取乗テ、渺々タル海
 上ニ一片ニ帆ヲ列子給ヘハ、海水蕩々ト漲リ、崖打ッ波ハ山ヲ
 動シ、檣棹歌震、天、無レ程攝津ノ兵庫ニ着セ給テ、忽チ軍ニ
 討チ勝チ給ヒ、天下永ク武家ノ權勢ニ版ル事、單ニ此三十三首ノ
 和歌ノ誓願ナリト、暫ク御物語申サレケル、義滿朝臣、備后ノ
 國淨土寺ニ暫ク休駕シ給、三十三首ノ誓歌ヲ感得シ給テ、當家
 永ク武榮ヲ樂ム事、單ヘニ嚴島大明神ノ擁護ヲ加ヘ給フ靈驗ナ
 レハ、父祖左大臣尊氏卿ノ先例ニ任セ、嚴島ヘ參詣可レ有トテ、
 同四月五日ニ備后國尾道ヲ御立チ在テ、安藝ノ國已斐、古江、

草津ニ継テ陣ヲ取り給フ。

道ゆきぶり

源貞世

足引の、山わけくだりて、おのみちの浦にいたりつきぬ、この所のかたちは、北にならひて、あさちふかく、岩ほこりしける山あり、ふもとにそひて、家々所せくならひつゝ、あみほすほどの庭たに、すくなし、西よりひんかしに、入うみぞをくみえて、朝夕しほのみちひも、いごはやりかなり、風のきをひにしたがひて、行くる船の帆かけも、いごおもしろく、はるかなるみちのく、つくし路の舟も、おほくたゆたひるたるに、一夜のうきねする君ごもの、ゆきてはきぬる、かこのうかひありくもげにちいさき鳥にぞ、まがふめる。

九州の道の記

豊臣勝俊

おなし國おのみちといふ所より船にのりて、おもしろき浦々に、こゝろをなくさめて、すこしふるさともわすれぬへきこゝちしてなむくたりける。

海東諸國記

白滝戸至尾路関三十五里、自尾路至兵庫関七十里並水。

圖書編

三才圖會 登壇必究

和奴密知

陰徳太平記

同八年七月二日、荒木志摩守父子、尾崎ニ在ケル村重父子ト牒シ合セ、上下五六十人ニテ兵庫ヨリ兵船ニ取り乗テ、藝州ヘゾ落行ケル、村重ハ輝元ヨリ扶持セラレテ、備後國尾道ニ閑居シ

き身なれば、其志の變せんことを廣瀬が常にかすりて聞る毎に、深くかこちて、『花すゝき、君が方にぞ、なびくめる、思はぬ山の、風はふけども』かく心の底を顯はし、先に屢往來せし知音の客來れども、これをむかへず、廣瀬か外は皆病と称して會せず、如此こと久し、中畧。都産云、君才智あり我麗艶あり、才と色と相得て捨がたきは自然の理なり、君の意と我心と是を神明に誓ひ、是を松操に結ふこと久し、君異日少しの間を得給はゞ再びこゝに來り給へ、我命たにあらば朝と暮と君を待ん、こゝにおゐて二人天に盟て香を焚、其灰を酒中に致して共に是を飲、其夜此所に同じく宿して久曠遠別の情を演べ、日出別るゝに臨て相與に大に働き、女が石ともなるべき心の中を察しやりて、來る年の此月頃は、かならず來らんと約し、涙ながら舟にうつり、大和にかへりしより、親は年老、家事又多く、人を待ぬ年の足早く、一年は早いつか過て、また來んといひしも空ごにやなりぬらんと、人見ぬ折節は涙を洒ぎくらす、備後より來る人、都産が許よりの消息を傳へ來りて、都産は病にのみ臥してありと聞て、封を疾開き見れば、書つらねたることはのすへに、『人を待、やどはくらくぞ、なりにける、ちぎりし月の、うちに見へねば』又一聯の句あり、『春蚕到死絲方盡、蠟燭成灰淚始乾』廣瀬消息のやうを見て大に傷感し、返り言に書つくして病をいさめ送りける。下畧。

玉浦記

洛南老樵 閑田子菫溪

吉備のしりへの國に、尾のみちといふは、うなちにも陸路にも

テ被レ居シガ、信忠卿殊ニ勲ニ音信シ給フ、其後秀吉公、天下膺録ノ時召出サレ、茶ノ湯嗜ナレバ其料ニトテ、攝州菟原住吉ニテ少地ヲ賜リ、境ノ津ニ在テ利休居士ト常ニ茶ヲ弄テ年光ヲ送迎セリ、剃髮シテ道叢ト号シケルヲ、秀吉公道薫ト改メラル、嫡子新五郎ハ植田與助ト号シテ、江州志津之嶽之合戦ニ、秀吉公ノ手ニ在テ無ニ比類ニ勵シケリ、後日モ祝髮シテ宗立ト称ス、同舍弟彌四郎モ被ニ召出ケルトカヤ、道薫ガ吹擧ニ因テ、家人荒木志摩守父子、池田久左衛門父子、秋岡次郎介等モ皆被ニ召出、各食地ヲ賜リケリ。

莖草紙

上畧備後の國尾の道といふ所に、名高き三人の遊君あり、本は都の生れなるが、父母の零落に隨て爰に來り、其類あるに倣て遂に兄弟三人遊女となりて父母を養ふ、姉を都産と呼び、妹を檜垣と呼び、季を鄙路といふ、三女ども其顔色歌舞、群妓の上に出て、是と高下を争ふものなし、中にも容色は都産まさり、南枝先時めきて、遠近の雅人此爲にこゝに來る人多く、一度其顔を見て榮とする人は、皆名ある人々なり。中畧。一とせ大和國の人に廣瀬十郎といふもの、葦田府に叔父ありて物学の爲こゝに來り、尾道に通ひて都産に好みをなしける、都産一度此人を見るより、我夫と思ふべきは此人なりと心に取定めて、うらなく相馴しかば、廣瀬も妻乞若ざかり、彼が誠ある心にほだされ、魚と水との離れがたきがごとく、およそ花に座し月に醉ふも、皆手を携へて行、戀々として兩々相捨ず、されと迎る人多

便よかめれば、船の舳のむかはぬ時なく、駒のおおとたゆるをりなくて、いごにもきひぬるからに、世にはたゝあきものゝ淡とのみしりて、ゆえよしある所のみかは、其望みはたよかなるをも、いはぬこそをしけれ、そもゝ此うらの名、もどは玉の浦とふことは、萬葉集の卷のついで、十五のみしかうた、長歌にもみえて、其まへ、しりへの國、所のついても、さたかなるを、中昔よりよくもかうかへす、同じしうにあなる紀の國の、たまの浦にまさらはして、ふみごにもしるされしを、契沖あさり出て其あやまちを正し、ことわれしは、かしこきかも、其たまのうらとふ名は、いつの頃にか夜ごに、くしき光みえしを、もろこし人の船はてし時に、たま有てんと探りて、千光寺の急ほうし巖とふ頂より、どうてゝもてかへりしとなも所につたへたるは、舊く風土記にもしるされしにやあらん、えしらねと、さるへきことゝおほし、はた尾道とふも、また今ゝの名にはあらず、こは玉のうらの山の尾のみちのこゝろにこそ、世に川合、落あひ、山中、山口などいへるも、もどそのの川、それの山につけたるを、そのつけたる名のみ残れるたくひならし、いよのそう純友に従ひしものゝ中に、尾道六郎あり、後に建武の乱れの頃も、鞆尾道のおそひ女など見ゆ、もろこしの武備志に、尾路関とあるは海と陸の岐にて、よく守らふへき所なればか、今まちかく関屋とふ里あるは其名こりなりけり、かくてまた、よき人のかりにもおはしませしをいはんに、菅原のおほきおとゝ、さすらへ給へるときに、風まらたまへるほごかも、

御みつから繪かゝせ給へるみかた、社にこめて今なほあかめまつれり、又等持院のおと、淨土寺にて歌のつとひし給へることもまたかなり、さて見放るけしきは、前に島々並ひて海は川のこと行めくり、あるは帯なし、あるは衿なして、くま／＼さはなれば、波風のおそましもあらず、行かふ大ふね・をふねの木の間にあはれ、いはほにかくる／＼など、うつしゑも筆限ありて及ふへうもあらず、山々の眺めさへのとなりけり、おほよそ東に口なしの泊、どもの浦あり、西に長居のうらなど、みな名たゝる所なるを、その中に此みなどは、故由ものそみも、まされるをよにしられす、玉のうらのうるはしき名、はたかくれしを、所の人々のこゝろあるか、いといたうをしきこととて、同じ國なる神邊のはかせ茶山うしに、かたらふ、うしつはらにかうかへて後、おのれに文をなすべく、ことよさし給ふか、おのれは、すへてしることなく、はた其うらもまたみねど、もとより名くはしきわたりをしたふくせあれば、魂うかれて、しめしのまに／＼筆を染はへるは、人わらんなりかしな。

藝備國郡志 形勝門

寛文癸卯著

西北山峙、東南海通、西州往來之衢也、西隣安藝、北接出雲、東通美作伯耆、南出備中一也、東有福山城、水野氏之所領也、西有三原城、藝牧之家臣淺野右近守之。

同 土地門

尾道屬御調郡、四民並居、雜品之具無不有、西洋海陸之通衢、而海客商夫必投宿於此、而資用於此。

寶曆十一年辛巳八月發起。

問屋座

元十四日町、今土堂町濱側にあり。

安永九年庚子五月發起。

年行司

三家 久保町、十四日町、土堂町、何れも濱側にあり。

窄

久保町新開裏にあり。

高札

久保町宮崎東端に建。

一枚、毒藥札

一枚、浦々札

一枚、切支丹訴人札

一枚、忠孝札

一枚、異國札

一枚、捨馬札

一枚、公儀御船札

一枚、浦々船賃借札

一枚、伴天連札

一枚、駄賃札

一枚、徒黨札

一枚、唐物拔荷札

右制札、以前は久保町八幡宮華表前に建し由。天和二年壬戌七月八日、古高札御引替新札となる。其後、正徳五年乙未三月、縣令氏野君の代に今の地へ移す。

以前は久保町宮崎に御番所あり今高札場の側。御番所下と云。其新建年代慥にしれがたし。尤、元祿五年壬申十月、縣令平山君、其時の年寄役の者へ、右番所の建し年月の尋あり、其答に宮崎御番所建候儀は久敷儀に御座候而知れ不申と云書附出せし由、久保町年誌に見へたり。又、右番所の引ケしは、寶

曆四年甲戌秋、縣令藥師寺君の代なり。以前は、當町三ヶ所に貫木あり東は八幡の下、西は寶土寺大門、北は新町の入口。、是亦新建

公

署 并船問屋 酒造家

○御奉行屋鋪

土堂町西にあり、以前の御代官屋鋪なり。尤、天明年中、縣令竹中君の時再建あり。

以前は御所屋鋪、中屋鋪、久保屋鋪とて三ヶ所に御代官の官舎あり。右に記す御所屋鋪は、正徳五年乙未より御奉行職始り、其勤番所となる。中屋鋪は寶永七年庚寅五月、當町天滿屋治兵衛へ讓賜る。今金光屋。久保屋鋪屋鋪。今日中保二十年乙卯三月、後地村へ移され、右舊地は町方へ讓を受、今に用屋鋪とす。

新御藏所

土堂町西にあり。

御運上所

久保町宮崎にあり。

寛文元年辛丑正月、豊表運上銀始る。同二年壬寅正月、煙草運上銀はしまる。

御銀札場

久保町本町にあり。

長江屋鋪

十四日町新町にあり。

町役場

土堂町渡場本町にあり。

御本陣

十四日町笠岡屋作右衛門。

中屋鋪

久保町、前に記す、用屋鋪。

裏客屋

久保町南裏にあり。

社倉藏

右裏客屋にあり。

寛政九年丁巳七月、當町林屋彦左衛門建之。

綿座

土堂町鱒屋平三郎。

年月分りがたし、延享の頃まで其柱残しと云。

船問屋

四十八軒。

酒造家

十一軒。四家、久保町。四家、十四日町。三家、土堂町。

藝備國郡志、土産門曰。尾道酒、尾道、屬御調郡。去三原不遠、釀酒者與三原相同、其酒味醇厚、經久不損、故自古大明、朝鮮、東京、東蒲寨、呂宋、琉球、往來之倭船、必繫斯處、以求酒滿樽、充船中之用云云。

又、庭訓往來抄曰。土佐材木、安藝樽、能登釜、河内鍋、備後酒云云。抄ニ云、備後酒と云事は又尾の道と云宿にはやる也とあり。又萬葉集第四に、『いにしへのひとのをさせるさびのさけやめばすべなしぬきすたらん』。又、夫木集に『朝おきて吉備の豊酒のみかへしいはじとすれとるてかなしも』。右二首は廣く備後酒のことを云なるべし。

街市

○久保町

當境三分の一を云。又、窪町とも書。

宮崎町

久保町の内、八幡の宮の崎なるをもて云。

石屋町

同町の内、石工數多住す。

長江町

東側久保町に屬す、西側十四日町に屬す。

昌泰四年、菅公の御船の着し地也。此時までは一筋の入

江なるよし。詳に塔寺の部に出す。

長江新町 東側久保町に屬す、西側十四日町に屬す。

人家建並しは後年のこと、見へたり、其年代分りかたし。

新開 久保本町南裏、宮崎裏迄。

久保町年誌ニ云。宮崎裏海藏寺沖、八幡築出し迄、長七

十五間、横坪三十五間の新開發起願主、當町松本千之助

とあり。元祿三年午三月上訴し、土工の初りしは同十一

年寅三月下旬のよし。

米場新地 藥師堂濱東方久保町より十四日町にかゝる。

此新地を築出せしは、寶曆五年乙亥四月、縣令藥師寺君

の時也。同年七月初旬までに成就し、其年の十月より此

地に米穀市始りしをもて名つけるなり。

沙寄場新地 久保町新開裏新地、娼家あり。

鳴子庵稻井が著せし塵塚と云書に、古への娼家ありしは、

才之前屬土とも、又は柳小路屬十四日町とも云とあり。遙

の後年になり、渡し場屬土に移す。其後、此沙寄場新

地へ娼家を建しは、縣令土屋君の代也。尤此地を築しは

縣令藥師寺君の代、寶曆年中のよし。

十四日町 當境三分の一を云。

塵塚に云。古へは叶小路と胡小路との間空地にて、毎月

十四日に市たち有し山。さすれば十四日市町なるを、下

畧して唱しならん。

藥師堂濱 十四日町南。

此地荒神社の後にあるを以て云。此地を築出せしは元祿三年午三月、縣令今枝君の代、町年寄孫右衛門在役中なり。

又、東土堂町濱南へ七間ほど、西土堂町濱南へ五間程築

出せしは、元祿十年丑正月、縣令平山、米田、山崎の三

君へ上訴し、同年二月許免。

幸之前 東土堂町北裏。

幸之神の鎮座まします前なるゆへ名つけし也。

寺小路 西土堂町北小路。

此辺は古へ福善寺の舊地なれば、寺の字を以て名とす、

詳に塔寺の部に載。

渡シ場町 同本町。

向嶋への津口なれば名つくるなり。

漁師町 土堂町西浦邊。漁者數多住す。

今町 土堂町西端。

當町の舊記に。土堂町西端、以前は人家もありしが、其後虚地となり、寶永、正徳のはじめまでは、蔬菜を種る地となりしを、正徳二年辰三月、縣令青木君の時上訴して人家數十を建つ、其明年巳四月家作落成し、土人今町と稱すとなり。

住吉新地 同南濱邊。

東土堂町濱邊より十四日町濱へかけ、東西凡九十間余、南北八間の新地を築、住吉神を鎮座せるは、元文六年辛

此地成福寺藥師堂の前に當るを以て云。此濱を築出せしこと、元和以後の記録に見へず、必其以前なるべし。又

毛利侯此地に船を繫しとも云。

又、此地より西濱辺船着のため石垣を築出せしは、元祿

二年巳九月、町年寄五郎右衛門勤役中なり。

山木戸 十四日町、長江新町裏。

大賣山の城主、杉原民部太夫元恒、天正年中此地ニ木戸

を建しと云。

念佛堂前 十四日町、長江本町裏。

元祿年中にあたつて、正授院念佛始る、因て此側をかく

名付しなり。

鍛冶町 十四日本町裏、鍛冶數多住す。

古魚店 東側十四日町、西側土堂町。一曰、天寧寺大門。

魚互市すること以前は定れる場所もなく所々にて鬻し由

其後此地を魚の店に構へ、明暦二年の頃まで市せしが、

縣令戸島君一ト先ツ久保町海藏寺小路へ移す。又今の魚

店東土堂町にありにかへしは、萬治の末、寛文の初なりと云。

土堂町 當境三分の一を云。一曰、御所町。

塵塚に云。古へ此邊に辻堂ありし由、さすれば辻堂町と

稱すへきを、土人辻を土と誤り唱て名とすとぞ。古老の

傳説に、此地の荒神祠は舍人親王を祭れり、因て都て此

辺を御所と云とぞ。

荒神堂濱 土堂町南。

西二月、縣令平山君の代なり。因之神号を以て此地の名とす。

畝 高

○十丁三反五畝三步

三百卅四石四斗七升九合

外ニ新開畝高

七反二畝十五歩

八石一斗九升六合

畝 合

十一丁七畝十八歩

高 合

三百四十二石六斗七升五合

新地坪高

四千令令坪四歩五厘

戸 口

○戸、二千九百二十六 以下舟船迄、文化十二年の改を出す。

内、千百九十五

久保町

六百七十三 十四日町
千五十八 土堂町

口、九千四百八十八
内、男四千七百三十二
女四千六百七十四

僧六十七

尼十五

馬十 牛二

舟 船

二百三十五艘

池 防火用水三ヶ所

○久保町宮崎裏 用水 元祿十三年庚辰十月堀之。
十四日町正授院境内 用水 元祿十四年辛巳堀之。
土堂町寶土寺大門東 用水 元祿十三年庚辰堀之。

尋を増と云。案るに寶曆の初より文化に至ること僅に六十年、海底の埋ること不爲少、福山志稿(料)に、山波ノ洲トテ海中ニ沙嘴アリ、ソノアタリ、ムカシ巨船往來セシ所、近日ハ六百石以上ノ船ハ通セス、サレハ海トイヘ斥山チカキトコロハ漸ク浅クナリユクナルヘシとあり。漁人云、山波洲潮干落の時、海底まで四尺ありと。山波當境を去ること僅に一里許、實に舟船往來の咽喉なり、可レ有ニ深考ノ地ならん。

山

○淨土寺山

當境より東に當る。

一日ニ瑠璃峯、絶頂に樂師を安置する故也。此山東南は海に添、北は防地御領分境につゞく、當境にて最高し。

西國寺山

愛宕山

大山寺山

右三山は一山なり、所によりて名を異にす。東防地の街道より起り、西市村街道に至て斷る。

善勝寺山

千光寺山

持光寺山

海

○當境の潮候

朔日朝四ツ時 十五日同時

菅礼卿先生の著せし福山志稿(福山志料)に。能嶋家海軍傳書に曰、大阪より備後の白石まで五十五里にて潮易す、是は上へみつる、白石より周防のさらしまて四十三里にて易す、是も上へみつるなりと云云。先生論之曰、白石ト云所、中後兩國ニアリ、相距ル事八九里ナリ、海軍傳ハ二百年前ノ書トミユレハ、潮ノ會所ソノ後所ヲカヘシヤ、或ハ其時マテハ備中白石モ備後ニ屬セシヤ、能嶋ハ備后人ナレハ近隣ノ事誤ルヘキニアラス、貝原翁モ白石ハ備後ニアリト云、潮信唐詩ニ海上明月與潮生トアレハ、海枝屈曲ノサシ入ル所ハ所々ミナ遅速アリ、山陽ニテ藝備ノ間嶋岨コトニ多ク、潮候サマサマナリ、八月十五日ノ候、福山ハ四ツ時ニ滿、鞆ハ四ツ時半滿松永モ同時ナリ、其餘ハ略ス、大抵八月潮多ク、四月七月九月コレニ次、二月十月スクナク、六月暑甚キ時亦スクナシトあり。

海潮淺深

栗原沖 滿潮十三尋 干潮九尋余

渡シ場沖 滿潮九尋半 干潮六尋

藥師堂沖 滿潮七尋余 干潮三尋半

淨土寺沖 滿潮八尋余 干潮四尋

鼓岩沖 滿潮十一尋半 干潮七尋余

寶曆の初メ潮淺深をはかりし書に。渡シ場沖八尋、藥師堂沖四尋、淨土寺沖七尋、鼓岩沖十三尋。滿潮の時は都而三

右三山も一山なり、所によりて名を異にす。東善勝寺より起り、西は栗原村にて斷る。山は都而後地村に屬す。

石

○鑿鑿岩

岩は千光寺の南にあり、土人ほんく岩と云。小石にて打けば鼓の音出ると云。菅礼卿先生の詩に

山背ニ秋水ニ水背山。山重水複秋天寬。一杯一帶磨ニ明鏡。點綴翠岩丹巘間。千光寺南鑿ニ崖曲。閑看風帆斷還續。一帆忽出遠ニ松林。直掠ニ山頭ニ沒暮嵐。一帆徐入乱島中。時見崑崙出ニ桅尖。東南瀾處幾千頃。水天一色蕩清廻。衆帆翩如ニ白鷺群。相逐遙向ニ遠山翻。前灣泊レ船船銜レ尾。危檣如ニ林擁ニ津市。中有ニ彩舸ニ發ニ笙歌。知是載ニ妓去隨レ波。又有ニ柁樓ニ人圍繞。知是攤錢會ニ三老。鳴榔漸遠夕陽沈。水波始恬山影深。山皆珍松雜ニ奇石。人撫ニ龍鱗ニ躡ニ虎額。此石鑿鑿踏有レ聲。嵒芒亦可レ着ニ數客。勝槩從來我所レ求。他時何各尋ニ此遊。主人不レ答客亦默。松風稷稷吹ニ吟愁。六橋三柳懸ニ鯨海。祇有ニ清幽傳ニ繪事。吾生吾願了幾時。此日此情聊可レ慰。沙禽相喚度ニ鹽田。萬家樓影欲ニ夜天。手撰ニ歸杖ニ猶未レ起。貪看幽事顧且指。冥際火見宿獨渙。遠水明滅山模糊。

博檣岩

善勝寺の山上にあり、何によりて名つけしこと、しれがたし。

尾道志稿 卷之二

龜山士綱著

至て廣し。今淨泉寺本堂前の井は當社の御供水なり。又、同寺北の寮の地は當社御池の跡と云。

一、神殿一宇 應神天皇を祭。

祭礼、毎年八月十四日、同十五日。

棟札寫

神主 重正

願主 辛辰歲男

庚仁治元年

壬子歲男

奉屋根替八幡宮當所安穩所

癸戌歲男

子二月吉日

己寅歲男

乙子歲男

應永二十年

神主 氏重

奉造營八幡宮當地安穩祈所

八月吉日

願主 當所中

丁永正十四年

神主 重忠

奉造八幡社頭一宇當所繁榮祈也

廿八月吉日

其外棟札あり畧之。

一、廊下

一、拜殿一宇

一、神樂殿一宇

一、神供殿一宇

一、神殿一宇

祭礼、毎年六月十七日夜。

一、拜所一宇

一、小祠 稻荷

一、小祠 猿田彦

一、石華表

山王社

○山王社は西江寺の北なる山腹にあり。是亦尾道七社の其一なれば、必古き鎮座ならん、年代分りかたし。祠邊に榎の大木ある故にや、榎本の神社とも唱るよし。古へは此一山松杉繁茂し、僅に樵路を通るのみ、夜は社頭の燈を見て東西を分ると云。土人の云傳へに昔は當社の祭日には、猿數多來會せしとぞ。

一、神祠一宇

祭礼、毎年四月申ノ日。

一、木華表

幸之神

○幸之神は古き鎮座のよし、其年代は知れかたし。古へより此邊を幸の前といへば、必此神の鎮座あること疑なし。蓋、此地往古は海に瀕し一路にて、其路上に勸請せし道祖神なり。社司の記録に、天正八年九月十三日、當境孫左衛門といふ者の夢に、白髮の老翁あらはれて曰、我此地に住こと年久し、我光りを見よと告て夢忽覚ぬ、孫左衛門奇異の思をなし、

廟 墓

八幡宮

○龜山八幡宮は貞觀年中の鎮座と云。藝備國郡志祠廟門に曰、八幡社在御調郡尾道山上とあり。案るに清和天皇貞觀元年、始て山城國男山石清水に宮を建とあれば、それよりして當境にも此神を勸請せしならん。又、當山を龜山と云は、其形似たるを以て名つくる也。後年左方に、延龜山十王堂、右方に遊龜山淨泉寺を建ツ、皆當山の麓なれば山号とせ。後年仁治年中、社司五郎重正の代にあつて、祠再興あり、棟札存在す。又、應永年中、社司氏重の代再興あり。其後兵火のために神殿悉く焼亡せしよし、此時傳來の寶器舊記等不殘灰燼と云。本邑戰場となりし事、歴代正史ならん。因茲永正年中祠造營あり。後又毛利氏再造ありとも云。社内に毛利家より寄附の木馬ありし由。元祿の初、再び回祿にかゝる。今の本殿は元祿五年壬申造立なり。古へは境内も

一、二宮

一、小祠

一、小祠

一、小祠

一、幸神祠一宇

一、小祠

一、隨身門一宇

一、神輿藏一宇

一、石華表

萬治貳曆霜月造立書付ル。

額 御攝家御筆。

以前は木華表なるを、星霜重り朽しにより、万治二年石にて作る由。

一、社司宅

嚴島明神

○宮崎嚴島明神は鎮座年代分りかたし。蓋、尾道七社良宮、山王社、嚴島明神、丹生明神、と唱る其一社なれば、極て古祠なり。今此地を築島といふは、古へ此邊は都て海にして、其中へ此地の張出せるにより名つくとなり。又、伊都岐島の伊の字を上畧して都岐島と唱るとも云。近世は東西に人家を並へて市中となれり。當社も是まで度々の再興有しならん、然るに其棟札等もしがたし。

其まゝ家を出て見れば、土中光あり、明旦此所を堀に一ツの玉石を得たり、難有思ひ、禰宜次郎左衛門に逢ひ此譯を語り正しく此神の御告なるべしとて、諸共に社を建立し鎮座せしとあり。

案るに幸の前の娼家といふ古言あり。太平記に、鞆、尾道の傾城と云文あり、されば建武以前より此神の鎮座ましますこと疑なし。然るに天正年中、又玉石を得て社を建立すと云は、此玉石を合殿とし社を再興せるならん。

一、神祠一字
祭祀、毎年五月十三日。

良宮

○良宮は平城天皇大同元年丙戌の鎮座と云。當社、古へは北方は大賣山につゞきて松杉枝をましへ、南方は遙に碧海に臨む境内に大木大石數多ありて、常に清水湧出し、至極の清淨地なる由。今只御手洗と稱る古崗のみ獨立せり。

古老曰。當社古へは僅に本殿一字のみなり、今華表の建しあたりより山路縈回し、松林の中を登詣す。其兩側は一面の原野なるに、碓松、躑躅の類繁茂せし由。案るに、後年後醍醐帝の御宇、普明國師、天寧寺を開基し、文和中大覺大僧正、妙宣寺を草創し、正和の頃空教上人、吉祥坊を建と見れば、今東西の寺院の開基以前のことなり。殊に拜殿、神樂殿、末社等の類も皆後世の造立なれば、古老の言の如く原野なりしこと疑なし。況、當境數百年の昔は、居民も至て少く、山を鑿て畠となし、海を埋て人家とせしは最後年のこ

奉再興丑寅宮社壇上葺一字右趣者金輪聖王天長地久御願圓滿
神祇威光倍增法樂處
大工 田坂惣左衛門正吉 小工

文祿四年乙未十一月二十八日

禰宜 神兵衛尉

欽言

奉再興丑寅宮社壇安全天下太平萬民快樂當所繁昌諸人豐饒祈
慶長十六年辛亥菊月廿八日

願主 竹村善兵右衛尉、同城戸助兵右衛
大工 藤原彌左衛門

奉造立備後國御調郡尾道浦丑寅神明御寶殿一字并拜殿伏願天
長地久諸願圓滿國家太平萬民豐樂當處安全氏族繁榮處
于時寛文六年午六月十五日

本願神主 永井左京進長政

大工 藤原九郎兵衛尉 小工 又右衛門

此後元祿二年、寶永二年再興の棟札あり畧之。
社頭に白柄の古長刀一振を納む、其柄に左の文字あり。

良神明奉寄進長大刀一振

天和三年九月二十八日

一、祝詞殿一字

一、廻廊

一、拜殿一字

となり。

後代、神殿回縁にかゝる、此時にあつて大同以來神納せし寶器、甲冑、刀劍、舊記等まで悉く燒亡せしとぞ。因茲文明七年乙未秋七月、平朝臣盛祐再興の大願を發起し、同年十一月造營落成す。其時の棟札に、願主平朝臣盛祐、勅使田綱左京亮、作事奉行三上三郎左衛門尉云云。又、長祿二年戊寅、文明九年丁酉、元直、基家より宛行狀并に慶長五年庚子、田中氏より打渡シの寄附狀あり、左に記す。

一、本殿一字 伊弉諾尊を祭。
毎年九月廿八日、同廿九日。唯一神道祭祀。

棟札寫

奉立棟備後國御調郡尾道浦丑寅宮御寶殿伏願天長地久御願圓滿
國家太平萬民快樂
昔文明七乙未十一月廿八日
願主 平朝臣盛祐
大工 藤原 宗長

裏書

丑寅宮、文明七年乙未從七月十八日一番匠作事始而同十一月廿八日己午刻上棟、同御遷宮願主平朝臣盛祐、大願成就云云、大工尾道次郎右衛門尉、屋源右衛門尉、三原與三右衛門尉也、其外諸番匠廿余人、并鍛冶大工各職者、作事奉行三上三郎左衛門尉、田綱左京亮、勅使九郎右衛門尉元藤、世良二郎右衛門尉、右人數長蒙神恩、壽命長遠而彌可福壽增長者也、同年同日誌之。

一、神供殿一字

一、二宮一字

一、小祠

一、小祠

御池

一、神樂殿一字

一、小祠

一、幸神祠一字

一、神輿藏一字

一、能舞臺

同樂屋

一、隨身門一字

一、石華表

萬治三年庚子三月造立

額 九條殿御筆。

一、社司宅

宛行狀寫

宛行尾道丑寅社禰宜分之事

合田畠者

右以前宛行所不_レ相替禰宜三郎次郎可_レ相斗處實也、就_レ社家_一無沙汰之儀候者、何時も可_レ被_レ召返候、若以前之判形なと出し、雖_レ沙汰及候、ふるほうくたるへし、仍爲_レ後日_一宛狀如_レ件。

元直判

元直判

元直判

長祿貳年卯月廿七日

宛行 尾道浦

廿寅社 禰宜分之事

合田畠在之

右彼在所任ニ數通支證之旨申付上者、不レ可有ニ相違ニ候、但社頭之儀御祈禱以下者、如レ先に可レ致ニ精誠ニ者也、仍爲ニ後日ニ狀如レ件。

文明九年丁酉八月十日

慶家判

備後國御調郡尾道廻之内 打渡之事

坪付之事

合

コモリ所

寺職二畝廿步

代貳百六拾文

今者

吉祥坊抱

石畠

代五百廿文

かちや

彌左衛門

植峠

畠 一反五畝

代八百三拾文

小太郎

同所

代壹貫七百五拾文

次郎五郎

同所

畠 二反五畝

代三百六拾文

助三郎

同所

畠 二反

代壹貫貳百文

神五郎

やさう

同所

畠 五畝

代三百文

弟

同所

畠 一反二畝

代七百廿文

與二郎

同所

畠 一反二畝廿步

代八百八拾文

太郎五郎

同所

畠 二畝

代百廿文

源太郎

きやう田

代三百文

太郎五郎

本願主 先手物頭兼尾道寺社奉行 平山角左衛門尚住

作事役 徒士兒玉忠八久慶

大工 藤原四郎兵衛重之

轉法輪山莊嚴淨土寺現任四宗兼傳小比丘大阿遮梨悟達泰真

寛保元辛酉年九月吉祥日

一、石華表

一、僧庵一字

荒神宮

○土堂町荒神宮は、古き鎮座のよし、其年代分りがたし。古老曰、當社は舍人親王を祭れり、故に此邊を御所と唱るよし、されは神号も古代は皇神と書しを、後世荒神にかへしならん。蓋、以前は僅の小祠なりし由、地面を築上、今の社を造営せしは百年前のことなり。

一、神殿一字

毎年正月、五月、十月、廿八日夜祭礼。

一、拜殿一字

上段、下段

一、僧庵一字

幸神宮

○幸神宮 久保町の内丹花は、鎮座の年しれがたし、後年延寶六年午九月再興あり。

一、神祠一字

祭礼、毎年四月廿七日夜。

社後に榎の大木あり。

ビワク追

田 一反四畝

米貳石一斗

與二郎

叶丸

代壹貫六百五拾文

今六太郎四郎

同所

畠 三反三畝

代四百廿文

與三太郎

カクレサコ

代五百文

惣太郎

トノ、フロ

代三拾三文

小次郎

畠 一畝

見出し

以上

田壹反四畝

米貳石壹斗

畠壹町六反

代九貫八百五拾五文

寺敷壹ヶ所

并拾壹石九斗五升五合

代方共ニ

右廿刁御神領打渡所申如件。

慶長五年九月廿八日

田中

佐渡守判

禰き

神兵衛殿

住吉明神

○住吉社は、古へは淨土寺の境内に鎮座せし由。元文六年辛酉二月、新地數十間を辟き今の地に遷座あり。此時縣令平山君、當湊の蕃榮を祈願し、重代の正宗短刀を寄納あり。今淨土寺の一、神殿一字 蛭子、金毘羅、合殿 祭礼、毎年六月廿八日夜。

棟札寫

新造宮住吉社一字俯祝 今上皇帝聖化無疆大樹福威四海寧康 特禱大府明君國家永昌本願檀主文武榮光士庶軌道嘉運彌長

一、小祠

一、舞殿一字

白髭明神

○白髭社 久保町八間小路

一、神祠一字

祭礼、毎年六月廿三日夜。

鎮座しれず。

一、拜所

○白髭社 水左内舊宅地。

一、神祠一字

祭礼、毎年五月廿三日夜。

鎮座しれず。

一、拜所

○幸神社 十四日町中之段

一、神祠一字

祭礼、毎年五月廿七日夜。

鎮座しれず。

一、拜所

○八幡社 土堂町渡場本町

一、神祠一字

祭礼、毎年八月廿五日。

鎮座しれず。

一、拜所

○幸神社 十四日町善勝寺下南方

一、神祠一字

祭礼、毎年八月廿五日。

鎮座しれず。

一、拜所

○幸神社 今曰木戸幸神

一、神祠一字

祭礼、毎年八月廿五日。

鎮座しれず。

一、拜所

○幸神社 十四日町善勝寺下南方

一、神祠一字

祭礼、毎年八月廿五日。

鎮座しれず。

一、小祠一字

祭礼、毎年(何の記入もない)。

地主権現

○地主権現十四日町柳小路。

鎮座しれず。

一、小祠一字

祭礼、毎年六月廿四日夜。

蛭子十一社

○一、小祠一字宮久保町崎

一、小祠一字同石屋町

一、小祠一字同本町

一、小祠一字同長江新町

一、小祠一字同長江

一、小祠一字同十四日町胡小路

一、小祠一字同薬師堂濱

一、小祠一字同土堂町古魚店

一、小祠一字同魚店

一、小祠一字同渡場

一、小祠一字同西渡場

右十一社、いづれも鎮座しれず。

祭礼、正月七日、十月廿日兩夜、毎年同時。

願主 知彫

右丈餘の富面に彫刻す、淨土寺山奥之院路傍にあり。

石 塔

○願主沙彌西願

左方ニ

元應二年八月

右古五輪は、天明九年酉六月大雨の時、千光寺毘沙門堂の岸崩て出る處、今其側なる大松の下に建ッ。

納經立石

十羅刹女

備後州住到岸道海居士

下総州日空上人六十六部正順防。

○奉納大乘妙典一國六部成就

下総州賢藏防六十六部中將

三十番神

天正十六年戊子八月日萬事皆如夢

慶長二年丁酉正順

(梵字) 備州御調群尾道浦道海居士

十二月吉祥日正眞

右脇ニ

到岸道海俗名小川壹岐守六代之孫小川正行追改之

元祿九丙子天四月日

右石ニツ、高サ一丈位、横二尺五六寸。

笠岡屋作右衛門元祖、小川壹岐守法躰し道海居士といへ

るが、日本廻國して供養の石を建つ、長江新町北端にあ

り。

佛 号

○南無觀世音菩薩

南無阿彌陀佛

南無大勢至菩薩

女大施主沙彌尼知眞

其脇に

元德二壬申年四月日

尾道志稿 卷之三

龜山士綱著

高野明神の古祠あり、是則附屬の一證なり。其後、後白河院の勅願所となる由。

此事其證とする御繪旨等も見へず、然れども定證上人起請文の中に、當浦村翁邑老各申云、就中當浦者高野山根本大塔領、後白河法皇ノ勅願といふ文あり、又當寺什物に法皇の御寄附とて、内宮外宮の圖あり、又境内に後白河院の納經塔もあれば、勅願所と云ふも、よりどころあり。

○轉法輪山、大乘律院、莊嚴淨土寺は、百六十年前より京都泉涌寺末院となれり。古へ當寺は人皇三十四代推古天皇二十四年聖德太子の開基と云。

當寺多寶塔露盤の中ニ所鎮之法華經の後批ニ云。推古二十四年丙子秋聖德太子始建ニ立於淨土寺とあり。

中古、紀州高野山開けしより、何れの年にか彼寺の金剛峯寺附屬となりける。

空海、高野山を開れしは弘仁七年丙申にあれば、當山開基に後るゝこと凡二百餘年、其間本朝宗派の別なし、故に今考へかたし。又、高野山に屬せし年曆も分りがたし。附屬後は眞言宗なる事しるべし。案るに、高野山の末寺等の類とも見へず、今いふ掛所などの類ならん。今境内に丹生

塔 寺

淨土寺 律宗

法筵を設け、新殿の供養有よし。同年同月高野山淵信といへる大徳、其の興復を嘉尚し、書を贈て當寺を定證上人に讓附し、西大寺派の律宗となす、時に正中二年に當て回祿あり、

佛閣僧慮盡く灰燼となる、然るといへ共、靈像悉く災を脱し、其まゝ存在せり。越に當浦の富族道蓮道性なる者、僧侶諸共再興の志願を起し、嘉曆元年より工をはじめ、明年の晩夏に及んで先ツ金堂を造營す。又、元徳元年十月迄に多寶塔を建テ、又曆應二年より貞和元年三月に至るまでに本堂落成す。是より前、後醍醐天皇、北條氏の奢侈にして人望に背くを惡み、群臣と共に濟に滅之ことを圖り給ふ。然るに密策漏脱して、元弘元年塵を笠置に蒙り給ふ。同二年光嚴院正慶元年、賊臣等鳳輿を隱州に遷す。明年三月潛かに遷して伯州船上に赴給ふに、名和氏迎之、嚴しく警護をなす。越に夏四月當山の空教上人に詔して、治國平天下を祈らしむ。御繪旨あり。

船上臨幸の事、太平記に見へたり。元弘三年は正慶二年、貞和元年より十三年前也。空教は中興定證の次。

同年五月、當寺々邊に貴賤の差別なく非道を犯凌せる者を禁絶し給ふ。御繪旨あり。同年十一月、同國因島を賜ひ梵供を資け給ふ。御繪旨あり。建武三年二月、源將軍尊氏公、京都の役敗して西海に奔るに、素より當寺本尊の靈應奇異なることを聞し召し、御船を當浦によせ佛前に拜跪し、專々怨敵退散

を祈り、同國得良の世羅郡徳良村を寄入し香花の費を資く。御教書あり。

後太平記曰。建武三年二月八日兵庫を落させ給ひ、海路遙ニ筑紫へ御下向といふ文あり。

尋て九州に赴給ふに、神兵力を勤せ筑前多々良濱戰場強敵忽々摧く、是よりして九國二島の群將招さるに降伏す。依之將軍、同年五月師ヲ帥ひて上洛の時、再び當山に登詣し、三日參籠ましまし、衆僧并に諸卒と俱に普門品を誦ること一万遍、又其偈頌を頌題して三十三首の和歌を詠し、元帥自ら筆を染、龕前に備へ給ふ。此和歌今に存在す。

此事後太平記ニ最詳密なり。其後嫡孫義滿將軍、應安七年初夏の日、台駕を當山に枉て強賊退治を祈給ふ。同後太平記ニ詳なり。

尊氏公曾て宿願ありて曰。宇内を席捲セハ扶桑邦中各州に一浮圖を建んと曆應二年、是を以て現住空教上人、曆應元年九月書を上て備後州の一基を當寺に營建し給ふことを請ふ、元帥其勸獎を嘉容して、同二年十月金丸、上山、草村の三村芦田三庄を寄入す。御教書あり。

其後貞和元年十二月ニ、又櫃田村を給ひ造營の費を資く。御教書あり、櫃田村ハ三次郡。

貞和二年二月工を始め、三周年にして、五重大塔を再成す、是を利生塔と云。今方丈の北に塔婆の跡あり。是より先、曆應三年正月、源直義公奏關勅願となさし

め、又洛陽東寺ニ所鎮する八祖相請の佛舍利赤白二粒を頒請して利生塔の本尊となす。直義公此時代、將軍ニ掌於朝政、故自副書寄納せり、其書あり。又、此佛舍利今に珍藏す。

同四年七月、直義公時主令を出して寺邊并に寺領の内殿しく漁獵の殺生を禁す。御教書あり。

是より先、御教書數十通至來の次第畧レ之。

其後慶長の頃、福島氏出て、御寄入の寺領等悉く沒收せられし由。又、正保年中に利生塔回祿せり。

傳へ云。獵者松燭を乗て寶塔に上り弋宿せんごせしに、あやまちて火を失し、忽ち此塔燒亡すと云。

當寺の京都泉涌寺に屬せしは、明曆年中のこと也。

此時、當寺俊性和尙、曼荼羅寺の僧と爭論ありて、西大寺に就て正質を受しに、却て曼荼羅寺の姦邪に黨せしにより、更に藝府に訟へて明判を得たり、此時西大寺に乖ひて泉涌寺の末院となれり、今に其律脈を續り。

一、觀音冥應集ニ。備ノ後州御調郡尾道浦、轉法輪山淨土寺ハ聖德太子ノ開基ニテ、將軍尊氏公ノ御再建ノ伽藍ナリ、本尊十一面觀音ハ昔ヨリ靈驗揭焉ノ尊像ナリ、中葉尾道ノ邑ニ一人アリ、其妻容色他ニ勝レケレバ、朋輩ノ男心ヲ惱シテ華使ヲ遣シ、種々ニ誨キケレバ、女心貞固ニ返事ヲタニセサリシガ、中畧、玉章ノ數重ル程ニ、終ニハ人目ヲ忘ルノ逢ト云浦ニ行ヌ、サレハ度モ重ル程ニ、男此事ヲ聞テ安カラズ思

一、又同集ニ。過ニシ頃、沼隈郡長和村ニ三谷豊前ト云者アリ、祖母篤ク三寶ヲ信シテ、或年ノ正月ニ七日七夜淨土寺ノ觀音ニ籠リケレバ、七日ニ滿スル夜ノ夢ニ、菩薩ノ眞身顯レ玉ヒテ一ノ扇ヲ授ケ玉フ、媼夢中ニアリカタク思ヒナガラ、扇ヲ返シ奉リテ曰ク、我年老テ現世ノ福榮ヲ欣ハス、唯偏ヘ、ニ後世ノ苦患ヲ救ヒ玉ヘト、一心ニ寶号ヲ唱ヘケレバ、サラバ是ヲ汝ニ與ヘントテ、水精ノ數珠ヲ賜ハルヲ受取ルト見テ夢サメヌ、サテ膝ノ邊ヲ見ルニ一連ノ念珠アリ、夢ニ見シニ違ハキバ、身ノ毛モ豎テアリガタク思ヒ、彼ノ水晶ノ念珠ヲ頂戴シテ夜曙テ歸ルニ、階ヲ降ルニ一ノ扇子アリ、見ルニ夢中ニ賜リタルニ差ハス、開テ見レハ亀甲ニ蓬萊山ヲ画ケリ、サテハ今生後世共ニ助ケ玉フナリト悦ビ、取テ歸リケレバ、其ヨリ家繁昌シテ吉事ノミアリ、倍信心怠ラズ、臨終正念ニ往生セリ、今ニ五代次第ニ富貴ニナレリ、今ノ家主ヲ三谷善六ト云、善六ガ父ヲ五兵衛ト云、此五兵衛、貞享年中ニ扇子ヲ箱ニ納メテ、淨土寺ノ寶庫ニ奉納シヌ、是併ナカラ此觀音ノ靈驗新タナルヲ、末ヘノ世マテモ傳ヘ知シメンガ爲ナリ。

此阿品を授けしは永祿の頃のよし、其扇子今に什寶の中にあり、又水晶の念珠ハ地頭分福成寺に納まれりといふ

一、眞宗八代蓮如上人は、當寺觀音の化身と云。此故に古へ蓮如上人遙々當浦へ下向ありて、觀音堂に通夜ましまし、御歸國の節六字名号を書残し給ふ、是を名残の名号と唱て、今に當寺寶庫に納まれり。當住曰、山科連署記といへる書に、蓮如上人の御母儀、蓮如上人ヲ誕生候テ七歳ノ内ニ何方ヘ御

ヒ、敵ヲ討ハヤト思ヒ淨土寺ノ觀音ニ詣シテ祈ケルハ、願クハ大士ノ擁護ノ力ニテ、密夫ヲ安ク討シメ玉ヘト、日々ニ參詣シケレハ、密夫モ又此ヲ聞テ密ニ觀音ニ詣シテ、我愛慾ノ火ニ燒レテ私事ヲナセリ、悔レモ甲斐ナシ、願クハ無畏ノ手ヲ垂テ急難ヲ救ヒ玉ヘト祈ル、互ニ深く忍ビテ參詣セシガ、或時下向ト參リトノ途中ニテ發當ト行逢ヌ、男嬉シク思ヒ是案ニ觀音ノ引逢セ玉フナメリト、刀ヲ拔テ大袈裟ニ丁ト斬ル程ニ、眞二ツニ成テ仆レタレバ、大ニ悦ビ、急ギ我カ家ニ歸テ安堵ノ思ヲナス處ニ、頓テ彼ノ密夫ニ似タル男、我家ノ前ヲ過ル間、アヤシク思ヒ仔細見レハ密夫ナリ、アナ不思議ヤ只今正シク斬タルニト思ヒ、刀ヲ見レハ血アル程ニ、彼ノ斬タル處ヘ走り行テ見レドモ屍骸モナシ、若夢ニヤアリケント大ニ怪シミテ、即チ彼ノ密夫ガ家ニ往テ語ルヤウ、汝我カ妻ト密通セリトテ人ノ讒セル間、内々キラヒテ先刻正サシク斬タリト思フニ、恙ナキハ如何ト云、彼ノ男曰ク、夢ニモ知ラズ、我モ淨土寺ニ詣リシカ、其方ニモ逢ズト云、サテ不審彌増テ又寺ニ詣リテ見レハ、堂内ニ血流レタリ、サレバヨト思ヒ、住持ノ僧ニ告テ扉ヲ開キ拜見スルニ、忝クモ百福莊嚴ノ御姿ヲ、右ノ肩ヨリ左ノ脇マテ、斬タル刀痕アリテ、血ノ流ル、コト泉ノ涌ガ如クナリケレハ、目モ眩、心モ迷ヒテ過テ悔、二人共ニ打連テ參詣シ、互ニ意願ノ趣ヲ語リテ、涙ヲ流シテ禮拜懺悔シ、一生斷金ノ交リト成テ、少シモ遺恨ナカリキ。此事應永年中の由

座候トモ見ヘサセラレス候間、方々御尋候ヘバ、加茂ノ鳥居ニ御産衣掛リ候テ御座候所申シ、又ハ石山ノ觀音ノ戸帳ニカ、リタルトモ申候ガ、御身ノ仰ニハ、我ハ備後尾道ノ者ナルヨシ仰ラレ候ヘハ、大畧石山ノ本尊ト、備後尾道淨土寺ノ本尊ト同一體ニテ、十一面觀音トカヤ申候、ツチニ蓮如上人此段御意ナサレ候テ、備後衆參詣ニハ尾道ノ事ヲ懇ニ御尋ナサレ候テ、御愛慕御氣色ニテ候由ニ候とあるよし。

一、古へ當寺の大鐘は至ての名器なりし故にや、龍神是を懇望せしよし。此時、空教上人其需に應し鐘を前なる海に沈められし由。今此海を龍神大に歡喜し、其報酬として此上人へ舍利を寄納して今珍藏する海。曰、若此後大旱あらば、此舍利一粒海中へ投し祈念あるへし、忽、雲霓起り雨滂沱たらんと、其後世々教の如くして雨を得しこと度々ありと云。

一、本堂一字。本尊阿彌陀如來、定調作。脇土觀音勢至、行者作。東方に虚空藏菩薩、行基菩薩作。西方に弘法大師木像、本尊の左右千体佛の立像。

一、金堂一字。本尊十一面觀音、聖德太子一刀三禮の作。脇土毘沙門天、廣目天、不動、愛染作しれず。後口堂、大黑天一軀、作しれず。東方に毘沙門天、地藏菩薩。

本尊前に、古作の鍔釣燈籠一對あり、古へ利生塔に懸しと云。西方に參籠の間と云あり、建武の年尊氏公通夜ありし跡也。

金堂棟樑(梁)之銘ニ

- 一、仁王曼荼羅 一幅、聖寶尊師御筆。
- 一、九品圖 一幅、陸信忠筆。
- 一、地藏 一幅、同。
- 一、十王 十幅、同。
- 一、二河白道 一幅、筆不知。
- 一、西方曼荼羅 一幅、中將姫御筆。
- 一、三千佛 三幅、空教上人御筆。
- 一、六字名号 一幅、蓮如上人御筆。
- 一、弘法行狀 八幅、金岡筆。
- 一、伊弉諾尊像 一幅、筆不知。
- 一、直義公舍利寄進狀 一幅。
- 一、經文 聖德太子御手迹。
- 一、大般若經 一卷、弘法大師御筆。
- 一、月明菩薩經 一卷、同。
- 一、心經 一卷、同。
- 一、紺紙金泥大般若經 一卷、呂清御筆。
- 一、同藥王藥上經 一卷、同。
- 一、淨土三部經 中將姫御筆。
- 一、紺紙金泥法華經 二部、筆不知。
- 一、阿含經記 一卷、弘法御筆。
- 一、紺紙金銀泥法花經 一卷、小野道風筆。
- 一、經文 聖武天皇御手迹。
- 一、不動 厨子入 弘法御筆。

- 一、般若心經、阿彌陀經、觀音賢經、無量義經、法華經
- 一、三十三首和歌 傳教大師御筆。
- 一、光明會御願文 一卷、尊氏御筆。
- 一、堂供養文 一卷、尊圓親王御筆。
- 一、起誓文 一卷、尊證親王御筆。
- 一、高野山寄進狀 一卷、定證上人御筆。
- 一、御繪旨 六通。
- 一、御教書數十通 四卷外二卷。
- 一、重純公筆 一卷。
- 一、加藤清正公旗印書附 一。
- 一、三谷氏蓬萊山扇子 一。
- 一、貝多羅葉 二枚。
- 一、短刀 一、正宗作。
- 以上
- 一、當寺往古は末院七十五ヶ寺有し由、其寺号等一切分りかたし、中古二十一ヶ寺に減し、其寺号左に記ス。
- 一、海龍王寺 曼荼羅寺是也、只今存在ス。
- 一、萬成寺 廢寺
- 一、覺法寺 同
- 一、永圓寺 同
- 一、多聞寺 同
- 一、西方寺 同
- 一、善能寺 同

- 一、持明院 同
 - 一、普門院 同
 - 一、學音寺 同
 - 一、源長寺 同
 - 一、菩提寺 同
 - 一、養泉寺 同
 - 一、龍雲寺 同
 - 一、湯屋寺 同
 - 一、觀心寺 同
 - 一、龍泉寺 同
 - 一、報恩院 廢寺
 - 一、慶壽寺 同
 - 一、玉林寺 同郡久山田村
- 當時存在の末院。
 一、萬福寺 同郡久山田村
 一、吉祥坊 當時禪宗トナル。

奥之院

- 一、極樂寺 同郡(御調郡)猪子迫
- 一、福善寺 沼隈郡高須村

- 一、當寺寶庫ニ古キ箱あり。
- 箱一對 長サ一尺三寸三步、横七寸三步
- 箱一 深サ八寸三步
- 箱一 長サ一尺七寸五歩、横一尺一寸五歩、深サ九寸六歩。

延祐二年 明慶寺前 墨ニテ文字アリ。
 棟梁禪正 朱家造

考ルニ延祐二年ハ元ノ仁宗帝年号、本朝正和四年也。

備後國尾道淨土寺最勝王經箱也 朱ニテ書付アリ。
 延文三年六月 御繪旨 御教書書 書札類寫 七十四通。

備後國淨土寺住侶等、致ニ御祈禱之精誠、奉レ祈ニ天長地久御願ニ者、繪旨如此悉之。
 元弘三年四月 勘衛由次官 判

淨土寺空教御房
 備州淨土寺々邊可レ停ニ止甲乙之人之狼藉ニ者、繪旨如此悉之。
 元弘三年五月三日 勘解由次官 判

空教御房
 備後國因島地頭職師跡 令ニ知行、可レ被レ致ニ御祈禱忠節ニ者天氣如此、仍執達如レ件。
 元弘三年十一月卅日 式部 太丞 判

淨土寺空教上人
 備後國因島地頭職事、任ニ先度 繪旨、杵築太郎已下惡黨人等濫妨全ニ所務ニ可レ專ニ御祈禱ニ者、天氣如此仍執達如レ件
 二月廿三日 右少辨前長 判

空教上人御房
 當國因島地頭職事、任ニ先度 繪旨、杵築太郎以下惡黨等濫妨全ニ所務ニ可レ專ニ御祈禱ニ之由、繪旨如此、早可レ被ニ存知ニ之由、國盡所也、仍執達如レ件。

二月廿三日

謹上

備後國御目代殿

備後國因島地頭職停止、有河孫五郎入道道一以下輩濫妨、任兩度勅裁全所務可被致御祈禱忠之由、天氣如此、仍執達如件。

建武二年三月十五日

宮内判

空教上人

寄進備後國淨土寺

同國得良鄉地頭職事

右爲當寺領所寄附也者守先例可致沙汰之狀如件

建武三年二月十八日

源朝臣判(尊氏花押)

淨土寺雜掌爲俊申、備後國因島事、早相原淡路守相共茲彼所任安堵狀之旨沙汰付爲俊可被執達、請取之狀如件。

建武三年三月四日

源貞國判

大田彌五郎殿

源顯氏判

淨土寺雜掌爲俊申、備後國因島事、早大田彌五郎相共茲彼所任安堵狀沙汰付爲俊可被執達、請取之狀如件。

建武三年三月四日

源貞國判

相原淡路守殿

源顯氏判

如此等輩出來者、即可被召進其身之狀如件。

曆應二年十月廿八日

左衛門尉判

淨土寺所務代官

備後國金丸、上山村地頭職并草村公文職事、任今年十月六日御寄進御下文并同日御施行之旨、悉沙汰付淨土寺雜掌之狀如件。

曆應二年十二月七日

左衛門尉判

奉安置備後國淨土寺塔婆

佛舍利二粒 一粒東寺

右於六十六州之寺社建一國一基之塔婆、忝任申請既爲勅願仍奉請東寺佛舍利、各奉納之、伏冀皇祈悠久、衆心悅怡、佛法紹隆、利益平等、安置之儀旨趣如件。

曆應三年正月一日

左兵衛督源朝臣直義判

備後國淨土寺雜掌祐尊申、同國金丸名事、右於金丸上山村地頭職並草村公文職者、去々年二月十月六日爲塔婆料所御寄進當寺之間、沙汰付雜掌訖、而如被副下、去年三月廿二日院宣之在應常五郎左衛門尉經康申狀者、金丸名者帶院宣並關東下知狀當知行無相違可被止御寄進云云、仍爲本所領否相尋守護人細川刑部大輔賴春、相原左近將監光房之處如賴春所執進之代官長隆、同十一月廿一日請文者、金山名爲竹内彌二郎兼幸跡之間、爲關所御寄進淨土寺、但彼名內應輸田者、國衙相綺云云、如同十月廿日光房請文者、應輸田國衙進止其外爲地頭職之

淨土寺領備後國因島地頭職事、將軍家安堵并今日四日任御施行之旨、相原淡路守相共茲彼所打渡下地於雜掌畢、仍請取狀被達之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武三年三月六日

三善貞冬判

進上御奉行所

淨土寺領備後國因島地頭職事、去二月十九日將軍家安堵御下文并今日四日御教書謹拜見仕候畢、任被仰下之旨、大田彌五郎相共茲彼所打渡下地、仍爲俊請取、執進之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

建武三年三月七日

淡路守平泰綱請文

備後國淨土寺事、爲勅願之儀、遂修造之功、殊可奉記、天下泰平之旨、院宣如此、仍執達如件。

曆應二年六月一日

按察使經

空教上人御房

寄進 備後國淨土寺

同國金丸、上山村、地頭職并草村公文職事

右爲當國塔婆料所寄附也、守先例可致沙汰之狀如件。

曆應二年十月六日

在御判

備後國鞆浦尺迦堂院主法智代小河正德房以下輩相語、倉用與一赤江田讚岐房等、構當方使者、同國尾道浦淨土寺領打入、得良鄉令濫妨所務云云、此條曾以不存知、將又倉用與一以下輩不召仕之間、難知其名字者哉、仍向後

由、雖承及無分明所見云云、爰經康爲敵逐電之旨、淨土寺雜掌依令申尋、問光房並矢野壹岐藏人倫連之刻、

如去四月廿五日光房請文者、屬禪師宮爲令旨執筆之由、土肥彌六入道道抄告申之間、守護代長隆相尋之處、逐電云云、如同七月廿六日倫連請文者、當國動亂之刻、爲敵逐電之旨承及云云、各起誓之詞者、當名爲兼幸之跡、爲關所之由、守護人注申之上、經康逐電之間、無據糺明旁不及沙汰之狀下知如件。

曆應四年十月廿三日

左兵衛督源朝臣判

寄進 備後國利生塔

同國積(櫃)田村地頭職事

右爲六十六基(基)隨一所奉寄之狀如件。

貞和元年十二月三日

正三位源朝臣判(尊氏花押)

諸國利生塔安國寺事、建武以來御願異他且爲勅願所被下通号也、仍差置警固可專興隆之由、去月十九日評議訖、早備後國利生塔料所上山村草村積(櫃)田村等地頭職事、相原民部相共致其沙汰隨雜掌申請旨、止甲乙人妨、且全寺領所務且可注申造營成否、將又有違亂之訴者、縱雖不遣奉書、每度鎮狼藉載起請之詞、可注遣子細、寄事於左右有非法之儀者、須處罪科之狀、依仰執達如件。

貞和二年四月廿六日

武藏守判

宮平太郎殿

諸國利生塔安國寺事、建武以來御願異他、且爲勅願所被下通号也、仍差置警固可專興隆之由、評議訖、早備後國利生塔同料所積(櫃)田村事、宮平太郎相共任、雜掌申請之旨、止武士并甲乙人之妨、且全寺領之所務、且可注進造營之成否、將又有違亂之訴者、縱雖不遣奉書、每度停止狼藉、可注申子細、寄事於左右、若有非分之儀者、可注被處罪科之狀、依仰執達如件。

貞和二年六月十六日

武藏守 判

相原民部承殿

備後國吉備津宮供菜人等、依漁船事擬奉振神興於尾道浦淨土寺云云、爲事實者甚不穩便、所詮止強々沙汰、可注申子細之旨、可相觸社人等之狀如件。

貞和二年十二月廿一日

越後守 御判

佐々布次郎左衛門尉殿

備後國淨土寺塔婆造營事、自去二月廿七日有事始、二重被組立之爲、造作最中之處、高野領當國太田庄先預所大夫房實不知并堤五郎廣澤一族相語近隣惡黨人等、今月一日亂入當寺敷地尾道浦堂崎百姓住宅、擬致追捕(捕)狼藉之間、依之被閣造作一候、凡就當寺塔婆事云云料所云寺中致警固可注進造營成否之旨、被成下御教書之上者、令退治彼等惡行、可成造營功之由、寺家

夫房并堤五郎以下輩、全寺家管領可專造營、縱每度雖不被仰下、如此狼藉人出現之時者、不廻時刻馳向退治之載起請之詞分明可注申、警固人若有無沙汰之儀者、不可通罪科之狀、依仰執達如件。

貞和三年六月十日

大學頭 判

相原民部承殿

備後國淨土寺利生塔雜掌寂明申、當寺敷地尾道浦堂崎事、重訴狀如件、爰如注進狀者、爲料所外之間、難致沙汰云云、所詮寺家爲塔婆在所之上者、不返狼藉人者、爭可遂其功哉、不日相原民部承相共蓋彼地、追出大夫房并堤五郎以下輩、全寺家之管領可專造營、縱每度雖不被仰下、如此狼藉人出現者、不廻時刻馳向退治之載起請之詞分明可注申、警固人若有無沙汰之儀者、不可通罪科之狀、依仰執達如件。

貞和三年七月十日

大學頭 判

宮平太郎殿

備後國利生塔在尾道雜掌寂明申、寺邊并同寺領殺生禁制事右如解狀者、當寺本則律宗興行之淨利、今亦利生塔婆之靈地也、爰頃年以降、武士以下甲乙人等動亂、入寺邊并同寺領內、或漁魚鱗、或逐猪鹿、匪管忘現世來世之業、因剩無恐、公家武家之嚴命、豈被加制止哉云云者、所行之企太以濫吹也、所詮向後固所被禁遏也、若有違犯之輩者、爲處罪科可注進交名之狀、下知如件。

類雖被申子細、爲料所外狼藉之間、無左右難退治之候、此條可爲何樣候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

貞和三年五月十六日

民部承親光 判

進上 御奉行所

備後國淨土寺塔婆造營事、自去二月廿七日有事始、二重被組立之爲、造作最中之處、高野領當國太田庄先預所大夫房實不知并堤五郎廣澤一族相語近隣惡黨人等、今月一日亂入當寺敷地尾道浦堂崎百姓住宅、依致追捕(捕)狼藉、被閣造作一候、凡就當寺塔婆事云云料所云寺內、令警固可注進造營成否之旨、被成下御教書之上者、令退治彼等之無道濫惡、可終造功之由、寺家雖被申之、爲料所外狼藉之間、無左右難退治候、此條可爲何樣候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

貞和三年五月十八日

藤原盛重 判

進上 御奉行所

備後國淨土寺利生塔雜掌寂明申、當寺敷地尾道浦堂崎事、重訴狀如件、爰如注進狀者、爲料所外之間、難致沙汰云云、所詮寺家爲塔婆在所之上者、不返狼藉人者、爭可遂其功哉、不日宮平太郎相共蓋彼地、追出大

貞和四年七月九日

左兵衛督源朝臣 判

西國下向之間、祈禱事可被致精誠之狀如件。

貞和五年卯月七日

左兵衛佐 判(直冬花押)

淨土寺長老

天下靜謐祈禱事、轉讀大般若經十部、殊可被致精誠之狀如件。

貞和六年二月廿一日

左馬頭 判(義詮花押)

淨土寺長老

備後國淨土寺雜掌寂明申、塔婆料所當國上山村、草村積(櫃)田村等地頭職事狀書、具如此案地六郎次郎秀國、三吉鍛冶屋彌四郎以下輩致押妨狼藉云云所申無相違者、可退彼妨、若又有子細者可參決之旨相觸之、載起請之詞可注被注申之狀、依仰執達如件。

觀應二年六月廿九日

散位 判

宮下野權守殿

備後國淨土寺寂明申、御寄進地同國得良鄉地頭職事、具如此輛浦小松寺雜掌賢性致違亂云云、所申無相違者、可退彼妨、若又有子細者可參決之旨相觸之、載起請之詞可注被注申之狀、依仰執達如件。

觀應二年六月廿九日

散位 判

宮下野權守殿

備後國淨土寺雜掌寂明申、御寄進地同國得良鄉地頭職事

狀副具 如此柄浦小松寺雜掌賢性致違亂云云所申無相違者、可退彼妨、若又有子細者可參決之旨相觸之、載起請之詞、可被注申之狀、依仰執達如件。

觀應二年六月廿九日

散位判

工藤右衛門尉殿

備後國淨土寺雜掌寂明申、塔婆料所當國上山村、草村、橫(櫃)田村等地頭職事訴狀副具 如此築地六郎次郎秀國、三吉鍛冶屋彌四郎以下輩、致押妨狼藉云云所申無相違者、任去月廿九日御奉書之旨、可退彼妨、若又有子細者可參決之旨相觸之、載起請之詞、可注申之狀、如件。

觀應二年七月六日

右衛門尉判

有田三郎左衛門尉殿

備後國淨土寺雜掌寂明申、御寄進地同國得良鄉地頭職事訴狀副具 如此柄浦小松寺雜掌賢性致違亂云云所申無相違者、任去月廿九日御奉書之旨、可退彼妨、若又有子細者可參決之旨相觸之、載起請之詞、可被注申之狀、如件。

觀應二年七月六日

右衛門尉判

有田三郎左衛門尉殿

備後國尾道淨土寺、曼荼羅寺々邊並當寺領內山野河海殺生禁斷事 右固所加禁制也、於違犯之輩者、就注申可處罪科之狀如件。

備後國尾道淨土寺領、同得良鄉地頭職、同塔婆料所上山村並草村公文職等事、停止軍務違妨如元寺家可被領掌之狀如件。
文和二年十月十三日 判

淨土寺方丈

備後國利生塔雜掌寂明申、當國橫(櫃)田村地頭職事、申狀具書如此、三吉彌七乱妨云云、早止彼妨沙汰付下地於雜掌可被執進請取之狀、依仰執達如件。

延文元年十二月七日

右馬頭判

仁木駿河守殿

禁制 尾道淨土寺々邊殺生禁制事 右自往古於寺邊固所致禁制也、然近年寄絆於世上動亂違犯之輩出來云云、太不可然、向後堅所令加制止也、至不法之族者、可處重科之狀如件。

延文三年戊戌三月廿日

左衛門尉信平判

貴札之趣委細拜見仕候、抑尾道浦中殺生禁斷事、如往古可有御興行之由承、御尤可然候、於爲平分領者、堅可有御禁斷候、若於扶持候仁等中寄事於左右背制法候者、注進交名可處罪科候、委細之旨令申入光一御房候(畢)、恐惶謹言。

延文三年戊戌三月廿日

爲平判

淨土寺方丈 御反事

備後國利生塔雜掌覺也申、當國橫(櫃)田村地頭職事、申狀

觀應二年七月一日 左兵衛佐源朝臣判
凶徒退治祈禱事、殊可被致精誠之狀如件。

觀應二年八月七日

判

淨土寺長老

天下祈禱事、殊可致丹精之狀如件。

觀應二年八月十五日

直冬判

淨土寺長老

備後國栗原、歌島浦々寺邊殺生禁斷事、任先例固可有警固御沙汰候也、恐惶謹言。

文和二年三月廿三日

散位光房判

進上

淨土寺長老

侍者御中

備後國得良鄉地頭職事、山内又五郎以下御敵退治之程、爲料所々預置也、於土貢者任先例到其沙汰淨土寺且差塞凶徒通路、彌可抽戰功之狀如件。

文和三年七月五日

賴宥判

山内兵庫允殿

淨土寺雜掌申、備後國得良鄉地頭職事、依爲要害地、於下地者預置、山内兵庫允通氏有、限、至土貢者無不法之儀、可沙汰渡寺家之旨先日出事書畢、而通氏違背寺家條尤無謂、所詮向後所務代事如元可爲爲寺家之沙汰之狀如件。

文和三年十月十七日

賴宥判

具書如此、三吉掃部助押妨云云、早止彼妨御渡付下地於雜掌可被執進請之狀如件。
康安元年卯月三日 宮内少輔判

仁木駿河四郎殿

凶徒對治祈禱事、可被致精誠之狀如件。
康安元年九月廿四日 左京大夫判

淨土寺長老

備後國淨土寺領、同國得良鄉地頭職事、任御寄進狀之旨、寺家管領不可有相違、狀如件。

康安元年十月五日

右馬頭判

於淨土寺殺生禁斷所供菜人等、假社家威致殺生之由承及候、殊以無勿舛候、自往古(此下に「禁」字を脱するか)殺生之地候之上、縱雖供菜人候、固可有御禁制候、若於違犯之輩者、任法可加炳誠候、諸事期後信候、恐惶謹言。

貞治四年二月廿二日

左近將監全尙判

進上 淨土寺侍者御中

備後國利生塔料所、同國橫(櫃)田村地頭職事、三吉掃部助押領云云、太不可然、早蓋彼所、任貞和元年十二月三日御寄附之旨、可沙汰付下地於寺家雜掌之狀如件。

貞治五年五月三日

判

尾崎加賀守殿

備後國淨土寺雜掌寂明申、寺領同國得良鄉地頭職上山村地

頭職、草村公文職并尾道浦堂崎在家等事、當知行地候、下賜安堵御判、可備末代龜鏡之旨、令言上候、可被經御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

貞治六年三月廿七日

武藏守義行判

進上 御奉行所

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職事、任建武三年二月十八日御寄附之狀并同四年正月九日施行等領掌不可相違之狀如件。

貞治六年六月廿五日

判(義詮花押)

當寺長老

備後國塔婆料所、同國積(櫃)田、上山兩村地頭職并草村公文職等事、任曆應三年十月六日、貞和元年十二月三日御寄附之狀、領掌不可相違之狀如件。

貞治六年六月廿五日

判(義詮花押)

淨土寺長老

爲祈禱大般若御轉讀事恐悅候、配供事天神御奉納、殊以本望候、恐惶敬白。

閏六月十七日

沙彌道祐判

進上

淨土寺長老

備後國利生塔婆料所、同國積(櫃)田村地頭職事、三吉掃部助押領云云太不可然、所詮蓋彼所退押妨、沙汰付下地於寺家雜掌、可執進請取之狀如件。

康曆元年九月卅日

伊豫守判

淨土寺領得良郷地頭職事、廣澤仁賀勘解由左衛門入道、致非分違乱之由、其聞不可然候、寺家依異于他候、一圓沙汰付候之處、員外之妨不可思儀(議)至極候、所詮嚴密退彼妨、可被沙汰付寺家雜掌候、若又不承引候者、早可令注進候、可令罪科候也、不可有無沙汰之儀候、謹言。

五月二日

時義判

長町近江守殿

備後國得良郷地頭職塔婆料所、積(櫃)田、上山兩村地頭職、同草村公文職等事、早任代々公驗并當知行、同國淨土寺領掌不可有相違之狀如件。

應永十八年十月十三日

內大臣源朝臣(義持花押)

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職同塔婆料所積(櫃)田、上山兩村并草村公文職等事、早任當知行之旨、寺家領承不可有相違之狀如件。

永享十年三月八日

判(義教花押)

當寺長老

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職同塔婆料所、積(櫃)田、上山兩村并草村公文職等、段錢以下臨時課役事所免除也、早可令停止、守護使入部之狀如件。

永享十二年十一月九日

判(義教花押)

應安四年九月十二日

沙彌判

長瀬尾張入道殿 宮重給分寺領事、去年未進分はきた候ぬ、仍返付寺家候處、思わたり候は、宮重ニ重而申付候ける、宮重代官入部を、め候と仰らるへく候、恐々。

應安五年卯月二日

了俊判

長瀬入道殿

備後國得良郷淨土寺領半濟宮重給分事、當年より寺家へ可被返付之由申候之間、無子細候、其由可被心得候、重而宮重方も、如何様申候とも、此情を可被心得候、恐惶謹言。

卯月二日

賴泰判

長瀬入道殿

淨土寺雜掌申、備後國得良郷地頭職半濟下地事、去五月十四日任御教書之旨渡申了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

應安五年十二月廿三日

沙彌妙道判

備後國尾道淨土寺々邊并寺領等殺生禁斷事、固所禁制也、若有違犯之輩者、任貞和四年七月九日御教書之旨、可處重科之狀如件。

康曆元年八月廿九日

伊豫守源朝臣判

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職事、任御寄進狀之旨、寺家管領不可有相違之狀如件。

當寺長老

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職同塔婆料所、積(櫃)田、上山兩村并草村公文職等、段錢以下臨時課役事、被免除訖、早任去月十五日御施行之旨、可停止、使者入部之狀如件。

永享十二年十二月廿日

判

大橋近江守殿

備後國淨土寺領、同國得良郷地頭職同塔婆料所、積(櫃)田、上山兩村并草村公文職等、段錢以下臨時課役事、被免除訖、任先規之旨、可停止、使者入部之狀如件。

文明十六年九月廿九日

判

住持

得良地頭分事、此方入手候者、如以前燈明分嚴重渡可申候、此旨聊不可有無沙汰候也。

明應參

和者

五月二日

豐廣

淨土寺參

備後國淨土寺領上山(積田)兩村并草村公文職之事、致歸付候、任先例可有御知行狀如件。

永正九年二月一日

豐通判

淨土寺參

得良地頭分之事、如前々相違有間敷候、彌御祈念奉頼候、此旨無沙汰あるへからす候也。

永祿十一年十月廿三日

元(就か寺記にある)判



淨土寺參 御同宿中

當寺鐘之儀於廿日市雖被鑄立候、宇津戸大工依申分に今不被取上之由候、就夫安國寺差出候有御相談可然之儀御調專一候、自然元恒元將雖有存分、善事興隆之儀候條可令異見候、万々任西堂演說候、恐々敬白。十二月十七日 隆景判

淨土寺 侍者謙師

尾道淨土寺鐘被鑄之由候、尤珍重候、於様躰者、如前之二可被仰付事可然候、爲御分別候、恐々謹言。十二月廿五日 就宗 忠勝

木梨殿 進覽之候

尙以、昨日は御機嫌よく、拙者迄満足に候、旁期後音候、以上。

當寺相續名珠、同水晶塔、作佛以下并名筆、何秀頼様御氣色好被成御一覽御悅不斜候、雖御若年候御手数寄候故、別而御感之儀候、從是相心得可申旨御誼之處、取紛御報罷成候、猶樂師院可有演說候、恐々謹言。

八月二日

安威攝津守

重傳判

今度依願被遂慶長以前之例、毎年可被獻御祈禱卷數旨、被仰出由、從櫛笥前大納言被示候、存此旨永不可有懈怠者也、仍一書如此候、不備。

五月廿六日

光榮

尾道志稿 卷之四

龜山士綱著

塔 寺

淨土寺

定證上人起請文寫

起請

備後國尾道浦堂崎淨土寺大乘律院建立事

一、本堂淨土寺一間四面東西各有廊瓦葺。

本尊、阿彌陀等身坐像 定調造、本皆金色也、後行右修復之時改而爲金泥像。

觀音勢至二菩薩立像各一軀 金泥、行有作、光阿彌陀本佛修復之時造副之。

二天像各一軀之時同造副之。 緋色、行有作、本佛修復。

天蓋羅網佛壇莊嚴皆鍍金銀盡殿麗、佛壇後壁裏圖涅槃像並廿五菩薩、堂東西障子畫釋迦八相并極樂九品。

一、五重寶塔一基 空輪金銅、瓦葺。

本尊四方四佛 行有作皆泥佛。

佛壇莊嚴 如本堂。

壇四維柱圖三十七尊

平軸八大龍王像

淨土寺義道長老 御房

備後國得良郷地頭職事、任今月十三日御奉書之旨、山於曾六郎兵衛殿、和氣源七等濫妨所、沙汰付淨土寺雜掌之狀如件。

曆應四年七月廿二日

守護方使者源兼繼判

奉寄進

加茂郷善法寺門阿彌陀堂免事

今田三殿并助五郎

右件のための田畠は、往古より阿彌陀堂燈油免也、ことに今度和泉國戰場時依立願、永代寄進申之處也、仍寄附之狀如件。

應永七年かのへ十月日

沙彌知賢判

寄附

當寺鎮守

右爲興隆佛法所願成就、以是未頭田壹段所令寄進如件。

康安元年十月廿三日

沙彌淨通判

四面扉圖八天像

四方壁畫眞言八大祖師影像

一、多寶塔一基

本尊金剛界大日金泥像

後壁畫兩界曼荼羅

天蓋羅網佛壇莊嚴大略如本堂但寶幢二流懸之。

壇四維柱圖三十七尊

四方保立圖八大龍王像

四方扉圖十羅刹女像

四方壁畫十六羅漢像

一、地藏堂一宇

本尊地藏菩薩像、一軀 緋色

鐘樓、一宇 在鐘

已上當浦邑老光阿彌陀佛或興立本堂、加古佛之修造、或始建堂塔、造立數躰尊像。

一、金堂一宇 三間四面、大工東大寺大工

本尊、聖德太子御作等身皆金色十一面觀音像安置。

宮殿石坐 殊有別願、模長谷寺觀音座。

食堂一宇 五間二面

聖僧繪像一躰 障子張

僧坊一宇 十二間

聖德太子十六歲御躰安置、御厨子京都佛師印憲作、沙彌定性爲亡息菩提造立之。

厨舍一宇 七間

已上定證勸進、十方檀那造營之、嘉元四年丙午十月上旬、奉

請 西大寺與正菩薩附法長老信空和尚供養之焉。

一、淨土寺曼荼羅堂兩院主職并堂崎別所分山野濱在家等事。預所寄進狀壹通子細於西大寺長老和尚前寄附畢，早守彼狀可令管領之焉。

以前寺院建立甄錄如斯，夫以釋尊久遠實成以來，早經五百塵劫劫，我等無始生死以來，亦經五百塵劫劫。以如來之久遠壽量，測衆生之流轉，生死過去遠々，皆漏諸佛之化道，未來永々將預何佛之引接乎，而弟子億々万劫，至不可議，希受邊土之人身，億々万劫至不可議，適值釋尊之末法，如優曇之時一現，似盲龜之值浮木，出離在今身，發心期何時哉，而弟子生緣南海紀州也，當國風俗多好狩獵，一家重代皆携弓馬，朝夕殺生爲事，屢經三十余年，爰文永十季之秋，清風朗月之夜，良友數輩廻飲，當座詠三首題於彼詠言綺語之席，忽發一念菩提之心，是最初發心之起也，明年之春出洛之時，於六波羅侍見諸人出仕，其中，或司馬殊越傍輩，眷屬圍遶英雄拔群，是則繼先祖名將之家風，富後胤重代之潤屋之故也，于時予竊憶勇士戰陳之時，皆雖替命兮留名，其人臨終之對，更無替名兮留命，勳功之賞傳家，永致子孫之繁昌，圖殺之罪隨身，獨受泥梨之苦果，多妻子眷屬之者，不隨中有之路，誇官位福祿之者，不備後生之要，唯戒及施不放棄，今世後世爲伴侶，不如戒爲究竟伴，過中生死險道，出家受戒之志是時彌相催，是第二度發心也，歸國之後漸送旬月，九夏徒過，三秋將暮，不圖值善知識之汲引，得

車肥馬又不渡此橋云云，彼冀衣錦兮歸故鄉，予欲服緇兮離舊里，雖古今異時，賢愚殊貫，心念誓約，自然相似無相違，參着西大寺，出家得度，受持菩薩三聚淨戒，帶三衣一鉢，比丘衆着布薩座，佛子宿福深厚，生值佛法，今正成菩薩弟子，猶如在世佛弟子衆生受佛戒，即入諸佛位，々同大覺，已真是諸佛子，文，羅雲則釋尊之長子也，我等亦諸佛之真子也，常恨自謂，我是客作賤人，誰識今忽與羅睺羅爲兄弟，願繼彼踏七寶華之跡，同欲預千佛授手之記，可悅々々，可貴々々，非唯下愚一身發心，一家一族多以出家，昔未離恩愛繫縛之縲，共住三界無安之窄獄，今既着解脫幢相之法衣，互爲一寺同學之等侶善知識者，是大因緣蓋此謂歟，凡西大寺經廻二十余箇年之間，于朝于暮，稟與正菩薩之慈訓，寐兮寤兮，蒙濟度利生之教誡，三度受戒，四度加行，共仰觀音之衛護，遂顯密之傳法，弘安七季十月，此爲訪故鄉恩愛於紀伊國建金剛寺，永仁六年爲利邊土衆生赴西國，是則慕立昇三藏遊月氏兮求佛法之志効，鑒真和尚來日域兮弘律藏之跡，依海路之便宜，暫逗留于當浦，住曼荼羅堂，一夏安居畢，其後任宿志爲度無佛世界，欲赴鎮西之處，當浦村翁邑老各申云，衆生利益強不可限，鎮西雖爲何所利益可同歟，就中當浦者，高野山根本大塔領，後白河法皇勅願，兩界不斷行法，佛聖供燈運送之船津，五十六億七千萬歲之間，不可有窄籠之地也，何必捨大乘善根之浦，強赴無佛世界之道，只住此所可興佛法云云，仍就其勸誘，移住

聞出離之要門，即參詣長谷寺，終夜侍寶前，行三千三百三十三遍禮拜，祈請曰，南無大悲觀自在尊，今生必得發菩提心云云，禮拜既畢，殊抽寸府，凝懇志之處，非夢非寤，感不思議妙瑞，愚情丹棘之信水，自通大悲願海之內，薩埵青蓮之慈眼，忝照一心稱念之底，感應道交，靈驗指掌，哀乎貴哉，同季十一月廿七日，辭本國赴南都，詣西大寺奉拜興正菩薩，瞻仰尊顏，目不暫捨，憐愍教化之音，深銘心肝，信受歡喜之淚，難禁眼泉，定證申云，年來存出家之志，然而爲父下愚一人之外，依無男子，爲繼家業，不許之，背彼命者可爲不孝否，欲蒙御許可矣，菩薩告言，敬父不違，其命者尤至孝也，諸佛歡喜，我亦隨喜，但恩有厚薄，孝有淺深，父母恩深高如山海，日夕三時割身供養，不能報一日恩，僅以晨昏隨逐，遂水薪給仕，欲報其恩，猶如蚊虻欲吞盡大海，況有爲無常之身，不任命，於心或子欲養親不待，或親雖存子早去不達水薪之孝行，不遂出家之本意者，父子共二世不得，後悔有何益哉，不棄報恩者如不解纜兮，出船以棄，恩入無爲所爲，眞實報恩也，謹蒙聖告，作禮而退，即參四王金堂祈請曰，今三十箇日中，必歸參可遂出家，伏願護世四天必垂立應，令遂素懷矣，其後歸本國，計誓約日限，又企南都進發，其路次於粉河寺東堺，有河，號水無瀨河，渡彼河之時，心中盟曰，我若今度不遂出家本意，以在俗之形，再渡此河者，今生受白黑癩病，來世墮無間獄，永不可出離，漢司馬相如，題升遷橋柱銘曰，不乘大

淨土寺，當寺內本自有堂閣，有鐘樓，有東西之塔婆，無僧坊，無依怙，無興隆之任侶，唯爲青苔明月之閑地，空聞晨鐘夕梵之音聲，此地爲跡也，前向則蒼海漫漫，遙通觀音補陀洛之孤岸，後顧亦青山峨々，想像釋尊者闍崛之峻嶺，夕陽沈西，凝想觀於西山之西，白浪寄南，待船師於南海之南，觀音行者捨此何去哉，傳聞高山寺明惠上人，如來戀慕之思備本性，深心所念時而無休，出紀州湯淺海中之島，遙望西方，自霞中見得一孤島，號天竺，禮拜曰，南無五天諸國處處遺跡云云，長約同成此禮，上人告云，於五天竺，多有如來千輪輪跡，沈彼雙輪之雨水，流入大海，成一味鹹水，此磯石染同海水，豈非遺跡之形見哉，仍上下百餘人，五日之間，留彼島，唱寶號，致禮拜云云，効彼上人願行，寄當浦山海之風流，觀西天南濱之水石，戀慕靈山布陀之聖迹，欲預釋尊觀自在之濟度，昔如來涅槃之席，五十二類皆展供養，諸經同聞之中，列鬼畜之名字，貴矣，在世鬼畜，雖爲鬼畜，親拜如來，聞佛說，悲哉滅後人身，雖爲人身，敢見聖容，不聞佛音，特早迫末法，報亦劣于鬼畜，恨中之恨，何事如之，仍於此所聊擬遺跡戀慕之片善，欲成來世無上之果德，因茲普唱十方檀那智識，建立三間四面精舍，興三寶妙道，報四恩廣德，本尊者摸長谷寺觀音，造立十一面聖容，奉安置石座，書記知識奉加之目錄，欲籠觀音住立之足下，各牽寸鐵尺木之結緣，爲預千輪輪文之引導也，爰新造本尊宿願未創其功之以前，不圖感得聖德太子御作十一面觀音像，金色，伏惟依救

世大士之本誓願、殊誕。生遼州、今與正法、四十九年之紀緣早盡、還歸西方我淨土之時、爲度末世諸衆生、遺留本地觀音像、以爲上宮聖靈之御形見、以爲下化衆生之大因緣、而推古天皇廿九年^{辛巳}二月廿二日、太子在斑鳩宮、入滅以降聖代六十一代、年紀七百餘歲、相待所化之機緣、未令出現世間、弟子發願以來、相當三十三季之環廻、請來一十一面之金容、豈少緣乎、此尊降臨出化之佳會、相當今時、末世利生之宿緣正在此土、偏是長谷觀音之神通方便、山陽化度之機感純熟也、是以尚不改以前宿願、如長谷寺坐於石座、書結緣名帳、納彼座中也、觀音悲願曰、一切衆生作佛已我當成佛、若殘一人者誓不成正覺、我等願觀音誓願之故、與觀音共先度一切衆生、畢、觀音成佛之時、我等共成佛、其中此結緣衆生最初可引接之、普雖勸十方法界、多是當浦檀那之力也、源雖起自貧道宿願、併亦一寺同學之勵也、一味不作美膳、片音不調妙曲、大廈成自衆林、高山起自微塵、村男村女皆振隨分之財力、耆年壯年各致東西之馳走、或勸深山之樵客、求良木於澗底、或誘海濱之漁夫、抽匪石於到岸、一鉢雖空不知疲、三衣雖破不歎寒、引地築壇則堅牢(牢)、副力居礎立柱亦禱釋肩、然則依此宿願成就、我若令成佛道、諸衆諸共可成佛道、我濟度衆生、亦大衆同可致濟度、縱登十地、縱至等覺、不可一人證得、如法花二千聲聞、欲同時成正覺、本尊用石座事、補陀洛山觀音坐寶石文、四十華嚴曰、觀自在菩薩於清淨寶葉石上結跏趺坐、無量

菩薩皆坐寶石云云、又長谷寺緣起曰、當山者諸佛轉法之砌、菩薩利生之地也、金剛寶石上齊地際、下究金輪、其体有三枝、一、枝指西方如來成正覺寶石、一、枝在補陀洛山觀音所坐寶石、一、枝在此山內、因靈木顯現靈像、踏磐石、濟度、期沙界一瞻一禮者永離三惡趣、速滿二利願、文、如此緣起者、於一石有三枝、西方之一枝即是釋尊正覺金剛座也、三災壞劫之時、不爲劫火之所燒、於阿僧祇劫常在靈鷲山、然者西方一枝若爲常在不變者、東南之二枝共不可壞滅、觀世音菩薩總是娑婆世界施無畏者、別則東方日國傳燈儲君也、所以或從西方而誕生、留三骨於磯長廟之金棺、或南海而往來、彰雙足於伯(泊)瀨山之石面、彼者過去七佛法輪處也、是者諸佛轉法之砌也、一度參詣者、皆離三惡道、往生安樂國、弟子祈請觀音發菩提心、感得觀音製作之觀音、安置觀音機應之道場、三事相應、無一而闕、今年^{嘉元四年}九月上旬、南都西大寺法統律將與正菩薩附法長老信空和尚并志勤策六十餘口、囑請之、其外山陽山陰在々處處、化來僧衆亦六十餘人、彼此合百三十餘輩、九月廿九日西大寺長老尾道着岸以後、自十月一日、至十三日、諸檀那點日々延供養、所儲者百羅漢之震浪、所仰者十方僧之降臨、菜野中不若只燠肝葉、而爲嘉美、菓上林不求、偏抽信心而爲甘味、飛錫之侶比肩而森羅、寫瓶之衆連袖而輻湊、宛如釋尊在世之當初、視菩薩賢聖之光儀、賓頭盧羅雲等十六大聖爲護持正法、不入無餘滅定、知不忘如來教勅、來而證明佛事、凡眼有障雖不能

拜真容、本誓無疑、尙親省見聖儀、六日新造金堂上樑、七日於金堂勤行曼荼羅供、大阿闍梨西大寺長老、八日三嶋舞童試樂、十日金堂供養大法會、導師西大寺長老、三嶋舞童九人供奉大道、十一日五部大乘經供養、導師同前、依降雨無大行道、然而當國古備津宮伶人爲結緣奏舞樂、十三日辰尅於堂崎乘船、爲讚州柏原堂供養、依彼寺僧請、解纜畢、凡西大寺長老當浦逗留首尾十三箇日之間、日々講法時々說戒無有間斷、入來聽聞道俗不知幾千萬、自國他國之貴賤、越山川兮忘疲、如雲如霞之老少凌風雨兮運步來者、則拾寶珠而納賴耶之識藏、去者亦輟戒香而爲歸鄉之家裴、譬猶扁峴輪之山者、行而皆探玉歸、入蘭出之室者、久而有餘薰、法雷一響驚水蟄之佛性、甘露普澍潤樹王之根莖、殖善苗於心田、期西獲於胃地寸鐵之結緣、感金仙之妙相、尺木之助成開提樹之覺花、讚嘆隨喜之人、誹謗毀告之倫、皆爲讚佛之因、共結轉法之緣、五大之所成、一心之所遍、鱗甲羽毛之族、飛沈走踊之群、同入阿字門、悉證無生理、水有神龍、池不渴、國有三寶、福不盡、文、所以建立此一院、敬報四恩、先捧景福、奉祝國主聖朝遐運長久、今均照(昭)王穆王之曆數、德化照明兮、同延曆延喜之聖代、天神地祇向慧日兮、增威光、聖靈寔(寔)魂浴法雨兮、離染垢、三國四依、自宗他宗、顯密兩祖、諸大師等、皆奇(奇)命殉道、粉身傳法助彼行願、同成我願、殊別、後白河禪定仙院、万乘天子之昨夢早寤、五智法帝之朝覺忽開、莊嚴佛國、成就衆生、淨土寺修造願

主光阿、乘彌陀願力、往生安樂國、積善余慶子孫安穩、兼又先師報恩之業、遙送於四十九重之寶閣、遺弟傳燈之光遠繼、於五十六億之曉月、劫石雖礪、佛伽藍之礎不動、芥城縱轉法輪之音無斷、伏願於未來無量恒沙世界、生々世々奉仕觀音、在々處處親近大士頂、永爲承承之地、口常成轉法之業、以觀音之悲體爲我身、以觀音之慈意爲我心、化一切衆生、皆令入佛道、普賢恒願衆生願曰、一切如來以大悲心而爲體、故因於衆生而起大悲、因於大悲生菩提心、成等正覺、若諸菩薩以大悲心饒益衆生、則能成就無上菩提、是故菩提屬於衆生、若無衆生、一切菩薩終不能成、無上正覺、文、願如諸佛之因於衆生起大悲心、我等亦起廣大慈悲心、如諸佛之因於大悲饒益衆生、我等同饒益一切衆生、令彼衆生悉得解脫、究竟成就無上菩提、我今如是所修廻向、念々相續無有間斷、乃至盡於未來劫海、廣能饒益一切衆生、佛子臨命終時、心不顛倒、依諸佛護念之威力、拂內外魔緣之障難、住普賢廣大之行願、入觀音大悲之三昧、冥仰三寶之證明、外、書一心之懇府、耳、仍起請如件。

嘉元四年^{歲次}丙午十月十八日 沙門定證 起請

了胤	善空	永盛	了順	心法
賴宜	觀意	唯心	圓種	已上比丘衆
堯弘	覺寂	道生	泉惠	勝意
覺圖	實意	道本	定如	顯惠
				妙生

已上形同沙彌

善願 蓮覺 經善 願蓮 成願 願智 已上齊戒

淵信 範方 賴能 賴濟 信如 已上結緣衆

光明會御願文寫

南都州、大日本國、淨土寺、臥雲沙門某等、至心合掌、異口同音、歸依一切佛、歸依一切法、歸依一切僧、而言、夫不空罽索毘盧遮那大灌頂光(明)眞言者、我本師釋迦如來因位之昔、持念之時、放無量無數之光明、照三千大千之世界、降伏一切之魔軍、濟度一切之衆生、藉茲神咒之力、純證佛果之位、夫然則法界智之爲所依也、月添大圓鏡之輝、平等性之色、大悲觀自在尊、說此眞言以耀白毫於眉間、毘盧遮那如來亦說此眞言以灌寶光於頂上、何況衆罪悉除、相同朝日之消霜露、巨富飽足、還咲晚雲之浮虛空、凡厥利益不可勝圖、是以青丘元曉大師之問答銘肝、西方須摩題國之往生、有馮十惡五逆之群類、三途八難之衆生、悉蒙土砂加持之德、宣託金刹安養之境、寔是菩薩普賢之願海、如來清淨之法輪也、因茲下七日七夜之光陰、責瑜伽伽祇之壇場、令一結衆勤不退行、始從去歲限未來際、其意云何、律法中興以降、勸修內衆之徒若干、已靈增進佛道、兼復所會共遊一途同禪一室、近年之際案然已盡、凡入此眞言門之侶、更拋名利伴此貧道之輩、豈蓄財實於沒後之追福、恃衆中之救助、中陰一廻之間、雖似適焉下世累歲之後、頗以等閑、仍營此別行爲永代作善、出家五衆八齋戒輩并此衆等之恩所當寺之大檀那爲期一再會於

青蓮院宮御手跡也。康安二年壬子五月日下給之。

草案代者興正菩薩云云、而儒家之人被引直給云云。

高野山寄進狀寫

高野山根本大塔領、備後國尾道浦、堂崎大乘律院

寄進 淨土寺曼荼羅堂別當職同別所分山地并濱在家等事。

右眞俗二諦者、如車兩輪、若闕一諦難興、三寶自非檀那歸依者、爭致僧侶止住哉、而適當下愚庄務之時、方發上人廣大之願、遍唱十方檀那知識、造營三間四面伽藍(藍)幸感得上宮大子御作十一面觀音靈像、爲當寺常住本尊、殊奉請興正菩薩附法西大寺長老和尚、遂顯密兩日供養、仰救世大士之本誓、爲濁世邊境之群品、憶興正菩薩之遺訓、建立淨戒流通之道場、就之尤爲合法久住資緣、雖可寄進香花燈明用途、於當庄乃貢者、皆被相折、勸願佛聖供燈之間、更非庄務預所、私進退之地、至此淨土寺曼荼羅堂別當職并別所分山地同濱在家等者、不入寺用相折之内、依爲行法供燈之外、募關東沙汰奉公之賞、淵信爲彼兩寺別當職、永代可令寺務管領之口、蒙一山衆徒并寺務檢校下知畢、所以相副彼二通下知狀、以所帶兩職、永所令寄進也、早爲當寺和尚管領、盡未來際不可有空籠、本自依爲相折帳之外不可有寺用、公平之費、依爲弘安御下知奉公之賞、不可有後日違亂之儀、以其所出如形備佛前香花燈明之供養、兼宛厨舍塩糶雜事之潤色、又以在家百性等可被召寺院雜役、(捧)止住僧侶所修行業與本寺大塔供僧、相共可

佛淨土、所載名字過去帳也、加之六道四生皆是劫々父母、鐵圍沙界莫不世々之朋友、思彼楚痛爲我殷憂、昭々乎鐵六度之舟、游々焉登三覺之岸、廻施無貳出離不疑、方今以季秋四朝爲開白、初日本願聖靈上生之忌辰也、資佛身之相好、釋提桓因南嚮之良曜也、仰天眼之照鑒、于時地形奇絕、如踏清涼地、天時日光朗省昇、觀率天、霜葉之飄禪窓也、自叶麟喻獨覺之觀、風松之繞佛閣也、遙契龍葩三會之期、此焉、是修善不其悅乎、勤行次第道場莊嚴、種々法式一々甄錄守其雅趣、永勿失墜、彼入梅檀林者、花粧薰身、過崑崙嶺者、玉色隨步、法之染着亦復如是、只且弟子等慧苑之凡粟、禪林之枯株也、佛日西藏而二千余廻、挑律炬之欲消、法水東漸而幾多許歲、導戒流之欲涸、於本朝雖廢失於我等、聊興隆王法、絲茲彌繁昌、佛法爲厥專恢弘者歟、弟子等上求下化之外、有何慮忘自救之餘無他念、於戲一日持齋有二十萬載之資糧、別於限一生哉、一戒功能有二十五神之擁護、別於全諸戒哉、守斯禁戒律儀、稱念光明眞言、誰不隨喜、誰不殷勤、總而言之、爲佛道爲法界而修、不爲身而修、世尊若納受、衆生悉解脫、仰願當寺本尊、伏乞十方諸佛、哀愍聽許見證明、昔釋苑企七日七夜之齋會、仙鶴忽化現于其庭、今佛弟子七日七夜之惠薰、佛默定影向于此砌、精誠惟同、立應猶勝而已、乃至發因起緣、成順成逆、皆以七朝善根將爲來世張本、我等與衆生皆共成佛道、敬白。

文永二年九月日

淨土寺沙門等 敬白

被奉祈 本願聖靈普賢行願護國家利益人天、仍爲永代龜鏡、殊於聖德儲君製作本尊并南都光儀長老和尚法前、擬彼孤獨敷金之枕風、聊記愚昧匠石之子細、稽首和南寄進如件。

嘉元四年 歲次 丙午 十月六日

法眼和尚位 淵信 判

(校訂者曰。左記三十三首和歌は、昭和八年六月廿八日校訂者親しく淨土寺を訪問し、寺主小林海印僧正を煩はして國寶の本書を繕とき、之れに對照したるに、假字であるものが眞字となつてをり、眞字であるものが假字となつてをり、其他眞字假字の相違などもあつたのであるが、直ちに之を訂正せず、其の本書と異なるものには其の文字の右側に圈点を附し、其の下に括弧を以て本書の文字を示し、且つ夫れにも文字の右側に圈点を施しておくこととした。)

三十三首和歌寫

續觀世音經偈三十三首和歌

世尊妙相具

道謙 法師

たくひなく、妙(たへ)なる法(のり)の、すかたこそ、淨(うき)世をてらす、しるへなりけれ。

弘誓深如海

左衛門督源尊氏

わたつ海の、深(ふか)きちかひの、あまねさに、たのみをかくる、法(のり)の船(ふね)かな。

侍多千億佛

左兵衛督源尊氏

つかへこし、其(そ)のゆへにこそ、今(いま)もかく、まことこの道(みち)に、さはらさりけれ。

發大清淨觀(原本願を觀と誤る) 左兵衛督源尊氏
心(こころ)たに、物によらすは、蓮(はちす)葉の、にこ
りにまけぬ、たくひなるらし。

聞名及見身

藤原高範

名をきくも、見(み)るも御法(みのり)の、ごもし火(ひ)
を、くらき闇路(やみち)の、しるへにやせん(む)。

心念不空過

道謙法師

まよふへき、後(のち)を思(おも)へは、此(こ)の(の)字
脱(り)を、心(こころ)にすつる、時のまもなし。

能滅諸有苦

源賴貞

我(われ)としる、心(こころ)のなくは、人の身に、うれ
へなけきも、あらしとそおもふ。

火坑變成池

源直義朝臣

さたまれる、姿(すかた)の物に、なきゆへに、やすくや火
をも、水となすらん。

波浪不能没

源直義朝臣

さはりなき、心に起(おこ)す、ちかひにや、波(浪)にい
り(入)ても、おほれさるらん(む)。

如日虚空住

源賴貞

なかに、ゆくとも見へす、靜(しづか)にて、あふけは高
(たか)き、日の光(ひかり)かな。

釋然得解脫

左兵衛督源尊氏

わけわふる、あしのさはりも、今はなし、おきつ船(舟)を
なき、一度法(たひのり)に、いりし後(のち)より。

無垢清淨光

源直義朝臣

さはりなき、心の月は、永(なが)き夜の、やみをしらて、
ひとすむ世(なり)。

慧日破諸暗

道謙法師

雲晴る(はる)、天津空(あまつそら)より、いつる日の、
てらしのこせる、海山もなし。

能伏災風火

源賴貞

もゆる火も、草やきすてし、其後(そのち)は、春風吹
(ふき)て、又あどもなし。

普明照世間

藤原高範

おしなへて、照(て)らさぬ里(さと)や、なかるらん、ひ
かりさやけき、秋の夜の月。

慈意妙大雲

藤原高範

おのつから、いたらぬ空(そら)も、なかりけり、風にした
かふ、夜半(よは)の村雲。

樹甘露法雨

源賴貞

一たひも、そけは四方(よも)の、草(くさ)木まで、若
(わか)葉さしそふ、春雨のころ。

衆怨悉退散

源賴貞

もごさらに、むまれすしなぬ、身としれば、命(いのち)の
はても、おしまれぬ哉(かな)。

是故須常念

源賴貞

こころさし、我身にありと、しりぬれば、わする(こと事)
源賴貞

は、風にまかせて。

還着於本人

左兵衛督源尊氏

よし思(おも)へ、こかなきわれは、なけかれす、恨(うら
み)は人の、身にやかへらん。

時悉不敢害

桂芳法師

しくれつる、雲(お)は風の、吹(ふき)すて、長閑(の
どか)に月の、影(かけ)そさやけき。

觀音妙智力

桂芳法師

其(そ)のきはも、あらしとそ思(おも)ふ、大悲者の、人
をはこくむ、深(ふか)きこころ(心)は。

能救世間苦

源直義朝臣

身を捨て(すて)人(ひと)をすくは、世にすむも、佛の道(み
ち)に、かはりやはせん。

無利不現身

左兵衛督源尊氏

いろくの、千草の花に、したかひて、むすひかへぬる、野
邊の夕露。

眞觀清淨觀

源賴貞

にこる可(へ)き、流(なれ)もさらに、なかりけり、心
(こころ)の水の、すみもまさらは。

廣大智惠觀

道謙法師

月も日も、いている(入)かけは、あるものを、心(こころ)
のかよふ、道(みち)をきはなき。

常願常瞻仰

源直義朝臣

わする(こと)思(おも)ひ(い)字脱(つる也) (や)へたて
は、一(ひと)時もなし。

念々勿生疑

左兵衛督源尊氏

ちかひをや、深(ふか)くたのまむ、疑(うたか)はぬ、心
(こころ)をのりの、まことにはして。

能爲作依怙

源直義朝臣

なにことも、かなふ誓(ちか)ひを、頼(たの)むより、身
にはうれへも、わつらひもなし。

具一切功德

桂芳法師

さま(の)の、御法(みのり)のすかた、おふ(ほ)ければ、
かそへつくさむ、ことほりもなし。

慈眼視衆生

源直義朝臣

おもくする、身をわするれば、諸(もろ)人を、憐(あはれ)
むのみや、思ひなるらん。

福壽(聚)海無量

源賴貞

ひろる(ひ)おく、數(かす)こそしらね、伊(い)勢(い)の海
(うみ)の、清(きよ)き渚(なきさ)に、玉(たま)をあつめて。

是故應頂礼

桂芳法師

よそに見る、色香はあかぬ、あやにくに、おりてそかさす、
花の一枝。

建武三年五月五日、於備後國淨土寺詠之、

所奉法樂 觀音一也。

觀音會次第寫

淨土寺觀音會次第

先、寅一點神分乱聲。

次、押張文於集會所以食堂。

次、已一點窺集會鐘爲其所。

次、衆僧廿口取香呂群立集會所。

次、衆人立棹前吹調子。

次、迎衆僧菩薩舞人樂人。

自棹前左右各相分、致集會所、向衆僧發樂、引頭率衆

僧相從、菩薩等經本路昇舞臺南階、伶人經舞臺左右之

庭上、引頭衆僧於舞臺上向北折立、左右各三人三重折立、

三十六八人也、立調之後伽陀頌。

具足神通力 左方。

願此香花雲 右方。

隨誦發椎音畢三禮中禮。

次、降北階左右各引入堂內着座。

次、樂人止樂、入樂屋。

次、迎兩師本說雖於今度先立坐 儲堂內 衆僧著座之後、可登高座。

次、樂人入樂屋。

次、打金。 次、振舞三節。

奏之菩薩左右六人供之、末座僧取續之、備佛前。

次、菩薩供舞。

次、打金。 次、貝師二人進出正面。

於半疊上展坐具三禮中着座。

次、樂人入樂屋。

次、堂達至佛前披讀誦少揖退去。

次、神分祈願等。

次、於佛前三禮。

左右通供舞。

次、還列於樂屋前。

次、撤會場莊嚴。

德治三年申四月廿一日

丹生社神事次第寫

當山 丹生社神事次第

尾道浦新宮御神事次第 先、御子渡不用意ナラハ

次、傳供一番一宮。 次、二宮 可有管絃也。

次、奉幣 兩社宮仕同時、於庭上可勤仕也。

領家地頭在地人等面々奉幣可有其用意也。

次、講經。 兩師登高座可樂歎、左右立合中禮三反

可登座也。

唄 散花 表白 神分 經釋 廻向。

次、下高座可有樂歎、左右中禮三反ノ復座。

次、田樂猿樂。

如常踊テ刀玉高足等終テ後可合着座、猿樂ハ俗衆ノ猿樂

一二番勤仕之後、田樂方ノ猿樂ハ可始也、サテ其後猿樂田

樂カハルノ狂言等可令勤仕也、結句ニ風流可有也。

方今南都州、大日本國、一味同心ノ貴賤上下、跪當社實前責

次、打金。 次、唄師發音。

次、大行道預二人立舞臺南階下左右 衆僧欲登之時

先、散花師二人於堂內降刻橋經舞臺左右至舞臺南階、引

頭率衆僧同相從、散花師昇舞臺向北立。

次、樂人於樂屋前吹調子、々々止、散花師發音中段畢。

次、樂人發樂、經衆僧中央分行左右、次散花師引頭衆僧次

第行道。

左方至堂丑寅角折反、經舞臺前於大鼓前爰樓有舞

曲、右方至堂戌亥角待、左方樂座廻過相促、左方後行道一

匝、於佛殿西道右方折反、東方相並經舞臺還著堂內。

次、左右一考、東登舞臺舞樂、爰樓一曲了入樂屋。

次、唄師復本座、 次、打金

次、發樂。 次、讚。

次、打金。 次、舞。

次、梵音枝香呂花苦。 次、打金。

次、舞。 次、錫杖。

次、打金。 次、發樂。

次、打金。 次、導師表白。

次、堂達取誦誦進導師。

次、導師讀誦誦文。

發願四弘 佛名 教化等如常教化之時取如意。

次、堂達還取誦誦文致咒願師前乞咒願。

次、咒願師取香呂唱咒願正面三禮之後

本跡之靈威御事アリ。其志何者、夫一調御之出生也從聲

教而導群機、神明之垂跡也設權巧而結來緣、致渴仰者

得感應、甚於虛巖之發聲、運信力者成欣求、譬如幽谷之

應響、「當知云神稱佛其名雖異濟生利物其趣維同、

是以 神者管法味、增靈德、人者依神助得安全、一然則

欲祈國土之泰平可貴神明之威光、欲貴神明之威光可

捧佛教法味、依之點今月十六初冬上旬之八日、撰支干相應之良辰、

就粉檢之社壇講大乘深義、「所述者法花最勝、甚深妙典、

並卷軸而在机所岨者必務勤策持律之梵侶、整威儀而列座、

梵唄歌讚之唱送清韻於本地常寂之都、低頭舉手之態勵精

勤於和光利物之庭、會儀既儼然、神慮盡納受、然則藁祠、露

底、濟生之花、句久栢、城、風、前、利物之月光鮮、佛閣

社壇基彌堅、松門柴戶望必滿、殊別、國土泰平庄內安穩、

諸人快樂、護持官長壽木久榮、福智千年之翠無萎、子葉旁茂

現當二世之願早成、凡厥順緣逆緣皆消六根之罪、有頂無間

悉證三身之果、趣不具神明照鑒給敬白。

神分 大乘講讚之砌、聞法得益之所爲、法味冷受、善願隨喜。

次、靈分 次、祈願 次、諷誦。

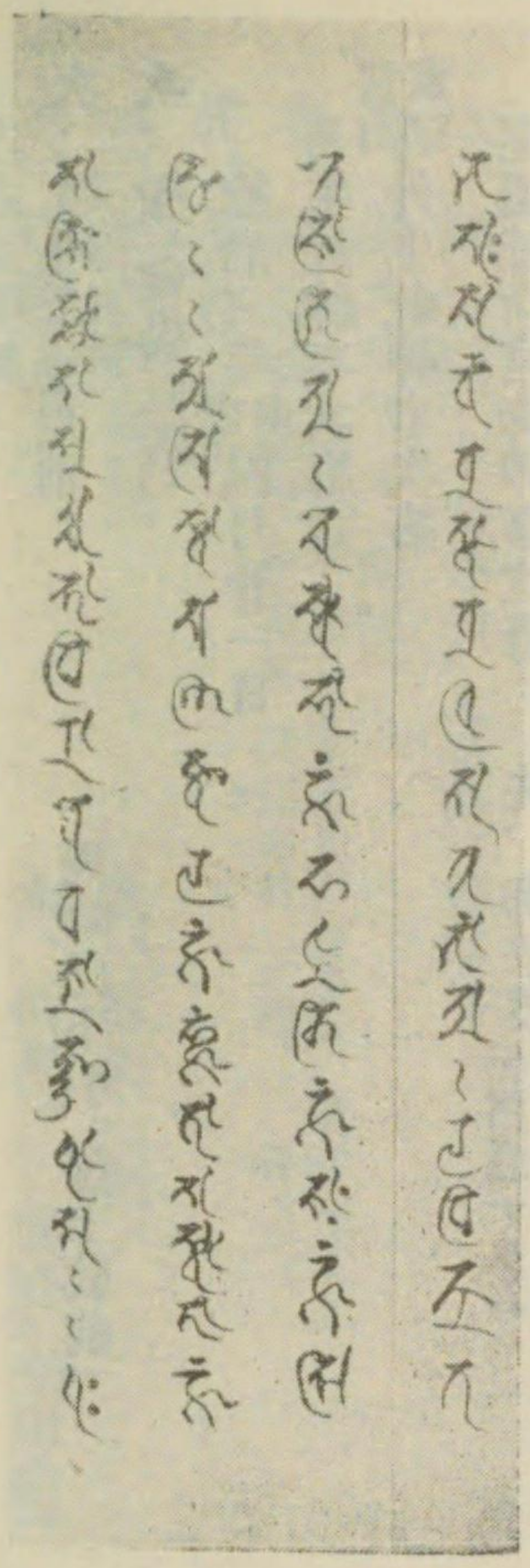
次、勸請。

至心勸請釋迦尊 三世十方諸善逝

法花最勝深妙 八万十二諸 普賢文殊諸サタ

身子目連 梵尺四王諸 還念本誓

至心トト 自他法界 今對三寶
 皆悉發 歸依佛法僧 受持并
 斷惑修善 生々 願我生々
 世々恒聞 恒沙塵數 悉證
 影向神等 當所權現增威光
 次、講師奉經題
 心經 理趣經 法華經 最勝王經
 舊太鼓銘寫
 當山傳來舊太鼓銘
 洪鐘震響覺群生 聲遍十方無量土 合識群生普聞知
 拔除衆生長夜苦 六識常昏終夜苦 無明被覆久迷情
 晝夜聞鐘皆覺悟 怡神淨利得神通。



因緣生故無自性 無自性故畢竟空
 畢竟空故無所得 是名般若波羅密。
 金光明最勝王經夢見懺悔品偈曰
 我於昨夜中、夢見大金鼓○○ 畧之、得聞金鼓發妙響、皆蒙

尾道志稿 卷之五

龜山士綱著

塔 寺

海龍王寺

律宗

○海龍王寺は一日曼荼羅堂、淨土寺末寺にして、開基しがたし。淨土寺の中興定證上人、永仁六年西國下向の日、初て當浦に來り、當寺に一夏安居し、郷人の請に應し淨土寺に轉居ありしこと淨土寺記録に見ゆ。又、嘉元四年丙午十月に、高野山淵信といへる大徳、書を贈て淨土寺并に曼荼羅堂の別當職を此上人に譲附有しことあり。正中二年當寺回祿し、回祿にかゝる傳來の寶器記録等も悉く焼亡すと云。其後、觀應二年七月、左兵衛(佐)足利直冬公贈書して淨土寺并に曼荼羅寺の寺邊、山野河海に漁獵の殺生を禁絶し給ふ。往古は淨土寺の末院七十五ヶ寺ありと云る中に、今只當寺のみ存在せり。
 一、本堂 本尊千手觀音 聖徳太子作。
 一、護摩堂 本尊不動明王。作しれず。脇士毘(毘)伽羅、勢多

離苦得解脱。
 備後國淨土寺之鼓也。
 正和五年丙辰十月日 大工 教通
 現住僧ノ名アリ畧之。 大工 友延
 重張之 延元年丙子 大工圓純房
 現住僧ノ名アリ畧之。
 第三度張之 大工圓智房 延文四年己亥 九月一日
 現住僧ノ名アリ畧之。
 第四度張之 奉行拉本房 應永六年己卯 七月廿日
 現住僧ノ名アリ畧之。
 應永卅四年丁未八月廿一日張之 第五度 奉行深念房
 現住僧ノ名アリ畧之。
 元和(四)六月吉日 張之 當住淨譽(花押)

伽。

右座、阿彌陀如來。左座、地藏菩薩。弘法大師。彌勒佛。位牌壇にあり。

- 一、鎮守一祠 荒神、瘡神
- 一、石鏡(鏡)祠 數十間の崑上に鎮座あり。
- 一、門
- 一、客殿
- 一、雜舍

當院は後山峨々として大石天を衝、前海帯のごとく山腰を繞り、東方に田島、百島邊まで見へ渡り、實に當浦の一佳景なり。海涓に漁家數十屋を並へ、打魚垂釣の小刀(刀)ありて眺め多し。

吉祥坊 律宗

○惠日山、吉祥坊は、淨土寺末寺にして、開基榿にしれず。享保年中の記録には、正和年中淨土寺の住職空教上人一坊を建立すとあり。然る時は此上人當寺を開基せるならん。
 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。右座、不動明王。左座、弘法大師。毘沙門天。十一面觀音。何れも作知れず。
 釣鐘 本堂の軒口に懸。
 一、鎮守 粟島明神
 一、小祠 松尾明神
 一、門
 一、雜舍

萬福寺

律宗

○萬福寺は、淨土寺の奥之院にして、開基もしれず。此山登り八丁、西南の眺望廣く、島嶼畫のごとし。西の谷を秘の谷と云。聖德太子當境に來り給ひ、此の山の靈木を伐、觀音の尊容を手刻し、此谷に深く秘し藏め給ひしによりて谷の名とすと云説あり。又、東の谷を蛇が伏寝と号す。中古淨土寺の中興定證上人、觀音の靈像を得、長谷寺の尊像に擬し、寶石に居へ奉らんと願ければ、此谷中に大蛇の伏し寝たりしが、大石一ツ口にくわへ出たりと云、依てかく名つくとの説あり。

- 一、本堂。本尊、藥師如來、行基作。脇士、十二神將。
- 一、雜舍

先年御祈願のことありて、國主體國院殿關東御下向の日、當山へ御登詣ましませし由、これよりして本堂雜舍まで御造營あり、實に享保元年申八月廿三日落成有りしとぞ、その棟札左に記す。

鼎新藥師堂俯祝 今上皇帝聖化無疆、佛日增輝、法水洋洋。大樹福威、四海寧康、特禱本願、大府明君、文武光達、國家永昌、士庶軌道、嘉運彌長。

享保元丙申年八月初六日。

本願大檀主、藝備國主從四位下侍從兼安藝守源朝臣松平吉長公。

作事奉行

竹中文内包正

木村佐助昌純

氏野喜太夫正房

尾道宰兼寺社令

し尼となり、此地に終られしと也。延文、貞治の頃は大門の兩側に尼寺十二坊有ける由、今其名悉くしれがたし。中にも慶德庵、珠彌庵、松之寮、東之寮、西之寮は正徳年前まで存在せし由。兩度の回祿にかゝり今は山阜となれり。又布晒、井とて側の藪の中にあり、古へ尼僧此水にて布晒しける跡と云。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。脇士、觀音、勢至。三昧共、惠心僧都作。

此三尊は尊氏公持念佛にて、則軍中所持ありしとて、御首兩手とも拔放し取納る様に作たる木像也。

南脇壇、十一面觀音 一遍上人木像。

北脇壇、開山六代上人木像。 池田某夫婦の位牌あり、其の裏に

應安元年戊申三月日とあり。蓋、其死日ならん。

寺号の額 七代上人筆。

- 一、鎮守一祠 伊勢、春日、八幡。文和元年勸請ありし由。
- 一、八大龍王 岩上の石塔を祭る。
- 一、辨財天 石祠 空海作の由、遊行廿一代上人より授らる。
- 一、撞鐘堂 一字
- 一、雜舍
- 一、大門

什物

一、六代上人衣

大工棟梁

五右衛門

住持

- 一、小祠 愛宕大權現。

國主、自得院殿御建立有しと云ふ。

- 一、堂 一字 本尊、役行者。

作しれず。

不動明王 大石に剛付大像也。

- 華表

- 一、堂 一字 藏王權現

如意輪觀音 大石に剛付。 空海作の由。

享保十二年四月十二日夜深更の頃、此如意輪觀音大に光明を放、給ふ由、旅船より見出し、翌朝より數百人登詣せしよし。又は此如意輪觀音の後光を、弘法再ひ浚へ給ひしとて群集せしとも云。此事淨土寺の記

- 一、小祠 清龍權現 登山の路傍にあり。

- 西江寺

時宗

○智月山、等持院、西江寺は、相州藤澤清淨光寺末寺にして、遊行六代一鎮上人、正慶年中の開基也。

本堂一字は、文和二年尊氏將軍の建立、願主は同國沼隈郡池田某と云豪家なるよし。本尊脇士并に院号其外佛餉領として二萬貫、尊氏公より此一鎮上人へ寄納ありと云。當寺いにしへは山号を獅子山と云しを、遊行廿一代上人、智月山に改られ、因て舊山号をば末寺毘沙門堂へ譲らると云。貞治年中に大一房といへる尼僧願主にて大門を建立す。竹田番匠の作と云。或云、此大一房は同國相方古城主の君夫人、一鎮上人に歸服

一鎮上人諸國修行の時着用ありと云、其襟に大永二年壬午七月廿七日、但阿彌陀佛と書り。六代上人入寂は文和四年未十二月なれば、大永二年に至ること百六十七年なれば、年曆合がたし。

- 一、六代上人自筆名号

- 一、同上人十八名号

- 一、紺紙金泥三尊彌陀 惠心筆

- 正念寺 時宗

○來迎山、正念寺は、西江寺末寺にして天正二年覺阿彌陀佛の開基也。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來、春日作。十一面觀音、聖德太子作。

古へは大門の南側に觀音堂一字有ける由、兩度火災ありて燒じせりとぞ。則、此觀音彼一字の本尊也。

- 一、堂 一字 本尊、地藏菩薩。空海作の由。

此堂は天正五年、施主連阿彌と云。

- 一、鎮守 小祠 稻荷

- 一、諏訪 小祠

- 一、雜舍

- 一、門

十王堂

時宗

○延龜山、地藏院、十王堂は西江寺末寺にて、開基しれがたし。元和年中、相阿彌陀佛中興すと云。

一、本堂。本尊地藏菩薩。作しれす。西側に阿彌陀、千手觀音。

佛壇の隅に閣戸とおぼしき古木像二株あり。案るに當寺を十王堂と号せば、古へは必ず十王有しならん。

一、鎮守祠 熊野權現

一、人丸祠

一、雜舍

一、門

永福寺 時宗

○生田山、永福寺は、西江寺末寺にして、開基分りがたし。正保年中、相阿彌陀佛中興せりと云。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來。作しれす。兩側、如意輪觀音地藏菩薩。

一、鎮守。九頭龍權現は、相阿彌の勸請のよし、然るに小祠破滅して今其跡も見へす。

一、雜舍

一、門

毘沙門堂 時宗

○獅子山、毘沙門堂は、西江寺末寺にて、開基もしれす、寛永年中、淨阿彌陀佛の中興也。當寺古へは無山号なりけるに、遊行廿一代上人、本寺西江寺の山号を譲り賜ふ。

一、本堂。本尊、毘沙門天。作しれす。三面觀音。阿彌陀如來。

一、鎮守祠、稻荷明神 鎮座しれす。

一、雜舍

一、門

海德寺 時宗

○龍燈山、海德寺は、相模國藤澤清淨光寺末寺にして、遊行一遍上人、建治年中の開基也。古へは當寺三面は海にして、南方に張出しけるを以て、沖の道場とも又は沖の淨土とも云、實に時宗にては當境一の古道場也。常住の僧侶もなく、堂宇も大に零落しぬ。又、本堂の東脇に一古松あり、是を龍燈松と云。古へは、龍神此梢上に燈を献せしといふ。故に山号に名つくるよし。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來。脇士、觀音、勢至。作しれす。不動明王、聖德太子像、一遍上人自畫像、二代上人畫像。

一、堂一字。本尊、千手觀音。聖德太子作。脇士、毘沙門天、增長天。

一、鎮守、住吉社 鎮座しれかたし。

石華表

一、小祠、粟島

一、小祠、稻荷

一、雜舍

一、門

什物

一、鉦鉦 一遍上人諸國修業之時所持 一。

一、辨財天一祠 鎮座しれす。

一、雜舍

一、門

水之庵 時宗

○筒湯山、藥師院、水之庵は、西江寺末寺にして、開基しれがたし。當寺古へは餘程の大寺にて、瑠璃光院、竹林院とて禪宗なるよし。中古時宗に移り、寛永年中、現阿彌陀佛中興せりと云。古へは藥師の靈現にて側に温泉湧出せし由、今其跡とて土中に湯壺の石ありとぞ、今も藥師の水とて寺の岸下に一つの古井あり、此水にて浴すれば痾を治すと云。陰德太平記に、荒木攝津守村重、備後國尾道に閑居すとあり、此水之庵に住れしとも云。藝州豊田郡佛通寺二代目一笑禪師の語録に、題備州尾道水庵詩に

勻含法界小庵内、塵利無邊一目收、海島雨晴青朶々、暮光雲盡碧悠悠、入窓夜色千家月、近枕江聲萬里秋、多歲神仙方外夢、今朝眞箇作斯遊。

又千畝禪師の也足集には、水月庵と題して詩あり。

天開圖畫置斯地、無數青山碧海邊、曙色翠霞三島隔、暮光接水四州連、峩々梵刹出民屋、殷々清鐘落客船、愧我不堪寫佳景、夜深立盡月樓前。

千畝禪師は佛通寺五院之内、長松院の開山なり。

一、本堂。本尊、藥師如來。惠心僧都作。脇士、十二神。千手觀音。阿彌陀佛。

一、一遍上人自筆名号

一、二祖上人自筆名号

以上

常稱寺 時宗

○尾陽山、願王院、常稱寺は、相模國藤澤清淨光寺末院にして、遊行二代他阿上人正應年中の開基也。然るに文和年中に當て伽藍回祿あり、因之尊氏將軍本堂一字再興ありと云。此堂、天井に栢を用ひし故、一に栢堂と云。近世、延寶年中再び回祿ありしに、此堂幸に災を免れしとぞ。此時にあたつて傳來の寶器舊記等まで盡く焼亡すと云。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來、安阿彌作。西脇壇、他阿上人木像。阿彌陀佛。東脇壇、一遍上人木像。阿彌陀佛。千鉢佛。

一、堂一字。本尊、聖觀音。十王の木像。

一、祇園宮一社 拜殿

當社は御調郡の産神として崇敬する神靈也。往古は市中に鎮座まします由、當寺へ遷座せし事、年曆分りかたし。蓋當寺記録に承應年中の頃までは、本堂東脇に一小祠ありける由。承應四年乙未の春、諸國一統疫病流行せし時、鞆津祇園社司より疫病除のため當浦へも配札せんとの間へ有ける、其時坊長なる者評論して之を辞し、當浦の人々當社へ立願し、此時神輿一鉢を造立し、大門の前に御旅所を建て、六月七日より十四日まで祭禮有けるとぞ。當社を今の地へ

移せしは明曆四年戊戌の春と見えたり。此年に至て、本殿拜殿、三昧の神輿等造營有ける由。

一、石華表 柱に書付。

藝備國主四品侍從源朝臣吉長、正徳六年申天林鐘初七日とあり。

一、一祠。稻荷明神 正徳二壬辰年、當寺廿三世智禪、

靈夢に因て所建と云。

一、小祠、熊野權現 大神宮合殿。

一、小祠、天神。

一、小祠、疱瘡神。

一、神輿殿 神輿三昧。

一、釣鐘堂

一、大門 文和二年癸巳建立にして、其まゝ存在す。

一、厨舎

一、二祖上人衣 什物

他阿上人諸國修業の日用有しと云。大に散裂せり。その襟とおぼしき所に、天正八年十二月廿七日と書る文字あり。

然るに二代上人は元應元年己未の入寂なれば、天正八年は二百六十二年未なり、年曆合がたし。

一、一遍上人名号 一幅。

一、二代上人御影 一幅。

一、南門上人御影 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、南門上人御影 篋名号 一幅。

一、書詞傳 二祖上人筆 一宮。

以上

一、二之寮は尾陽山の寺中にして、開基しれず。

一、本堂。本尊、地藏菩薩。 作しれず。

一、雜舎

一、門

古へは大門の内に、一之寮、二之寮、三之寮、ト隠屋鋪と

建並し由。是は二代上人へ隨行せし人を差置れけると也。

其後一之寮、三之寮は焼亡し、今二之寮のみ存在す。ト隠

は上野國松田正房入道とて、正應年中、他阿上人へ隨遊し

當境内に止り居す。然るに元祿七年戊三月今の居宅を賜は

り、市中に徙居せり。

一、玉藏庵

一、慶徳庵

一、福泉庵

一、南之寮

一、布施屋

一、珠數屋

一、召所

此七庵は尾陽山寺中にして、正應年中、他阿上人へ信從の

尼僧此地に止り居す。其後一度回祿あり。然れとも古への

こころ再造ありて、今も尼僧住庵せり。

慈觀寺 時宗

千手觀音。脇士、不動。毘沙門。十二神。西脇壇、主夜神、

古木像。何れも作しれず。

一、鎮守祠、稻荷明神 鎮座しれ難し。

一、雜舎

極樂寺 時宗

○極樂寺は、山院兩号ともしれず。同常稱寺末寺にして、開基

も分りがたし。

一、本堂。本尊、十一面觀音。惠心僧都作。

當寺本堂厨舎とも大に零落せり。

一、雜舎

一、門

正覺寺 時宗

○正覺寺は、山院兩号共分りかたし、開基もしれず。同常稱寺末

寺にして、享保年中までは梁行三間半、桁行四間半の一精舎

ありける由。其の後廢寺となり、今は人家稠密せり。本堂の

舊地とて側に三尺四方の一小堂ありて、正覺寺と書る板額あ

り。其中に阿彌陀の立像一昧を安置ス。又、古へ裏門の跡と

て今に残れり。

一、莊嚴寺 常稱寺東脇。

一、海藏寺 今、海藏寺小路あり。

一、休念寺 今、休念寺小路あり。

一、丹花寺 幸神祠の邊。

右四ヶ寺とも、常稱寺末寺にして、山院兩号、開基等も

○欣求山、安養院、慈觀寺は、常稱寺末寺にして、貞治年中、

慈觀上人の草創なり。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來。脇士、觀音、勢至。作しれず。

虛空藏菩薩。

一、堂一字。本尊阿彌陀如來、廿五菩薩。作しれず。

一、鎮守小祠、幸神

一、地藏堂一字 墓地ノ中

一、釣鐘堂一字

一、門

一、雜舎

海福寺 時宗

○無量山、淨光院、海福寺は、同常稱寺末寺にして、元應年中、

遊行二祖上人弟子、但阿彌陀佛の開基なり。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來、觀世音。作しれず。

一、鎮守一祠、熊野權現。

一、雜舎

一、門

成福寺 時宗

○禮拜山、成福寺は、^{今日}常稱寺末寺にして、開基しれがたし。

後年相阿覺應といへる僧中興せると云。古へは當寺邊長江に

つゝきて海水進退し、好風景の道場なりしよし。今は市中と

なり、僅に本堂鎮守のみ存在せり。

一、本堂。本尊、藥師如來。春日作。脇士、十二神。東脇壇、

尾道志稿

分りかたし、廢寺になりし年曆も慥にしれず、今其舊地と寺号のみ残り。

福善寺 眞宗

○光明山、福善寺は、京都西本願寺末院にして、天正年中、行榮僧の開基也。但州の城主大田垣因幡守の孫甲斐守と云へるが僧となり、名を行榮と云。初め播州阿賀西の口の道場の住職たりしが、大閤阿賀を攻給ふ時敗軍して、天正元年當地に來り小庵を結び居けると也。宮崎也。今、久保町其後、荒木屋鋪に居を移す。陰徳太平記に、天正八年、荒木攝津守村重、尾道に閑居せられし事見ゆ、其屋鋪は今土堂町寺小路なる由。此時ま

ては眞宗未弘、素その宗崇敬の人もなければ、醫術を業とせし由。然るに阿賀より敗軍の浪人數多、同郡三原に下り集り此行榮を彼地へ招請せしに因て、行榮三原に移り、一道場を建立せし由。善教寺也。行榮一子あり、名を孫十郎と云しが、武士を好み、ある諸侯を頼み仕官の約をなす。其折節、大閤高麗陣の時にあたれば、東門跡教如上人、大閤を訪のため九州へ下向せんとして、三成村通駕ありし日、當境に流落せる浪人の内、室屋禪門、祐喜禪門、宗意禪門等、上人を途中に迎へ、叮嚀にもてなし奉ければ、其時上人尾道に僧はなきやと尋ありけるに、禪門等曰、行榮が一子、孫十郎なる者有之、然れ共武家を好み今に俗躰なる由答へ奉けるに、上人夫より孫十郎を呼出し僧となし、雉(薙)髮御免ありて、念西と法名を賜ひ、尾道の惣道場たるべきの由仰渡されける也。因茲念西初は東門跡教如上人の直參となり寺相續

淨泉寺 眞宗

○遊龜山、淨泉寺は、同郡市村照源寺末寺也。照源寺住僧順宗弟宗圓といへる僧、大永五年乙酉の春、同郡市原村東谷といふ地へ一精舎を造營せしが、其後天文十二年癸卯、當境に入り、其時歡喜院とて廢寺ありけるに、其地へ此道場を移せしとぞ。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。聖徳太子作。
- 一、釣鐘堂一字
- 一、經藏
- 一、厨舎
- 一、大門
- 一、南の寮 慶長年中、教念といふ僧の建立。享保三年、本山より雲晴寺の号を賜ふ。
- 一、北之寮 慶長年中、慶順と云ふ僧の建立。正徳四年、本山より尊光寺の号を賜ふ。

天寧寺 禪宗

○海雲山、天寧寺は、普明國師の開基也。貞和年中、足利尊氏將軍の建立にて、七堂伽藍なりしよし。然るに雷火にて火とも云。然るに何れの兵亂に放火せしにや、分りがたし。院宇并ニ寺領の御朱印、寶器、下馬札等まで悉く焼亡し、只僅に五重寶塔一字のみ幸に回祿をまぬかれけるとなり。元禄五年、三重に古へは東西三丁ほどの境内にて、堂宇佛像等も數多ありし由。今に信行庵の西に天堺の堺也と云。今も山門の柱礎其ま、存在せり。諸堂の跡も、

せり。寺の舊地は今土堂町其後、念西志を改め、慶長九年西本願寺十二世准如上人に服従し、祖師の御影并に寺号を乞けるに、此時寺号を福善寺とし、法名を明善と改め給ひ、直筆を下し賜ふと云。當寺を此山に移せしは慶長十年の頃、行尊と云へる僧の代也。

本文一に現任の言を記す。案るに年歴甚た疑はし。正文に阿賀を攻られ、天正元年當地に來るとあり。秀吉公播州へ打入り給ふは天正八年の事也。元年に播州を攻られし事をきかず。又、正文に大閤高麗陣(陣)の訪のため、東門跡教如上人九州下向と云云。大(太)閤、名護屋御陣は文祿元年の事也。是時東西本願寺の號なし東本願寺建立は慶長五年關ヶ原御陣以後のことなり。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。作しれず。
- 一、鐘樓一字
- 一、經藏 一切經
- 一、厨舎
- 一、大門
- 一、西之寮 建立の年分りがたし。其後、寛延三年、又、當寺山上に大なる古墳二つあり、星霜かさなり、石臺も土中に埋れり。土人云、當山の古城王持倉修理太夫父子の塚也と、然るに此事陰徳太平記及び軍記等にも見へず。案るに、戰死せるものとも見へず、墳墓年代は永正以後、永祿、元龜の頃ならん。今此邊の地を城と唱ふ、必此主の居城せるを以て云なるへし。

いつの年よりか山島となり、其柱礎、古瓦、所々に散在せる也。足利義滿將軍も嚴島詣の時當境に着し給ひ、當院に御座せしよし。當寺元は京天龍寺の末院にて臨濟派なりしか、文祿年前大衰に至りけるに、石屋派下の一雲椿堂なる僧出て宗脉を繼ぎ、恢復を企しよりして、三原宗光寺末院となれりとぞ。回祿何れの年と云こと慥にしれかたし、恐らくは元龜、天正の頃ならんか。

源貞世の鹿苑院准后義滿公嚴島詣の記に
いまた朝のほごに、備後國尾道につかせ給ひぬ、御座は大寧寺とて天龍寺の末寺也、海中まてうき橋かけて御道とせり、なにとなく、めつらしかりき。
古へに、こりかたまりし、跡なれや、もしを(ほ)吸(汲)てふ、あまの浮橋。
かの針(針)のしたりのこと思よせられて讀るなるべしとあり。

- 一、本堂。本尊釋迦如來。作しれず。
- 脇士、文殊(珠)菩薩。普賢菩薩。作しれず。
- 両脇壇、達摩大權。
- 位牌堂。觀音、地藏。
- 後堂

尊氏將軍御位牌 一作一鉢
普明國師木像 自作一鉢

木像

當寺代々住僧五躰

- 一、三重塔婆。本尊、彌勒菩薩。作しれず。蓋、古作也。
- 一、禪堂一字。本尊、聖觀音。
- 一、堂一字。本尊、地藏菩薩、不動明王。

烏瑟沙摩明王 地藏堂の北。

- 一、經藏一字
- 一、鐘樓一字
- 一、厨舎

一、鎮守祠。秋葉權現、白山權現、金比羅權現、合殿。

拜殿 石華表

一、一祠 住吉明神

一、小祠 辨財天 池中石上

一、大門一字

什物

一、毘沙門天 一寸八歩 一軀。

尊氏將軍守本尊、聖德太子作。

一、觀音 蠟石八寸 一軀。

普明國師念持佛、聖德太子作。

以上

當寺記録に

公方靈陽院殿御代記

備後州尾道

天寧寺

- 一、境内山林竹木伐採候儀停止事
 - 一、對寺中甲乙之輩狼藉停止事
 - 一、非分之儀申懸族可爲一錢切事
- 右之旨被仰出候迄、違背於有之族者、可被加三成敗者也。

上野中務大輔

永祿十二年六月二十九日

本多 監物

忠宗 在判

上野中務大輔、本多監物、天寧寺に高札寸法に狀を相添て下之。

其書に

高札下候其寺可被得其意候、謹言。

上野中務大輔

永祿十二年六月二十九日

本多 監物

忠宗 在判

天寧寺

高札寸法

板の厚サ壹寸壹歩。

永祿八乙丑年七月二十五日、公方爲御使者松原道友、尼子新左衛門等を備後州尾道淨土寺御祈願の事によつて下り被成候、同處天寧寺御使者衆に被申様は、拙僧住職地は尊氏公御建立に紛無之候、貞治六丁未年十月四日、細川左典厩源頼之殿より高札被下之、先任代爲風雨消失申候と言終、御使者衆被申様は口上ニ而如治實成寺建立濫觴之壹件を被記可然と被言候、住持濫觴の記を御使者衆に被出候、御使者衆歸らるれば、上野中務大輔等迄御代參無相違相勤申候、淨土寺、同處天寧寺、拙者共ニ被申候儀は、尊氏公御建立に無紛候、仍之寺建立濫觴之壹件記を持參仕候、宜敷御上間に達可被成と言終らるれば、上野中務大輔、天寧寺建立濫觴の記を見終る、御當家代々の寺社建立の記録を出見れば天寧寺事あり。

爰に天寧寺建立濫觴壹件手傳普請の衆氏名を不記、貞治六丁未年十月四日、細川左典厩源頼之殿より天寧寺に高札被下文言不記、委細濫觴記にあり。

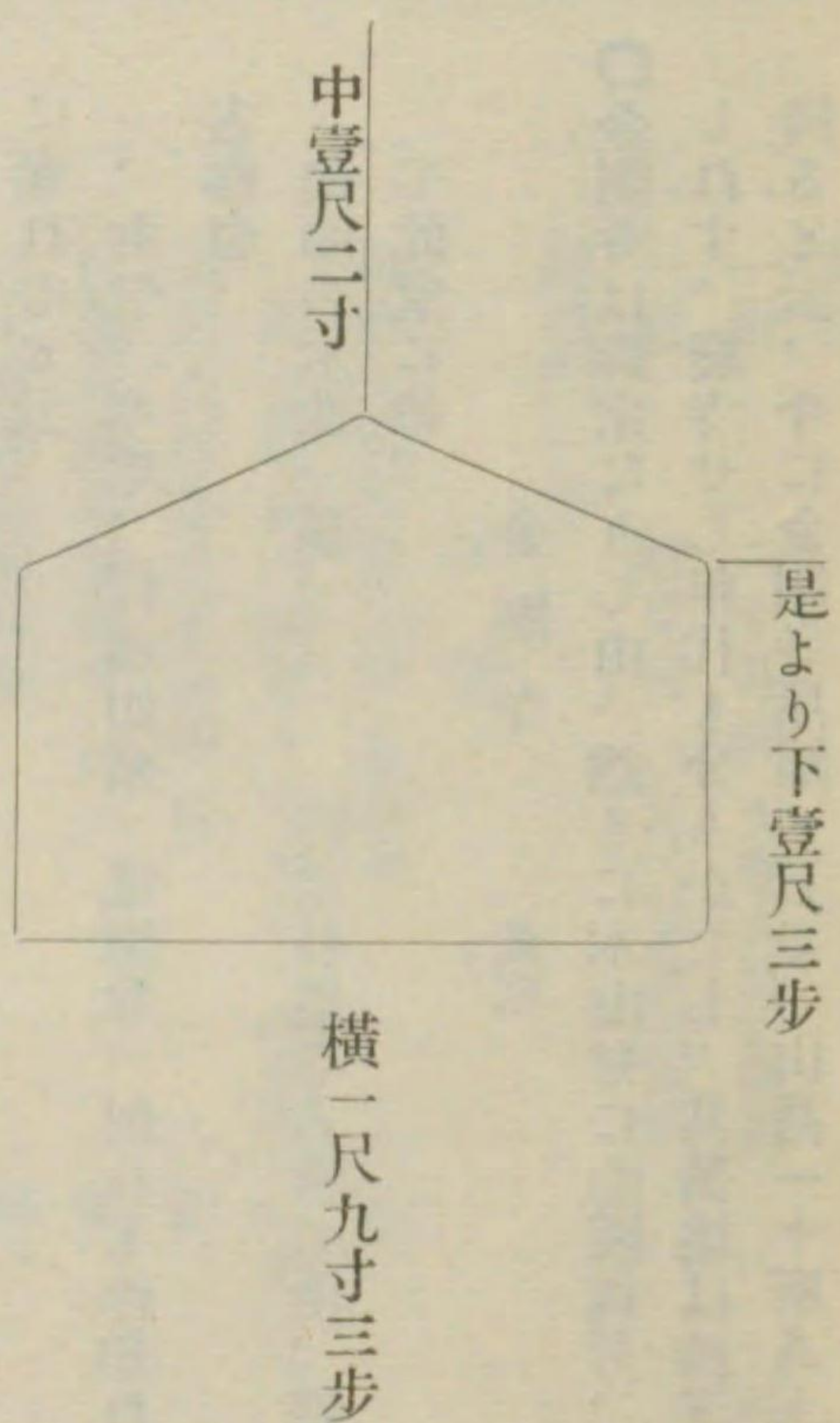
上野中務大輔見終れば上間に無殘達候、公方爲御祝着二万事先例たるへきの上意下、上野中務大輔、本多監物と申合、備後州尾道天寧寺に高札を下、爲御使者藤田吉郎右衛門、尼子新左衛門。

高札文言に

條々

尾道

天寧寺



此札、今に存在せり。

永祿十二年七月二十八日、備後州尾道天寧寺拜謁のために近邊迄被來候道筋におゐて、上野中務大輔家人、藤田源五郎搦捕と成て、同月二十八日の七ツ時、上野中務大輔目通りの家人引出、住持の輩被申様は、拙僧儀は備後州尾道天寧寺にて候、御公儀より願の通下被成候御悦に拜謁申候、全以逆心疑惑の僧に候はずと被申るによつて、住持をはしめ同宿男六人一同に綱を解事を上野中務大輔家人に下知を傳、上野中務大輔、備後州尾道天寧寺拜謁と上間に達。

天寧寺献上物記

金 襦 二卷

杉原紙 五拾束

時 服 五

公方より上意下る、上野中務大輔請候本多監物と申合、天

寧寺の狀を下す。

其書に

爲御祝着家定紋、丸に横二引桐紋、下馬札下候旨、此度御おぼえ可被成候、可被得其意候、謹言。

上野中務大輔

清信 在判

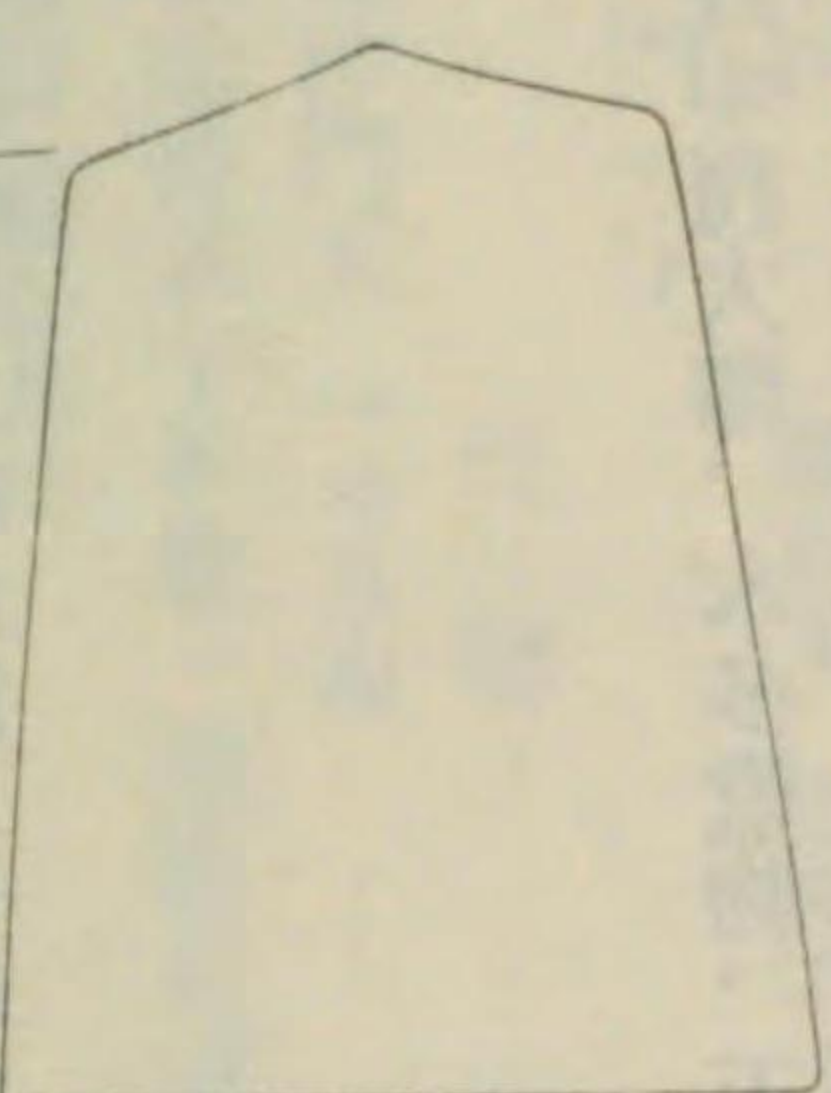
永祿十二年八月二日

本多 監物

忠宗 在判

天寧寺

下馬札寸法



上の横、七寸
中、一尺二寸五歩
下、横一尺一寸一歩
板の厚サ、一寸二歩

是下、一尺一寸七歩

同年八月五日、公方より上意下る、上野中務大輔爲名代、於ニ金の間に、天寧寺の朱印渡、事終れば歸國の暇赦免。

朱印の寫

爲扶持二百三十石渡下旨、自今以後彌不可相違者也、仍如件。

尊脇士は今持光寺に納れり。

妙宣寺

法花宗

○本覺山、妙宣寺は、京都妙顯寺末寺也。古へ攝政近衛經忠公の息男、幼名を月光といへるが剃髮ましまし、本山開基日像上人の弟子となり、名を妙實と呼ぶ。一とせ天下大早ありしに、妙實、勅により桂川のはとりにして雨を祈られけるに、上天納受ありしより、勅して大僧正に叙す。大覺大僧。此僧弘通の爲に邊鄙を教化し、文和三年甲午西國に下り、當浦に來り一字を草創し、長恩山妙宣寺と名づく、則此上人當寺の開山也。越に當浦の住人、源太信國今の胡鍛冶と云者、始て大僧正の檀越に成し由。此大僧正の由緒に依而近衛殿よりの寄附とて寶器等數品有けるに、後年元和の頃、非法脉の僧徒乱入し、悉く散失せしよし。其後或は治り或は乱れ、騷乱終てより八ヶ年にして、元祿六年癸酉、寺再建あり、此時よりして山号を改めて本覺山とすと云。

一、本堂。本尊、題目寶塔。

脇士、多寶如來。釋迦如來。上行菩薩。無邊行菩薩。淨行菩薩。安立行菩薩。不動。愛染。文珠。普賢。廣目天。毘沙門天。持國天。增長天。大黑天。

東脇壇、鬼子母神。日蓮菩薩。

西脇壇、日像菩薩。大覺大僧正。皆木像。

後堂、釋迦如來、一軀。

一、客殿 内佛 三面大黑天、一軀。傳教大師作。大覺大僧正遺物。

從三位權大納言

永祿十二巳年八月三日

天寧寺

須彌堂

禪宗

昭判

○須彌堂は、相模國鎌倉西明寺末寺のよし、開基も知れず。享保年中の記録に、相模國海陸路遠して、老僧尼の輩、彼地に至りがたし、故に洞家天寧寺に属すとあり。享保年中迄は側に尼寺三字ありし由、今は一字存せり。傳へ云、古へ最明寺入道殿、諸國修行の時、此地に假寐ましまし、西明庵といふ額を自筆にて書給ひし由、其額今に存在せり。其額の裏に、永和第貳夷則晦日釋最瑛書之とあり。案るに、時頼入道卒去は弘長三年癸亥に當れり、永和二年に距ること百十四年、永和は足利義滿將軍御在世の時にあたれば、是を入道殿の書といふは大なる誤也。以前は此額に添書も有しよし、其後盜人に奪れしと云。

一、本堂。本尊、釋迦如來。達摩尊。何れも作知れず。蓋、古作也。

藥師古木像一軀。

時宗莊嚴寺古佛の由、廢寺となり

て此堂に納。

金剛寺

禪宗

○金剛寺は禪宗なりし由。然るに本山并に山院兩号、開基等もしれず、廢寺せし年代も分りかたし。其舊地は持光寺の西に隣ると云、今に金剛寺屋鋪と云て、山島一ヶ所あり。當寺本

一、雜舍

一、一社

一、鐘樓門一字

什物

一、本尊大覺大僧正筆 曼荼羅

一、元祖大菩薩本尊同筆

一、日像菩薩本尊同筆

一、三十番神畫像同筆

一、紺紙金泥妙經、菅公御筆

一、磬 延年年中

一、御紋付紫幕

以上

浮御堂

○海頭山、浮御堂は、山城國醍醐三寶院の末寺也。平城天皇大同二年丁亥正月の開基と云。其始を原るに、紀州熊野本宮の沙門元達僧都、宿願ありて諸國遍歴し當浦に至る、時に西海を眺望せしに二筋の瑞光天に達しければ、元達不思議の思ひをなし、則浦人を召、小船に乗り、彼瑞光の源を探るに、忽ち海潮左右にひらけ、其中間二丈ばかりにして二ツの大石顯れ出たり。今本堂の前汀に水觀。夫より元達信心歡喜の思ひをなし、此地に僅の巾庵を結び、苦修觀法をなしける。越に此僧思ふ

様かゝる靈地に廻り逢ふこと、偏に我宿願也。願くは此所に一字を造營し、垢穢の衆生をみちびき、二世大願を果せんと暫く此地に住しければ、浦人も力を合せ、海中の四方に石垣を築き一字を建立し、本尊を安置し、海中の佛閣なれば浮御堂と名つけし由。其後、應永年中、江州錦織泰順上人の法弟泰元といへる僧、諸國順行し當境に來り、古へ瑞光不思議の因縁を傳承し、彌信心を發起し、錫を此地に留め、則當寺を再興せりとぞ。實に應永三十二年の春、名を泉良坊と改め、當寺卅一代の任職と成けるよし。それよりして代々血脉相續し今に至ると云。庭前に栢楨の古木あり、當寺七百年前の任職義中法印手から植置しと云、今に枝葉繁茂せり。

一、本堂。本尊、神變大菩薩、金佛。作しれず。
金毘羅大權現。不動明王。

一、客殿。無量壽如來、聖德太子作。千手觀音一体。

一、鎮守一祠。蛭子、愛宕、粟島、楡伽、住吉、合殿。

一、門

一、雜舍

什物

一、紀州熊野本宮舊記

一、熊野那知山禮殿白地願望之狀

一、熊野三山惣畫圖

一、伽葉如來御影

一、不動尊

三軸。

一軸。

二幅。

一幅。

一幅。

尾道志稿 卷之六

龜山士綱著

塔 寺

光明寺

淨土宗

○清淨山、寶幢院、光明寺は京都東山禪林寺、西山光明寺、兩山末寺にして、開基しれかたし。其後西山法流道宗と云へる僧、建武三年春、源尊氏將軍西國下向の時隨從して當浦まで來り、元より深く名利を厭ひ、當山に閑住せるが、將軍上洛の後、曆應の帝に奏達して一先ッ此僧を深草龍護寺に住せしむ。然るに此僧居、無何して再び當山に隠れ、改名して聖海と云し由。今其逆修あり。後年當寺に慶順といふ僧あり、毛利氏深く歸依しましたし、藝州退城の時、此僧に従行をす、め給ふ、依之其法弟子一空、輝元朝臣に従ひ長門に下りしと云。享保十四年己酉九月、寶鏡寺宮より光明寺の額并ニ御紋幕、挑燈等を賜ひ、御祈念所とす。御書翰あり。

一、本堂。本尊、阿彌陀如來。
承和の頃、台嶺の圓仁和上在唐の日、五臺山にして法道

- 一、五大尊 智證大師筆 一幅。
- 一、水ノ玉 一顆。
- 一、火ノ玉 一顆。
- 以上

上人に遭遇し、引聲彌陀三昧の法を授り、歸朝して太宰府に着船す、其舟中祈念し、所現の尊容第一轉の彫刻也と云。

脇士、觀音。勢至。作しれず。

東脇壇、元祖上人自筆讚文ノ御影。厨子。

紀州名草郡雜賀庄内和田村海竜寺什寶、彼寺の住僧弘阿建武三年當寺へ寄納せり。由緒添書有之。

善導大師木像一体。西脇壇、圓光大師木像。西山善惠國師木像。地藏菩薩。

一、方丈。本尊、千手觀音 行基作。浪分ヶ觀音と唱。宮地資長念持佛のよし。兩脇、阿彌陀二体。不動一体。作しれず。

一、撞鐘堂一字 文明十九年再建のよし。

一、鎮守社、天神。 三島、八幡、辨天、嘉良守美神、合殿。鎮座しれず。大永二年、天文八年、延寶四年再建の由。同社額字、天和二壬戌歲林鐘日 菅原正莖とあり。

一、小祠 稻荷、秋葉。

一、厨舍

一、地藏 石佛

一、堂一字。本尊、阿彌陀如來。廿五菩薩。
此堂、古へは阿彌陀寺と唱て當山の末院なりしよし。其後零落して今僅に一字を存す。

松源院

淨土宗

○松源院は清淨山の寺中にして、大永五年乙酉、正運といへる僧の開基也。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來は安阿彌作。外に千手觀音一、門
- 一、雜舎

南之坊

淨土宗

○南之坊は同清淨山の寺中にして、大永年中呈圓といへる大徳の開基也。

- 一、本堂。本尊、善光寺如來一光三尊の金佛。脇に地藏、阿彌陀の二体。作しれず。
- 一、門
- 一、雜舎

實土寺

淨土宗

○如意山、光明院、實土寺は京都禪林寺、光明寺、両山末寺にして開基しれず。融海意觀といふ僧、貞和年中に再興せりと云。

- 一、本堂。本尊、座像彌陀如來。作しれず。東脇壇、如意輪觀音。西脇壇、地藏菩薩。
 - 一、客殿。阿彌陀如來三軀。地藏菩薩。
 - 一、鎮守祠。吉備津明神、毘沙門天、辨財天、八幡宮、合殿
- 古へは本堂の西脇に鎮座せしよし、今の地へ遷座有しは、享保年中のよし。

拜殿

華表

- 一、小祠、稻荷神。鎮座しれず。
- 一、釣鐘堂一字。鐘之銘末文に

大日本國備後州御調郡栗原保尾道之浦
御所崎實土寺信心大檀那橘信吉
長享三己酉年仲 住持融稟

- 一、大門
- 一、厨舎

什物

- 一、不動尊 古畫 一幅。
- 一、五躰不動 古畫 一幅。
- 以上

西之坊

淨土宗

○西之坊は如意山の寺中にして、貞和年中本寺を再興せし融海と云僧の建立せしよし。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。作しれず。金佛彌陀一軀。
- 一、門
- 一、雜舎

持光寺

淨土宗

○日輪山、金剛臺院一曰五、持光寺は京都禪林寺、光明寺、両山末寺にして開基しれず。永徳二年壬戌、頓了と云る僧再興せりと云。

明德二年辛上巳日

敬白

明多寶如來

案るに。古へ大乘妙典など納經せし供養塔の類にて、決て墳墓等の類にあらず、殊に足利義滿將軍の時にあたつて、明德の年号あり。鯨江氏の此地に死と云は、永祿年中のごと見へたり、明德より永祿を距ること凡百七十余年なれば、是を鯨江氏の墓と云は大なる誤也。然るに當寺墓地の北方に古墳三ツあり、其形チ何さま農人漁者の類を葬しものにあらず。此三ツの中、必鯨江氏の骸骨を埋し跡ならん。或人曰、鯨江備前は神邊の城主相原播磨守盛重の家臣なり。盛重、永祿年中九州在陣の留主を守る、此時藤井能登入道、備中より打出、三千餘騎にて神邊城を圍む、鯨江備前、所原肥後等と防ぎ戰ふ、折節無勢なりければ援兵を藝州に乞ふ、然れ共大事の防場なれば使に行人なし、備前痛手數多負ひけれど強いて參るへしと云て申けるは、再ひ此地へ歸るまで此城持こたへ候へと緊く云置、藝州へ下る路次にて尾道に死すと云、其死をきゝて寄手勢に乘し、城終に潰へに及ひけると也。

一、一祠。幸神、八幡、胡神、合殿。慶長年中鎮座。街道の側一里塚より一
丁余西。此後口に地藏の半身を刻付し大石あり、土人三十三尋の地藏と云、石の地中に入しを計ていへるにや、

- 一、本堂。本尊、五劫思惟彌陀大像。作しれず。
- 西脇壇、地藏菩薩。
- 東脇壇、釋迦如來。脇士、文殊。普賢。此三尊は隣寺金剛寺今當寺に安置ス。
- 一、堂一字。本尊、聖觀音。聖徳太子作。脇士、不動。毘沙門。
- 阿彌陀如來、惠心僧都作。此如來は同宗西方寺本尊也、廢寺となり今當寺に安置ス。
- 一、鎮守祠。嚴島明神。寛永年中の勸請。
- 一、小祠。天神。御自筆御影を祭ると云。
- 一、釣鐘堂一字
- 一、大門
- 一、厨舎

什物

唐筆 八幅。

以上

當寺の坤にあつて大石あり。山畠の中にあつて、古へ金剛寺といへる廢寺の前にあたり。
其上に一ツの石塔あり、土人は是を鯨江備前守の墓と云傳ふ。塔高一丈五尺余、横五尺五寸、臺石の三面に蓮華を刻、一面に八行の文字あり、星霜かさなり字減て分りがたし、熟視するに左の字形あり。

包含法界功德無邊

二利一化無惱無纏

罪田

田

又周廻をいふにや、分りかたし。

一、攝待堂一字。本尊、阿彌陀如來。行基作。

西方寺 淨土宗

○成行山、西方寺は京都禪林寺、光明寺、兩山末寺にして開基しれす。慶寺となりしは慶長年中のよし。其時の住職任空といふ僧は持光寺へ轉住せりと云。其舊地は寶土寺と光明寺の間也。今、館屋小路と云は本尊は今持光寺に納れり。西方寺大門通り也。

正授院 淨土宗

○傳法山、善光寺、正授院は古へは禪宗にて、應永元年甲戌の開基と云。中葉信譽といふ僧、淨土に改宗し、京都智恩教院の末寺となりし由。慶長年中、純譽和尚に至て當寺を中興せりとぞ。元祿年中、諦譽良頓の代にあつて常念佛開闢せり。依之江戸増上寺祐天大僧正より將軍家御尊牌并器物名号等數多寄附ありて、其事を嘉獎せらる。其後、寶永元年當國の國卿御母堂、月桂院殿常念佛御信仰ありて、再度如來前に參籠ありし由。此時の御寄附今に珍藏せり。又、了般といへる僧同郡三原の産のよし、始めは當境時宗慈觀寺の僧なりしが、改宗して當寺の良頓の弟子となりしよし。増上寺四十二世の住職となり、終に大僧正の尊爵に昇りしとなり。

尊牌

大猷院殿 明信院殿

台徳院殿 清揚院殿

増上寺貞譽大僧正へ桂昌院殿御附屬有しを、正徳三年辰十二月七日、祐天師より寄納。右座、觀卍一体。作しれす。

什物

一、香炉 御紋付 一。

一、幡 同 一。

一、打敷 同 一。

此三品、祐天僧正より子安觀音と同時に寄納。

一、水晶數珠 一連。

一、舍利塔 佛舍利數十粒 一。

一、九丈(條)袈裟 祐天僧正御所持 一。

一、燒名号 祐天僧正正筆 一幅。

此名号は江戸柳原回祿の時、祐天僧正の手島庵室類焼ありしに文字焼残りしよし。元祿三年、祐天師より寄納。

一、曼荼羅名号 祐天僧正筆 一幅。

元祿四未年、祐天僧正寄納。

一、名号 圓光大師真筆 一幅。

一、阿彌陀三尊 惠心筆 一幅。

一、瀧見觀音 智證大師筆 一幅。

一、魚籃觀音 唐筆 一幅。

一、十六羅漢 唐筆 三幅。

一、一枚起請 一休筆 一幅。

一、淨土曼荼羅 筆不知 一幅。

東照權現 桂昌院殿

崇源院殿 靈仙院殿

嚴有院殿 淨徳院殿

寶永三年戌九月七日、祐天師より寄納あり。

南脇壇、圓光大師一体并圓光大師自筆御影。其像の上に

南無阿彌陀佛往生之業念佛本。

若我成佛十方衆生稱我名集(號か)若不生者被佛今當

元久二年二月十三日

北方の壇に、諦譽良頓和尚木像一体。南方の壇に、地藏尊

一体。

一、堂一字。本尊、聖觀音。運慶作。

古へ禪宗の時、本堂の本尊なりし由。

一、鎮守、辨財天一社。惠心僧都作。

一、堂一字 石地藏

一、三經石塔 石六地藏

一、堂一字 石六地藏

一、鐘樓一字

一、小祠、秋葉

一、大門

一、厨舎

一、方丈。本尊、善光寺如來一光三尊。作しれす。

元祿十年丑六月十四日、祐天師寄納。

左座、子安觀音。桂昌院殿御持尊。唐佛。

元祿十二年卯二月廿三日、祐天師寄納。

一、西方曼荼羅 國卿御母堂、月桂院殿寄附。 一幅。

一、名号 祐天僧正筆 一幅。

一、幡名号 同筆 一幅。

一、名号 同筆 一幅。

一、祐天大僧正畫像 幡隨意師筆 一幅。

一、名号 幡隨意師筆 一幅。

一、法然上人鏡之御影 一幅。

一、釋迦、普賢、文殊 三幅。

一、天竺觀音 筆不知 一幅。

一、山越しの如來 筆不知 一幅。

一、三尊彌陀 鹿ヶ谷忍澄筆 三枚。

一、達摩大師 雪舟筆 一幅。

一、紺紙金泥經文 以上 一。

書翰類寫

正授院常什物

拜領

香炉

増上寺

貞譽大僧正

弟子了

般判

正授院賣物

圓光大師御眞筆御影并御名号拜

戊二月十一日

智恩院 白譽 書判

常念佛相叶候に付御役人衆中々之御反書其元爲後證寺に納被置候様ニ 傳通院丈室被申付候、尤天下御代々之御戒名も跡を納答ニ御座候以上。

増上寺下

尊譽

備後尾道

正授院丈室

右裏に

寶永三丙戌年

尊譽祖全 印

四月十五日

智恩院末寺備後尾道

傳法山正授院善光寺

什物仍令加判畢

増上寺三十二世大僧正 判

貞譽 書判

一筆令啓達候、然者其寺常念佛之儀

御城主迄愚院相願候處、兼而國例も無之儀ニ候得共、不斷

念佛執行候様被仰出候之段、偏

傳通院殿御威光奉存候、依之

御代々尊牌遣候間、朝夕叮嚀御回向可被申上候。

恐惶頓首。

什物

- 一、祐天僧正袈裟 一幅。
- 一、同自筆名号 一幅。
- 一、三尊彌陀。惠心僧都筆 一幅。
- 一、袈裟。宮島光明院以八上人所持 一。

安養寺 淨土宗

○安養寺は山院兩号開基等もしれず、古へより余程の巨闢若と見へたり。廢寺になりしは延寶年中頃のよし、其舊地に古墓残り。今、大門小路といへるは當沼隈郡山波村專唱庵の記録に。尾道安養寺は、古老の傳説に檀越數多ありて僧侶多く住し、繁昌の院宇也とぞ。昔、聖光上人、鎮西を弘通念佛の地とし給ひけるに、圓光大師へ見參の爲にとて、御往來數度なりければ、暫息の地と定められ、數日御逗留御化導ありける。上人の滅後、遺弟等連々遺法弘通の地となりて、安養寺と稱すとかや。此故に町家百姓半千に及へる檀家ありとぞ。中古如何なる由緒ありけるか、三原大善寺の末山にてぞ有ける。延寶年中、本末の爭論ありて、惣本山帳場におゐる安養寺謂れなしとて、住持至心和尙を追院せらる。かゝりければ至心和尙師資共に高須村普門寺、及ヒ當寺に閑居せらる。かくて安養寺をば大善寺より番僧を居へ置たれど、檀越は思ひ思ひに改宗改寺し、佛飯供養する人もなし。しかしより年々誰住者もなければ、諸堂ともに風雨に侵され、破壊せることぞ

八月廿日

正授院

傳通院 書判

外ニ書翰數通あり、畧之。

信行庵

淨土宗

○得生山、安樂院、信行庵は、京都智恩院末寺にして、開基分りがたし。慶長の頃までは同郡向島三ツ石の側に一草庵有しよし。其時の住職稱往といへる僧、古へ鎮西上人、肥後國往生院にて行れし別時念佛の業をしたひ、此草庵にて四十八晝夜念佛執行有しに、其滿願の曉、彌陀の來迎に逢ひ、結衆諸共彼ノ渚に入水往生を遂しと也。然るに結衆の中一人は此世に残り、當庵相續すへしと御願を本尊に奉ければ、行欣といふ僧其闕に當り、此世に残り留られしと云。當庵を此地に移せしは、此行欣時代、慶長年中の事也。時に惣本山滿譽大僧正より親筆の本末書并に棟札等此行欣へ賜しよし。元祿年中忍譽といふ僧住職せる時、山号院号等まで本山より授與せられしとぞ。今も向島の向ひの渚に身投石と云石あり。彼、慶長年中の遺跡也と云。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。聖德太子作。地藏菩薩。二祖木像。
- 一、堂一字。本尊、十一面觀音。作しれす。
- 一、鎮守祠。天神。華表。
- 一、門
- 一、雜舎

成にける。惜ひかな鎮西上人の御舊跡なるに、かく滅亡に及とける。可歎可悲。時に空虚となれる院宇に方丈佛ましまして、誰供養する人もなければ、頓秀法子泣々當寺へ供奉して本尊と仰かれける。兩祖の尊像も荒果たる本堂に特(特)り立給ひたるを、頓秀法子供奉して當寺に移し奉らる。今の兩大師の尊像是なりとあり。

鎮西禪師行狀繪詞傳卷之四に云。そのかみ備後國尾道に安養寺と云へる寺あり、是亦禪師弘化の砌也と申傳へたれど、廢寺となりて考べきものなし、安藝國三原の大善寺におはします阿彌陀佛の像は、彼寺の本尊也といふとあり。安藝は備後の一、鎮守祠。熊野權現 拜殿 華表 今存在せり。

念佛院

淨土宗

○花林山、實心寺、念佛院は京都黒谷光明寺末寺にして、元和中の開基也。加藤鞞負といふ武士、大阪落城後一先橋本と云地へ塾居せしが、其後當境に轉居し姓を橋本とし名を次郎右衛門と改め、法諡を花林淨雲禪定門と云。乃當寺を建立し此地に隱居せり。因茲花林の文字を山号とせしよし。故に橋本氏代々の位牌あり。

- 一、本堂。本尊、阿彌陀如來。十一面觀音。作しれす。
- 一、門
- 一、雜舎

千光寺

眞言宗

○大寶山、權現院、千光寺は西國寺末院にて、開基しれかたし。

或は平城天皇大同元年丙戌とも云。中興は多田滿仲公宿願あり造立ありとぞ。主尊千手觀音は則滿仲公深く信仰ありし守本尊なりと云。又一宇の多聞天は當山城主杉原民部太夫元恒の守本尊なり。當寺二百年前までは三重の塔婆ありけるに山上より大石落かゝり崩倒せしよし。此多聞天は其實塔の本尊にて、今の護摩堂は其實塔の跡なり。烏帽子岩と云大石あり、地上より高八間、廻り廿七尋、其形似たるを以てなり。或は寶珠岩、或は如意石とも云。因て此山を大寶山云、此浦を玉の浦といふとぞ。土俗傳へいふ、往古此岩上に如意寶珠有て、夜毎に異光遙に海上を照らす、然るに異國人來て此山に登り寺僧に謂は、我に金あり願くは汝にあたへん、汝も亦此大石を我にあたへよと、僧云、なんぞ是を賣ん、縱令賣といへとも此石何にかならんと、因て之異國人、僧は其實あるをしらすと思ひ、竊に此大石に上り美玉を奪去よし。今岩上に玉の有し跡とて一ツの穴あり。又、本堂の扁額に大寶山や、玉の浦半の、たぐひなみ、よるく月の、影をしる思ふ。

と云歌あり。西行の詠なりといふ。又、熊野祠は古き鎮座のよし、其年曆分りがたし。此故に當寺を權現院とも云。古へは觀音供領、權現燈明料とて兩様に附屬ありしよし、中古無住年久しくして縁記(起)記録類まで散失せしとぞ。慶長の頃、田中氏、尾道分打渡の狀あり、左に記す。其後、福島氏の時、右寄附米も没入せられし由。

一、堂一宇。觀音三十三躰 順礼三十三所觀音。

一、鎮守。熊野權現 華表。

一、一社 大山宮。

一、堂一宇。本尊、毘沙門天。脇士、禪尼師童子。吉祥天女。右三躰とも鞍部鳥佛師作。當山城主杉原氏守本尊。拜所。

一、一字六地藏 石佛。

一、客殿。大日如來。愛染明王。弘法大師。木像。

享保年中までは、軒口に杉原氏の陣鐘を懸しよし。其後當寺大鐘を作り替し時、此鐘も一緒に鑄込しと云。

一、雜舎

一、釣鐘堂

夜の時を撞はしめしは元祿ノ初メの頃なるへし、其年月分り難し。

一、一祠。辨財天 岩嶺(窟)。

是より東に下る坂を古道と云。古木奇岩多し。

一、不搖先生筆塚 石塔(階)之右。

瘞筆銘(篆書)

天明乙巳之冬、勝島惟恭、赤沢貞幹、自備之尾道寄書來曰、吾輩章句師、同鄉人不搖先生、以今茲正月晦日終于家、其門人島居元惠起志、與石村爲共、葛西強、及僕等二人者、共聚先生所、執之筆、瘞于大寶山千光寺内、將建碑以表先生之德、傳之於不朽、其序事系銘、同門之士所願也、

一、觀音冥應集ニ云。大寶山千光寺權現院ノ千手觀音ハ、古老相傳テ曰ク、聖德太子ノ御作ニシテ多田滿仲ノ守本尊ナリト、靈驗揚焉ノ祕尊 中略。千光寺ハ景色無双ノ山ニテ、遙ニ伊豫讃岐ノ浦見ル、海上往來ノ船見ルヲ目前ニアリ、瀟湘洞庭モ是ニハ勝ルマジト思フ絶景ナリ、此浦ニ船ヲ係グ者ハ必ス參詣シテ順風ヲ祈ルニ、響ノ音ニ應スルカ如シ。下畧。

又、元祿十七年二月八日、同郡栗原村國長ノ善右工門ト云者ノ家ノ長屋ヨリ火出デ、火勢熾ニナリ、本宅ニ然著ントセシテ、一心ニ千光寺ノ觀音ニ祈誓スルヤウ、此回ノ火難ヲ救ヒ玉ハ、一夜籠リテ念誦スベシト云ケレハ、即チ風轉シテ火滅ケリ、アリガタク思ヒ、急ギ觀音ニ詣シテ礼謝シタリケリ。中略。又、正月十七日、六月十七日ハ法會ニテ、近村ノ男女一夜籠リテ普門品ヲ讀奉リ、或ハ寶号眞言ヲ念誦シテ現當二世ノ事ヲ祈ルニ、種々ノ靈應有トカヤ。

一、本堂。本尊、十一面千手觀音。聖德太子作。

多田滿仲公守本尊。

脇士、不動明王。毘沙門天。

西脇壇、阿彌陀如來。

東脇壇、地藏菩薩。

貞享三年寅十一月 施主藤田勝長造營の棟札あり。

一、護摩堂。本尊、不動明王。

東脇壇、地藏菩薩。

西脇壇、阿彌陀如來。

覺鑊作。

聖德太子作の由。

作しれす。

運慶作。

同作。

作しれす。

因審、不搖其號、諱熙、字禎藏、姓兒玉、考懷義、字元迪、妣岡本氏、以享保庚戌二月四日生、自幼好學、長而謙恭簡默、遊京從于介亭、而學焉、還郷教授後生、就學者不尠、工文詞、善翰墨、又就吉益東洞子學醫術、死而葬于郷之清淨山南之坊先登之次、年五十六、銘云。

筆乎惟筆常伴、動靜隨人無有識、人之所用生法則、人死物遺徒嘆息、千禩君美爾有有、力。

天明六年丙午之春三月 平安 伊藤善詔撰并書

當寺什物

一、弘法大師御影 御自筆 一幅。

一、陀羅尼不動 智證大師筆 一幅。

一、阿彌陀如來 雪舟筆 一幅。

一、劍頭ヨリ小尻迄長サ一尺四寸、朱鞘、當山城主杉原民部太夫元恒寄附。

以上

尾道分打渡之事

合

權現堂領 代貳百文 權現堂

寺職二畝 代貳百文 權現堂

小畠 畠、七畝 代七百文 助三郎

石ハタケ 畠、一反 代壹貫貳百文 新五郎

權現 畠、九畝 代六百三十文 權現堂

同所

島、八畝

代九百六十文

新五郎

カクレ道ノロソリ島

島、一反

代八百五十文

九郎次郎

同所

島、一反三畝

代七百八十文

善次郎

きやう田

島、一反

代六百文

彦五郎

以上、代五貫九百貳拾六文

右米ニノ五石九斗貳升六合

右打渡所申如件

田中佐渡守 印

慶長五年九月廿八日

當寺開帳記録に

天正五年丁丑正月十八日開帳、導師高野山谷上寶聚院法眼空智、大檀那木梨杉原平元恒并一族中、閉帳同七月廿日、導師西國寺法印宥深、當寺住持善譽とあり。

日本三十二庭次第

銀閣寺	京	金閣寺	京
竹段寺	越前	石山寺	江州
東福寺	京	住吉社務	攝州玉津島明神
飯吉右衛門庭	泉州佐野	赤壁善右衛門	靈夢之告作庭
水谷善兵衛	播州水谷村	千光寺	備後尾道千光
妙壽寺	防州山口禪宗	俵石傳右衛門	國師作置石庭
天満宮	筑前太宰府	箱崎八幡宮	長州矢玉
正木清左衛門	同福田城下	豊臣社	筑州
宇土權現	日向	天龍寺	肥前神集場島
			薩州鹿兒島

(太) 閣より御停止あるに依て木梨村へ歸り、釋迦か峯の麓に平城を構へて居住す。其頃、毛利輝元公の御領國にて、廣盛も輝元公に仕ふ。後、輝元公の旨に忤ひ木梨の本領悉く召上られ、文祿二年癸巳周防國つめめめの庄を領す。子孫今に長州萩に有といふ。廣盛の弟、恒吉、景吉も天正十九年木梨村へ歸る。又、景吉の子新兵衛盛恒は、世羅郡堀越村月山の城主小寺十郎左衛門直秀と從弟たるに依て、慶長元年丙申盛恒世羅郡に至り京丸村田淵に蟄居す。盛恒の嫡子を新兵衛俊正といふ。其弟を茂左衛門景信といふ。其妹は世羅郡萩原村原田豊後守の妻なるよし、或人いへりとあり。

大山寺

眞言宗

○米留山、天神坊、大山寺は同く西國寺末院にして、開基礎に分りかたし。當寺の云傳へは延久年中の頃なるよし。案るに西國寺住職慶饒僧正、延久年中にあつて末寺數多開基あり、當寺も必此時建立せしならん。天満宮は延喜元年、菅公筑紫へ赴き給ふ時、當浦へ御着船ましまし、一人の農夫今の農民なりし由。へ手から賜はりし御自筆の御影也。凡百七十年の余其家に秘藏して代々崇敬せしか、延久の頃當山に二祠を建立し鎮座せしとなり。

今、長江の側に小麥畑と云所あり。菅公の御船此地に着しと云。案るに、當境古へは北につゞきて一筋の入江ありて、其兩岸農人漁者の栖なりしならん。其後此江を埋みて人家

蚌滿寺

出羽象潟

中田八郎右衛門 同所

豐田八右衛門

羽州久保田城下 本仙寺

奥州南部一向宗

碓關大明神

同津輕

清鏡寺 同白石城下

西方院

藝州嚴島

宇佐大宮司 豊前

久家社々々

雲州

上州之内

以下しれず。

當山は南海渺々として豫州石鉄山まで見へ渡り、島嶼幾つもなく放眸の中に入れて、實に當境第一の佳景なり。此故に當浦に過る行人舟客も多くは登臨し、詩歌等多し。

永源寂室和尚語録に。夜宿千光寺の詩を載て曰。

十有年前問故人。相看把手語如春。爭知此夜眠陳跡。月射寒窓風撼筇。首書ニ、千光寺在。

題ニ玉浦千光寺。

梵王宮殿倚雲間。杳渺霞途不易攀。五夜飲龍吟碧海。梵王宮殿倚雲間。杳渺霞途不易攀。五夜飲龍吟碧海。

千年鳴鳳出丹山。松風稷々傳天語。蘿月蒼々照市寰。大法濫觴應此地。香宮地本には「修禪」とある何日一敲關。

壬午春三月 西溪皓大潮 時年八十五

一、古城跡守の柱穴あり。又、毘沙門堂の西に古井あり、杉原氏の用水と云ふ。

藝備古跡志に。千光寺山上に城跡あり、杉原民部太夫元恒、天正十二年甲申木梨村より來り在城あり、後此城にて逝去す。善勝寺にて卒去。墓は西國寺寶塔の側にあり。元恒の嫡子を宮内大輔廣盛といふ。天正十九年辛卯諸國の山城を大

建並ひしこと、いつの年といふこと分りがたし。必漸々に辟けしならん。然るに足利義滿將軍の御代、源貞世の道ゆきぶりに、網ほすほどの庭たにすくなしとあれば、四百四十年前までも海畔は漁家なりしならん。

一、本殿、天満宮は御自畫御袖の御影。

脇士、不動明王。毘沙門天。作しれず。

外ニ、天神古木像一杼。靈夢に依て當社に納ム。

此木像は豫州久米郡川内村長兵衛と云者、先年兩度大病を圍(病か)みしに、其側の天神に神体ナリ。祈り、平愈す。其後夢に天神顯れさせ給ひ、長兵衛に告給ふは、

我は尾道の天神三躰の内也、鍛冶屋町より北の方、天神の社へ送るべしと、五七度も仰有けるよしにて、文化八年未四月二日、當寺に來りて此木像を納め歸りぬ。

拜殿一字 神輿一杼 廊下。

石華表

一、本地堂一字。本尊、十一面觀音。運慶作。

脇士、如意輪觀音。聖觀音。運慶作。

一、堂一字。本尊、庚申。空海作のよし。辨財天、一軀。

一、堂一字。準胝觀音。作しれず。

一、釣鐘堂一字

一、客殿。本尊、大日如來。右、弘法大師。左、阿彌陀如來。

一、雜舍

一、一祠 白太夫。

- 一、小祠 龍王。
- 一、一祠 稻荷明神。
- 一、隨身門一宇 棟札ニ云、

始營天滿隨身門恭祝 金輪聖皇寶祚延長神祇增威
 大樹殿下台窮(躬)安寧殊 當國大守武運永固公子公
 孫繁茂萬民豐樂祈所
 享保元丙申年十二月七日

本願大檀主備藝大守君婦人 伊坂三右工門正
 作事奉行
 大工 棟梁 五右工門
 尾道宰兼寺社令 木村佐助 昌純 住持 阿闍梨慧觀
 氏野喜太夫正房

當社寶器

- 一、寶劍 長サ八寸 波平行安作のよし 一振。
- 以上

一、歷朝詩纂に菅公詩あり、必當浦にての御作ならん。
 酬備州刺史便過旅館告別
 青衫刺史意殷勤。停棹潮頭問故人。今日不須添別酒。
 爲嫌醉後定霑巾。

金屋何某が家の記録に

菅原贈大相國、昌泰四年辛酉の春、太宰權帥に御左遷の勅
 任ありて筑紫に赴き給ふ時、御船を當浦によせ給ひ、江山
 の煙景を御眺望の爲にや、浦邊を徘徊し給ひぬるに、此浦
 の住人金屋主何某、時に畑に出て農業をせしか、丞相の尊

近頃怠りたること僻事也、此事神慮に叶はねば其旨告げ知
 せん爲に來りぬ、やがて別當の住僧來るへし、それと共に
 歸るへしと也。家舉て畏れ怪み居けるに、程なく別當の來
 られ、其由を聞て歸られける。其時に彼ノ婢も門前まで出
 ると見へしか、倒れ伏しぬ。其後は正氣となりけると云と
 あり。

藝備國郡志云。天神祠在御調郡尾道之向島、相傳菅神貶
 謫日、客船泊此島云云。

此こと金屋何某の記録に見へず。案るに、初め向島に
 御泊船ありて、無程當浦へ御移り有しものならん。
 向島歌浦に天神の冠石といふ石ありて、今天神に祭れ
 るよし。恐らくは此事跡ならんか。

善勝寺 眞言宗

○潮音山、善勝寺は開基しれかたし。當寺、古へは禪宗にし
 て、補陀落山、善性寺といへるよし。天正年中、大賣山の
 城主杉原民部大夫元恒の菩提所なりと云。今、杉原氏の墓
 とて山腹に古墳あり。其後、無住にして宗脈も破滅しけれ
 は、慶長年中、性意法印なる僧出て眞言に改宗し、西國寺
 末院となる。是よりして寺号を善勝寺とし、山号を潮音山
 と改めしよし。

- 一、本堂。本尊、聖觀音。行基作。
- 脇士、不動明王。愛染明王。作しれず。
- 阿脇壇、阿彌陀。勢至。作しれず。

顔を拜し奉り、島山の名など御物語申上、夫より我家に供
 奉し歸りて、有合の小麥の飯と甘醴を奉り饗應ければ、丞
 相深く農夫の志を感じ給ひ、御自筆の御姿を御衣の袖に摸
 して賜りぬ、主よろこび不斜感戴し、長く家の守りと尊
 みけり。夫より子孫此御影を崇敬し持傳へけるに、中古に
 いたり俗家の汚穢を恐れ憚りて、新に一祠を造營し遷座し
 奉りぬ。幾もあらで本地堂、僧舎など創草し、天神坊、大
 山寺と号し、朝夕供養守護のために密家の僧侶代々住持し
 て別當の一精舎と成りぬ。古へより毎歲六月廿五日を御祭
 日に定め、初て拜顔し奉りし畑を其まゝ持傳へて、絶す小
 麥を作り御供の飯とし、又甘酒を醸し、此兩種を御影前に
 備へ祭り奉ること、家の例と成し來りぬ。

一祠を創建せしは何レの時代といふこと慥にしれかたし
 又、別當の開基も延久年中と云傳へぬれど、證とする記
 録も見へず。

寛永年中の頃、家主を又左衛門と云しか、常に連歌を好む、
 依レ之毎月奉納の會を催し神前に奉りける。然るに一族の者
 云、此又左衛門當時家業の衰微せるに、此業過分のことな
 りと、又左衛門是を聞、實もと思ひ、連歌の會怠りぬ。扱
 或年の暮、又左衛門の妻、御社へ登詣しけるか、召連し婢
 何となく歩みつかれ、心地例ならず、家に歸りて俄に心そ
 ろろに成り、言語も常には似すしていゝけるは、務めて家
 内を諸事清淨にすへし、殊に又左衛門連歌を好みぬるに、

本堂の楣間に一枚の額あり、一人の官人使馬の圖也。其画
 の肩に、金泥にて年直四天使者といふ文字あり。傳へ云、
 古へ橋本氏先祖某當地橋本難風に植ひ、異國に漂流せ
 し日、當寺觀音を深く祈り、其難を免れ、此報恩として
 異國人の画持歸り觀音に寄附せし由、其画今にあり。此
 額は其寫しなり。

拜所一宇。

一、護摩堂。本尊、不動明王。行基作のよし。

脇士、毘伽羅。勢多伽。作しれず。

阿脇壇、地藏菩薩。毘沙門天。作しれず。

一、客殿。本尊、大日如來。彌勒菩薩。弘法大師。

一、雜舎

一、鎮守。大神宮。後山崑崙に鎮座す、天岩戸を移す。

拜殿一宇

唐門一宇

一、一祠。稻荷明神。嚴島明神、青龍權現、合殿。華表。

一、鐘樓一宇

一、一宇、六地藏

一、大門

什物

一、千手千眼大士 唐筆 一幅

一、辨財天 空海、護摩の灰を以て作る。 一軀

以上

尾道志稿 卷之七

龜山士綱著

塔 寺

西國寺

眞言宗

○摩尼山、惣持院、西國寺は京都仁和寺の末院也。往古は三論宗にて、聖武天皇天平年中、行基の開基也。其初めを原るに、行基諸國を行化し當浦に來り至り、霖雨に値て數日次息せられけるに、或夜の夢に、玉冠を戴ける老翁、小枝をとりて杖につき、忽然として來臨し、行基に告て云、是より北に當て一ツの靈山あり、是を雷現山と名づく、最勝の地也、今師邂逅に此地に至るは翁の幸なり、此淨境におるて速に伽藍を經營せは、佛法大に紹隆し、國家を擁護し萬民を利益することあらん。又此山の絶頂に一ツの靈樹あり、爾其樹を探て佛像を刻彫せよ、我は是此山の主にして鎮護の神也、法を永く傳へ僧を久しく住せしめんと云終て、翁の形チはうせ、夢もまた覺ぬ。翌旦人を召て彼靈山を問ヒ、又數輩相伴ひて、山中に入り、告に任て神祠を探るに、杖杖一ツ小祠の柱に靠れり、

云。然れども縦令佛法有縁の地有といへども、精藍修造の成否は檀信を得ると得ざるにありと談話して下山し、途に里人の長に逢ふ、彼を呼て此事を計る、里長對て云、當浦は人心直にして篤信の者多し、若佛場を成さは法大に盛んならん、速に造營の思ひを起し給へ、佛閣成就、大徳疑ふことなかれと云。行基此言を聞りて渴驥の獲水、螽龍の向陽思をなし、是より大願を發し草創を企てらる。彼里長を以て檀越とし、先ツ件の靈木を伐り、佛工數人を招き、相共に佛像數軀を刻彫す。又衆人に勸て堂宇を造立し、遠近の貴賤傳聞て勸力。因、茲米穀財木山のこどく、三月を不超、佛宇不殘落成す也。其後、治曆二年丙午、當寺回祿にかゝり、本堂、五重寶塔、今彌勒堂の下、墓。厨舎、諸堂等まで悉く燒亡す。行基手刻の本尊藥師如來も灰燼と成。然るに我擢て再造を企る人なく、空しく踰年こと十有七年、越に延久の頃、當寺住職に慶饒といふ僧あり、歳十三にして當寺阿慶僧都を師として剃髮し、十九南都に受學し、後高野山金剛峯寺に登り密乘を得、又上洛して仁和寺性信法親王に就て諸尊之法要及悉曇章等を傳受す。因之法親王、摩尼山の來由、回祿の始末を委く聞しめし、何卒出朝進見の時、天氣を窺ひ、再興の發志を奉、促と思召ける。然るに或日天使有て法親王を召し、宣告して曰まはく、白河、朕前宵の夢に、香衣の聖僧、戴冠の老翁二人來現し、彼聖僧、朕に向て云、君未_レ知_レ之耶、備之後州に摩尼山といふ一精舎あり、本是行基草創せる靈地にして、精藍蕪をなら

手に携て是を見るに、夢中翁の曳ところの物也、是彼翁は即チ神なるを知れり。因て同行の人に此神の名を尋ければ、一人の老夫答て云、昔一少女現れ出、或日此山を指し託して云、此所は靈地なり、故に加茂大神跡を垂んと欲して先ツ靈瑞を現せしむ、三日の内、天雷此所に降臨あるへし、雷は即チ加茂大神の化迹なり、此言爾等疑ふことなかれと云。然るに其夜半に至て大雨し、平旦に及んで雷鳴あり、又件の山に當て雷落ツ、其響影しく里人聽て戰懼す、雨歇て里人山中に入、其跡を尋見るに、一樹破裂し、降臨の近地異香芬馥、見る者大に恠む。里人相議して云、昨日一少女の託言果して當れり、異香の靈薰是また希有也、彼是の神秘_ニに彰れたり、又、別ケ雷の神を以て加茂大神と号せば此神の化迹疑なきもの也と、里人諸共に速に神祠を作り、祭祀を儲け祈念して云、冀は大_ニ神、永く此山に鎮坐ましまし、衆人を擁護し萬民を利濟し給へと、歸敬尊崇をなす。是よりして此山を雷現山と云とを語りける。行基聞終て暫く法施誦經して退去し、又山頂に登り見るに、一ツの異樹巨大にして枝柯滋茂し、身は柏に似て葉は是に異也、熟視するに極は往々藥草を生し、白朮菟芎の類あり、雨後に有て異香薰氣せり、里人は是を雨香樹と名づく、實に靈木にして醫尊の化樹と云へし。愈、神告の矯らざるを知る。又此地に登臨ありけるに、塵郷に遠く人跡を絶し、寂々たる淨界、寥々たる仙境にして、前海漫々、後嶺峨々として、誠に幽邃の地也。夫レ構_ニセハ佛閣_ヲ先相_ニセト其勝所_ヲ云

へ、僧侶群をなす、誠に邦國を護持し衆生を利濟するの所なるに、治曆二年天災を下し、塔婆堂舎等まで悉く燒滅しぬ。佛像は壇上に立チ僧徒は法事に迷ふこと、既に一十餘年、君再建を成し給は、いかなる大善か之にしかんと云。朕前後を不_レ顧して許諾す、依而問、僧は何人そや、翁は又誰_トやと。翁答て云、僧は元件の伽藍を草創せる人、我は又件の地を鎮護せる山神也、委曲の事、仁和寺の信師を待て聞給ふへしと云終て夢覺ぬ。依_レ之今爾を召ス、巨細に奏_スへしと有ける。法親王敬て御答ましましけるは、件の古道場の事、臣嘗て是を傳聞せり、依_レ之天氣を窺ひ欲_シ奏_シ之、未だ暇給せず、此度の御靈夢寔に符節を合が如し。聖僧來臨は天平の開基行基にして、老翁は彼の地鎮護の加茂大神也。近頃幸に彼寺の住侶平安に寓居せり、彼を召て詳に御尋有へしとありければ、因、茲信師に勅して慶饒を召す。饒、宣旨に従て當寺來由、回祿の悲歎を詳に奏聞しける、于_レ時永保元年辛酉夏六月のことなりとぞ。後一十三日にして、朝廷より法親王并に慶饒を召され、當時大殿、金堂、鎮守祠御再興あるへきの由綸命を下され、是より修造をはしめ、永保二年壬戌三月上旬伽藍成就し、御供養を遂られける。此時、讚州善通寺七佛藥師の一体を安置し、本堂の本尊とせり。因、茲白河天皇より代々の聖主勅願所となし給ひ、數箇所の庄園を御寄入ありしよし。其後、後白河法皇より不斷經修行

の命あり、其修行記の末文に、依_レ是愈成_ニ當寺永代之法式_一而奉_ニ行之_一者也、又從_ニ是時_一當院復_ニ于_一官寺_一具在_ニ綸旨御手形于_一別_ニ矣、といふ語あり。然る時は七帝の間、或は一旦寺領等中絶し、此時再び舊に復すること有しならん。

七帝御國忌のため不斷修行ありしは、仁安元年より始まり、年々七月七日より一七日夜の間、勤行有しとぞ。然るに寛正の頃は當寺も衰微にいたれるにや、文明三年より備後備中の眞言の一派悉く當寺に會集し、各出錢して修行せしよし、其記録存在す。

然るに花園天皇正和元年壬子、同三年甲寅、尾道浦無_ニ相違_一可_レ被_ニ知行_一との二通の御諭旨あり。其後再び回祿ありて精舎堂宇焚燒殄滅す。

案るに。此時に當つて數箇所庄園御寄入の御諭旨、御手形等燒亡せしならん、然るに花園天皇御諭旨并に左に出すところの寶物は、幸に其災を免れしならん。

越に、至徳三年より永享四年に至るまで、本堂及び諸堂厨舎まで、居多の列侯より再興あり。此時の寄附目録あり。就_レ中時の住職宥尊といふ僧、回祿の悲歎を上達しければ、征夷將軍義教公、伽藍の廢頽、佛像の亡失を悲給ひ、永享年中三重寶塔造營の料となり給ふ。然るに後年福島氏の時に當て寺領も没入せしよし。不斷修行のことも終には廢棄せりとぞ。當山古へは大伽藍なるよし、西國に棟梁せるを以て西國寺と名つくと云説あり。又坊地の一息坂に古へ當寺の門ありと云。寺の坊

一、廻廊

一、籠所

一、寶藏一宇

納_ニ寶器_一。將軍義教公御造營。

一、三重塔婆 本尊、如意輪觀音。脇士、四天王。智證大師作。

一、石塔一 大賣山城主杉原民部大夫元恒墓と云。

一、小祠 青龍權現。

一、龍王祠 山上の石祠。

一、堂一宇 本尊、彌勒菩薩畫像。

一、鎮守、加茂明神一社 犬橋三郎源豐家再興。

熊野權現。辨財天。合殿。石華表。

加茂明神は天平の開基以前よりの鎮座なり、以前は熊野、辨天の二祠あり、大破して今合殿とす。

一、鐘樓一宗 総州熙高造營。

一、經藏一宇 近世造營。

一、十王堂一宇 本尊、地藏菩薩。閻魔十鉢。

一、二王門一宇 古作二王二軀。

一、地藏堂一宇 石地藏 大門通りの西側。

右之外

一、釋迦堂一宇 源日壽丸再興。

一、彌勒堂一宇

一、求聞持堂一宇

一、毘沙門堂一宇 左近太夫吉則再興。

内ゆへ坊地といふとぞ。當寺記録に、二王門丑寅阪上_ニあり、炎燒未立、南大門一宇、康安元年六月炎燒、惣門永和中炎燒未立とあり。案るに丑寅阪上の門は一息坂に有し門なるへし、南大門は今の二王門の地ならん。惣門は其地しれず。

一、金堂一宇 慶辨再興。

本尊、藥師如來。弘法大師一刀三札作。

日光、月光、十二神將。運慶作。

一、御影堂一宇 犬橋近江守滿泰再興。

本尊、弘法大師自作。脇士、彌勒菩薩。地藏菩薩。

一、堂一宇 古への護摩堂、今の毘沙門堂也。山名次郎教時再興。

外に棟札一枚新造立護摩堂一宇 大禮那杉原平元恒子息廣盛天正十六年戊子六月廿一日

本尊、毘沙門天。三軀。作しれず。脇士、吉祥天女。

禪賦師童子。古作なり。

一、護摩堂一宇 本尊、不動明王。智證大師作。

脇士、制吒迦。矜迦羅。作しれず。

弘法大師木像 寺中持善院木像破滅に因て當寺に納る。

聖觀音一軀 同院本尊。

一、方丈一宇 日壽丸御母堂再興。

本尊、大日如來。運慶作。釋迦如來。行基作古へ釋迦堂本尊也

阿彌陀如來 如意輪觀音 寺號額覺深法親王御震(眞)筆

一、厨舎一宇 同御母堂再興。

一、唐門一宇 木梨杉原城門城門。

一、焰魔堂一宇

持豐再興。

一、經藏一宇

兵部少輔教之建立。

一、南門一宇

一、惣門一宇

一、五重大塔一宇 天曆十年丙辰同國沼隈郡新庄長者實秀造立

一、熊野三所社 修理大夫再興。

一、辨財天一祠

一、鎮守拜殿一宇 犬橋三郎源豐家再興。

右十二宇、或は破壊、或は燒失して今其柱石もしれず。今の護摩堂、彌勒堂、經藏の類は近世の造營也。

當寺寶物

一、金光明最勝王經 十卷 紫紙金泥 聖武皇帝御筆。

一、五色佛舍利 一粒 八祖御傳來。

一、金剛鈴 一口 弘法大師御請來。

一、錫杖 右同。

一、五指量愛染 一体 同御作。

一、伽羅木多聞天 一体 同御作。

一、柄香爐 内ニ佛舍利有 同御作。

一、弘法大師板行御影 厨子入、宥尊感得奇瑞多シ。

一、地藏二体、寶塔大日一体。 一体 大師御夢相ニテ野夫鎌ニテ

一、弘法大師石像 作_レ之。

一、方諸 一顆 弘法大師御將來。

- 一、金剛鈴、同五股杵 自白河院慶饗僧正工御附屬。
- 一、不喰貝 二。
- 一、牛之玉 厨子入。
- 一、鹿之玉 一。
- 一、畢ハラ樹ノ葉 一軸 大師御筆。
- 一、大般若經 一軸 同御筆。
- 一、般若心經 一卷 唐筆。
- 一、藥師經 一部 右同。
- 一、仁王經 一 寬平法王(皇)御筆。
- 一、孔雀明王經 一 體
- 一、華嚴經標題 二通
- 一、青地燒物觀音 一揮 内ニ御判アリ。
- 一、御繪旨 一 御判アリ。
- 一、尊氏將軍軍配扇 一 西國寺再造御施主并寄附目錄 一卷。
- 一、同梨地香箱 一 代々將軍當寺寄附目錄 一卷。
- 一、當寺縁起 一卷。
- 一、不斷經修行記 一軸 尊朝御筆。
- 一、塔勸進帖 一 成遍求聞持之時感得。
- 一、寶珠 一幅 中將姫以蓮絲一頂髮織玉ヲ。
- 一、釋迦種子 一幅

- 一、阿彌陀名号 一幅 弘法大師御筆。
- 一、愛染明王 二幅 同御筆。
- 一、五大尊 二幅 同。
- 一、千牀不動 一幅 同。
- 一、不動明王 一幅 同。
- 一、阿遮羅明王 一幅 智證大師御筆。
- 一、聖無動明王 一幅 唐一行禪師御筆。
- 一、兩界曼荼羅 二幅 小野仁海筆。
- 一、弘法御影 一幅 七幅大師ノ内。
- 一、同御影 二幅 眞如親王御筆。
- 一、阿彌陀如來 一幅 惠心御筆。
- 一、華嚴經 一幅 光明皇后御筆。
- 一、阿彌陀名号 一幅 一遍上人御筆。
- 一、不動明王 一幅 弘法御筆。
- 一、愛染 一幅 筆不レ知。
- 一、荒神 一幅 同。
- 一、十六善神 一幅 唐筆。
- 一、同 一幅 筆不レ知。
- 一、阿彌陀如來 二幅 同。
- 一、千手觀音 一幅 金岡筆。
- 一、地藏尊 一幅 定智筆。
- 一、十三佛 一幅
- 一、涅槃像 二幅。

- 一、地藏尊 一幅 陸信忠筆。
- 一、藥師如來 一幅 唐筆。
- 一、諸佛 一幅 同。
- 一、大元帥明王 一幅
- 一、青面金剛 一幅 弘法御筆。
- 一、多聞天 一幅
- 一、毘沙門天 一幅 唐筆。
- 一、尊勝曼荼羅 一幅
- 一、五大寶珠 一幅
- 一、三千佛 三幅
- 一、五秘密 一幅
- 一、不動尊 一幅 覺饗御筆。
- 一、星曼荼羅 二幅
- 一、不動尊 一幅
- 一、如意輪觀音 一幅
- 一、釋迦如來 二幅 德應筆。
- 一、虚空藏 一幅
- 一、無動尊 一幅 德應筆。
- 一、愛染 一幅
- 一、阿字 一幅
- 一、五髻文殊 一幅
- 一、吽字 一幅
- 一、童子文殊 一幅

- 一、十二天 十二幅 金岡筆。
 - 一、同 十二幅
 - 一、八祖 八幅
 - 一、辨才天 一幅
 - 一、四處明神 一幅
 - 一、天神御影 一幅
 - 一、聖寶御影 一幅
 - 一、益信御影 一幅
 - 一、訶利帝母 一幅
 - 以上
 - 一、金剛院 寺中
 - 一、持善院 同
 - 一、般若院 同
 - 一、常福院 同
 - 一、大山寺 同
 - 一、善勝寺 同
 - 一、千光寺 同
 - 一、蓮華寺 同
 - 一、藥師寺 同
 - 一、實藏坊 同、金見
- 當寺の末院、往古は數十箇寺有しよし、其後或は廢し或は改宗して其寺号等今考へしれかたし。當時存在の分左に記す。

- 一、光音寺 同、田島
- 一、常樂寺 同
- 一、醫王寺 同、田島
- 一、奧之坊 同
- 一、西音寺 同、橫嶋
- 一、明德寺 同、因嶋
- 一、善德寺 同
- 一、觀音寺 同
- 一、淨土寺 同
- 一、願成寺 豫州、弓削
- 一、神宮寺 御調郡、向嶋
- 一、明光寺 同、栗原
- 一、圓廣寺 同、木頃
- 一、九品寺 同、木門田
- 一、圓光寺 同、今田
- 一、淨土寺 同
- 一、北之坊 同、下山田

以上、二十七寺。

不斷經修行記寫

西國寺

不斷經修行事

伏以、諸佛番々出世、併爲令衆生引入佛道、菩薩利々現身、只欲使下迷黨覺中知苦樂上矣。夫心病無量者、教藥非一、報應所說顯教逗機垂訓、法身

行之云云、依是愈成當寺永代之法式而奉行之者也、又從是時當院復于官寺、具在繪旨御手形于別矣。

御忌日之事

- 一、白河院貞仁帝 大治四年七月七日崩御。
- 一、堀河院善仁帝 嘉承二年七月十九日。
- 一、鳥羽院宗仁帝 保元元年七月二日。
- 一、近衛院躰仁帝 久壽二年七月廿三日。
- 一、二條院守仁帝 永萬元年七月廿八日。
- 一、六條院順仁帝 安元二年七月十四日。
- 一、後白河院雅仁 建久三年三月十三日。

花園院御繪旨二通寫

備後國御調郡尾道浦西國寺々領之事
尾道浦無相違可被知行者、天氣如此。

左大弁判

正和元年二月二日

西國寺法印

御房

備後國御調郡尾道浦西國寺々領之事
尾道浦無相違可被知行、若然者可被祈奉 實祚延長
國土靜謐之旨者 天氣如斯、仍執達如件。

左大弁判

正和三年

二月二日

如來密教、內證照機矣、就中般若理趣者、金剛頂十八會第六、無二平等會是也、一會始終、說阿字不生義、混兩部一歸一阿字門、无二平等會名稱其在茲乎、情以衆生輪廻之根原、莫過慾觸愛慢四煩惱、法身究竟之果海、爲本金剛薩埵三摩地、統今經大意、生死羈鎖之四煩惱、莊薩埵果德、四智、色聲香味着緣、成衆生本有曼荼、法障業障等纏蓋、不弊菩提道場之座、殺害三界有情等業、還證無上菩提之果、加旃經說巨益一云、若有聞此本初般若理趣、日日晨朝或誦或聽、彼獲一切安樂悅意、乃至得於如來執金剛位、然則、青龍寺惠果和尚、構證果尅念道場、率淨行僧衆、五日三時修此法給、高野明辨僧都、爲衆生得脫、爲每年恒規、見創七日不斷理趣三昧、爰以當寺、想像異朝本朝先縱、瀉金剛峯寺行儀法會、令執行處也、祇乞入來聽聞道俗男女、各嘗醍醐三密之法味、而雖生死受苦之貧鄉、扇金剛一乘之教風、而遊阿字不生之花洛、乃至有頂無間普皆廻向、仍般若不斷之理趣如件。

天仁元年七月七日

一、堀河院寬治帝者、嘉承二年七月十九日崩御云云、因茲修此法而奉爲追福作善、白河鳥羽兩大上皇以勅談而宣于當寺而令修行、賜者也矣、又自承保已後數帝相續、而有七月之崩御矣、爰以後白河院于六條院有叡合、而仁安元年六月三日被下於宣旨、仁安以後般若理趣經不斷之法會、例年從七月七日一七日夜之間、可令執

西國寺法印

御房

塔婆勸進帳寫

勸進沙門尊敬白

請奉特蒙貴賤道俗之助成、於備後國御調郡尾道浦西國寺建立三重塔婆、安置一尊薩埵、而祈天下之豐饒、禱國土之泰平之狀。

竊以、公武之安全者、偏依一人之計畧也、都鄙之靜謐者、豈非諸佛之秘法乎、爰當寺者、是号西國、以東寺正流之教法、爲宗躰、當山者、是稱摩尼、以瑠璃淨刹之善逝、爲本尊、是則吾大師遍照金剛所刻彫之佛躰也、衆徒等纒爲挑常住之法燈、再被寄二所之庄園、然而堂舍既周備、塔婆未立、因茲宥尊、再興造立之、欲奉安置如意輪大士尊容、滴水不停四海將盈、纖塵不拂五嶽將成、故憑寸鐵之檀越、追求東西、仰尺木之施主、馳走南北、或戴霜雪、赴京洛之槐門、或凌風雨、到山野之蓬戶、嗚呼慶哉、乃至童子戲聚沙爲佛塔之妙文、所謂塔婆是、三世諸佛之全躰、十方法界之本有也、仍結緣奉加之人者、俱遊切利花下、隨善合力之輩者、同戲安養月前、小僧已有發願之志、大聖蓋無成就之哀乎、然者玉臺中彌添玉光、金殿上益耀金輪、而專可奉致天長地久御願圓滿之懇念、耳、勸進之趣、蓋以如斯。

永享元年三月日

西國寺建立御施主寫

征夷將軍 判

本願導師僧正宥尊 判

備後守道信 判

筑前守忠賴 判

遊佐越前守 判

但馬守安家 判

豐前守秀顯 判

出雲守正秀 判

備中守秀信 判

備前守右衛門佐 判

石見守長家 判

周防守友貞 判

丹後守永家 判

右京大夫 判

尾張守 判

左京大夫 判

西國寺寄附帳寫

西國寺寄附帳

持 豐 判

源日壽丸 判

山名次郎殿 判

教時 判

護摩所 再興。

紹慶堂再興御施主。百貫文例年御寄附。

釋迦堂御再興也。燈明領貳百貫例年。

再興。

犬橋三郎殿

源 豐家 判

沙彌乙久 判

左近大夫吉則判

毘沙門堂御施主。每年五十貫文御寄附也。

例年三十貫文御寄附也。

攝津守正且 判

將 監 判

壹岐守 判

島津大膳入道判

正 永 判

爲 忠 判

附也。每年御寄附也。

每年三十貫文寄進所也。

每年五十貫文御寄附也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

每年三十貫文寄進所也。

例稔五十貫御寄附。客殿雜舍等御再興也。

熊野三所權現、爲御寄附三十貫文每年。

鐘樓御再興鐘打領。三十貫文例年之寄附。十二時之役者三人也。

每年五十貫文御寄附也。

越前守賴清 判

兵部少輔殿 教之判

經藏御建立。

當國沼隈郡新庄長者 實 秀 判

五重塔婆建立寄附也。錢二十貫文。

紫紙金泥最勝王經一部。

天曆十年丙辰三月吉日。

源 信晟 判

美濃守熙泰 判

例年五十貫文御寄附也。

每年五十貫文御寄進也。

近江守滿泰判

弘法影堂御再興。燈明領、每年五十貫御寄附也。

貳拾貫文例年寄附。

三十貫御寄附也、每年。

長門守 重 信 判

鄉 俊 判

西國寺再興御施主并寄附目錄寫

大師御作

一、金 堂 三間 犬間

一、護摩所 山名教時 再興

一、釋迦堂 三間 釋迦 行基作

一、護摩所 山名教時 再興

一、弘法影堂 四間 犬橋 滿泰再興

一、加茂大明神御殿 五十貫文

一、同拜殿 豐家再興

一、熊野三所御社 修理大夫再興

一、行基菩薩御作 五間、小間 持豐御再興

一、焰摩堂 四間 百貫文有リ。

一、加茂大明神御殿 五十貫文

一、同拜殿 豐家再興

一、熊野三所御社 修理大夫再興

一、行基菩薩御作 五間、小間 持豐御再興

一、焰摩堂 四間 百貫文有リ。

一、弁才天御社 一字

御影堂一所有シヲ引下ル 二間

吉則再興

五十貫文燈
明料あり。

一、毘沙門堂

一、經藏

教之建立。

一、鐘樓

是ハ悉皆再興ニハアラス
熙高再興 鐘打料、三十貫文有。
十二時役者三人。

一、客殿

十三間 九間
日壽殿御母義再興。

一、雜舍

十一間 七間
同御母義再興。

一、二王門

丑刁阪上有。
炎燒未立。 一、南大門一字有
康安元年六月炎燒

一、惣門

永和年中炎燒、未立。

右自ニ至德三年ニ至ニ永享四年ニ迄之
建立寄附之目錄如レ件。

西國寺之末葉宥尊記レ之。

般若院

眞言宗

○般若院は摩尼山の寺中にして、開基も慥にしれがたし。延久年中、本坊西國寺住職慶鏝といへる僧草創せりとも云。然るに文化元年甲子五月大雨ありて、本堂厨舎まで破壊せり。今僅に門塀納經塔のみ残れり。

一、小祠瑜伽權現 山上にあり。

一、門

持善院

眞言宗

○持善院は古へは地善坊と云。同じく摩尼山の寺中にあり。是

一、愛宕權現一社 拜殿 石華表。

一、小祠二 太郎坊 次郎坊。

一、釣鐘堂一字

一、門

一、雜舍

亦、慶鏝師同時に開基せりと云。然るに享和三年、文化元年、兩度の大雨にて本堂厨舎も破滅しぬ、今存在せるは鎮守祠、門塀のみなり。

一、多賀明神一社 石華表。

一、門

金剛院

眞言宗

○金剛院は同じく摩尼山の寺中にして、是亦慶鏝僧の草創せりといふ。

一、本堂。本尊、金輪佛頂如來。弘法大師木像。

準胝觀音、訶利帝母、此二尊は般若院の本尊也。破滅に因て當寺に納る。

一、鎮守一社、金毘羅。

拜殿

一、門

一、雜舍

東之坊

眞言宗

○東之坊は摩尼山の寺中にて、金剛院の東に有しといふ。是亦慶鏝師開基のよし。然るに、いつの年か慶寺となり、今其舊地のみ残れり。

常福院

眞言宗

○常福院は同じく摩尼山の寺中にして、是亦慶鏝師開基せりといふ。古へは山中に一歩庵のごときもの有しよし。承應年中に松本友情なるもの當寺を再興すと云。

一、本堂。本尊、地藏菩薩。脇士、不動。愛染。如意輪觀音。

尾道志稿 卷之八

龜山士綱著

尾道志稿

卷之八

八八

人 品

○當境は、元和五年己未より御調郡御代官の支配となり、其年五人同時に命を蒙らる。其後或は三人、或は二人役あり。正徳の初め、又六人同時に命を受らる。由。保田君に至りて在番の命ありて、當境官舎へ移居ありし由。正徳五年乙未、木村、氏野の兩君改て尾道町御奉行職となる。此時より町方村方の支配分れり。享保四年己亥、湊君より以後は都て一人役となる。元和五年より文化十二年まで、代々縣令姓名左に記す。

伊藤 清十郎 門田 茂右衛門
藤田 下右衛門 沖 保兵衛
岸 九兵衛 坂田 清兵衛
竹腰七郎左衛門 石田 作大夫
川崎 多左衛門 西川 角左衛門
三浦 儀右衛門 澤井 加右衛門
田井 貞右衛門 豊永四郎左衛門

菅野 八太夫 落合八郎左衛門
周防 才兵衛 道家 彦兵衛
宮部小左衛門 武井 十左衛門
深溝 助太夫 戸島 保左衛門
三村十左衛門 芦田 彦右衛門
進藤 彦兵衛 西尾彌五左衛門
山下三右衛門 小池 與左衛門
百々九郎兵衛 野崎 助九郎
奥 彌平次 寺本 覺左衛門
須广正右衛門 佐々 勘之丞
保田仁左衛門 熊谷 一角 後、角兵衛ト改
黒部 喜兵衛 氏野 三右衛門
平山 新五郎 伴 惣兵衛
今枝 六之助 米田 理右衛門
山崎 平内 山香 源助
寺本五右衛門 岡村 李兵衛
竜神 甚大夫 松原次郎右衛門
青木 五平次 高尾五郎左衛門
後、彌太夫ト改 後、茂太夫ト改
寺西 源助 笹村源五右衛門
藤田新右衛門 竜神 新平
町野 龜之丞 西川 勘右衛門
保田藤左衛門 大橋 與右衛門

氏野 喜太夫 木村 左助
湊 喜右衛門 進藤 久兵衛
青木 彌太夫 徳永 彦右衛門
高槻 孫兵衛 寺西 源助
落合平左衛門 三雲 甚右衛門
寺尾 平八 三村 久右衛門
平山角左衛門 伴 惣兵衛
岡村彌左衛門 河瀬 彌右衛門
藥師寺 與市 百々 勘左衛門
周參見新兵衛 河瀬 武太夫
土屋喜右衛門 小嶋 富十郎
竹中 三郎次 永原 十六郎
今中 万三郎 小島清次右衛門
藥師寺 清助 木村 齊
森 左門 周參見新右衛門
大橋 藤馬 南部 藤右衛門
小笠原富三郎

○町年寄役は、元和以後三町に三人を撰擧す。尤、萬治以前は人名髓に分りかたし。其以後の人名代々左に記す。
延享年中、寸志銀を献せしもの四家。享和、文化の頃三家、皆永年家格御扶持方を賜ふ。
町組頭、庄屋役の者、是又万治、寛文以前は其人名髓に知かたし。大抵、文化十二年迄人名の分明なる者、凡一百二

尾道志稿

卷之八

八九

十余人に及ぶ。尤、正徳五年までは一町に組頭役三人、都合九人を擧用す。其後は減少して一町に二人、都合六人となる。庄屋は古今とも一人役也。
又、明和七年庚寅より問屋頭の役を命して、問屋旅客の争訟を決す。天明中、縣令竹中君の代より問屋中買頭とす。
久保町年寄役 万治より文化までの次第。

泉屋 庄右衛門 今倉屋 半右衛門
金屋 三郎左衛門 泉屋 善右衛門
後、次助ト改
灰屋 甚七 泉屋 新助
泉屋 彦右衛門 泉屋 次右衛門
後、太郎左衛門ト改
住屋 儀右衛門 住屋 富三郎
後、儀右工門ト改
灰屋 吉兵衛
十四日町年寄役 万治より文化までの次第。
笠岡屋 庄左衛門 栗原屋五郎右衛門
鱒屋 久次郎 鱒屋 彌三右衛門
後、三郎右衛門ト改
栗原屋市郎右衛門 鱒屋 三郎右衛門
金屋 吉郎右衛門 住屋 清右衛門
栗原屋五郎右衛門 住屋 平右衛門
鱒屋 圭助 油屋 本助
林屋 彦左衛門 富吉屋 藤三郎
後、是一ト改

油屋本助

土堂町年寄役 万治より文化までの次第。

- 卷屋 次左衛門 灰屋次郎右衛門
 - 卷屋 孫右衛門 大紺屋善左衛門
 - 鱒屋 徳右衛門 鱒屋 徳右衛門
 - 栗原屋市郎右衛門 鱒屋 平三郎
 - 笠岡屋 作右衛門 天満屋芳右衛門
 - 金屋 吉郎右衛門 金屋三郎左衛門
 - 大紺屋 惣十郎 油屋 本助
 - 鱒屋 平三郎 鱒屋 文右衛門
- 一、町年寄笠岡屋庄左衛門、卷屋孫右衛門、金屋三郎左衛門、當町の飢人を救ひ、延寶四年丙辰三月、御時服を賜ひ賞せらる。官府の年誌に

三月十八日

奥彌平次勤番

一、十九日當所年寄共、町中に在_レ之候瘦人壹人宛、銘々ニ受候而養度ものと令_レ相談、町中の者非人壹人ツ、請取養候段達ニ御耳、年寄共致_レ談合、瘦人とも養候段寄_レ奇特ニ思召候ニ付、三人の者共へ時服一ツ宛致_レ頂戴ニ候、瘦人ニは一人に一日に二合飯米三十日被_レ下候、此以後瘦人にも出可_レ申者在_レ之は令_レ吟味、是には一日に二合飯米十五日分被_レ下候間、彌忝存、諸事心かけ可_レ被_レ申段、年寄庄左衛門、孫右衛門申渡す。并、金屋三郎左衛門年寄御赦免なき内の相談にて在_レ之候に付、三郎左衛門へ

観古を号とす。大貳は俗稱なり。遊京の日、堀元厚に就て醫術を學ぶ。歸郷大に行はる。天明四年甲辰三月十七日没、南之坊に葬。壽六十。

一、兒玉禎藏は、元迪の次子なり。諱熙、禎藏は其字也。号を不搖と云。平安伊藤介亭先生の門に遊ひ受_レ業。又、醫道の師は吉益東洞先生也。還_レ郷_レ教授す、門人甚多し。實に當境の一生也。尤書を善す。天明五年乙巳正月晦日没。享年五十六。南之坊に葬。天明六年丙午三月、千光寺境内に瘞筆銘を建、平安伊藤東所先生の撰なり。

一、山崎伊右衛門、諱畏、字子保、防州玖賀人、當境に居住し程朱の道を説。安永四年乙未十二月十一日没。正念寺に墓あり。享年七十四。

一、僧寰海、名は周契、字は處中、寰海は其号とす。藝州佛通寺兩足院の前住なり。寶曆の末年、當境住吉に止居すること三年余、詩を以て大に名あり。後、佛通寺に歸り入寂す。寰海詩集上下二冊鏤梓す。明和丁亥閏九月、賴春水先生の序文あり。寰海の門人宮地世恭、嘗て曰。禪師は健歩なり、當境より佛通寺に至る折反十二里の行程を、僅二時に往來せりと。

一、高安雙明は、武州江戸、脇高安七世、彦太郎叔父なり。初名は彦九郎、剃髮して雙明と云。明和の末當境に來り、二之寮に居住す、凡十餘年。門人數十人。就_レ中平田新太郎最其傳を得る。安永九年庚子八月四日没。享年五十五。持光寺に墓を建つ。一、福原五岳は當境の人。諱は元素、字は太初、号を五岳と云。

も小袖年寄なみニ致_レ拜領_レ候とあり。
一、兒玉元迪は當境の人、諱は懷義、元迪は字也。号を棋嶺と云。醫を業とす。能書を以て名あり。明和三年丙戌四月廿九日没、南之坊に葬。

棋嶺翁碑銘

君姓兒玉、名懷又字元迪、梅嶺其号也、其先長門人、祖_{□□}始徙_{□□}家我尾道焉、父立伯娶_{□□}秦氏_{□□}實生_{□□}君、君少入_{□□}京師_{□□}、給_{□□}事於_{□□}播紳家_{□□}、而所_{□□}交莫_{□□}、非_{□□}天下知名之士也、以_{□□}無_{□□}嗣而飯_{□□}以_{□□}醫終焉、以_{□□}明和丙戌四月二十九日卒_{□□}于_{□□}家、享年_{□□}、得_{□□}葬_{□□}於_{□□}本邑清淨山南坊、君好作_{□□}書、尾道有_{□□}古寺_{□□}曰_{□□}淨土寺、藏_{□□}和漢名家墨本_{□□}甚多矣、得_{□□}尊圓親王真蹟一本、學_{□□}之數年、書大進、后自出_{□□}一机杼_{□□}大聲_{□□}於_{□□}邑里、娶_{□□}長門人岡本春澤女_{□□}、生_{□□}二子_{□□}、長肅稱_{□□}大貳_{□□}、夙奉_{□□}箕裘_{□□}、今盛行_{□□}於_{□□}里閭、次熙字禎藏、女子一人適_{□□}、皆善_{□□}書、江國幹以_{□□}狀授_{□□}晉、請_{□□}爲_{□□}銘、銘曰。

維南之坊。清淨之岡。既固且安。以瑩而藏。勒_レ銘立_レ石。千秋靡_レ傷。

丙戌冬十有二月十有七日

沼田 平賀晋人 拜撰

一、瀧は元迪の長女なり、書を善す。凡、當境の女子、書を學もの過半其門となる。天明五年乙巳五月四日没、南之坊に埋む、享年七十七。

一、大貳は元迪の子、故あつて秦姓を襲。諱は肅、字は子寛、

又、玉峯山人とも書す。幼より書を善し、賦_レ詩。嘗て京攝に遊て、大雅堂に就て書を學ぶ。後、浪花に下帷し、畫名天下に藉々たり。書を善し詩を善す。寛政十一年己未十二月十七日没。壽七十一。

一、松田道齋、諱は維貞、耐_{□□}古文道。齋は其号なり。嘗て平安久米翁に學び、程朱の道を尊ぶ。其墓銘に著録數卷藏_レ于_{□□}家焉云云。本朝正史綱鑑、爲貧説、よしあし草等の書を著す。門人數十人に至る。安永五年丙申二月十八日没。享年四十六。常稱寺に葬。遊行二世他阿上人、正應年中廻國修行の日、當境に入、常稱寺を草創す。此時、松田正房入道、上人に従行し此地に止り居す。是則道齋の祖先なり。家代々醫を業とす、道齋も其箕裘をつぐ。

一、島居亮左衛門、諱は好之。松田道齋に従て程朱學を受、易春秋に委し、算術を善す。壯にして藝府に下帷し、後當境に歸る。門人數十人を教ゆ。文化七年庚午十一月廿九日没。享年六十一。善勝寺に墓あり。

一、勝島九右衛門、諱は惟徳。元祿、享保の頃、平安伊藤仁齋、東涯の二先生に就て學ぶ。家訓を著す、垂裕嘉言といふ、伊藤諸先生の序跋あり。享保二十年乙卯八月廿六日没。享年六十六。光明寺に墓あり。

一、勝島敬助、名は惟恭、字は敬仲、翼齋と号す。九右衛門惟徳の曾孫なり。家世々伊藤の學を尙ふ。敬助の師は東所先生なり。當境にては兒玉禎藏に就て學ぶ。好て詩文を作る。文化三年寅三月、藝備古蹟志を著す、伊藤東里先生の序あり。文化五

年戊辰閏六月十二日没。享年四十九。光明寺に葬。

一、赤澤體助、諱は貞幹、體助は字なり、容齋は其号。同州莊原邑の人、齡弱冠ならずして當境に來り、秦大貳に就て醫を學ぶ。後、京師に遊ひ後藤藤庵先生に從て術を攻め、又伊藤東所先生に古義を受、後當境に歸居す。救弊醫話四卷を著す。文化二年乙丑五月全刊、平安伊藤東里先生の序文あり。文化五年戊辰八月朔日没。享年四十九。天寧寺に葬。平安後藤藤庵先生の墓銘あり。

一、橋本榮藏、諱は知義、字は子中、号は寬栗、又は培根とも云。初、藝州加藤孫三先生に教を受、後松田道齋翁に就て學ぶ。篤實の善師なり。天明四年辰の頃より講習所を構へ、土人のために經書又は俗談と唱へ、孝悌和順の道理を説。寛政五年癸丑八月十五日没。享年五十六。慈觀寺に墓を立ッ。

一、從五位下野上陸奥守、諱は國幹、字は允礼、号は凹亭、前名は藏人と稱す。良宮社司永井石見守の長子なり。好學能書。壯にして廣嶋白神社司野上某の義子となる。嘗て解醉談を著す。天明五年乙巳八月廿二日没。享年四十二。

一、富島治兵衛、隱居して範曹と云。諱は邦道、号は栢齋。平安澄月慈延に就て和歌を作る。文化二年乙丑閏八月十日没。享年五十六。正授院に葬。其讀歌三四首、左に記す。

試筆

むかへによこをれる島あり、むかし此所をらうしける人の和歌の道をすけるあまりに、やかてうたのしまといふとなん、

年四十。福善寺に埋ム。

一、そのは立神屋源兵衛か孫也。父は婿養子なりけるか、源兵衛なくなりてより、生理きはまりて出去りぬ。母は子三人連て、つばみ住ける。二人の男子は後に上かたに行て歸らす、そのは孝厚くして一たび人にゆきけるか、夫もゆるしければ歸りて母をやしなひぬれど、世わたるたつきなくて又人に仕へ、その給銀を以て母を助く、母もまた人にやどはれなごしたるが、年ふけければ、その仕をやめて家に歸り、いさゝかなる人しごとして月日をすこす、そのわびしき、いふにや及ぶ、されど母のやしなひは甚厚く、母魚を好みければ朝夕必ず、む、かくて一とせ母やみて、たのもしげなく見えければ、晝夜をわかす。いたはり、又ひそかに己が衣服をうり調度をひさきて、醫師をよひ薬をもとめ、養生のことに力を盡せれど、日にましおもりて、遂にいまはの際ときこえて、あたりの人、ゆきつとひ守りけるに、母いきの下に、いとかすかなる聲して、そのにむかひ、これまでは、かすく、孝を盡し、殊にながくしき病中、何ひとつ心にまかせぬこともなく養ひ給はりしこと、昔の下にても、など忘るへきといひはて、やかて息たえたり、そのは嘆きしたひつ、後のことまた懇にいとなみける。寛政己酉五月、鳥目若干をたまはり、ほめたまひぬ。

一、喜三は、もと廣島の産なり。初め尾道に來りしを、澤屋七郎右衛門見て其人となり好し、其頃津國屋太郎左衛門といふもの養子もとめければ、すゝめて約をむすばしむ。喜三、養父

あるふみにありけるを、おもひ出て

朝戸明て、むかふみるめを、そのまゝに、まつよむ春の、うたの島山。

歳暮

四十あまり五つのよはひになり侍りて

おしめども、よそしあまりの、五て船、梶とるまなく、こゆる年波。

般若院なる櫻のき(ら)れたるを

月のみか、めてし花にも、老ぬとて、おもひきりたる、櫻なりけん。

西行上人六百遠忌、よしの吉水院勸進

百とせを、六田のよとに、袖ぬれて、あごごふ花の、みよし野、おく。

一、西尾城富、初名は新松と云しか、明和中衆分になり、名を城歸と改、琴三絃を教ゆ。寛政九年丁巳正月在苗となり、城薫に改。又、文化五年戊辰正月勾當に進む、此時城富と改。文化七年庚午九月八日死。享年六十三。淨泉寺に葬。是より以前、岡田城虎、天明の初、在苗と成、同八年戊申七月十八日死。享年四十七。

一、岩井山貞五郎は、幼より角抵を好み、勿論力者の大童なる由、十五六歳より果して其徒となる。爲性柔順、壯にして浪花に至り、難波新地の角抵場にて大に勝をとり、前頭に進む。彼地にて最良の人数多あり。安永九年庚子九月十七日家に斃。享

母につかへて孝なり。又家の業も能はからひて、借銀も數多ありけるを、つぎ／＼につくのひて、家産のすてに傾かんとせしを取どめぬ。然るに其家いたく住ふるして、柱なども朽たれば、あはれ老人の世に在るうちに改め作らばやと思ひるたりしか、債いまた、なしはてさるもあれば、憚りてためらひるたるに、養父やまひにいねたれば、今は延しかたく、其かた／＼へ行て試にいひ出てければ、人々も其志を感じ、かへりて勧めけるにぞ、いそぎ土木の事を營めるか、父の病日々におもりゆけは喜三うれひて、たとひ命數かきり有ども、此家作り出るまでは、父が命のばへさせ給へど神にいのりつ、晝夜心を盡して介保しけるが、ふしぎに作り替るまでは生留りて、新居に移しければ、父大によるこび、やすんじて死けり。養母もまた老まさりければ、鄰家かひひろめて、しつらひ住しむ。母いさゝか風にをかさるゝことあるにも、喜三みづから薬をせんじ粥を煮る。又常にいぬるにも心をゆるるべされは、いつも母か寐さめを知りて、湯茶など進らせ、あるはずしめ、あるはあたゝめ、其あつかひ、いたらぬくまなし。後、養母に請て實母をむかへ、心のかぎりいたはりぬ。養母、實母の際至てむつましく、妻子も又敬ひの心あり。みな喜三が孝なるによれりと聞えて、寛政元年己酉閏六月、銀若干を賜はりける。

一、金屋甚右衛門は、尾道にて古き家からの者也。父、吉郎右衛門、所の年寄たりしが、甚右衛門幼より孝にして、母はてし後こそさらに父を愛む。然るに父病て身しびれば、家業は

甚右衛門に傳へたり。されど事ごとに必父に請ふて後これを行ふ。父かために一室をいとなみ閑にすませければ、父はよろこび、やまひもをこたりしが、全く愈ざれば、役も甚右衛門かはりて勤む。大抵外に出ずして、いたはりあつかふ。醫師をもあつく接待して、朝夕容体をうかがはせ、日ごとに父が手を引、家の内をたちありかせ、あくまで心を用ゆ。其頃妹を人にめあはせしが、嫁入の調度ひとつとして父が心にあかしめざるものなし、人又これを易しとせず。かくて父が病日々に加り、甚右衛門力をきはめて救たれど、かひなくしてうせぬ。渠、喪にゐて又よくつゝしめり。凡、慈惠の心厚く一家睦しければ、喜三等と同じ年月に褒賞を蒙りぬ。

一、みよ父の名はしらす、生れてほどなく久保町の備夫長七といふ者に、子としてやしなはる。八のとし長七死して養母にはぐまれ居たりしが、十五のとし養母また病つきて、四体かなはずなりければ、其家かぎりなく、わびしかりける。みよ、幼より孝心ふかく、はたかかかなやみにあひぬれば、一きは力を盡して、つとめはたらき、日ごとにいさゝかばかりづづ賃錢を得て、母をやしなふ。そのあはれなる、おもひやるべし。かくて四年ばかりありて養母身まかりぬ。其後事まうしきこえて、甚右衛門と同日に錢をあたへて、これをあはれみ賞せらる。

一、彌右衛門が父は幸兵衛といふ者也。彌右衛門生れて後、母ものくるはしくなりて、其兄が許に返りけるが、彌右衛門いとけなきより母の事を深くうれひ、常につきしたひて、つかへる

間も見はなちがたく候へば、いかばかり御なつかしく思ひ候とも、歸寧することも是までのごとくは得つかふまつるまじく候かへすくも御ゆるしたまはれといひければ、父も理りに思ひて歸りぬ。また外に再嫁をすむる人もおほけれど、さらにうけひかず、舅も老て働えざれば、家日々に貧くなりぬ。みき晝は人にやどはれて田畠の業に身をくるしめ、夜は苧をうみ糸をつむぎて、かすかに世をすごしけるか、舅姑幼少の者には、四季のきせかへも時にをくれす調へける。とにかくに舅姑の心をやすんずるを以て、つとめとして、身のくるしみをばおぼへず、舅やはらかなれど姑は氣みじかく、近きあたりの人ども、小兒のことなどにつけて物いひあれば、みきひそかに其家に行てあつかひ、事故なく交りける。されば舅姑深く其孝を悦びぬるよしきこへて、寛政四年八月九日に米七俵を賜ふ。

一、徳兵衛は、十五の年より孫兵衛が家につかつふること、すべて六代にて、年をふるご五十五年也。初師孫兵衛に男子なくして、徳兵衛か兄弟子に伊兵衛といふものあり、其遺跡を相續して名を孫兵衛と改む、其孫兵衛に女子ありて、栗原村より平五郎といふものを養子して男子を得たり、鶴松といふ。其年五月に平五郎病て死し、八月に孫兵衛も死したり。徳兵衛はげみつとめて、ふたりのやもめと、ひとりの小兒をはごくみ、三回忌もすぎたれば、庄三郎といふものをむかへて、若きやもめに入聲とし、男子ふたりまふけしか、庄三郎腹痛の病を得て、家業つとむることならざれば、徳兵衛一人してかせぎけるに、家の母

たりしが、渠また目をやみて、尋常のわざをなしえざれば、按摩導引をならひ、十七八の頃より、わかれ住けれど、日々に母がかたにゆきて氣色を窺ひ、珍らかなる物あれば必たてまつる。母時として、かなたこなた狂ひありきて、とどめがたし。彌右衛門いつもしたひ行て、つれ歸れど、いつの間にかけて出て、いかなる事なさんとも、はかりかたければ、ゆかりの人相はかりて押しめ置ぬ。されど、くるひ出ては檻の戸をうちたゞきて、さげびのゝしる、人なだむれども、あへてやまず。只彌右衛門來りていひすかすれば、やがてしづまりぬ。また母が病平愈のため神に佛にいのりつるが、中にも某の所に某の神の勸請あり、朝ごとに水垢離して、かの祠にもうづること、こゝに至て八九年をこたることなかりしとぞ。寛政元年閏六月に褒錢を下されける。

一、みきは尾道町庄七が妻なり。舅姑によくつかへ、夫の弟妹にむつまじく、家内やはらぎたり。庄七病に臥たるに、遺る所なくいたはりしが、其かひなかりし。みきが父某は外浦の民なり、一日きたり、みきにむかひて、我が家に連歸り、よき方あらば再嫁せしめんといひければ、みき聞て涙をうかめ、我此家に來り舅姑の恩をうけ奉り、其人々年老て外に頼み給へる方もあらざれば、わらはいひかひなくとも、責てなき夫の志をつぎ、老人をはごくみ、子どもをも成長させばやと、思ひさだめて候。今老人を見すてば、なき夫に何の面目候べき。おほせにそむく罪いかにともしがたし。そののみならず老人の事しばしの妻みな死したり、庄三郎は病人なり、子ども三人みないどけなし、徳兵衛一人心をくだき、朝夕の食物起臥のごとまでも力を盡して養ひるたるに、鶴松又病死し、徳兵衛力を落せしが、猶ふたりの子をもり立、つとめはげみける。天明四年に庄三郎死して、其子理吉名を孫兵衛と改め家を續しに、また四五年して、はかなくなりぬ。徳兵衛大になしみ、涙のかはく間もまれなりしが、又末の子常吉をもりたて、家をつゞげばやと思ひて、朝暮神に佛に主人の成長をいのりける。常吉も徳兵衛が恩を感じて、渠が長壽をいのれりとぞ。齡六十八才にいたるまで、妻もむかへず、たゞ一心に其つかふるところに忠なりければ、寛政五年四月、米七たわら下されける。其年の九月に病死せりと云。

一、市兵衛は、父を直七といふ、母は繼母なり、市兵衛子三人あり、家口おほく家業かすかなれば、かつく今日を送れるに父母病にふすことあれば、財をおしますして孝養を盡し、又、父が心をうけて施をこのみ、あはれみ深くして常にまつしき旅人をいたはり、寒夜には濱邊を見めぐりて乞食の年老たるがあらば、歸りて父につぐ、父粥をたきて施せといへば、市兵衛妻も良心ありて、夫婦いそぎ粥をたき、もち行て是を與ふ。繼母もよきものにて、家内甚むつまじかりけるに、妻あやしき病つきて心さだかならず。或日その家の筒井に墮たりしかば、直七大に驚き、みづから救はんとしけるを、市兵衛いだきとめて、妻なる者は誰にても助け候べし、もし御身にあやまちありては、

いかゞすべきと諫ける。妻はよりあふ人に引あげられしが、父はきづかふあまりに、かれに物はやくくはせよといふ。妻は又老たる御身を驚し奉りし、早く食物すゝめたまへ、わらはも物たうべ候べしといふ。其心さだかならぬ病あるに、猶舅姑を貴める誠より、かくいひければ、聞人あはれと思へり。舅姑もよめの病をうれへ、其父に託(し)て四國遍路にいだしけるが、みな別を惜み、遠く送りゆきてわかれぬ。わかるゝ時に、妻は市兵衛にむかひて、二人の御方に心をつけたまはれと、くりかへしいひける。扱、直七はそれより其所の西國寺といふに、弘法大師の堂のあるに日々詣て、嫁が病のいゆるをいのる。もし歸ることの、すこし遅ければ、市兵衛心もどなく思ひて、むかへにまかる。直七留守ありやと問へば、市兵衛父が心をやすめんとて、太兵衛きたりしを、とめをけりといへば、父は心やすく思ひ静に歸れり。幸に太兵衛來りたることもありける。こゝに橋本榮藏といふものあり、初は本藩の儒師加藤孫三に教をうけ、後は松田某等につきて學を講ず、篤實の善師なりける。郷人のために培根堂をまうけ、夜は俗談講釋といふことせしに、市兵衛父子いつもゆきて聽けるこそ。寛政五年四月、市兵衛に米五俵たまふて賞せらる。

一、後地村つるは、父與八郎日々に依子(か)を負はこぶを以て渡世せしが、妻に後れ、二人の女子はいとけなく、いやまし貧しかりけるに、つる十歳の時より朝とくおき、食物をつくりて父にすゝめ、晝は乾飯をとゝのへ、父が行し所にもちゆく。また妹

一、與兵衛は、灰屋吉兵衛手代也。主人へ忠勤の故を以て、是又亀藏と同く褒賞あり。

一、忠兵衛は、鯛屋九右衛門手代也。主人に忠勤の故を以て、是亦同く賞あり。

一、すがは、菴屋與右衛門手代善藏が後家也。主家斷絶せしに、先主の墓所、佛事等懇に弔ひ、忠勤の故を以て同月同日、錢貳貫文を賜ひ賞せらる。其後病死す。

一、または、夫彌四郎へ貞節を盡し、家内睦敷、勿論兩親へよく事へし故を以て、寛政六年、文化二年、兩度町年寄某より褒賞あり。

島居子瑤墓銘

文化四年丁卯十一月廿三日、島居子瑤没、享年七十歲、名利方、一名守瓊、子瑤其字、儀右衛門其通稱也、世貫尾道、尾道一曰玉浦、吾藩東一都會也、舟船輻湊、人民繁阜、而土俗日趨侈靡、藩爲置尹、又擇土人爲衆所欽服者爲老、子瑤爲老數十年、人各自脩飭、自稱家法、蓋其實行動職之所致也、遠近學尾道之事、必以子瑤爲稱首云、子瑤夙志學、從山崎畏齋而學焉、常爲子姪講說經義、六十九歲辭職、後號魯助、其子脩利襲職、其妻亦貞淑、善事其夫、以今春三月廿三日没、或恐哀毀至此也、乃合葬於南坊先塋之次、同鄉友人勝嶋敬仲、爲請余銘其墓、敬仲涉書史、多著述、稱爲博雅、而其敬子瑤、至死不衰、因謀不朽、懇欵若此、而亦尋下世、問者、脩利遠來催余、余與二子交非一日、是不可辭、而於

をいたはること甚厚くして、起臥迄心をつけ、れば、父も安んじて、遠方までもはたらきゆけり。つる常に朝夕神佛に燈をあげ、朔望には潮をくみ神酒を供へ、父には鯛なとすゝめて其日を祝ふ。渠いまた衣類の洗濯することあたはざれば、近所の者をたのみて是をなしけるが、其かはりには其家の小使などして、必其礼報をなせり。父より日々の糧少しづつうけて、乾菜などかきそへ、又麥をはたきて米にまじへ、父と妹をやしなふ。其あたりの人みなあはれにおもへり。寛政五年六月廿六日、銀百目下さる。其後成長にしたがひ、いやまし孝勤なるを以て、同し十一年七月廿一日、米三たわら給はりける。時に年十六才なりとぞ。

此孝女に褒賞ありしは、後地村居住の頃也。其後、文化二廿年、久保町徳三郎妻となり、當町へ移る。故に記之。

右九人の行状は、藝備孝義傳の全文を出す。

一、武七は、魚屋清右衛門手代なり。主人へ忠勤せし故を以て、寛政六寅年、當町官府におゐて、褒賞として錢三貫文を賜ふ。文化十四年病死せり。

一、源次郎は、石見屋利右衛門手代にて、主人へ忠勤の故を以て、是亦武七と同く賞を蒙る。

一、半六は、富吉屋藤三郎手代なり。主人に忠勤の故により、是又源次郎同様の賞あり。寛政十二年病死す。

一、亀藏は、平野屋孫右衛門手代也。主人へ忠勤せしを以て、是亦同時に錢貳貫五百文を賜ひ賞せらる。

敬仲則有挂劍之義、又嘉脩利有孝志也、因銘銘曰。

爾言兩行、非有奇偉、恭儉平實、尙其素履、崇學訪道、俛々不已、鄉老之稱、年踰四紀、居之無爲、綱紀不弛、有斯室人、克配君子、後夫四月、同穴相倚、玉浦之俗、庶其繼美、後之爲老、之範之軌、南坊之阡、銘詩是視。

文化五年戊辰十月

賴 惟完 撰

龜山尙事繼室墓銘

夫人、姓伊藤、名千世、備後福山人、水野侯世臣、諱盛辰、字宗彌之第三女、尾路組頭龜山六郎右衛門、諱尙事之繼室也、喪夫時年四十二、嗣子本助始七歲、夫人教育盡誠、人不知其非所生、稍長命使就學、本助幼壯、號稱良子弟、廿四擢爲組頭、三十爲年寄、皆夫人之力也、夫人美而順、貞淑慧慈、勤于家政、僮僕四十餘人、畏敬奉承、不異一夫、在日云、夫人兄玄碩、出嗣他家、父母沒無嗣人、夫人爲養、澁谷宗茂次子名賀辰、爲主後、伊藤氏之祀賴以不絕、以享保乙卯八月廿三日生、以實曆丁丑六月廿三日嫁、以文化乙丑六月廿日疾卒、以後三日葬于尾路信行寺龜山氏墓、享年七十有一、讚岐賢媛井上氏、才德學識、稱今時曹大家、於夫人爲姻族、夫人之德之行、人以爲有所承焉、本助之友人、菅晋帥爲之銘曰。

貞于夫、慈于子、孝于親、家以理、鳴其德、具斯美。

備後 菅晋帥 撰

尾道志稿 卷之九

龜山士綱著

○尾道、古名、玉の浦。萬葉集に出。詳に初巻に見へたり。

○尾道の事蹟、稗史野乗の出すところは、建武以後のこと也。

今又古城跡と稱する所は、天正前後の墟也。委く塔寺の部及び諸巻に出す。

○藝備國郡志曰。尾道石、山岳之間、多出巨石、石工鑿穿之、以鐵鑿斷之、凡石壁、石橋、柱礎、渠石、皆採用之。木綿踏皮、御調郡尾道之民家多女工、能作木綿之襪子、倭俗謂之踏皮倭訓。

當境名産を書して上りしこと、以前の分は慥にしれがたし。其後、正徳二年辰四月認出せし品物左に記す。

一、賣藥阿伽陀圓

但、唐たい、い、くとも云。

以上 尾道町名物。

元文二年巳六月、町役場年誌に。

一、産物御改之御衆中今晝八時御着、客屋余右衛門所へ御宿、上下七人早速町庄屋與兵衛、筆役與三五郎、肝煎幸助召連罷出。

一、たれゆへ草、御見分可被成由ニ而、淨土寺ニ有之を取寄、掛御目ニ申候。岩つくみは、有合不申、追而繪圖差上候筈。

覺 尾道町

一、たれゆへ草 葉形はうくり草の小筋成ものニ而、花はかきつばたのちさき花のやうニ御座候而三月頃ニ咲申候、實なり申儀は見及不申候、尤給物にも不仕、藥草になり申儀相知不申候。
此度有合不申候間、鳥形繪圖仕、來ル十日頃迄差上可申旨奉長候。
右二品、尾道町産物之内、此度御尋之分、書附指上申候以上。

巳六月

今書呈する名産

- 一、切石
- 一、雜喉鮓
- 一、蘇塩辛

- 一、切石
 - 一、雜喉鮓
 - 一、雜喉腸塩辛
 - 一、丸編笠
 - 一、刺足袋
 - 一、酢
 - 一、醬油
- 以上 尾道町名産。
- 享保六年丑七月、改て縣令進藤君へ書して呈上せし品物。
- 鳥井、燈籠、手水鉢、石塔、石臼。
- 此類先年より仕來申候。此外石細工仕申候先年より當所石之名ヲ、みかけ石と申傳候、細工ニ仕石宜敷御座候。
- 農具、船舵。
- 此類先年より仕來申候。此外庵丁、釘、鉸之類仕候。
- 疊表ニ遣申候間くずニ而、先年方春夏之内仕來候。
- 先年方秋冬之内仕來申候。尤、近年うね刺、紋刺之類は不仕候。
- めばる、あぶらめ、小だい、きすご、せいご。此類先年方夏之内仕來申候。尤、甘酒にて漬申候。
- 右之鮓之魚腸ニ而先年方仕來申候。
- 當所松田卜隠と申醫師、先年より調合仕方々へ賣申候。
- 當所之酢宜敷御座候に付先年方他所へも商賣仕申候。
- 當所光明寺之地中ニ有之樹木ニ而御座候三十年以前之住持植置申由ニ御座候。

一、刺足袋

一、みかけ石

一、鍛冶細工

一、編笠

一、小笠

一、刺足袋

一、雜喉魚鮓

一、小魚腸塩辛

一、阿伽陀圓

一、酢

一、ざぼん

一、阿伽陀圓

一、刺足袋

一、鱈

一、鐵碇

一、編笠

一、線香

一、保命酒

一、帆

一、酢

一、澁

以上 尾道町産物。

風 俗

○藝備國郡志曰。人性柔慧、民專漁鹽之利、俗喜商賈之業。一、正月元日は、戸ごとに門松を建。中には竹を添て立る家もあり。三ヶ日に至りて 礼者これを潜りて出入す。注連筋、蓬菜も其家々の古例により小異あり。又土豪は多く庭竈を作る、是も家により或は七日、或は十一日までと日限あり。毎朝の雑煮などは是にて煮る、土人はこれを金輪と云。二日は船乗初メとて、當浦の船子同職の者、又は親戚の人を招き、船中にて酒宴し、新年を祝ふ。乗をめの船歌とて數ある由、一二左に記す。

ヤンラ目出たい。御代は目出たい。枝も榮へて葉も茂る
エイコノ。葉もよし、いつにても、替らぬものは笹の葉よ。
ふた葉の松は目出たけれ。君とわが中は縁の世盛りよ。

旅船の當浦にて越年するもの、元朝にも乗せめする、勿論其國
々の舟歌を唱ふ。

此日初て魚互市あり、同族の中にては其本家、家來の家より
は其主家へ若魚を贈る。大抵鮑、鱒、牡蠣の類也。惣して賣
そめ買初メなど皆此日なり。三日夜は童子二三十人ほど、
一群になり家々に入、其門松の長大なることを述て家の繁榮
を賀し、高聲に唱て紙を乞ふ。是に一二枚を投與ふれば、よろ
こび争取て歸る。六日夜は年男なる者、新しき組を桶の上へ
乗せ、火箸聯木等を包(庖)丁に持添て七草を敲き、年徳神に
供す、人日雞炊にして食す。帖書は三日、五日、七日、多
くは十一日に書す。是も家の例による。店開。とて此十一日
より賣物を店先に出す。左義長は家々の注連筋を集て造る、
其頭に日月鳥獸の種類を作り筋とす、凡十本ほど調出す。隣
領福山の左義長大に壯觀なり、當境も效之。十三日夜所々に
建。置て祭る、詣る人多し。小兒其下を潜れば痘瘡を軽くす
ると云。十四日濱邊へ出して放火す、恵方に倒るれば其町繁
榮すと云傳ふ。此火にて兒女の試筆を焼拂ふ、其灰高く登る
をもて手跡上達の證とす。又、左義長の焼残りの竹にて灸箸
を作れば病の根を斷と云。十四日夜は佛正月とて、餅を焼、
豆腐、蒟蒻を田樂にし佛に供す。十五日早朝、蓬萊の米を白

々の稻荷に詣す。彼岸七日の間は寺子數十人ツ、一群になり、
當境の寺院にある觀音を巡拜する、是を地西國と唱ふ。笹の
先に順礼の札をつける、其札の面に奉納西國卅三所爲手跡上
達と書り。

一、上巳以前、二月の末の頃より女子専ら雛を飾る、女子雛
の餅を配るとて、小重箱に小き草の菱餅を入、小魚の乾物を、
ちさき肴籠に盛り、友達の方へ相互に贈物する。又男子は其
頃より天神を祭る。案るに菅公御左遷の日、當浦へ御着船あ
りしは昌泰四年辛酉の春とあれば、其候に至りて此神を祭る
なるべし。又男子の祭るは手跡上達を祈る心ならん。以前は
男子上巳に産神へ詣る時、其従者柳太刀を腰に横たへ、柳に
て作りし長刀をかたき隨行せり、今は此風なし。早春より上
巳まで、男子専ら紙鳶をのぼす。今月のはじめの頃は沙の干
落ること最多し、専ら海底の小貝を拾ふ。中にも沙箸をとる、
土人は楊枝貝と云。其骨色白く、先、尖り似たるを以て名つ
くなるべし、此貝、酢に漬て日に晒せば、色ますます白く、殊
に臭氣をさると云、蓋し奇品也。又、當木島、百官島、賀島
沖などにて、漁舟數多集り網を曳、これを鯛網と云、櫻の開
く候は鯛も至て美味ありとて大に賞翫す。此頃は鯛、鱈、鱒、
鯛、すべて海魚至て多し、價も甚々賤き也。廿日、廿一日は
西國寺御影供にて、同宗の僧侶數十人會集し、螺を吹、鉦、
鏡鉢を叩き、廿日大師の木像を影堂より本堂へ移し、廿一日
も會式ありて木像を影堂へ納む、近村の男女大に群集せり。

粥に煮、昆布、生姜、豆、大根、牛房の類并に蓬萊に飭しも
の都て味噌汁に入。食す。此日の朝、男の子相集り、橙を二
ッに切、其小口に錫(鍋)炭をぬり、太箸にさし、婦女を見か
け面にぬる、之を炭祝と云。近年は制禁して此戯なし。惣し
て早春は隣村の非人等、婦女は大黒舞と稱し、槌を持、袋を
かけ、男は胡三郎又は福儀とて、それくよそをひして戸
々に入て嘉祥の言を唱ふ。是に米錢、餅などを與ふ。十七日
夜は淨土寺金堂にて古へより牛王加持あり。十八日の未明に
此堂の屋上より十八枚の牛王を投す、此時土人御福を取とて、
數百人庭中に群集し奪取、家に持歸て賣とす。廿日は骨正月
とて、鯛、鯛の骨を煮て食す。今月の末の頃、當浦の漁師を
の業の繁榮を祈るとて、一日神職の人を招き神樂をなす。海
邊へ仮に舞殿を作り幕打廻し、兒女多く集り見物する。尤古
代よりの祭式のよし。中にも胡舞とて、胡、熊野、住吉の三
神垂釣し、胡の鯛を釣得る戯のよし。其戯中に唱る和歌に。
遙なる、沖にそあいの、見へけるは、胡の御前の腰、かけの
岩。

遙なる、沖に浮木の、見へけるは、胡の御前の、天の釣ふね。
都て正月の内は、になど云小貝を茹て専ら賣物とす。寄居虫、
ぜゞ貝の類也。

一、二月初日は小正月とて雑煮を食す。此日にあたつて四十
一、六十一、七十、八十、八十八、九十、九十六、百歳にな
る人を賀す。親戚朋友を招き壽筵を開く。初午に當る日は所
一、四月初卯は所々稻荷神事あり。八日は釋尊誕生日とて、
寺院は都て花御堂を作る。兒女寺院を巡り甘茶をくむ、家に
持歸りて墨に摺、手習すれば手跡上達すると云。又、甘茶を
墨に摺、『今年より、卯月八日を、吉日に、かみさけ垂を、せ
いはいをする。』といふ歌を書、厠の柱に張付る。又、白茶と云
二字を書張もあり。如是すれば蛇の這入患なしと云。案るに、
の歌を書事は京攝も皆然り、
白茶は尾道に限るとも云。

一、男子ある家には、四月廿四五日頃より端午まで、紙幟を
門口に建。畫は和漢の人物、或は龍虎の類、其頭に紙の吹抜
をさす、模様は角違ひ、二、引、龍、智恵の輪など紺に染込し
もあり、又猿幟とて船の帆のこたく作り、縮緬、天鷲(幟)
等にて括猿を縫、幟の下へ紐にて縋き、風に從ひ上下す。節
句の日は飾鎗をたて武者人形をかざり、飾兜、菖蒲刀等も店
先へ飾る。粽は多く笹を用ゆ。此日端午祭とて八幡宮の神
輿、町中御幸あり。以前は菖蒲打と唱て、暮方童等寄集り、
菖蒲をもて往來する婦人の腰を打。今は制禁して此風なし。
十二日夜は幸之神祭礼あり。其外、今月は所々小祭多し。
一、六月朔日は、ぼた餅に氷餅を添て神棚に供ふ。三日、四
日の頃より祇園の店洗とて、家並大に水を灌て洗ふ。清淨に
して神輿の御幸を待なり。祇園會は毎年七日、十四日の祭式
なり。尤、明曆年中初て三體の神輿造立ありてより、七日神
輿町中御幸ありて、十四日まで行廟地しれがたしへ鎮座あり、
同日還御ありて、大槩近世の祭式のごとし。其頃は祇園祠の

鑑、常稱寺と社司とに二ツありしを、寛文十三年癸丑七月、遊行四十二代上人、常稱寺ニ止居ありて、社司の鑑を取上、常稱寺へ賜りけるよし。依之延寶二年甲寅より御幸も中絶し、只本殿にて七日より十四日まで僧徒の讀經するばかりなりし由。然るに元祿十六年癸未六月、土人等鎮火の大願を籠メ元祿十五年三月、同十六年二月、當境大に回祿あり。因之一年寄役の者、官府へ上訴し、祭式再び古法にかへす。是より以後は七日、十四日兩日神輿御幸あり。尤、本殿の側に假殿をたて、社司の神事ありし由。今、土堂町西端に行廟を構へしは、縣令藥師寺君の時より始めり云。又、當町の年誌に寶永三年戊戌六月、初て三町臺車の上に作物山仕出すとあり。形是なり。祭禮兩日とも、行列、幟、輪賣、鉾、幣、町印、傘鉾、荷、物、山人形、暫切、神輿三町とも同様なり、最壯觀とす。其日三休廻しと唱へ三休の神輿をもて先後を争ひ堂演、常稱寺内、藥師一本の幟の側を廻ること渦のごとく、足強にして押出すをもて勝とす。棒先、を腋にして走る者を楯取と云、船の楯取に似たれば名つけしならん。七日より十四日まで毎夜戸ごとに釣燈を献す。土人詣ること夥し。十七日夜は土人海邊に出て潮を戴く、是を御管絃し、と云、宮島の神事を遙拜する也。廿三日夜より天神の祭禮にて、此夜神輿を行廟へ移す。荒神堂演へ、御迎ひ釣燈と唱て、家々より中柄釣燈數百本を出す。又、兒女は住吉釣燈の少(小)きに、花鳥などの細工物を頭の飾にして是亦數百を出し神輿を迎ふ。其外、額行燈をとほし、數百挺の太鼓を叩たて、大に壯觀也。以前は明し物と唱へ、竹を捲て仰

の間、三味道と唱へ鉦太鼓を頼にたゞき、町中東西を翔歩行しとぞ。後年只さま文飾し、既に寶曆の頃より踊の唱歌を作り、三絃、胡弓、横笛等を用ゆ。就中、岡田城虎なる座頭出て三絃の手を作る、是よりして踊大に行はる。又土人草笛とて、小竹にて横笛を製す、大抵高麗笛に似り、其一穴に竹紙を張て吹、其聲清越なり。凡中國、踊をいふもの當境を以て先、唱ふ、隣領福山にも尾道囃子と稱し専ら用之。又男子ある家には、天秤と唱て額行燈のごとき物を作り、其頭に人物或は鳥獸の類の傍を添へ、夜は燈を明し其戸口に建。晝夜に三四度も數十本建連して東西へ持あり、或は五人持或は三人持と唱ふ、其大小輕重により持人も多少あり。此天秤の前後は嚴しく太鼓をたゞき、其勢ひ猛烈也、實に當境第一の壯觀也。天秤は銀を量る天秤に似るをもて名付しならん、又踊をすべて翔踊と云、あちらへも翔々こちらへも翔ると云より、天秤の名目も出る。十八日は近村吉和の漁人數百の毛綿幟を持、一人鬼面をかつき、棒をふり、其後、數十挺の太鼓を打、又黒毛綿にて船の形を作り、あごを慕ひ、隔年に淨土寺觀音に登詣する、これを吉和踊と云。古老の傳説に、凡三百四五十年以前吉和漁村に疫癘大に流行す、是時淨土寺觀音に祈誓し、疫神忽退散す、其報恩として此踊を催すとぞ。鳴子庵稻井が著せし塵塚に、眞宗八代連如上人當境へ御下向ありて、淨土寺御參籠の日、此踊を御一見ありし由と書り。今も金堂の前に假に舞台を作り、其上にて戯あり。其狂言の名目左に記す。

角左衛門

扇子踊

あや踊

蛭子舞

山に人物又は鳥獸の形を作り紙にてはり、五彩をほごし、大なるは二丈餘、小なるは五六尺、其中に數十本の蠟燭をとぼし、數十人して持歩行、大抵島原の燈籠に似り。尤近世は停止して出さす。廿四日夜は本社より行廟へ夥しく詣す。此夜寺子大文字を上るとて、本社又は行廟の側へ假小屋を作り、男子は詩文の句を一行二行に書し、女子は和歌などを書て一列に懸双へて奉獻す。廿五日は神輿町中御周旋あり。神事行列大抵祇園會のごとし。此日男子は家々に天神を祭る。廿八日夜は住吉社の祭禮にて、入津の舟船數十、みな其橋上に燈を掲。詣る人多し。廿九日は良宮境内に大なる第(茅)の輪を作。又中之段幸神宮除病の神事とて、形代を紙にて作り、深更の頃太鼓を叩て是を送り海へ流す。今月も所々小祭多し。一、七月六日夜、二星に献るとて瓜茄子を丸切にし、折敷に盛り、稻葉と楮葉を添て屋上にあける。兒女は笹に五色の短冊をつけ、七夕の歌を書し、又桐の葉に書もあり、七日に皆海へ流す。又其未明に近村より牛馬を數多牽出し潮に浴さしむ、癩蟲の疾なしと也。土人も多く潮に浴す、病を免ると云。盆の十三日は家々に魂棚を作り聖靈を迎ふ。供物は餅、團子、赤飯、西瓜、茄子、素麩、荒布、唐菰の類也。尤家により小異あり。十六日又は十七日の暮かた、送火とて戸口にて麻木を焚、亡靈其煙に乗歸ると云。十三日夜より家々切籠をとす。今月中ともす家もあり、又廿五日迄にて止もあり。當境の踊は、いつの年より始ると云ことしれがたし、尤以前は十五日より十七日まで三日

萬歳

鮭賣

ぞめき

柴賣

狐釣

鐘鐺奉加

船歌

ハット目出たいの御代はめてたの。エイノ、枝も榮て葉も茂る。エ、何より以て目出たひは。エ、正月お祝ひ始め、松竹に、鶴亀千歳も万歳も、エイサテ其外は限なし。エイ橙に三方、讓葉の注連飾、御鏡。エイヤノ、いつもの常盤若みどり。エイ榮へさかうの國々に、島も一ツは豊なり。エイくもらせむかふ面影、民の竈は賑やかに。エイ戸ざ、ぬ御代となりける初春の、行し御年のさせなかを。エイ小櫻おとしと成にける。エイサテ又夏は卵の花。エイ垣根の水に洗ひ貝、秋になりての其色は、いつも軍に勝色の。エイ紅葉がまかう錦川、冬は雪けの空はれて。エイ兜の緒しめ菊の段。エ、はやかに身こそおとしゆけの思ふ敵を討とりて。エイ鯛は箱に納をき、弓は袋にいたせんと、富貴の御代となりける。ヤンラノ、目出たの。アノエンソレ若枝も。エイノ、さかへ。ノウエンコノ葉もンラン。

廿六日夜は月の出を拜るとて、土人千光寺に登る、其月暉、三尊彌陀となりて出ると云。今月の末より八朔まで、田面と唱て米の團子をもて、小さおやま入形、又は犬猫の類を作り、五彩をほごし、店先へ出して商ふ、兒女是を求め玩物とす。

一、八朔に男子は小き船を造り、吹拔、鎗、長刀の類をたて、天幕、切幕を張、侯家の舟に擬し、船脚に車を付引歩行、産神に詣す、是を田面船と云。此夜、土堂町西端に淨土一派の僧侶會集し、大施餓餽(鬼)あり、法會終て數百の燈籠を海上に投ず、是を流灌頂と云。菅礼卿先生の詩に。

尾道江上一夜忽放燈火數千云爲(修)死者脩(脩)字(衍)冥福、即作此詩。

千燈誰放大江隅。聯影分光夜欲無。直至中流棋點過。忽當極浦雁行趨。金溝一派群丹鳥。銀漢三更爛白榆。且向人間供樂事。肯論地下照迷途。

八幡宮祭礼は、十三日夜神輿を行廟(嚴島祠の前)へ移す。十四日夜土人詣ること夥し。十五日神輿町中御幸あり。十三日夜釣燈明しもの、十五日祭式等大槩天神祭のごとし。廿五日は栗原村八幡宮祭礼あり。土堂町渡場より西を此神の産子とす。されば長亨(享)年中に鑄し寶土寺鐘銘に、大日本國備後州御調郡栗原保尾道之浦御所崎寶土寺とあり。古へ此邊栗原村に属するならん。祭の日、詣る人多し。又當境の何某、古へより神前に七十五の膳を供ふ。其式左に記す。

本社へ本膳(海髮)、飯餅(餅)廿一。蛭子社へ本膳一。龍王社へ本膳一。若宮へ本膳一。小祠へ本膳一。本社へ御飯三膳。抹香三膳。御燈三膳。體三膳。盃臺三膳。鮓麵三膳。柘榴三膳。茄子三膳。栗柿六膳。外へ本膳六。餅五膳、一膳二八。二之宮良社へ餅八十一。三之宮嚴島社へ本膳八。

鯛の焼物を添、神に供す。又人も大なる小豆餅を丸盆へ二ッ宛載て食之。此頃より毎朝門松賣數多來る。除夜は正月の飾物をして新年を迎ふ。

一、當浦に新造の船ある時は、棹老なる者、麻上下を着し其船に乗、淨土寺觀音に詣す。其歸りかけ船子等互に潮をかけあひ、大に船を動し戯をなす、是を柿拂と云。

一、重陽は終の節句にて礼者も多し。又、千光寺熊野祠祭礼にて登詣す。十三日夜は豆名月とて、青豆を茹、柿を添て神に供す。良宮祭礼は廿七日夜神輿を行廟(藥師堂濱)へ移す。廿八日夜詣る人夥し。廿九日神輿町中御幸あり、此日行列及。廿七日夜の釣燈等、大抵八幡祭礼に同じ。晦日は十月朔日境内にて毎歲産子會集して神能興行あり、遠近夥しく輻湊せり。一、十月廿日は町中の胡社同夜に祭礼あり。又此夜胡講とて鬮を取て其家を定め、門口に二本の笹をたて注連を張、家内に胡の畫像をかけ祭之、講中の者其前にて大に置酒。家業の蕃榮を祈る也。

一、十一月十五日は、三歳になる小兒、紐放しとて小帶を結ばせ産神に詣す。又此日四歳になる男子、始て上下を着す、是を上下着と云。

一、十二月朔日は、節季候來る。編笠の上に山草を戴き、手を叩て家々に入、是に米錢をこらす。六日、十四日、廿日、廿五日、藥師堂、荒神堂の兩濱、都て濱邊にて塩魚の市あり、諸方の人夥しく來會して買之。正月の用に備ふなり。又廿日頃より此地にて弓矢、羽子板、太箸、橙、讓木、穗俵、串柿、都て正月用品物を賣。節分の夜は年男なる者、鬼の豆を打。又此夜厄拂厄落しとて、山伏來りて神棚の前に座し祈禱する。廿五六日専ら正月餅をつく。大なる松の白に檜の棒を手々に持、廿人卅人ぐるりへ立並ひ、ゑいゝ聲を出して搗之、其搗終の餅を白本と唱へ、ばた餅のごとく小豆を塗、

尾道志稿 卷之十

尾道志稿

卷之十

龜山士綱著

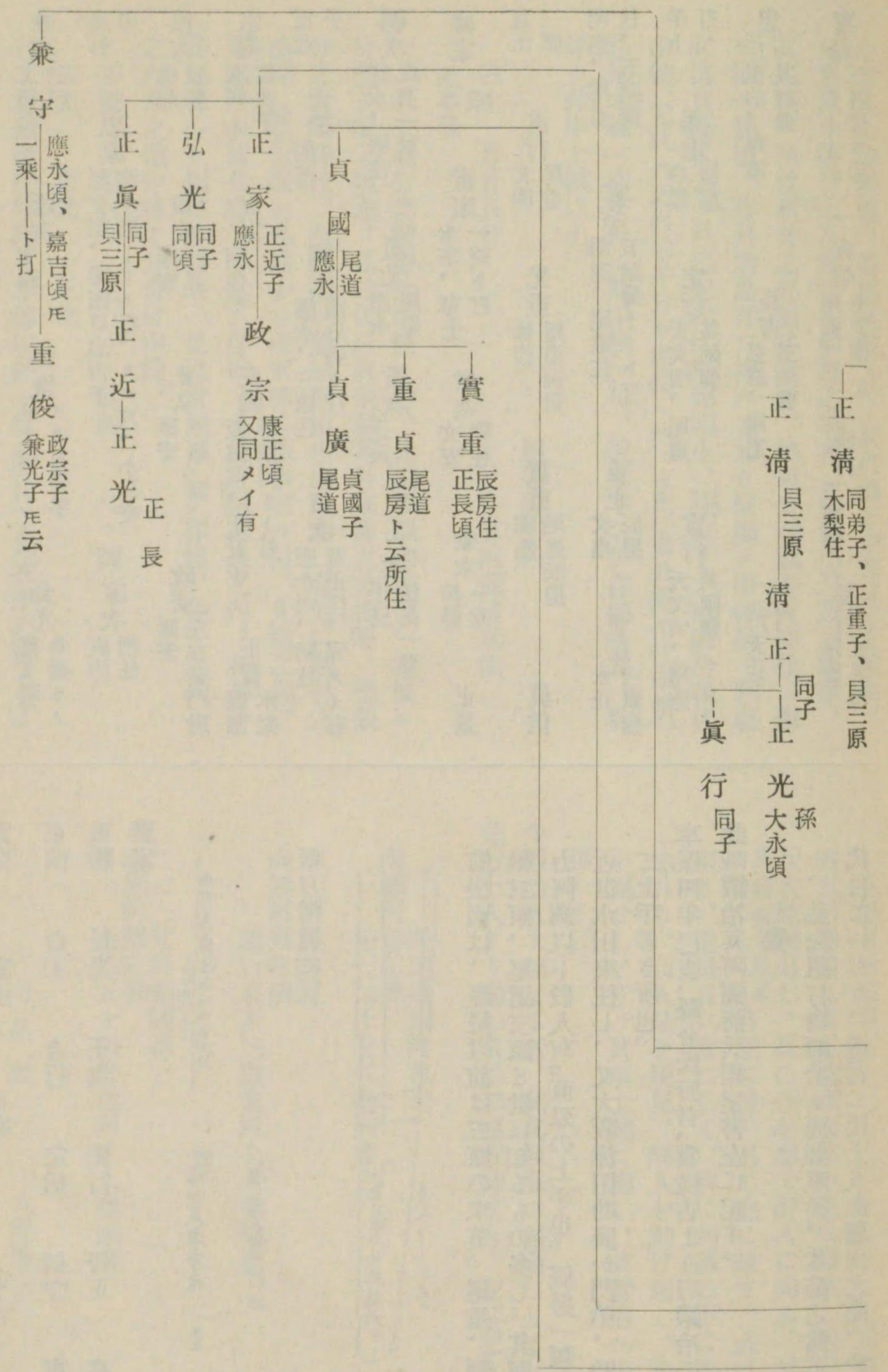
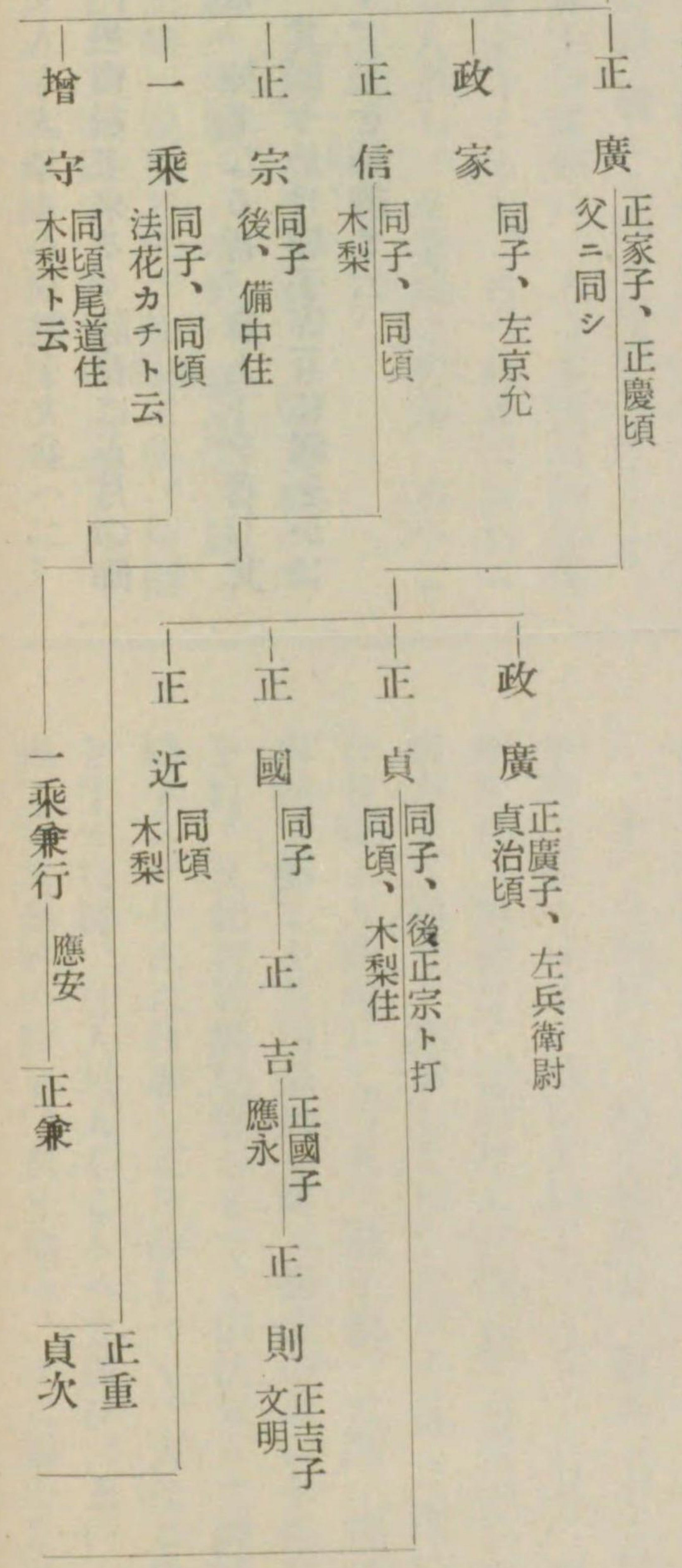
舊家

五阿彌鍛冶系譜

○古刀銘盡大全に備後國

▲正家 天平頃 重利 天平頃、或仁平頃、又壽永頃云云 三原住法華ト云、尾道ニ住ル云

▲正家 正和頃 是ヲ古三原ト云 右衛門尉



尾道志稿

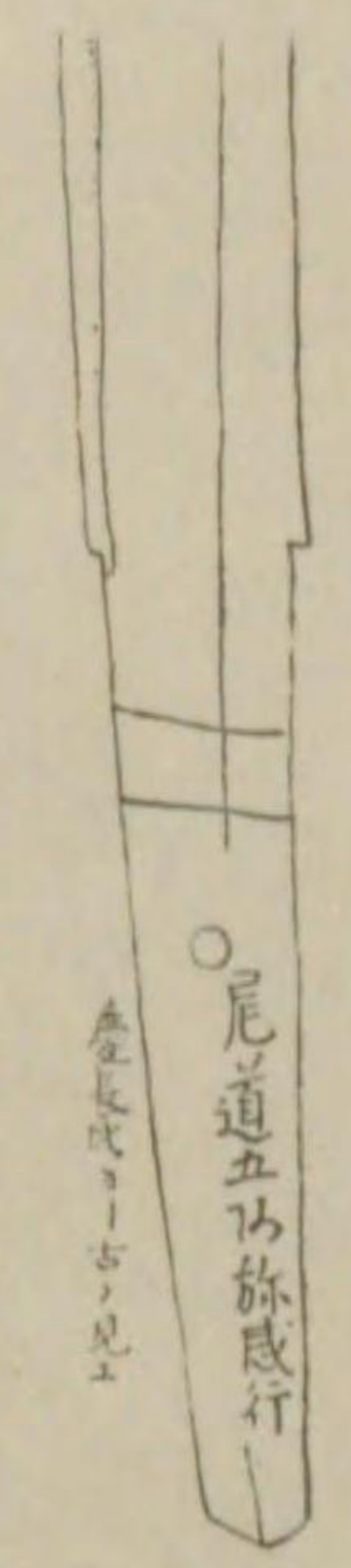
卷之十

備後國鍛冶部類

貞近 永仁 吉弘 正中頃 守俊 建武頃 眞次 文和頃
 貞平 三原住 三人アリ
 兼次 文和頃 延次 文和 重俊 延文頃 金光 延文頃
 三原 延文頃 スク及上手 兼重ミノ
 金行 忠家 延文頃、粟田口忠吉子 家次 貞治 嗣住
 弟 油小路一ト打、スク及、小乱交
 重吉 貞治 重安 康安 正久 康安 政清 康安 左右衛門尉
 辰房 三原
 宗繩 永和 貞家 嗣住 正興 坂田住、正近子 正賀 康應 木梨
 親次子 藤原貞一ト打
 正近 正俊 明德 國正 應永、三原住 貞次 應永頃、嗣住
 子 國分寺ト打 寛正頃、同メイ有
 朝次 應永、嗣住 重光 應永 重次 正長 吉次 正長 法花一乘
 貞次一家 尾道
 盛家 永享、草土 信次 文安 兼末 長祿 正景
 一乘 實家 一乘ト打 嗣住
 寛正 重行 文明 光重 延徳 實重 明應 眞信
 三原 尾道 尾道辰房 尾道辰房 眞信
 明應、尾道 宴至 明應、尾道住 重正 文龜 正房 永正
 住、五阿彌 五阿彌一ト打 辰房 三原信
 平ト 秀重 享徳 定行 天文頃、尾道 宣行 天文頃、尾道
 打 辰房 其阿彌 其阿彌
 忠行 弘治、尾道 長吉 弘治、尾道 正行 天正
 其阿彌 五阿彌
 實義 搦野一 貞信 尾道 盛行 五阿彌 長行 尾道
 三谷住 尾道 五阿彌 五阿彌

重家 尾道 有重 三原 宗長 三原 正長 三原 正直 同
 辰房 ト打
 家廣 同 家永 同 正盛 貝三原 定吉 同 正義
 正演 眞正 吉行 定信 信守 實貞 則忠
 重勝 長光 正次 光行 督正 高信 高兼
 廣家
 備後國尾道住五阿彌山行
 備後國尾道住五阿彌山行
 辰房重行三

新刀辨疑に



備後國は、慶長以前は三原の末葉、尾道、鞆兩所に住し、
 鞆三原、尾道三原と世に知るもの多し。其阿彌、五阿彌、
 力阿彌以下數人有。直双の上手也。辰房一類は殊更上手也。
 近世水田來住し、又大阪津田助廣か門弟、助宗、助高下り
 て上手多き所也。
 享保四年己亥、縣令氏野君、當境古より刀鍛冶の者御尋あり、
 此時鍛冶其阿彌清兵衛呈書左に記す。

覺

一、私先祖打物鍛冶ニ而御座候、其節之銘不奉存候、六
 代目にいたり、遊行二代上人御廻國之節、於當地御札切

小刀差上申候處、御稱美被成、其阿彌と申号被下候由、
 至、于今遊行上人當地へ御越之砌者、札切小刀差上申候、
 其以後、私曾祖父之兄弟共之内、惣領分系圖等所持仕、對
 馬國へ罷越、其外廣島并三次へも分り候様ニ申傳候、私祖
 父清兵衛代より私迄三代は打物相止、鏑庖丁之類鍛冶職仕
 申候、尤代々之内弟子分り申候へ共、是以農具鍛冶仕申候、
 私儀幼稚ニ而父母ニ離申候ニ付、耽不奉存候へ共、御
 尋ニ付申上候以上。

尾道町鍛冶

其阿彌清兵衛

亥十一月廿五日

覺

一、私先祖打物鍛冶仕申候ニ付、先頃委細御尋被、遊行ニ
 付様子申上候通、私三代以前系圖其外家傳之書物等、惣領
 分之者所持仕、對馬國へ罷越候由申傳候而、私方に書付之
 類無御座、殊ニ私幼少ニ而父母に離申候ニ付、先祖之銘、
 生國并本國共様子不奉存候、尤當所鍛冶共之内、私弟子
 筋之者へも相尋候得共、是以曾而不奉存候、依之代々
 之内銘之儀申傳之分書付申候。

不動 谷行 定行 辰房 八ッ腕
 吉光 重光 正次

右之通銘御座候様ニ承傳申候ニ付、歴代之銘次第之譯も不
 奉存候得共、書附差上申候以上。

尾道町鍛冶

亥極月廿五日

其阿彌清兵衛

古老の傳説には、昔或人池の堤に酔臥し居けるに、池中よ
 り大蛇躍出し、紅の舌を卷て醉人に向ふ、醉人の帶たる刀
 其阿彌先祖某 自然に抜、出て蛇に敵す、或は追下し或は追
 來る、進退五六度にして、終に利劍の下に斃、刀も亦鞘に
 納れり、行人是を窺見、醉人を助け起し、共に利刀の威徳
 を感せしとぞ。其事上聞に達し、其鍛冶へ辰房丸と云号を
 賜しと云。

今鍛冶久次郎なる者、此其阿彌の後裔なりと云。先代以來、
 遊行上人より賜し名号三幅所持せり。左に記す。

授尾道其阿吉光
 南無阿彌陀佛 遊行三十三代他阿書之
 其阿彌 遊行五十三世他阿上人尊如書
 南無阿彌陀佛
 其阿彌鍛冶 遊行五十四世他阿上人尊祐書
 南無阿彌陀佛

小川系譜

笠岡屋

○先祖小川壹岐守は、もと五畿内の武家にて、弘治、永祿の
 頃、當國山縣村に來り、毛利家の扶助にて居住す。後又當境

に移居せり。壹岐守子七郎左衛門、島津又八郎君より又の字を賜り又三郎と名づく。後又左衛門と改。毛利氏の時、此邊の代官職となる。大(太)閣秀吉公、文祿元年壬辰、朝鮮征伐の時、肥前名護屋へ御下向ありて御歸陣の時、又左衛門宅へ御滯座あり、其時の御座の間今に存在す。上々段、上段、張つし。此時、又左衛門、神邊まで隨行しければ、大閣御手から品物を賜り、從者共へも御手から銀錢を下されし由。其時、又左衛門の乗馬を御所望ありて差上しと云。

藝備古跡志に。古來は尾道より一里程北に往還道あり。秀吉公肥前名護屋へ御下向の時も、今津より西村に沼隈郡に属す三成村、白江村、本郷村、中野村、深村、山中村、三原へ御通りありて、御歸陣の時、尾道へ御通りありしと云。三成村もに御腰を掛られし御茶屋跡ありと云。藝備國郡志曰、豊臣秀吉公欲征三韓、赴肥州名護屋城、其行程經西海道之陸路、其道兩畔植松爲界、自攝州大阪、到肥州名護屋、如此矣、今(太守所)領自備後尾道、到周防界、其松間之舊路、(今)所存(者)纔什之一、嗚呼秀吉公之遺愛乎、とあり。寶永二年乙酉、當境古跡帖に、尾道町往還ニ成申候儀は、年數百十四年程ニ成候由とあり。案るに、百十四年前は文祿元年にあたれば、古跡帖に。記す所、年數小異せるならん。其後、慶長八年福島氏の時、備後國御年貢米預の證文、廣島御城引渡の時、安藤對馬守殿よりの御書等傳來せり。又御當代にても又左衛門子正左衛門より代々御本陣亭主兼町年寄、又は組頭役に命らる。就中、延寶四年町年寄正左衛門胤

- 一、代方百九拾四貫余
- 一、代六百三拾七貫余

同所
同所
屋敷錢

右爲二代官職預置候了、猶堅田兵部少輔、佐世石見守可申聞候也。

文祿四年十一月廿六日 印(輝元)

いつみや 一相

かさ岡や 又左衛門とのへ

びんこの國くら入之物成あつけをく米の事

- 一、米九百七拾八石四斗五升五合 慶長七年の拂殘
- 一、米四千參百參拾九石九升 慶長八年納物成

印 二口米合五千參百拾七石五斗四升五合

右今日まではらいかた、さん用相すみ申候、此日付いせんのうちと小日記出候とも、かさねてさん用ニ相たてましく候、たしかにあつけをく所如件。

慶長八年

十二月十八日

大夫(正則花押)

おのみ(ち)にて

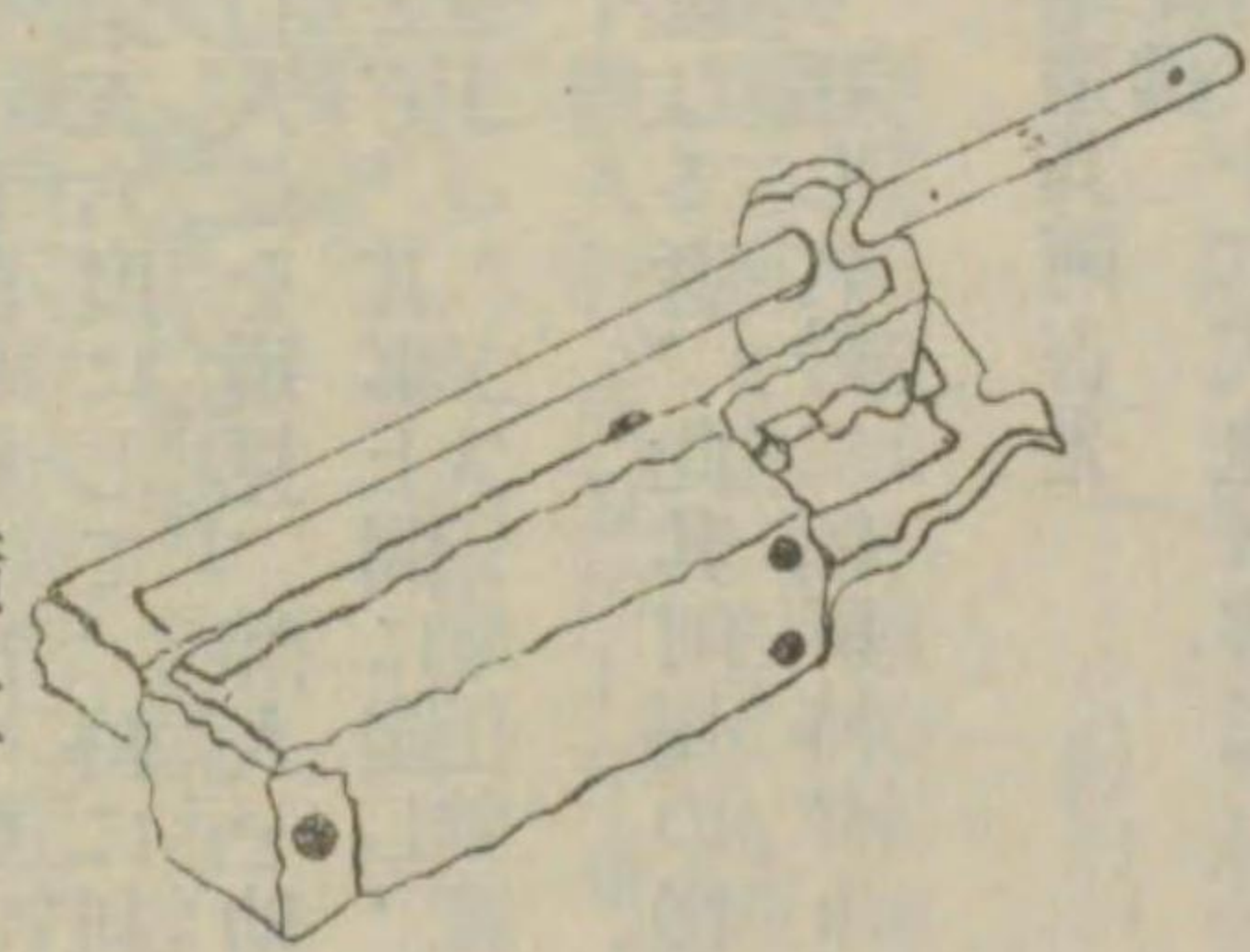
一そう

一筆申越候、其元に道風手跡大卷物有之由其間候間、爲持候而可參候、其外茶入花入墨跡何ニても古キ道具共相尋候而代付をいたし、早々船にて越可申候、龜相成物ニ

人を救し賞として御時服を賜ふ。事は官府年誌に詳也。今の作右衛門まで十二代を嗣と云。案るに。先代よりの家系傳來の遺物等も見へず、然るに往年居宅回祿にかゝりしことあり、此時焼亡せしにや、分りかたし。

一、本門は大賣山古城主、杉原元恒の城門なるよし。天正の末、子息廣盛、木梨村へ退居せり。因茲其門を此地に移すと云。然るに後年大破して近年再興せり。古への錠今に存在す。

長サ八寸五分



横二寸

公領

一、米四拾貳石余

備後御調郡 尾道

ても不苦候、ケ様に申越候とて機遣など仕間敷候、たかくうり度物は望次第二年寄中肝煎候而越可申候、ふるき茶碗なども可有之候間、相集候て、もたせ可參候、謹言。

七月廿四日

安對馬 重(花押)

尾之道

笠岡屋

木戸屋

立照

此外年寄中

安藤對馬殿の御狀持せ遣候、其他諸寺町中墨跡其外數寄道具可有之候条、對州可被成御覽候由、此方へも申來候、急取集可被申、左右次第二人を遣、隨其廣島へ持せ可遣候、代付をそれニ可被仕置候、右之通彌房孫左も懇々申來候、恐々謹言。

七月廿四日

池田備中守

長幸(花押)

山崎甲斐守

名(花押)

尾之道

笠岡屋

木戸屋

立照

先度も申遣候道具之儀ニ付、只今も又對馬殿を被レ入ニ御念一被ニ仰下候、其地には、かけ物茶入其外ふるきちやわん有レ之様に被レ及ニ聞召候由候、寺方并町中も彌被レ入レ念於レ有レ之ニ者早々廣嶋へもたせ遣度候、右之外刀脇指も御覽有度由候、御氣ニ入候者有様ニ代物可レ被レ遣候条、少も氣遣成事ニ而者無レ之事に候間、其段堅被ニ申觸レ度候、恐々謹言。

七月廿七日

池田備中守

長幸(花押)

山崎甲斐守

尾之道

名(花押)

笠岡屋

木戸屋

玄照

山田系譜

○先祖は、藝州加茂郡下野村四家原、山田、山上、左衛門尉、豊田郡入野村村木谷竹原に居住し、其後山田鶴法師なる者、平賀新四郎隆宗に属し高麗陣に從行す、歸國後名を太郎左衛門と改、其子太兵衛、其子太左衛門、是より農民となりし由。山田見琳は太左衛門弟にて、享保年中當境に移居し醫を業とす。夫より道玄、泰藏、三代の醫家なり。

しけ安名之事

合田四反半者

右件山田之次は衛門相計所也、仍狀如件。

六段米六表斗

米貳斗升

ふつしやうはう

國ヶ重安名

此國ヶ者先當坐被レ遣候

追而誰々にも被レ遣候者替地

可有ニ御渡候也。

い上拾五貫廿文 足

大永五年乙丑十一月五日

山田彈正左衛門殿

宛行給所之事

合六貫文

足

右在所入野之内水越谷壹町二段、年貢拾九俵之在所可ニ相計ニ者也、諸役等之事者堅固ニ可ニ勤者也、仍如件。

大永七年丁亥十月十日

新十郎

弘 保判

山田竹松殿

宛行給所之事

合六貫文

足也

右在所入野杣木之内末本名可ニ知行候、諸役等事如ニ先規ニ可ニ勤候、明在所□□重而四貫文ほ可ニ申付也、如件。

天文十貳

八月廿八日

隆 宗判

山田源四郎殿

大町名之打渡之事

寛政貳年

宗 政判

みつのへ

むま 二月十五日

い上 貳貫文

山田次左衛門

宛行給所之事

合拾伍貫文

足

右在所

入野郷

一、重安名

一、米八表

一、米六表

一、米五表

一、米五表

一、米六表

六貫文

上重頭之内

小町ひそ

火打迫

ふつせう坊

こち木分

此別可ニ知行ニ者也、仍如件。

大永五年卯月十八日

山田彈正左衛門尉殿

判 坪付

六貫文

三段米六表斗

四段米九表斗

三段米六表升

重安名

小町ひそ

上重頭 六郎二郎

火打迫 守信

田數六反米九俵壹斗八升

同京分米壹斗七升五合、此旨可レ

有ニ御所務ニ者也、段錢之事、又坊土

可レ被レ任ニ手次ニ者也、仍如件。

天文十三年きの卯月吉日

山田鶴松殿まるる

宛行給地之事

合四貫 足定也

右之在所者郷方之八段田五反、御園宇方、竹原壹反、彼之

兩所遣置候、山之儀者不進候、仍如件。

天正拾七拾月廿五日

山田源次郎殿

被宛遣給地坪付之事

六反田

一田七反 安友之給之内

くほ 田壹反 右同所

ほうし恩 田壹反 右同所

田數九反

右今度高麗就ニ御渡海ニ新被ニ召出ニ之旨、彼給地被ニ宛遣候、

此由可ニ申渡ニ旨被ニ仰出候者也。

印 天正廿年

守弘主計

久家判

壬辰二月十八日

報恩寺之内

周益

木原三郎左衛門

景安

山田鶴法師

遺物

一、天満自在天神

濃州高垣侯の臣、里村伴右衛門と云士、鎗術の達人なるが、私の恨ありて同寮の士を切殺し、亡命して藝州に來り、君公に歸復す。君公愛憐し給ひ三原君に託せられ、三原に客となりし由。後、藝州西野村に隱居し、名を一入と改む。里村屋敷、里村新田は其遺跡也。一入老て二子あり、兄は播州赤穂に仕て後、父子三人間喜兵衛光延、間十次郎大石氏に從て復讐す。弟は藝州加茂郡入野村の巨農原平七の婿となり原氏を襲、其女同村山田理兵衛の妻となる。其子伊之助字を學び、初て淨書して外叔父間光延に示す、光延手跡を勵せん爲に、菅公の神号を書て賜ふ。伊之助は山田見琳の幼名なるよし。

神号一幅、間光延書

松田系譜
○上野國松田正房入道なる者、北條氏を浪人して遊行宗門に歸依し、正應年中、遊行二代他阿上人に隨行し當境に來る。此上人常稱寺を建立あり。部は寺院なり。是時六字名号と阿伽陀圓の良方とを入道に授與せらる。夫よりして入道は常稱寺境内に止り居す。今、下隱屋敷の舊地 永正の頃、松田中務少輔、軍戰に利を失ひ、何の年、何の兵亂と云 暫、相州小田原に蟄居せし由。此時、遊行十二代上人藤澤山在任の折からなれば、阿伽陀圓を獻し、其報禮として上人より書簡を賜ふ。其明年、中務少輔進て大輔に任せられしかば、上人是を嘉美し又書簡を賜ふ。右書簡二通と。文祿元年壬辰、太閤秀吉公朝鮮の役に先代の卜隱なる者從行し、秀吉公其勞を報賞し給ひ、御手から藥箱并に短刀一腰を賜ふと云。其器いまに存在す。又 御當代、寛永三年阿伽陀圓調獻の命ありて、御香宮一 御下あり。此時、伽羅象牙楊枝藥御紋二本を賜ふ。其外、右藥調進の度ごとに白銀頂戴等數度におよふと云。元祿七年甲戌三月五日、久保町大宮崎に屋敷地を賜ひ、同月廿六日御山の材木を伐て家造の用を助け給ふ。今も遊行上人廻國の日は、御領國隨行すること舊例を踐と云。家代々醫を業とす。就中今の卜隱祖父道齋人品の部に出博く羣書に涉り、特に經義に精し。當境の一先生、實に此家中興也。

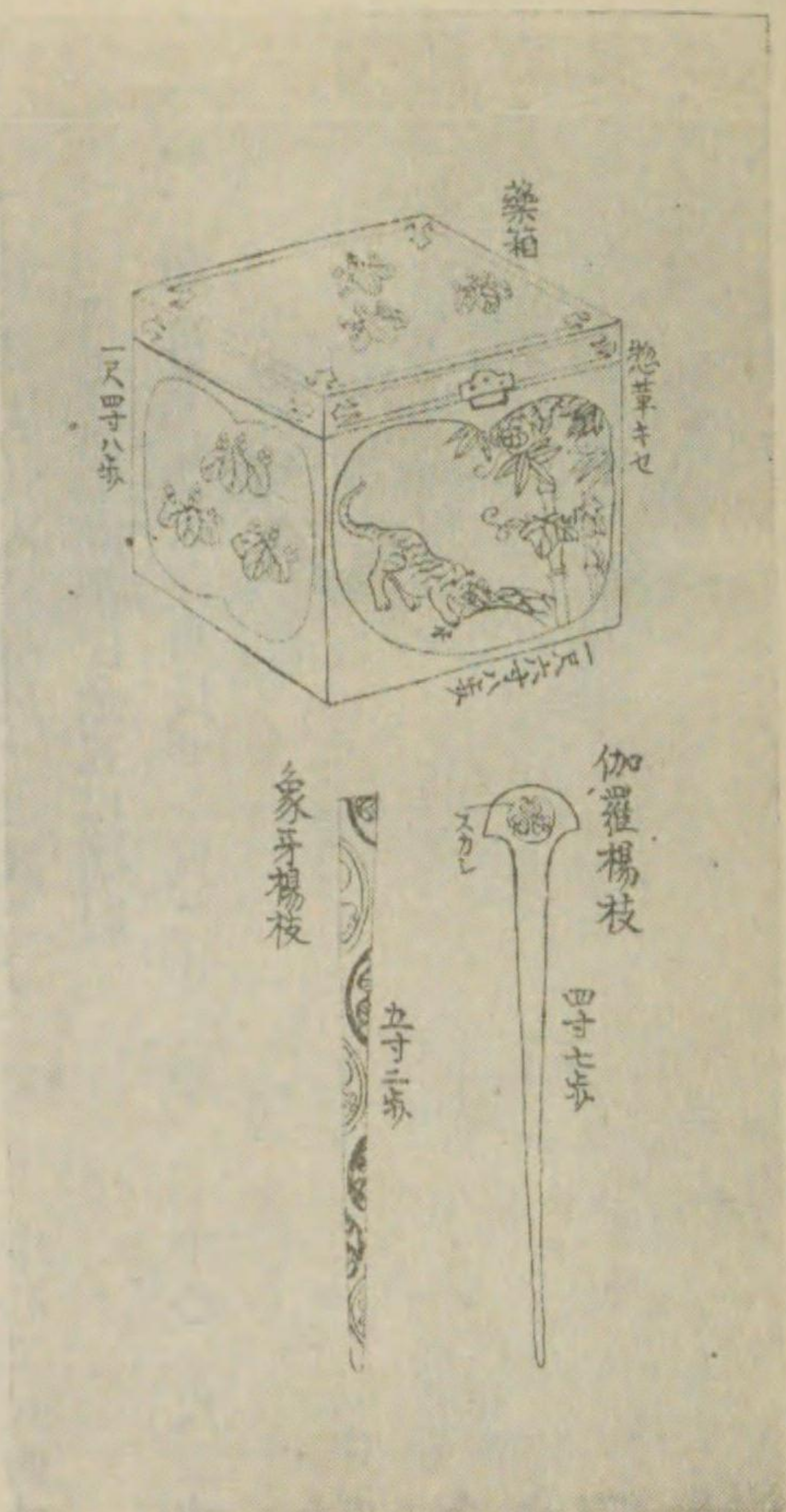
松田系譜

松田中務少輔殿
八月二日
從常稱寺委可申宣候間、不罷具候
兩吟發句乍不存珍重候。

八月二日

松田中務少輔殿

他阿彌陀佛



一、六字名号 二祖他阿上人眞筆
一、短刀 長七寸五分

一幅。

表ニ神農を刷
裏ニ劍

追而申候、三百疋進上候一義迄候

於向後者可申通覺悟候、便宜候者

慮外なから可申達候。

尾道逗留之時分、種々御懇志之段、殊合藥度々給候、不
及是非儀候、將又一座參會、彼是殘多候、爰元近日致出
歩、猶以程遠成候間申入候、仍而有合候儘、卷物一端地赤君
子へ進之候、自然御隔心被思召候へは、可爲迷惑候、
先日與州可有下向御有増思候間、必可奉待候、委細使
口上申合候、穴賢、南無阿彌陀佛。

松田中務大輔殿
五月極日
松田中務大輔殿
他阿彌陀佛

○家の傳説に、澁谷金丸の末葉に澁谷彦右衛門なる者、毛利氏に從ひ、相模國より藝州吉田へ移居し、其後對馬といふ者當境へ出張の役を勤。其子與右衛門の代に、輝元公より御判物を賜り、其子與右衛門も亦同御判物頂戴す。其後子細ありて致仕せりと云云。又、古跡志には、澁谷對馬は金丸の後裔なるよし。相模國より來り毛利家へ仕へられしとぞ。其子を與右衛門といふ、與右衛門老年に及び知行さし上、浪人にて尾道に居住せられし由とあり。然るに毛利家先祖、吉田へ下られしは陰德太平記に、修理亮時親、越後國佐橋庄南條

澁谷系譜

大西屋

能々可申聞候、謹言。

十月十三日 輝元(花押)

二宮太郎右衛門殿 輝元

澁谷與右衛門事、連々令馳走之間、於三拾石之地、先以遺置之候、彌以奉公之上、不可有忘却之通、能々可申聞候、謹言。

九月十五日 輝元(花押)

栗屋惣兵衛尉殿 輝元
栗屋東市介殿

澁谷與右衛門事、數年馳走候、就其三十石之地可遺之由申聞候、于今延引候於方角配之節、無忘却可調遣候、此由可申聞候、謹言。

二月晦日 輝元(花押)

栗宗兵衛尉殿 輝元

尾道澁谷與右衛門所、兵糧預置候付而、内々遂馳走候、今度於上口似相候所候者可申付候、此由可申聞候、謹言。

十一月廿二日 輝元(花押)

栗屋宗兵衛尉殿 輝元

澁谷與右衛門事、其許別而短束心遣之由承知候、祝着之通能々可被申聞候、恐々謹言。

卯月四日 輝元(花押)

妙壽寺 輝元
栗屋東市

門田左馬允殿 輝元

澁谷與右衛門儀付而、去比尾道自代官所、妙壽寺迄申越子細候歟、無心元候、彼澁谷事、對此方遂馳走者事候間、向後無相違居住候之様元恒々以內々可申試事肝要候、出入之儀共候ハ、令承知可得其意候、謹言。

八月廿三日 輝元(花押)

栗掃 輝元

自澁谷與右衛門所、檣柑到來候、祝着之趣得其意、可申遺之候、謹言。

十月晦日 輝元(花押)

二太右 輝元

從澁谷與右衛門所、一折到來、祝着之通能々可申聞候、謹言。

二月六日 輝元(花押)

二太右 てる元

外ニ打渡し坪付

- 一、沼隈郡新庄村分 二枚
- 一、同 神村分 一枚
- 一、深津郡下岩成分 一枚
- 一、品治郡上岩成分 一枚
- 一、本地郡 岩成庄 一枚
- 一、打渡 御判物 一枚
- 一、御添狀 一枚

與州渡海舟之儀付而、澁谷令馳走之由、尤祝着之至候、乍毎事神妙之儀候、此通相心得可申聞候、謹言。

極月廿八日 輝元(花押)

栗屋左允殿 輝元

一昨日廿六日上警固至其元漕來候哉、澁谷懸付勢立入之由、尤肝要候、彌可心付事肝要之通可申聞候、謹言。

三月廿八日 輝元(花押)

五九

澁谷事、此間中輟罷居辛勞之至候、然者宇賀嶋へ可差遣之条、可遂馳走之由可申聞候、謹言。

四月二日 輝元(花押)

栗彌四 輝元

滿願寺御事、高野暫時之登山候、境迄御上船之事、尾道澁谷與右衛門馳走可仕候由、能々兩人所より可申遣候、御急之事情間、少も無油斷候様、堅可申候、謹言。

八月六日 てる元(花押)

正法寺 てる元
旦那

自澁谷所、一折到來候、遙々芳志祝着之至候、殊更初之儀候間、不打置令賞翫之候、此由相心得可申よし候、謹言。

五月十三日 輝元(花押)

一、書類 五枚

以上

松本系譜 泉屋

○松本次右衛門先祖某は、同國世羅郡より出て當境に居住せりと云、其年歴は分りかたし。尤始は葛西を氏とせし由。毛利氏の時、泉屋一相なる者へ三拾貳石壹斗貳升四合御扶持を賜しこと見ゆ。其後裔松本重政、孝義を以て郷黨に稱せらる。先君候これを嘉美し給ひ、寛文二年壬寅冬、賀嶋在本邑東南海上二里を賜ふて褒賞あり。又、元祿三年庚午七月、先君侯關東御下向の日、彩鶴をこゝに繫給ふ。此時、重政及び長子重長を召れ、各御時服一襲を賜ふと云云。

褒賞に賀嶋を賜ひ御時服を賜ふ等の事、當境の舊記に見へず。長瀨文學瀧先生遊賀島記あり、其記中此事あり、因て記之。

萬治年中より安永の未まで五代坊正たり、今三之助なる者、其家を嗣。

勝島系譜 扇屋

○古跡志曰。勝崎與兵衛は、彌平兵衛尉宗清の後裔なり。宗清は平家没落の後、もと領せし伊賀國阿拜郡柘植庄にいたり遁れ隠れしを、頼朝公遂に尋求て藤九郎盛長を遣はし、阿拜郡山田郡の内、三十三村を宗清に賜ふ。宗清柘植一枝を地に挿み、『柘植の野にこみつる花を植置て我ゆくすへを祝

ふへさかな』といへる一首の和歌を詠す。遂に柘植を以て稱号とす。宗清より土師三郎家清、彌平次宗俊、南彌太郎清正、勝島平三郎宗成と五代を経て、其子孫相續して與兵衛にいたる。天正九年辛巳、織田信雄大軍を引率して伊賀の郷士と戦ふ。郷士勢他國に敗走する者多し。與兵衛も此時乱をさげ備後國に下り、始、向嶋に住し、後尾道に移住せられしとぞとあり。其後代平三郎なる者、享保年中坊長に擧らる。其子孫平三郎も亦、文化の初、坊長となる。今房吉其家を嗣。

尾道志稿 卷之十一

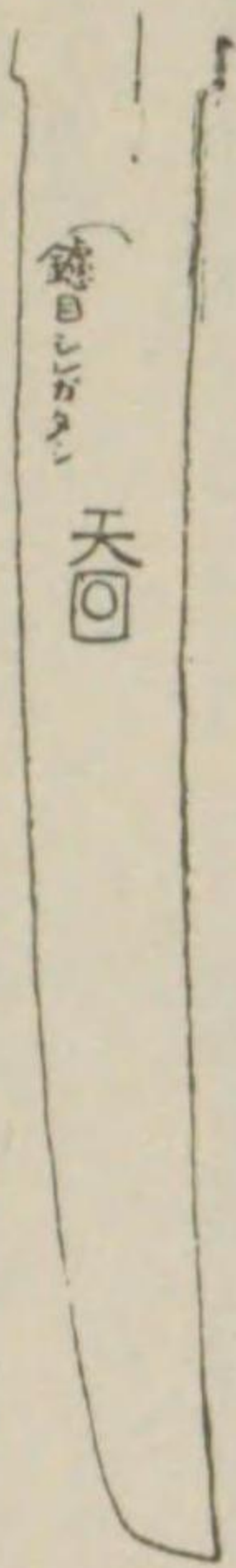
龜山士綱著

古器

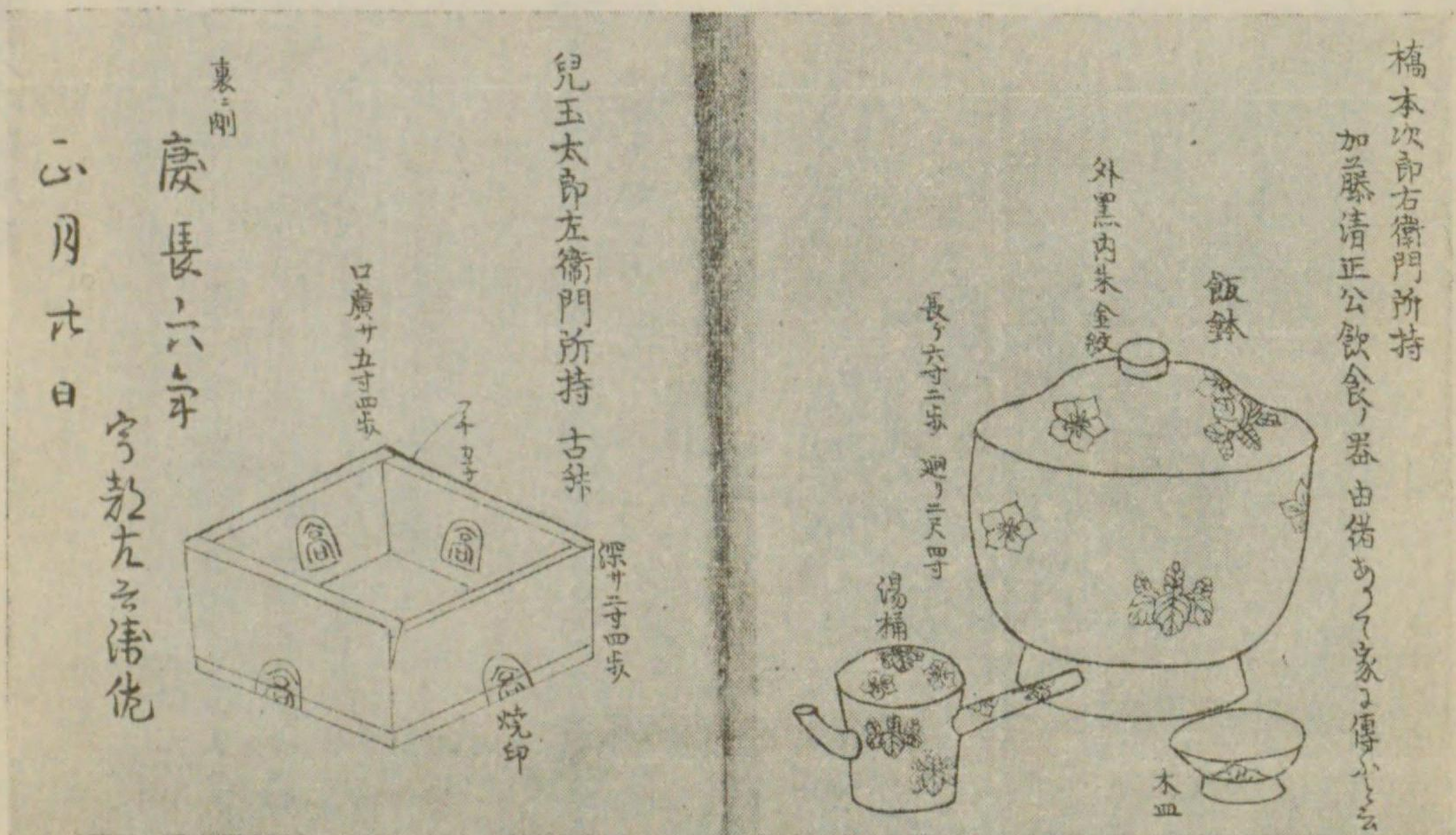
土屋與二所持

天國太刀一振

身長サ二尺三寸、中心長サ七寸五歩



御調郡栗原村、土屋與三左衛門なる者、牛皮村の内、大町村の城主森光氏の家臣、貞泉彌右衛門女を妻とせし時、貞泉氏よりの引出物のよしにて代々持傳へけるを、與一五代以前の祖、市郎右衛門讓を受、所持すると云。



橋本次郎右衛門所持

加藤清正公飲食器 器由錯あつて美し傳へる

飯鉢

外黒内朱金銀

長サ六寸三分 淵サ二尺四寸

湯桶

木皿

兒玉太郎左衛門所持 古鉢

深サ四寸

口廣サ五寸四分

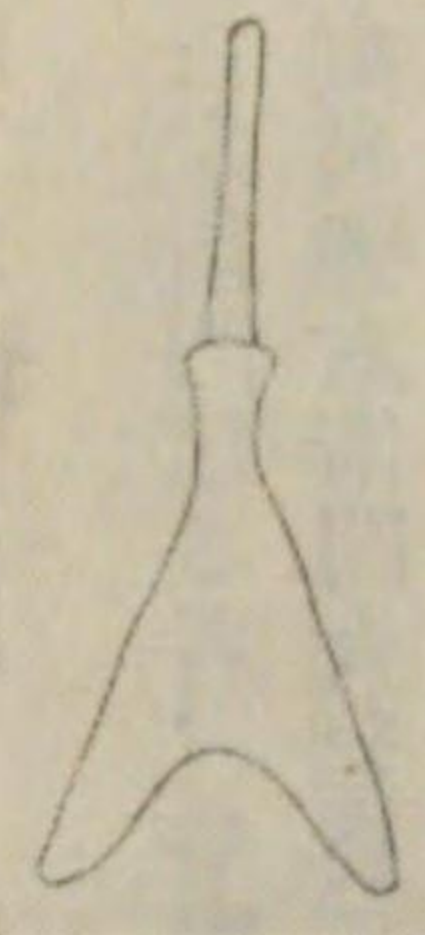
寛長一六年

二月廿六日

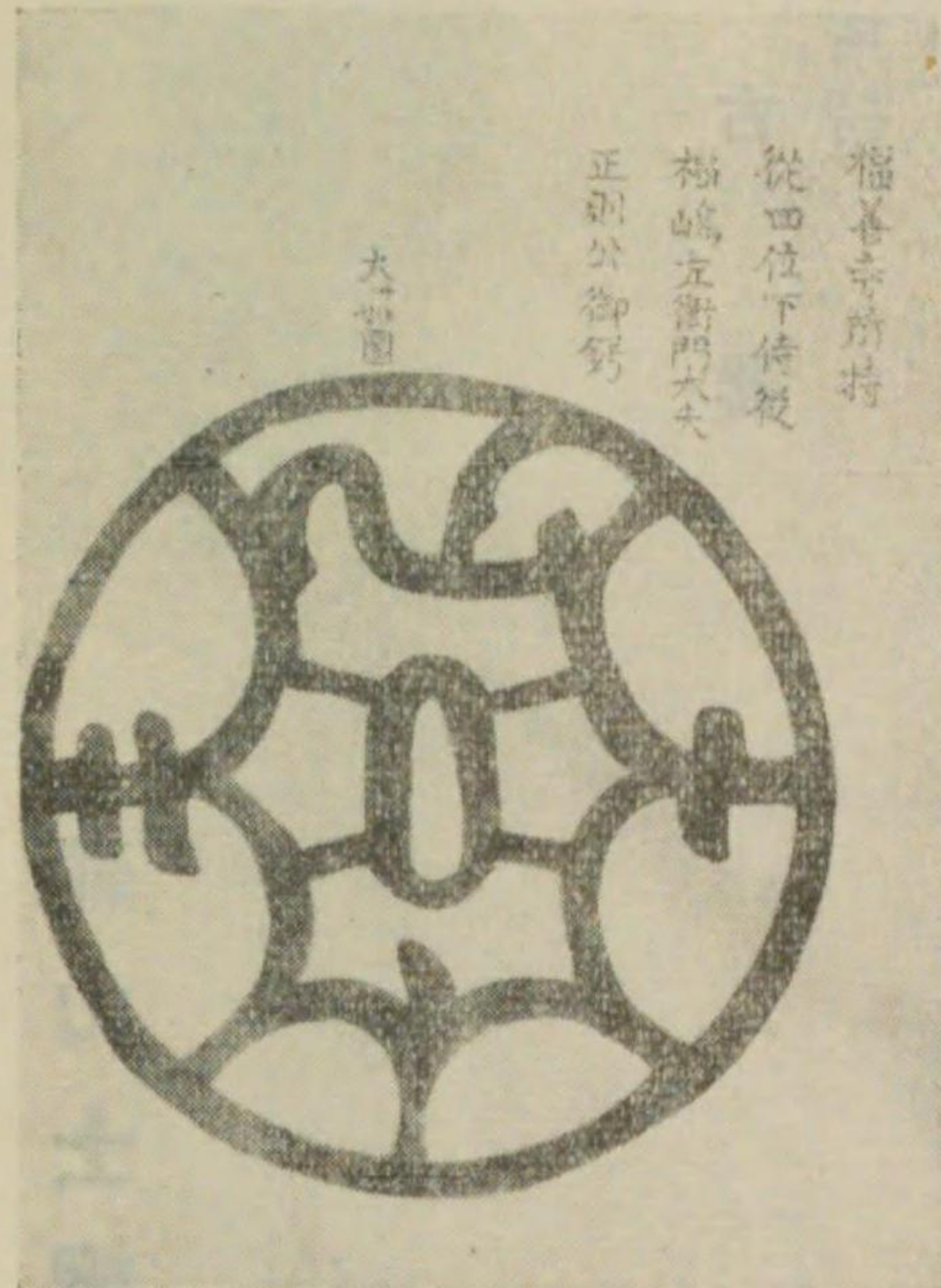
宇敷左衛門傳佐

内海友三郎所持

征夷大將軍源賴朝公、富士ノ牧狩ノ簇(鎌)。
往年、富士の麓、御鷹野の命ありて道橋脩造の日、裾野朽(朽)木の中より出ッ。篋(篋)は朽(朽)て此簇。此矢の羽中み残り。羽中に頼朝と金銘ありしと云。其簇はかり家に傳來すと云。



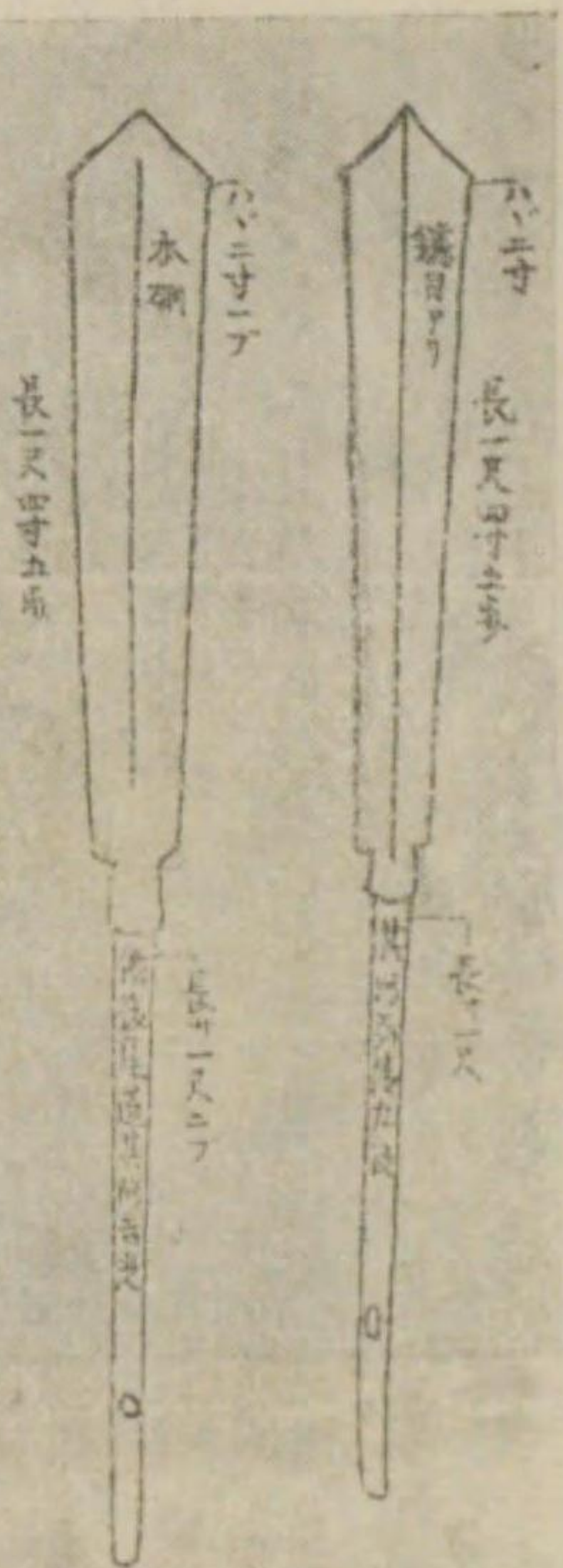
(校訂者曰。福善寺所持從四位下侍從福島左衛門太夫正則公御鏝左掲の原圖徑四寸八分である。)



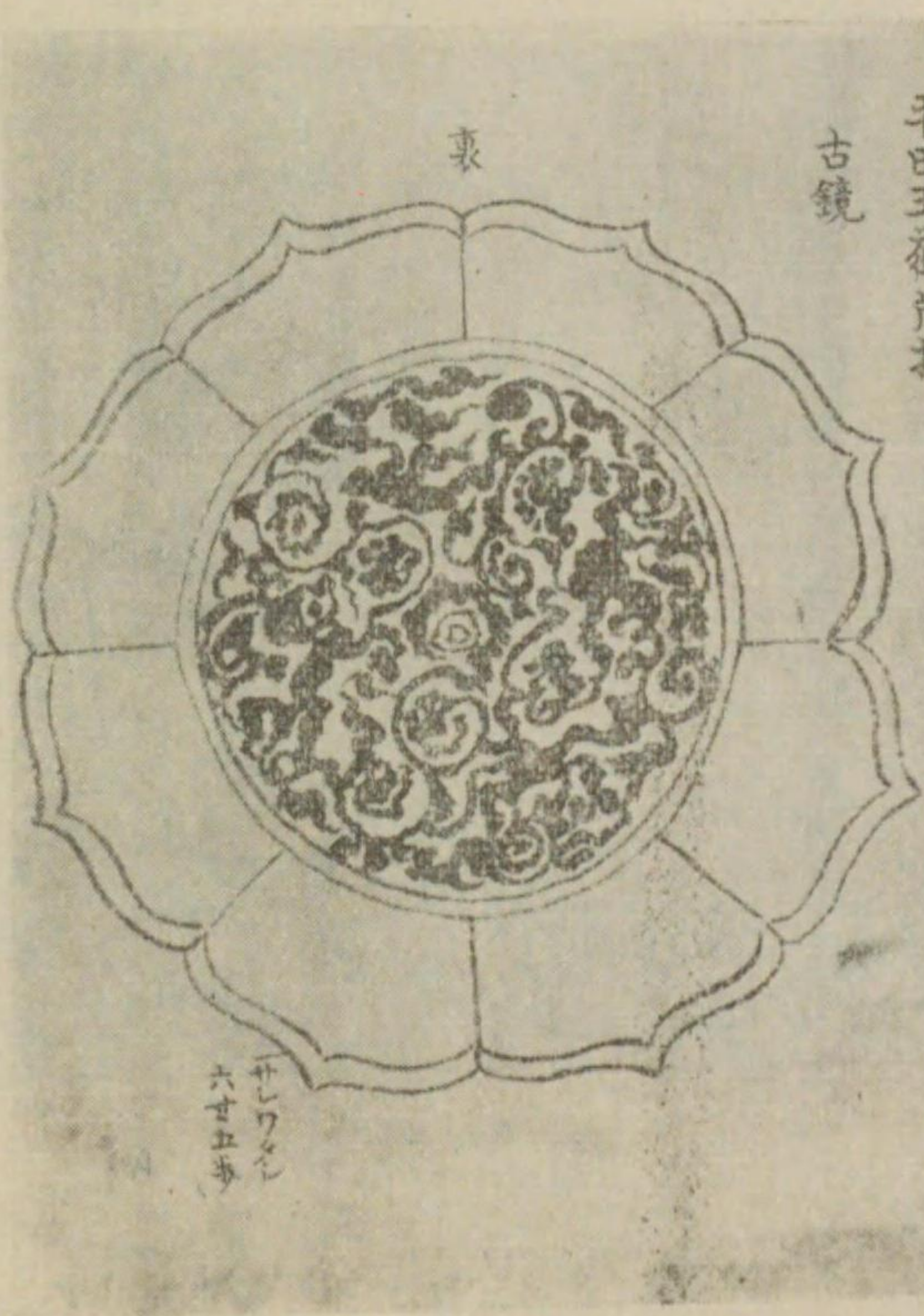
福善寺所持
從四位下侍從
福島左衛門太夫
正則公御鏝

六寸四分

五阿彌久次郎所持



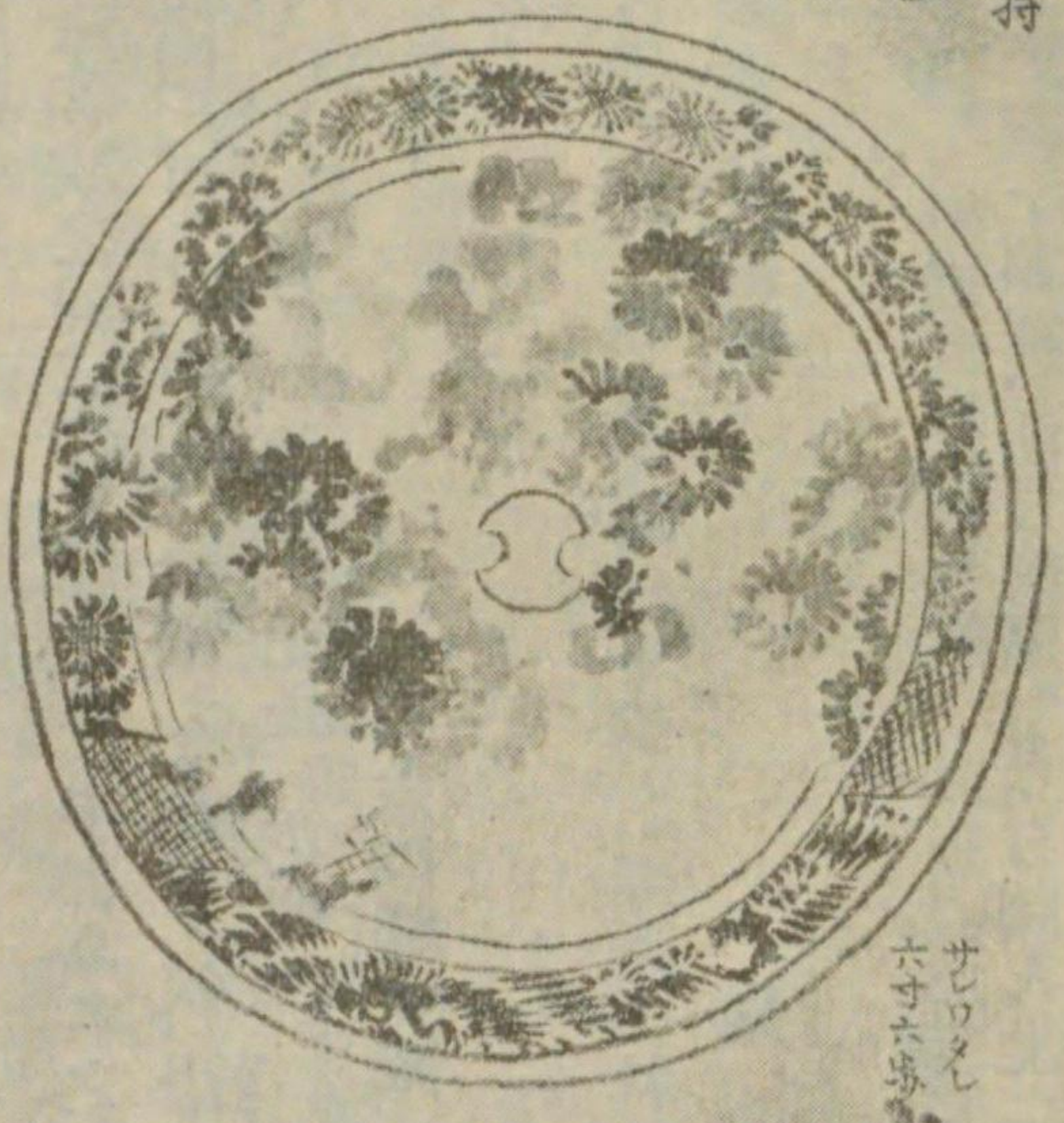
平田玉益所持
古鏡



六寸五分

同人所持

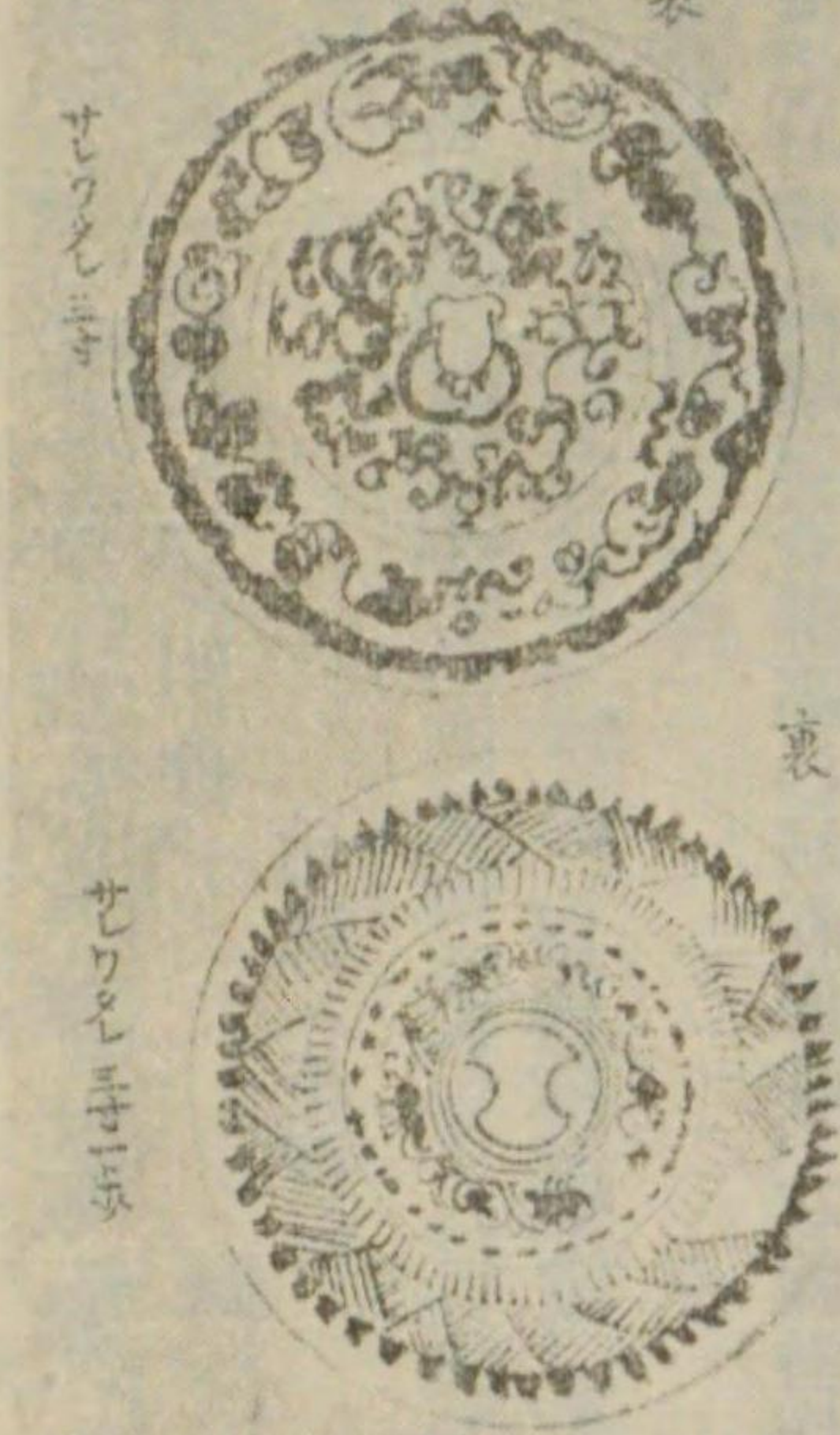
古鏡



六寸六分

同人所持

古鏡



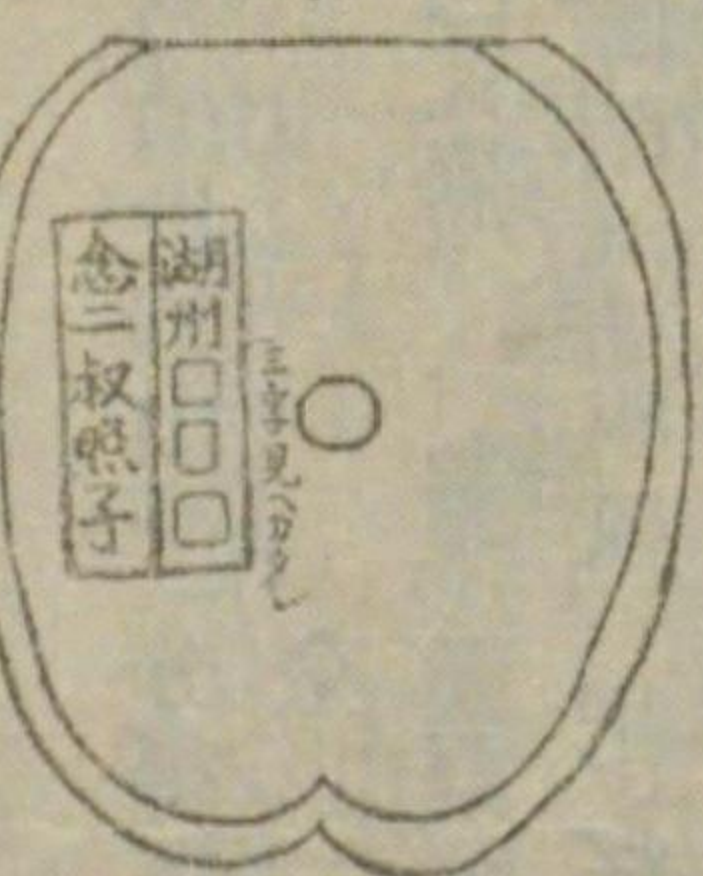
同人所持

古鏡



サレワシ三寸二分

裏



長三寸
横二寸八分

同人所持

古鏡



六寸四分

內海十兵衛所持感狀

今度雲笏白鹿城責之時、盡粉骨無比類、感入候、當分爲褒美、一腰遣之狀如件。

元就(花押)

永祿四年十月十八日

大紺屋貞兵衛所持感狀

去月廿三日備後國三谷郡高杉城斬崩時、右腕討切疵候、誠忠節之至、無比類候、仍感狀如件。

隆景(花押)

宮原彌三郎殿

古志油屋九助所持書札

今度宇龍津落城之刻、御自身被碎手御高名之無比類候、何様以向顔可令申候、猶相合此者候、恐々謹言。

十一月九日 治部 元長(花押)

古志因幡守殿 御陣所

詩

宿千光寺

寰海

藤蘿昏黑外。投宿上頭眠。江月龍擎玉。石欄人說禪。經聲侵五夜。爐氣逼諸天。海日東方白。界寬萬八千。

聞邪許聲。

即事 島居子瑤別莊會

全

試才分賦僻題詩。撚斷吟鬚成並遲。夜就涼棚間檢韻。綵燈懸在偃松枝。

挹翠園 熊谷氏別莊

賴惟完

引泉爲瀑石爲牀。觴詠留歡已夕陽。滴滴園林雨餘翠。山雲併挹滿歸囊。

鳥崎 富島氏別業

全

前灣潮水曲。有此好林泉。庭接樵夫徑。門留賈客船。孫謀兼酒肆。祖業墾鹽田。吟眺宜煙雨。遊從不識還。

尾道客舍示島居勝島二生

全

玉浦多交友。君曹一二存。風流猶未盡。感慨不堪繁。話舊俱燒燭。論文且對尊。明朝分手去。別後各加餐。

初夏過龜山紀別業

釋日謙

林莊入夏更青青。一樹殘紅飄戶庭。起望峯容攀鳥道。倦依崑腹俯鷗汀。微雲似欲添詩句。細雨來將滴畫櫺。此會須論山水樂。煎茶何用品中冷。

如此江山亭分得開字

全

故人家在碧崔嵬。登眺滄波夕霽開。苦竹團圓藏市陌。巨巖屹立指香臺。奇峯秀嶠連將斷。沙鳥風帆去復來。如此江山誰不愛。活丹青裏澹忘回。

千光寺

岡壽卿

巨石長巖望壯哉。登臨探勝古香臺。三千豪戶參差聚。五十禪林次第開。遠浦霞光當檻落。前山樹色映衣來。欲逢佳境求

登千光寺詠雪

全

雪滿金仙珠樹隈。諸天曉湧白銀臺。千家(屋)日龍鱗照。一片扁舟雀駕回。明月洲寒無月落。丹花岡曙有花開。却疑身在普賢界。倚石六牙香象來。

淨土寺

菅晉帥

將軍敗走在何年。古寺籠紗護遺篇。伯仲英雄青史跡。雲仍霸業白鷗煙。山攢劍戟南條近。江浸星辰北極懸。想見當時狼狽際。猶揮吟筆此開筵。

嘉樹堂夜集

全

相思何用命私車。北巷南隣路不賒。百歲乾坤身是客。千場杯酒興爲家。雨窓綠滴實當影。暗徑香迷躑躅花。尤喜知音隨處在。復將高會曉聞鴉。

暮春雨

全

今歲春游興若何。聯吟題遍幾村花。一宵不寐聽風雨。尾路江頭詞客家。

亡友宮地世悌單忌日集乃翁世恭山亭分得韻虞

會乞銘辭向病夫。墓前新草已荒蕪。一叢遺愛蘭蕙圃。數軸鍾情海岳圖。晴樹遙洲歸鳥沒。夕暉晴泚遠帆孤。把杯先向江流酌。我亦高陽舊酒徒。

柳陰亭即事 亭在大寶山下

全

歸鴉背上夕陽低。唾樹陰深屋影迷。幽夢醒來人不語。箏聲隔在數松西。港口煙消月影生。青山兩岸夜潮平。幾多賈舶開船去。松外時

佳句。滿目雲煙不易裁。

遊玉浦千光寺

古賀素

鱗次萬家帶海光。依稀風色似崎陽。登高一望無雙地。惜少清韓詞客章。

嘉樹堂集得青字

釋暉道

屋上烏聲喜。筇逢幽處停。名園多野趣。美箭鎖華亭。夏淺殘花白。樹深新月青。忽呼孤枕夢。漁唱落前汀。

登千光寺

西山謹

此山山骨露皆奇。奇絕由來天下知。憶起曾遊廿五歲。不知何日重登茲。

烏帽巖欵佛殿前。其高三丈美而全。米家之癖冠千古。脫使觀斯拜且顛。

調玉浦管廟

全

憶昔管公遇左遷。傳言此地暫停船。千秋崇祀至今盛。連抱樟松聳廟前。

遊龜山氏別業

石井威臣

前街咫尺是塵埃。終日柴門鎖不開。山似翠屏圍坐出。水如白練曝江來。

雨日登豐氏兩宜樓

賴惟彊

曾聽陰晴景兩宜。今看樓上雨尤奇。雲分崗勢潮添漲。米法寫來圖畫披。

發尾路夢岳兄棧舟籠送賦此謝

賴襄

巽市千家負山開。煙橋缺處見樓臺。一句未全看此景。却向去時入眼來。葉舟相送意何竭。又呼三老繫岩樾。遙指一逕

邊山去。那邊是君留滯處。

豐田氏水樓分得船字。呈枕雲上人。菅 晉寶
尾路千家枕江灣。幾處勝區海外傳。賀島之游已八年。童心猶記
石且泉。今夏重年得佳友。豐氏水樓張盛筵。畫棟雕楹映晴江。
雲霧晨夕媚酒前。回汀曲浦橋如蝟。多是羽越萬里船。須更(史)
紅日沈西嶺。波紋帶紫細於錢。松風聲裡投釘響。遮却蘆葦
一帶煙。島田耕者隨鷺去。洲寺幡頭與帆懸。一日万狀無遺景。
欲題佳句未全圓。隣磬何事忽報夜。奈此江山清而妍。賴有高
僧如椽筆。一喝睡魔爲我鞭。

登千光寺

武 元恒

石磴重重凌窈窕。瘦竹老松帶斜日。雲根林立天造奇。獅伏虎蹲
狀非一。中有麗然最鉅大。當路遮客怒如叱。曾聞這裏韞
美玉。海賈賈去當萬鎰。因知斯地鍾靈秀。浦名已有前人述。佛
閣岌業倚懸崖。客至攀欄顧股栗。下瞰萬瓦買人家。碧蔓鱗次
何稠密。一曲清江碧玉環。鏡中島嶼競秀出。晴景明鮮眼界恢。
豫山讚山可加膝。鳥背霞綺翻將落。樹杪風帆看且失。箇箇漁
舟近可呼。暮鐘鳴時權歌畢。我好山水頗歷觀。勝如此地一稀
其匹。雖無佳句足相酬。技痒不堪徒閣筆。欲去躊躇揖
石丈。松籟含情轉蕭瑟。

尾道常福精舍書適

登 登 茶

佛地清涼好結緣。閑房坐臥飽風煙。淡濃山疊屏間畫。來去舟浮
鏡裡天。雲落峯陰曉鐘度。月明江上一夜絃。傳。詩情茗事誰能
了。興味瀟然老玉川。

淚到絲崎。

翠樓多少列嬌娃。記取前街勝後街。今日良宮觀舞座。嬋娟占得
幾金釵。

前面爭瞻幾萬人。柳腰蓮步繡衣新。滿街聲沸塵如靄。送却紅妝
一隊春。

抱絃搥鼓擬仙遊。瑩白薑芽十指柔。偶有相知顧微笑。滿眶
秋水向人流。

淨土寺前舟出津。淺斟低唱伴情人。舟師漫說江風冷。別有鴛
鴦被裡春。

妓席歌筵善笑談。多才解飲是奇男。酒酣拇戰輸贏競。玉笋輕抽
四與三。

絃服靚妝未足珍。風流時樣亦清新。應依巧畫崔徽在。襟寫墨
花誇外人。

烏崎八景

龜山社頭

中山中納言愛親卿

女神降迹接滄溟。誰識龜山護萬齡。日暮風帆望不誤。龍燈熠熠
照威靈。

岡島櫻花

高辻三位 世長卿

岡島春光接海天。煙花開盡正堪憐。東風忽拂紅霞際。誰覓武陵
源上船。

栗原白雨

藤波三位 季忠卿

松林密密綠陰涼。白雨翛然漲野塘。忽見雲間數峯出。暮鐘餘響
入風長。

常福院雜詠

全

霞氣蘸波江面紅。鐘聲澄澈曉光中。炊煙一帶連殘霧。無數洲槽
在半空。

江鄉一抹晚烟舒。峯頂精藍夕照餘。下界人家點燈處。簷前猶看
讀殘書。

羅穀一條如織成。潮頭打岸浦風晴。歌街漁市喧呼裡。邪許時
聞拔碇聲。

九日携朋登千光寺。山上班荆而坐。將温酒。童
子誤倒壺。下。狼狽救之不可復得。一壺已空。萬
興索然。戲有此作

興索然。戲有此作

全

酒伴相携尋勝區。登高願不負遊娛。昔聞乘醉風吹帽。今看
未。對崖倒壺。匏子無心如自失。麴生歸土又何蘇。風流頓盡
張融哭。萬壑松風助一吁。

尾路竹枝詞

全

將軍昔日下山陽。邀妓樓船一酒觴。千載遺蹤淨土寺。連歌一
卷墨痕香。

西備繁華尾路津。新街颺却軟紅塵。看他樓上如花女。都是仙宮
遇謫人。

女伴憑欄作笑嬉。忽聞假母喚娘兒。娘兒持屐迎舟客。沙路相
扶步步遲。

思在眉尖一笑把。多情賣壓倚新妝。背人書得如蟲字。按作
小團拋粉郎。

烏崎秋月

千種中將有政朝臣

水雲萬里海天秋。玉鏡高懸千樹幽。烏鷓頻飛洲渚外。金波更映
碧波流。

神山暮雪

八條少將隆輔朝臣

六出糝糊天地間。幽看華表正神山。神山暮色紛紛裏。疑是仙宮
鷓鴣還。

玉浦客船

五條少納言爲璞朝臣

滄瀛千里碧連天。玉浦風搖何處船。想像蓬窓故園夢。覺來一望
思悽然。

吉浦漁火

冷泉侍從三位爲榮卿

海天一望晚來晴。出霧漁舟取次生。忽訝流螢散洲浦。篝燈點
點照波明。

鹽竈夕烟

唐橋前宰相 在家卿

蒼波萬里海風秋。幾片雲帆望裏悠。日暮隱隱煮鹽火。遙思白子
上東樓。

題芙蓉亭八景 吉井氏別業

虛空藏夜雨

龜山 綱正

夜來山雨濕。佳興渺無涯。遙憶瀟湘夕。夢中弄薛詩。

海天秋月

全

暮雲散復接。忽吐滿輪光。入海乾坤白。回頭雁幾行。

平沙落雁

全

秋山黃葉少。秋水涵天青。鴻雁不忘信。來賓廣苑汀。

江南暮雪

全

朔風寒徹骨。斜日没波中。白鷺迷江外。嶺松孤半空。

玉浦晴風

快霽寶珠浦。晴風海色濃。客帆日競入。兀兀琉璃峯。

和布苜歸帆

廻岸渡清風。好和布苜東。歸帆帶落照。吹送樹林中。

漁村夕照

浦風吹天柳。立盡晚村頭。林樹宿鴉噪。艇摸殘照流。

煙寺晚鐘

薄暮微涼起。寂寥煙寺鐘。聲聲傳彩霧。月影上杉松。

千光寺十六詠

大悲閣

香閣倚嵯峩。勿論佳眺多。遊人誰解道。心念不空過。

熊野祠

一路移山屐。石崑擅怪奇。啼鴉隔松樹。中有熊野祠。

烏帽石

巨石如烏帽。擲山勢嶢峩。若使元章在。亦宜具絢笏。

縮遠軒

風煙南海接。嶋嶼碧相連。千里無窮景。收來几案前。

杉城崗

昔人城此山。豈無長世策。全盛能幾年。空留舊礎石。

履石阪

何年轉巨石。一路關羊腸。非是懶殘力。無由達上方。

坊地嶺

赤澤 貞幹

石たむむ、山路のほれば、寺ありて、見おろすうらの、波のを
ちらち。

玉のうら、寺てふ寺の、寺の中に、わきてなかめの、まさる此
寺。

大山寺にてよめる

海山を、まちかき庭に、見渡して、まつかせ通ふ、寺のすし
さ。

さく菊の、花の光りも、おのつから、塵なき玉の、うら近き寺。

和

住さこの、名をたにしらは、朝な夕な、こゝろをみかけ、玉の
うら人。

海

御調なる、玉のうら浪、たちかへり、いともあかめや、玉のう
ら浪。

季

山をこへ、水を渡りて、梓弓、はるの日數も、こよひくれぬる。
この夜々の、うまさうたけに、行春も、旅のつかれも、わすら
へにけり。

浄土寺に詣て

祐

玉のうら、入江の寺の、庭さくら、はなも御法の、春におふら
し。

尾路なる正邦きたりて、かへらんとしけるとき

直

好

攀躋坊地嶺。莫言險且曠。却比人間世。阪路是坦夷。

菅相廟

人仰菅公廟。松梅感至誠。真輝無不遍。長此戴神明。

瑠璃峯

峯角佛龕古。富腹樵路欹。青松映明月。山色作瑠璃。

浄土寺

實地多佳眺。吟遊無四時。最愛春深處。櫻垂千萬枝。

山波洲

沙禽朝曝羽。漁叟暮垂竿。出沒隨潮候。一條界紫瀾。

孤松岸

孤松橫岸上。龍影動長流。遊人訪涼處。來繫木蘭舟。

龍王山

望拜龍王祠。山松翠映浦。時間鼉鼓音。農夫應祈雨。

富濱

浦口沙鷗睡。松間巖戶連。鹽場人不見。處處裊青煙。

烏崎

園池引潮水。亭榭俯清灣。畫舫探奇客。夕陽猶未還。

石鉄嶽

海上棋霖霽。群山紫翠重。天邊一點雪。知是石鉄峰。

千光寺にてよめる

歌

千光寺にてよめる

從三位 具選

山鳥の、尾道人よ、わか宿に、なかくとまれど、思ひこそすれ。

尾道なる熊谷氏山莊にて

世の中に、いつる心も、なかりけり、君かみその、やまほと
とぎす。

尾道にて正文か莊園をとふらひて

うかれ女の、うかる、里の、となりとも、思ひなされぬ、庵の
しつけさ。

尾道にて搗翠園にゐける頃、山家待雪といふことを

あやにくに、ことしは雪の、おそき哉、新山住の、こゝろしら
すて。

一松軒にうつるとき

しはらくの、ほと思へど、さくら花、にほへる宿の、あるし
なりけり。

こゝを立出るとき

立かへり、住やすまはしは、此宿の、軒はの松の、こゝろ成けり。

藤江にゐるとき尾道のかたをみやりて

月はあれど、猶すてかたき、氣色哉、このゆふ闇の、いさり火
の影。

烏崎八景

むかしより、今もかはらて、龜山の、神の御前を、てらすとも
し火。

龜山社頭

園前權大納言基衡郷

龜山社頭

園前權大納言基衡郷

龜山社頭

園前權大納言基衡郷

龜山社頭

園前權大納言基衡郷

岡島櫻花

愛宕民部大輔 通直

岡嶋や、さけるさくらの、花さかり、かすみごともに、匂ふうみ面。

栗原白雨

堤大藏卿 榮長卿

降ほごも、はるゝかたへは、山見えて、すそ野の原に、すくる夕立。

鳥崎秋月

富小路左兵衛佐興直朝臣

しけり生ふ、森のもみち葉、てりそへて、入江にこをく、やごる月影。

神山暮雪

柳原藏人頭左大辨紀光朝臣

神路やま、木々のあらしの、音もなく、夕くれふかく、つもるしら雪。

玉浦客船

豊岡從三位 尙資卿

舟よせて、たれか聞らむ、くれそむる、うらよりをちの、いりあひの鐘。

吉浦漁火

八條從三位 隆輔卿

あま小舟、よるの見るめの、よしの浦の、なみに數そふ、いさり火の影。

鹽竈夕煙

日野權中納言資枝卿

立のほる、もしほのけふり、たえせすも、ゆふへの霧に、まかへてそみる。

俳諧發句

千光寺にて

島山の、かさね着涼し、夕まくれ。五月闇、てるや烏帽子の、玉かしは。

前文畧

春雨や、玉のぬけたる、くはたまり。明ほのゝ、いや春にては、夏の海。

天神社奉納

しら菊の、白きこゝろを、そなへけり。實土寺の菊の盛に

前文畧

菊静、さすかに秋の、花なれば。尾の道の夜泊、露の巨は何見てもまざるゝものなり

朝露の、下より舟の、煙かな。

初雪や、降こめられに、出て歩行。尾の道や、鵜の咽通る、帆かけ船。

草の葉に、飯くひこほす、寒さ哉。秋の海、ほのゝ見ゆる、木の間より。

今ひと日、門松をかて、降は雪。千鳥啼、船も怪我なき浦半かな。

江のうへや、たつに見なせは、春近し。寺々や、秋のはつ風、吹おろす。

田鶴樹

凡十

六合

升六

若翁

寒厓

風律

浮風

葛三

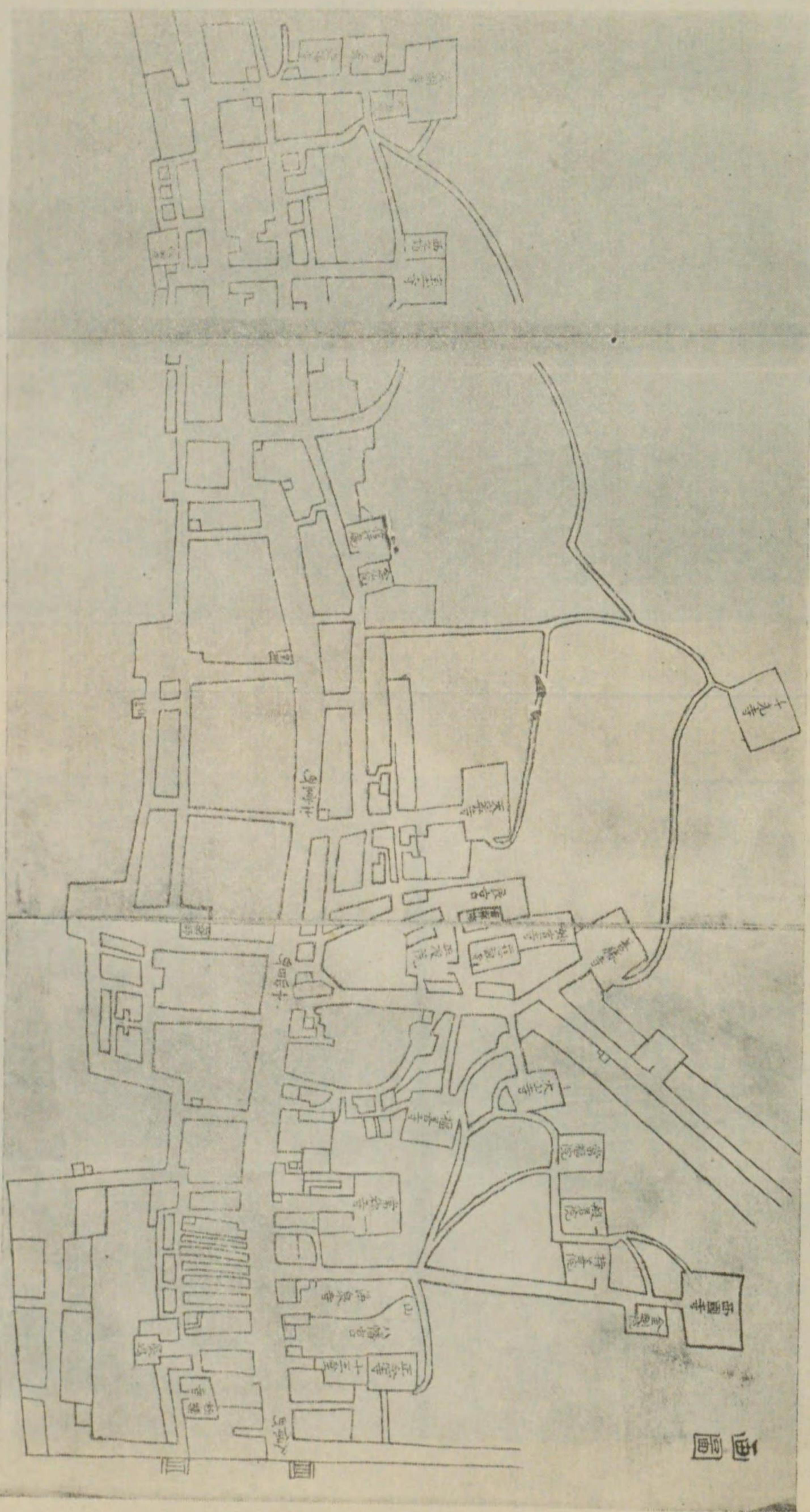
岳略

木海

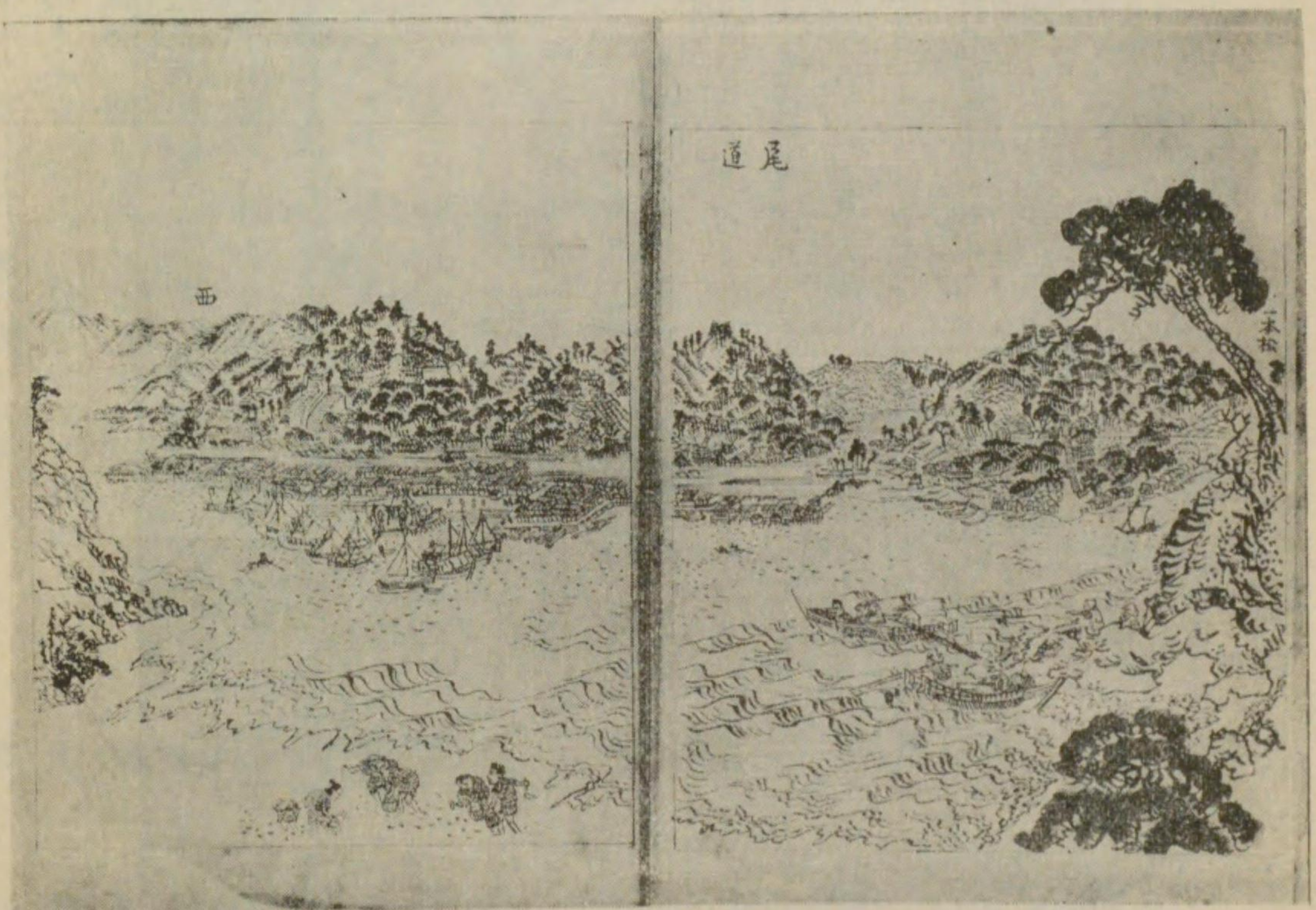
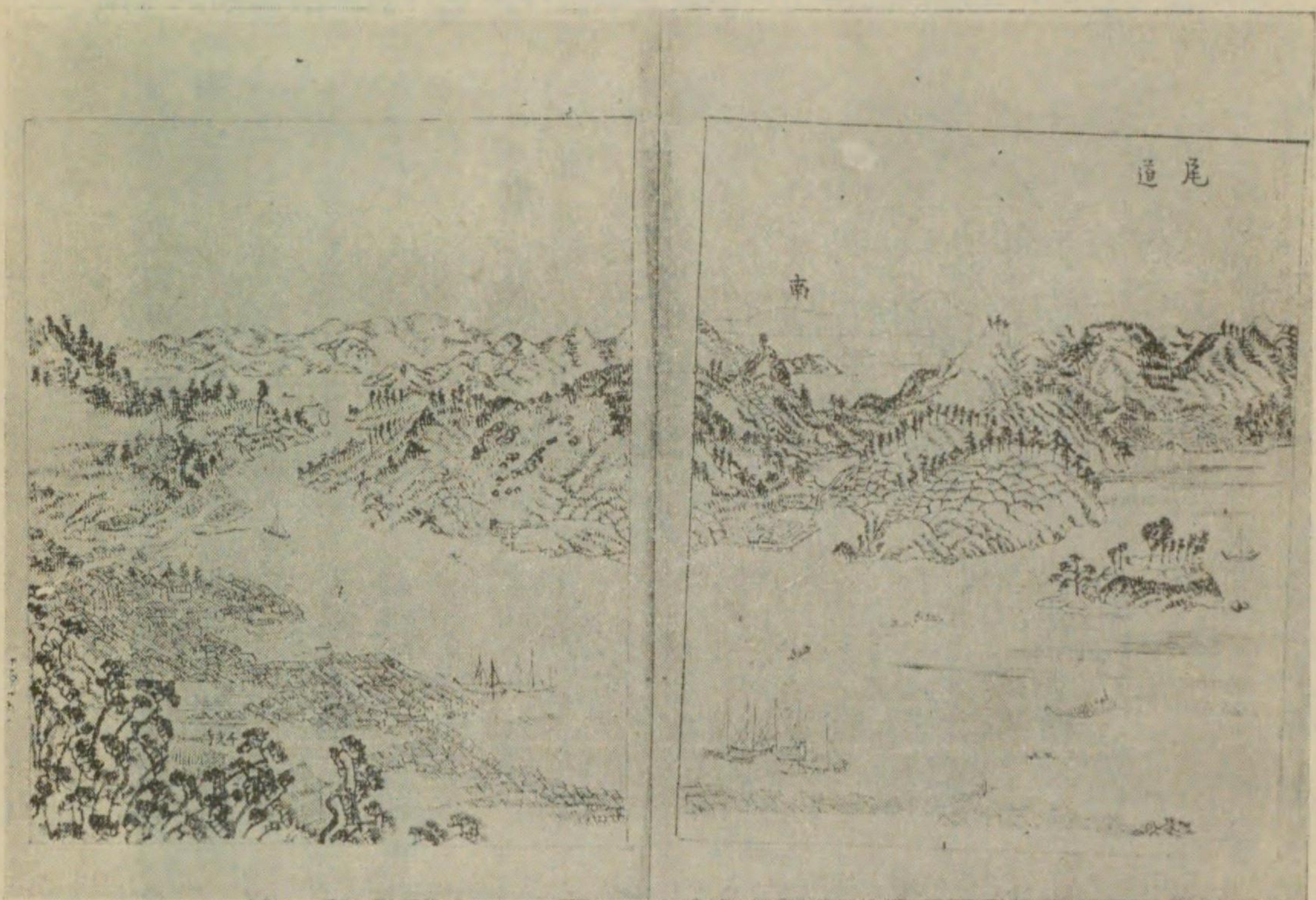
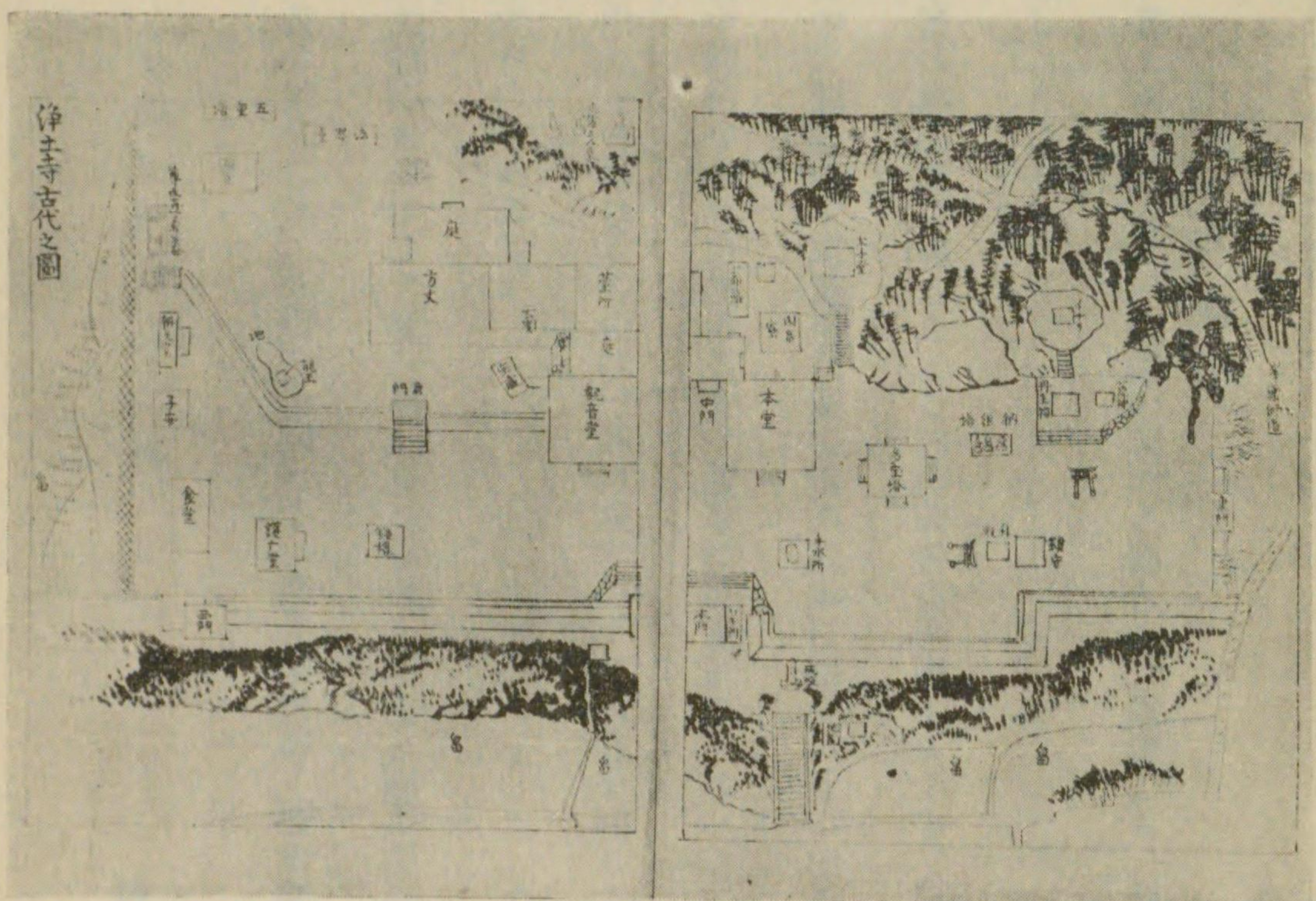
奇淵

雪雄

玄蛙



東、久保町高札場より西土堂町新藏まで。北、後地村より南、海まで。道里、畝高、戸口等前に出す。



尾道志稿卷之十一 大尾

文化十三年丙子春正月全業

尾道志稿後編

例言

- 一、本書上中下三卷は、前編の著者と同じく、尾道の人、龜山士綱の編著にして、今を距る百九年前、文政八年乙酉夏四月に脱稿したものである。
- 二、本書は龜山家に傳はるところの著者自筆原本により、尾道市立圖書館に於て謄寫されしものを底本とし、之を校訂した。
- 三、書中の圖版は、尾道市立圖書館の寫本に據つたものである。
- 四、書中假名づかひの誤あるも、故らに訂正を加へない。
- 五、書中誤りと認むるものは、其の誤字の下に括弧を施して正字を記し、誤字正字の右側に圈点を加へておく。猶脱漏もあるべく大方の吐正を仰ぐ。
- 六、漢文體のものには、読み易からしむべく句点を施しておく。
- 七、本書の校刊にあたり援助を得たる、澤井常四郎、橋本研吉、川ノ上亮作の諸氏に、厚く御禮を申上ぐる。

昭和九年三月二日

校訂者 養兎翁 越智 宿禰 正通

龜山紀卿尾道志成矣、前編具體要、次編舉其支末、自先輩之雜文詩詞、以及本邑諸氏所藏之古器、既措收摹贍、莫所不詳、作者之苦心可以觀耳、其中如空蟬巴丸之器、原是古昔無比寶物、理當在王門侯家而傳焉、而本邑諸氏何等素封、各能充奕世之家珍、崇之秘之、十襲不啻、物之得其處、既有如斯者、然崇之秘之者、唯知其可崇可秘、而不能赫之於大方、其或欲赫之者、未必能付筆冊不朽之舉、紀卿卓然勝其任、果能成此大業、可謂不耻爲本邑之領袖矣、加之其所自藏、亦有綠玉含玄之寶研、而筆々如借其英靈、則此編之可寶、人孰不稱之、人孰不稱之。

文政丁亥閏六月、題于尾道正授精舍。

棕 隱 島 規

尾道志稿後編目録

- 卷之上
- 雜記
- 卷之中
- 詩文
- 卷之下
- 古器
- 畢

尾道志稿後編 卷之上

龜山士綱著

雜記

露心法師記行

上畧尾道のかたへとて、ともつなどきて、ゆく舟子どもの心に
 かりき、梶まくらごるまも、なみのよるのうちに、いつかし
 ほちを過ぎけん、月もなほ有明の光りさしそふ玉の浦の、みな
 と入江の泊り舟數見へ渡り、洲さき沖への遠近につりし、ある
 は網引などおかしかりし、濱邊にたちて船よはふなどもあり、
 家るはみな濱邊にそふて立つゝきたる中に、なかめをむねとし
 て作れるそ多かる、かねては、あしの屋のことそきたるならん
 ところおもへるに、田舎に京ありと世言にいへるも、こゝらの
 事になん、しんようの江なども、おもひ出れしひまこそなけれ、
 芦の八重ふきごよめるも、けにこそおもほゆ、こゝに、かねて
 あひしれる人のありければ、すさしてそれか許尋てこよとて遣
 しけるに、すきにそへて、かしこよりも、むかひの人おこしけ
 れは、ともにゆきぬ、庭の蓬生打はらひつゝ、とくしらしもし

たまはて、折々はたよりも侍るに、ごみのことにて、せんすへ
 なしなどいひもて、酒のませ、ものくはせしければ、心よくか
 たらひ、しはしやすらひて寺まうてせんといへは、あないせよ
 とて、さかしけなる小童そへはへりぬ、まつこなたへとて丑寅
 の御社にあないす、市中につきたれど、もの静にして森の下風
 庭をはらひ、老たる松さくら五葉などあり、百日紅の花、杉の
 木のまに散しきて見過しかたし、うしろの山陰より右のかたに
 竹の生つゝきて、まへに崑の大なるか横をれるかけより、蓮池
 の見ゆるさま風荷老葉蕭條といへるも、こゝにて作り出たる
 やうなり、御まへにみすのかゝりたるあたりなど、香散風入簾
 おもゝちして、神さひたるけしき、いとたうとく身にしみてお
 もほゆ、そこなる細あひより出て千光寺によちのほるに、天寧
 寺の塔のふりはてしさま、あはれにそ見ゆる、岩のかけ道ふみ
 ならしゆくに、あたりはあれたる山畑にて、峯の老松えたられ
 て、雲にぬれし日かけ草、みどりも露も涼しかりけり、樓門と
 のみ見へしは、やかて御堂にて、懸作りにしたる、それかした
 を過るもおかし、本尊は觀世音にて聖徳太子の御作なり、八幡
 太郎安置し尊敬せられしとかや、卅三年ふりには今に御戸ひら
 きありて、結縁のため世の人に拜れさせ給ふも有かたきこと
 なん、うしろの岸は峯より巖の重り合て、松など生出たるさま
 言葉につくしかたし、御まへの舞臺にそふて竹の生ひしけりた
 る隙より、海はめのしたにありて、島山なんと遠く見わたされ
 たり、方丈に入て見れば、こゝも麓のさは遠けれど、近く見

おろされて、こきくる船は、やかて御寺のゆかによするさまなり、あるしの僧出給ひ、いみじき靈寶なんと拜ませ玉ふ、ことしけつればはるさす、山をは大賣山とん申されたり、すへて此所の山は西北につらなり、東は岩崎とかや、南は海島にまちかくて、入江など多し、朝夕にみればこそあれ、住よしのなどいはまほし、西湖のなかめも余所ならず、常にはへりて、あゝのかたられしを聞に、さこそとおもはれぬ、たくひなみよるへの月をも爰にて待まほしかりつるに、宿よりむかへの人きたりぬ、歸るさもわすれしなど、つふやきつゝまかてんとするに、あるしの、いつこも旅の空なり、爰にて明し玉へと止め給ひしかと、又こそまうてき侍るへしとてまかてぬ、日くるゝころ涼しくて、かへるさはこなたの岩間つたひ塵のほそ道たごりつゝ、かの宿りにかへりぬ、夜になりて湯あみ、ものくひなとして、また人々どうかれぬ、月しろのほのめき、沙のさしくる上に月の光のかゝやけるけしき、けに玉浦とはいふならん、あこかれありくに、月のいたく更て、うら風をよめきわたるに袖すくる、玉の浦はの、秋風を、いかにとゝめて、家つとにせん。

などよみ出つゝ、夜半鐘聲至客船といへは、月落烏啼霜滿天と、うたふもありければ

かきりなく、名残おしきは、秋のよの、月にともなふ、明ほのゝ空。

かくて旅枕ごりもあへす明わたれば、朝かけに出立んひとく

野への霞は、つゝめども、こほるゝものは、花さくらかなと、つらねさせ玉ひしむかしさへもおもひやられ侍りぬ、旅のつかれ打そひて、今よひはたゝにいねにけり、明るもしらて朝るせしを、日たけぬとておどろかしければおき出ぬ、ものしたゝめてけふも淨土寺へといてぬ、町を過て磯邊にそひてゆく道のとまりなり、石のきたはしをのほりて門あり、御堂にいりて、まつ南無大慈大悲二世安樂と念し、心經なんと法樂しおかみ奉る、本尊は聖徳太子一刀三礼にて刻ませ玉ふとかや、右のわき内陣におはしますは文殊、左りは不動の三尊にて、智證大師の御作なり、御堂もむかしなからにして殊勝に侍り、尊氏の祈願所なほ菩提寺とて、方丈の前、池の上に尊氏、直義の墓あり、みやこ泉涌寺の末寺にして律院なり、靈寶什物なんと数しらすありとかや、こひておかみはへるへしとおもふ所に、俄に人の多くむれわたる聲しけるを、何事にかとこへは、雨こひの礼にとて里人のおどるなりといへり、太鼓鉦の音のするより、ほこさしのほりもて亂入ほどこそあれ、いろゝのさゝけもの、祇園會の山のなきはかりなり、しらゆふかけし榊、あるは笹など手こゝに持て、とひあかりつゝ、おどりはねなどして、あまたゝひ行めくるさまもめつらしくて、見るにさへ、うきたつ心ちして、興あること多かりけり、いつのほどにかちりうせて、さひしうなりぬるか、野分せしましたのあしたのやうなり、庭の面には、ふりたる松のみたち残りて、世のさまもかくやと思ひしられぬ、大路みたるゝこそ祭みたるにはあれといひし、ふることさへお

よなどいへは、きのふのわらは、あないして西國寺にまうつ、門に西國寺といふ額あり、左右に寺の三四つ見へたり、竹の林のかげ涼しく、石のきさはし登りゆけは、空よりふりたる松かえのさしかゝりたるひまより、御寺の見へ初るも殊勝なり、鐘樓堂は、こなたの阪の上の松の本にあり、塔はあなたの山ふところ高く見ゆ、本堂に入おかみ奉るに、藥師如来にておはします、そのかみ讚州善通寺におはし玉ふを、當寺の開祖の願ひ請ひ玉ひけるに、けさの上に飛來らせ給ふとかや、聞もたうとて今にまうてくる袖引もきらす、方丈くりは御堂のうしろの一きた高所にして、地平にも静也、近比の院主聖知の上人おはして建立し玉ふとかや、おくのかたに堂なんともならひて見へ侍りぬ、大師開山の御影堂ならん、鎮守の御社さひて、ふりたる松のこかけにあり、此御寺をや備後の國の四ヶ寺の隨一といふならん、御堂よりは遠山なんと海こしに、うすゝと見ゆるもおかし。

夕月夜、海すこし見ゆる、木の間かな。

なと打興しぬ、すへて此里には御寺のあまたあり、されどいにしへにくらふれば百か一とはいへと、それは今にさかへながら、ふりにしさまあはれなり、鐘の音のけふも暮ぬとつけわたれば、打つてあたこより天神坊なんとまうて侍る、庭のけしきなど涼しく、嵩にし水のそひてなかるゝさま、いささよくて、あかぬ心ちしはへれと、人々のいそがしたつれば爰をもたちぬ、何さまにも、ゆへある所なれば、あはれにおもほゆ、淺みどり、

もひいてられぬ、御堂より橋懸りを通りて阿彌陀堂にまうつ、太子の尊像三躰ならひおはします、おかみ奉り、おり立て多寶塔、鎮守の御社などにぬかつき奉る、石塔の苔に埋れたるなど、いかなる人のしるしにかあるらん哀なり、谷のすそに、いし橋をかけり、そこなる竹の林にそふて道あり、行ておくの御寺にまうつ、御堂の庭なる松のかけに、しはし休らひて見れば、うしろには藥師の御座在す、一乗の峯高うして舍那の木末をならへ、前には海水満て月真如の光りをかゝけ、道場平等相をあらはせり、老松枝をたれて御堂のふりたるさま幽玄に侍り、そのかみ五重の塔なんと、寺中のでらども、おほくありしとかや、鐘樓も朽にしやらん、かりに作りしと見ゆるか、鐘の音は家中にて、むかしこひしうこそおほゆれ、まことに安養淨土をあかくかれ出させ玉ひて、たゝたのめこの御ちかひのみうた、さらにまたありかたく身にしみておもほゆれば、二たひ御堂にいたりおかみ奉り、夕かけの山した道すゝしく立かへりければ、誰かれにて日暮たり、いさ歸りなん子啼らん、その子の母もわれを待らんと人々うたふもおかし、いさまたことかたにもよひしてよ、朝またき忍て出んなどおもひしに、宿には心にくゝ今宵のさま、ゆふにも静にして、いさこなたへ入せたまへ、ゆるやかにかたらしまらせんさて、おくなるはなれ屋につれゆきぬ、ほそき道の涼しげに、水など打そゝきたる、ふみ石をつたひてゆくに、一つの葛屋あり、柴のあみ戸垣の隙などより見れば、庭の面露けく、むしの音もの淋しく、しのゝほすゝき野菊なん

と咲みたれて、杉の窓、のきの松かえかけ覆ひ、岩井の水のい
さきよきに、さし出たる月の匂ひしめやかに、うつらふなど、
すへておかし、やかていりてうちかたらふほどに、いたく夜更
ぬ、轉寐まくらごるまもなく明行は、朝汐に船出せんとつけき
たるに、主しのとめて、ゆふ汐もすしかるへきにと、つほ
やきければ、いつまてか野へに心のあくかれんなどいひつゝま
かて、糸崎のかたにこかれゆく。下畧。

露心禪師は、備後府中金龍寺に草庵を結び、暫く住けるよし。
又、吉備津宮の側に住しとも云。元、摺紳家より出たる人に
て浄土宗のよし。享保年中の人なりと云。

大平百物語卷之四

女の仇心永く恨みを報ひし事

備後國尾道に小左衛門といふ者あり、代々富有家にてあり
ける。其親を觀勇と申せしが、此觀勇の父故なくして竹といひ
し召遣ひの女を、罪なきに罪におとし、剩食物をたちて、なふ
り殺しにせられけるが、此竹死せんとせし時、苦しき眼を開き
ていひけるは、此恨必ず此家のあらんかきりは、おもひしらせ
んと叫びて果しが、其死靈觀勇が父に付て終に殺しけるに、猶
も末期の言葉のごとく、又觀勇をも惱しける。觀勇次第によは
り、今はの限りとなりて一子小左衛門を招きて申けるは、われ

衛門いはく、誠に一類とて能ぞ尋玉ひける、御志は過分ながら
御らんのごとく家内血に漲つて尺寸の間も坐し玉ふ所なし、早
く歸り給ふべしといふ。然ども他の人々更に一滴も血を見
る事なく、只小左衛門が目にのみ家内何方も血ならずといふ事
なし。此上は、とに角に小左衛門心に背かんもいかなりとして、
皆く歸りしが、余り痛ましくて、食物奇麗にこしらへさせ、
使の者にいはせけるは、此器物は能く改め清淨にさふらふ、き
こし召候へど、つかはしければ、小左衛門悦ひ見て、實く奇
麗なる食物かなとて少々喰ける内に、はや血こぼれかゝりぬれ
ば、もはや喰事はせず、清めすがん事も此方にては思ひもよ
らずとて、皆々歸しぬ。かくする事既に一年計にして、終にや
せ衰へて身まかりぬ。子孫なければ其家斷絶しけり。誠に無罪
の者を殺した恨るによつて、親子三代とり殺しけることを恐しけ
れ。

或人の曰。世上に播磨の皿屋敷といひ傳へしは、實は此所の
事なりけるごぞ。

作者菅生堂人惠忠居士、享保年中の著の由。

千光寺の記

阿不生の明月は、大寶山頭の岩根より出て、前海群島の錦帆
を照し、三密瑜伽の息風は千光寺園の松風よりひきて、山下

常に佛神を祈り、此災を通れんとすれ共、終に又竹が爲に命を
失ふなれば、汝此家を相續し、能く佛神を信じ、貧きものに慈
悲を與へ、此災を通るべしと云終りて死ける。小左衛門是非も
なく父を野邊におくり、追善残る所なくして一周忌をも念
比に營み侍りしが、其翌の朝、座敷に出て前栽を詠め居けるに、
疊より壁柱等に至る迄、血おほくながれかゝりてあり。小左衛
門こはいかにと思ひながら、私にこれを拭ひ取て家來の者にも
ふかくかくし居たりしが、次の日何となく居間を見るに、爰も
又疊より板敷に至るまで夥敷血に染たり。小左衛門大きにあや
しみ、今は力なく家頼を招きて、しかくのよしを語れば、家
内の者おどろき其邊り見るに、血の付たる所少もなければ、此
よしをいふに、小左衛門腹を立、何条これほどに血付たるを、
汝等が眼には見へざるや、はや拭ひ取べしといふにぞ、是
非なく小左衛門が差圖に任せ、爰かしこふけば、小左衛門みて、
雑巾すでに血にしたゝりぬ、取替て拭ふべしといふ。元來血な
ければ雑巾もぬれず、され共主命黙止かたく取かへてぬぐへば、
又臺所に出て同しく前の如くにいひ付ぬ。それより日毎にかく
いひ付けるまゝ、家來の者ども、あきればはて、こは只事ならず、
偏に昔の竹が遠恨ならめと、私におそれ合けるが、後には家來
の者も次第に疎み去て、終には小左衛門一人となる。自身家内
をふき廻りしが、日毎に血かさ増りて小左衛門が座する所も皆
々血に染ければ、衣類にもこぼれかゝりしを、ひたと引きさ捨
ぬ。此よし一家の人々聞て淺ましくおもひ訪ひ來れば、小左

市繁の竈の煙にきはへり、いてや當院の中尊は、かけまくも
いかもかしこき、日域道の大祖、賢聖の瓢太子神通の靈力奇
異の本尺をもて、きさみたうひし、補陀岸下の大悲者、利益遍
照の菩薩、瑞告無二の驗佛者也、ことさら境内無双の絶景、四
神相當八福豐饒の靈跡、古文たる古曆さらに其始をしろものな
し、千々歩の石階道の邊をたどる、漸々中壇の軸にあふき見れ
は、神地仙界の異境、白天地を幻鏡にうつせり、先は堂前風欄
干に隣し、數十丈の寶珠、岩の滑肌は昆吾の劍をもて、合浦の玉
を削れるかごとし、左右の肩には草木扶疎とし、花鳥歌を嘯り、
前後の山雲を柱へ、雪月詩歌の良材を積、松は蘿洞に煙して
丹竈を顯はし、雷公は臥龍を掴かし水輪白雨を春く、往來の旅
賓は遠く四州の連山に、荇舟の行客は歌しまの趣向に首をひ
ねる、幸なるかな現任法智密納は、智行彬々の傾徳として、四
臺不離の鼠衣おこそかに、六大無導の花のほうしほや、かに、
常は万民榮耀の加持香水に玉の緒をゆらく、衆木の徐煙鼻端を
染たまひぬれば、登山の縞素おもちを慕はすといふことなし、
下官も順國の行すりに、檜笠の帆をおろし、桑の杖の礎を突、
しはらく紫琳の閑談に懷日記をひらく、あまねく六十州の勝地
をかりめぐりしか、おそらくは田子の浦衛、まつ嶋の芦田鶴、
橋立の松、和歌吹あけの菊翁も、こゝには醒ぬへしと、うちあ
くみ、福聚海無量のほんての脚なへて、書へき、らもおほへ
す、若これをとふ人あらは只久日の樺來唇をゆひささむか。
かれ木にも、花咲誓ひ、あればかは、峯に夏なき、岩ほなるら

涼風の、穴を見つけし、寶珠岩。

散人無不非軒三千風

和漢三才圖會

備後吉備津宮 四里 福山 三里 鞆 四里半 阿太觀音 三里 今津 二里
尾道 三里 三原
佛通寺 在沼田 正誓院 在廣島 誓願寺 在同處 淨土寺 在尾道

太平記 第二十二

義助ニ順ヒ付タリシ多年恩顧ノ兵共、土居、得能、合田、二宮、日吉、多田、三木、羽床、三宅、高市ノ者共、金谷修理ノ大夫經氏ヲ大將ニテ兵船五百餘艘ニテ、土肥カ後攻ノ爲ニ海上ニ推浮フ、是ヲ聞テ備後ノ鞆、尾道ニ船汰シテ土肥カ城ヘ寄ントシケル。

環の屋の詞

むかしの歌に、わたつみの、たまきの玉を家つとに、妹にやらむと、ひりひりとこよみける、道のしりの玉の浦に、かのふることを思ひて、環の屋と名つけたる家あり、さるは環といふ

島山の、うねをのすそなるへし、東北にもうみ山あれど、藏町などにさへられて、よくは見やられず、おはしまのしたは濱へにて、かしらつゝみたる女、はゞきしたる男ども、ありきちかひさわくは、物うりかふにこそ、こゝにつなきたるは、みなちひさき丹にて、こも屋かたなども見えたるに、よるになれ婆、あそひものとも、あまたつきて、聲あけて、今やう歌うたひ、さみせむの琴ひくは盃とりてすゝむとての、しわざならんかし、ふな子かちどりら、忍ひしれて、ふなはたをこほくゝと打たゝきて、ふな歌うたひなとするも、高き屋なれば耳にさしあてたるやうに、かしこましくもあらず、きくたひにはゝゑまれて、からうすのおと、ふくろうの聲などにはまさりけり、此屋より見たしたるけしきを、くはしくいひつゝけむには、またなかはにも、いたさらめと、くどくしく長言したらんには、にくきものゝ數にや、いりなむとて、くちふたきつ。

長門守藤井宿禰高尚

一、西備名區に馬屋原野鶴著。袖中秘記ニ云。玉の浦といへるは、尾道浦の名となん、此を玉の浦といへるは、古へはこの海には玉のごとく光ある石みちくたりしとなり、それゆへ玉の海といふ、浦の名を玉の浦と名つけしとを聞へ侍る。沖浦浪、たかくよせ來て、あらいそに、くたけてちるや、

もの、丸くてちひさけれ婆、屋のうちのひろからぬを、たとへたる心もあるへし、主は西原清蔭とて、高尚か弟子にて、いにしへまな備をたて、していとまあるをりは、歌よみ、さうの琴ひきなど、みやひたるわさをのみ、このむ人になんありける、こそ冬かしこにゆきけるをりに、いか傳、此屋の詞をどこひつるを、うけひきてはかへりけるものから、こそしけに打まきれて春も過ぬ、此比思ひおこして、見きせしやうを、かつくいはむとす、老のものわすれはれいの事にて、ひかこ叙おほからん、かの玉の浦を今は尾の道の里といひて、西の國にゆく道の、うまやのある所、船のいるにも出るにも、たよりよき湊なれば、くかには荷の緒ゆひかためて、行かふ馬も人も絶るまなく、海には大船小舟みちつゝきて、いとくゝにきはへる里になむ、さて環の屋のあるやう、そのわたり所せけれ婆、高屋つくりなり、南の海つらにて、曙に千鳥の、打かけりつゝ、とひかふさま、ゆふへにつり舟の浪にたゝようけしきなど、ななめいはんかたなし、向ひの島山には、あやしきいはほおほく、こどさらにかさねあけたらむすかたしたり、ひつしさるのかたには、一むらの里ほのかに見えて、しほやくけふり、たちのほれるは、うす墨繪にそ似たりける、かしこは新濱といふとそ、西には海はるくゝと見えわたりて、入日の影の浪のうへより、近きわたりの住吉の社の玉かきかけて照かゝやけるをりは、たからの國もかくこそと、めおそろかれけり、たつみのかたには一本松といふ、おかしき枝さしの松見ゆ、其あたりは、むかひの

ちゝの白たま。

一、西備名區ニ云。淨土寺境内を放れ、西のかたに地藏あり、淨土寺の地藏といふ、古へ海中より上らせ給ふよし、靈驗あらたなり、前に井あり、聾耳祈て其井に臨み、かけを見る、其聾愈るものは影を移し、愈さるものは影なしと云。此地藏、海徳寺に属す。

一、同書に。百尋地藏、廻り百尋の大石の上におり、傳へ云、太閤秀吉公御幼年の時爰にいたりて不朽の業をなし、自分此像を造りをき給ふと云。

案るに。前編に出す三十三尋の石に彫し地藏のことなるへし。又、太閤兒戯のこと土人の傳説なし。然るに天正年中大阪城を修築せられし時、千光寺山上より數多の大石を下し、此地より船に積し由、今に端場と唱て海中へ三十間計り、石垣の如く切立テたる石残り。其石面に(大) (小) (大) (小) 如し是等の印を彫レリ。又、堂崎の海にも十三間計りも切石の残りあり、是亦端場と唱ふ。淨土寺山上より大石數多下せし跡也と云。其石面にも(大) (小) (大) (小) 如し是等の印を彫レリ。星霜かさなり、牡蠣海髮の類纏。付て、明には分りかたし。烈祖成蹟云、天正十一年五月二十一日以石川數正爲使贈初花小壺於羽柴秀吉、是日左近衛少將羽柴秀吉爲參議叙從四位下、修築攝州大阪城、徙居焉。一、同書に、淨土寺の山内近き邊りに奇石あり、是を淨土寺の七奇石といふて當寺の景色にいゝもてはやせり、其石又山波、向

鳴等に属するあり、所謂其石雌龍、雄龍、蛇竜ならひ向へることし。

鼓岩 向嶋に属す、打時は鼓の音をなす、形も又鼓のことし。

長者の盥山 大たらひのことし。

犬伏岩 駿犬伏たる形のことし。

身投岩 此岩上にいたる時、水中奇異の壯觀あつて、おのつから水に入と云。

臺石 形、其物のことし。

女夫石 陰陽和合の形。

鏡石 是亦、形其物のことし。

右七石をさして云といふ。

案るに。此前文解しかたし。雌龍雄龍は二つの奇石にして向嶋に属す。其形二龍岸下に首を低、海水を呑んとするのけしきあり。此石七奇石の中に出ざること疑し。

鼓岩 向嶋に属す、臺上に鼓を居へしかたちあり、又打ては聲出るといふこと土人い、傳へす。

長者盥 向嶋に属す、磯上一枚なる岩に圓き筋ありて盥の形に似たり、満潮の時はかくれて見へす。

犬伏岩 向嶋に属す、岸頭の大石、臥犬の姿あり。

身投岩 堂崎の東海岸にあり、慶長の頃、信行庵の前任稱往といふ僧、四十八晝夜念佛執行せしに、其満願の曉、

海參岩 善勝寺山下畑の中にある大石をいふ、其形似たるを以て唱ふるならん。

博楞岩 同寺山上にあり。前編に出す。

重子岩 千光寺境内にあり。三段にかさなりし巨巖なり。

烏帽子岩 同寺庭中の大石、前編に出す。

鑿々岩 同寺の南にあり。前編に出す。

御手先 長宮拜殿の側の大石、前編に出す。

釣魚岩 土堂町に属す、古へは海岸に此大石臨みて、土人等専ら此石上より釣糸を下しける由。寶永、正徳以後海を埋み人家を建。今は土中にかくれて其形も見へす。

天塚石 信行庵の西にあり。天塚と云二字を彫付たり、前編に出す。

水觀石 浮御堂前汀にあり。前編に出す。

三十三尋石 當境の西街道の側海岸にあり。前編に出す。

山姥岩 同西街道の北にあり。土人云、古へ山姥此大石を脊負て來れりと。今石面に人の形に似たる窪みあり。

塔の岩 栗原村に属す。海中にある大石を云。

一、又同書に記す袖中秘記に。尊氏將軍淨土寺におゐて詠し給ひし和歌に效ひ偈頌を題とし三十三首あり。又前書もありしか忘れしとて、僅に六七首出せり、左に記す。讀人もしれず。

弘誓深如海

世を照らす、ちかひは深き、和田津海の、庭にさやけき、

結衆諸共此石上より入水往生を遂し跡といふ、餘は前編に出す。

臺岩 沼隈郡山波の磯にあり。此石其形尤似たり。

女夫岩 淨土寺山上にあり、大石二つ双ひ立つ。

鏡石 向嶋に属す、海中にある大石、鏡のことく平なり。

都て當境の海岸山上とも奇石數多あり。石名等古老の傳説區々なり、其見聞にかゝるもの左に記す。

鰐石 堂崎の東岸上にあり。其形鰐口の趣あり。

栗種石 同東海中に沈り、似たる所ありて名つけしならん。

丸石 二つあり、一は御調郡に属す海中にあり、一つは沼隈郡に属す海岸にあり。

矢櫃 向嶋海岸の腹に一つの小穴あり、其穴石の蓋せし如き形あり、矢櫃の名分りかたし。

此地の岸上に一本の建石あり、山神墳墓等の類にあらす、一行の文字あり、星霜かさなり消て分りかたし。

鐘子の縁 向嶋一本松の海中にあり、似たる所あつて云ならん。

菅公腰掛石 長江小麥畑といふ地にあり。昌泰四年、菅公御左遷の時、御船を當浦によせられ、此石に腰かけ給ひしと云。

辨天石 長江人家の内にあり。側に辨天の小祠あり。

月はすむなり。

發大清淨觀(願)

村雨の、そのしたゝりは、濁ることも、なかれのすへは、すまんどそ思ふ。

能滅諸有苦

旅人の、道わけ(わ)ふる、朝きりも、たちのほる日の、かけにきえ行。

如日虚空住

浮雲も、さほるかたなき、大空に、長閑に(校訂者曰。著者自筆西備名區けく)すめる、日の光りかな。

能救世間苦

あさなく、雪の深やまに、啼鳥も、御法の聲に、すみか作らん。

具一切功德

八百日行、濱の眞砂は、かそふとも、法のすかたは、いかに盡せん(校訂者曰。著者自筆西備名區つくされめやは)福壽(聚)海無量

いつの世に、ひらひ置つる、玉なれや、玉の浦わに、玉藻あつめて。

尾道富島邦道のぬし、過し比予を夢見しよしきこえて歌あり。

かへしもしけるか、こたみかさねて夢に見えたる、つとめての
 日、こなたよりの報書と、きつて、五首の哥よみてをくられ
 けるを見るに、心さしの深さは昔の人にもかはらすやあらん。
 道にいりたつしるしも、さこそあなれとて、かつかんし、かつ
 よろこふのあまり、これか返しもおもひうるまゝにかいつ
 け侍る。まつかしこより、まごゐして、をしへをさかは、こは
 かりに、むすひし夢、のちきりしならん、と聞へたる返し。
 あひおもふ、こゝろをたねと、夢にさへ、いりたちけりな、
 言の葉の道。

又かしこのは、是やこの、言葉の道を、ひとすちに、おもひか
 けたる、夢のうきはし、とあり。其かへし。

ひとすちに、思ひかけてや、言のはの、道にたどらぬ、夢の
 浮はし。

いひのこす、名残もつらし、かたらはと、ゆめにもみえし、
 ひとつふたつを。

とありければ、
 せめてその、夢にはみえし、一言の、かひあることも、人に
 かたらて。

夢ならて、見えぬ人の、おもかけを、思ふこゝろや、しる
 へなるらん。
 とあるに。

夢ならて、とはんとぞ思ふ、おもひつゝ、ふるえの浦の、ま
 つとなりせは。

清 先

はす。

玉の浦なる龜山氏の郎女のものせる繪をおくり給はりければ、
 そのうたをよみて、橋野ぬしのもごへたいまつる。

小寺 清之

をよめ子の、すさひとたれか、いはかどや、鷹のほこ羽の、
 すこきうつしる。

玉の舎の記

名にしおふ玉の浦にすむかひあるは、此菊路のぬしなりけり、
 む月の比ほひ、ある人のもごより、心さしふかき底に、もごめ
 しとて、みつよつあはひを送られし中に、めつらしくも眞珠を
 得たり、をのつからなる光も殊にうるはしうて、伊勢のうみの
 清き渚に、ひろふとも、是にはよもまさらしとぞおほゆ、その
 からをも、みつからみかきなし、盃どし、玉のやどりと名つく、春
 は花のむしろにまごひし、夏は松か根の泉に汲かはし、紅葉を
 たき雪にゑはんまで、幾めぐりともなく、あかぬ心にまかせん
 となり、このふたつの品に言の葉をそへよとあるに、いなさ細
 江のいなといひかたくて、玉のうら船まほならぬことなから、
 かひつけ侍へりぬ。

なみよせし、あはひの玉の、ひかりには、汀の宿を、千代も
 邦 道

あやしくも、けふくりかへす、このふみを、またれしほどや、
 夢に見へけん、
 と聞ゆるに。
 またるやと、とをきたよりを、いそぎつる、こゝろさけし、
 夢ちとをしけれ。

桑門 慈延

土屋老大人の八十の賀に、からやまごの、この葉さはにつと
 へれば、われにもそのこゝろをよみてよごこはるゝに。

慈 延

老のなみ、八十ふる江の、まつ陰に、よすること葉は、千世
 の數かも。

尾道龜山氏の女郎またいとけなきか、丹青の妙、人を驚せり。
 やつかれかもとめにこたへて、扇に花鳥の繪を、いとうるはし
 うかきて賜はりけるを、おむかしみ侍りて、李山子のもごまで
 かくなむよみて贈り侍る。

冬ながら、うつし出せる、花鳥の、春にあふきの、風はいと

てらさん。

月雪の、あかぬひかりも、さしそへて、たまのやどりは、世
 々にくもらし。

龜山氏万女、平田氏豊女か繪を菅溪におくりけるに、關白鷹司
 殿の姫君みつから調し給ふなる、あやの紙入二つ送りけること、
 包紙に。

宮人の、しわさはかりを、くれはどり、あやにはなして、お
 くりもそする。

玉浦二いらつめの君。

萩のこと葉

をよひをり、かきかすへけん七種の花はしも、とりくゝなるか
 中に、はきを秋といひ、尾花をあきといひけん人のこゝろのさ
 まくゝなるこそおかしけれ、萩といふものよ、これか撰ひには
 おくれたれど、先さつきはかりななあめのころ、やうくゝ高ら
 かに立のひたるに、降かゝるしつゝももの玉とぬきみたされた
 る、又みな月のつこもり、秋風のしのひくゝ打吹たるに、空ゆ
 くほたるの、これかそよめき聞つけかほに、ふと飛かゝりたる
 など、おかし、まいて獨あるひとの、いねかてなるよひ、曉わ
 すれてはくる人の音かとおとろき、ともすれば、むらさめのふ

るかどうたかふなと、秋のあはれは、たゞ此ものうへこそあれ、むしのねあるかなきかに、大かた霜かれわたれる草むらのあたりには、おほされたる穂の、ひとりうち動きたるも、猶そゝる身にしみておほゆらし、土屋ぬし前栽の木くさおほかる中に、これをしもとりあけて萩園となつつけられたるは、かの物よりことにあはれる心はへを、ふかく思ひしめたるなるへしとおもへは。

おほかたの、世の耳にたに、をきの葉の、風はたゞなる、音とやはさく。

亮々舎のあるし
幸 文

大工 橋氏朝臣吉久
永正二年乙丑十月廿五日

法輪院主

勸進沙門

成 浦 卅

西國寺鐘銘

奉鑄推(椎)鐘一口大日本國

備後劔尾道之浦

西國寺常住物也

諸行無常是生滅法

生滅々已寂滅爲樂

尾道志稿後編 卷之中

龜山士綱著

乃有首山之騰輪、蒼哇盤石之下、架嶮而躋、唯覺跌酸耳。

蒼髯松

乃山門之標勝、東西之行樹也、可厭大以一千又餘載之風霜而枯焉、蒼々葱々乎、爛痕班綴、屈曲飄騰、若欲潛而蟠也、若欲伸而屈也、飛之挈如焉、降之躍蒼々之髯潮乎、前灣名采於此云。

標勝山門、哀古邑、蒼髯百尺捋滄溟、呻吟聞月中宵後、風自珊瑚林裡腥。

護法廟

乃行樹之東、垣堞四圍、泊有拜趨殿、石闈闔也、乃天照皇宮春日宮八幡宮也。

壇闕立宮天闈闔、森々松柏帶江心、石燈籠外丹墀上、昭々光兮臨碧岑。

青龍橋

乃圓通閣東、距百步可、吸闕谷而噴乎海、輒我左青龍也。

問訊上方登齒冷、珠林有涇古巖前、青龍橋上愛神化、百谷併吞滔天。

海龍寺

詩 文

轉法輪山莊嚴淨土律寺十二境

圓通閣

黃蘗山妙峯禪師作

乃上宮太子之鑄揮、十一面圓通大士、曾中興祖感得、移安于新殿、而以所擬寶華座于豐山云。

路入蓬瀛涉梵區、金縷背上一踟躕、紫金地上輪月、影落微塵利海孤。

瑠璃峯

乃首山也、頂有瑠璃光如來之梵宇、晴窓四面滄溟萬里、前跨四州眼空天宇、有僧院香火竟于今也。

湘水洞庭不讓君、石橋天柱紫芬々、旛燈影裏雙輪捧、螺髮新梳一髮雲。

役倦祠

直登由青龍橋、案記云、舊云曼茶羅堂、中興祖來、自南京而初卸駕、結夏嗣、茲於法輪、後易乎今名焉、有千手樓、等身大士相好殊妙、蓋源將軍滿仲公之所乎隨身供養云。

登臨方允古天竺、况又三湘與五湖、水月輪中光耐摘、曼茶羅界印明珠。

關之谷

乃青龍橋之上流也、往昔上宮太子、御黑麒麟、而觀光、畧方相乎法寶之依而所宜在、而就肇插草、暨彫設金堂之大士、而以地闕於谿、泚云、有大待之在焉、因俗指呼云、關之谷也、村老女兒亦哀々怡說、維吾千古不磨之黃絹矣也、闕何也、云碑有韻而字之沒焉、義以我之填也。

竹塢松岬雲窈窕、石林翠竇水潺湲、口碑字々繫黃絹、時看脚花一鳥還。

龍鐘淵

案記云、有素女、倏來告云、妾龍女也、唯有上方之洪鐘、而梵音幽過、吾王特命、妾來乞、貴賴頌怨、衆議云、如實然則試負持去也、女聞如瞶謝、厥及塔之頃、遽現大身、臂搏山壑、而風雲之相挈而隕于淵焉、明旦化女環佩燦々壁函設、利羅九枚、而捧跪云、我王恭謝、大

往後葛天民。

瓊浦十六景并序

余嘗游于江湖、素愛瓊浦之勝、山水之勝無如瓊浦也、二三子來請品題、蓋品題、余曰唯夫瓊浦烟景之美可觀者不可勝計、坊嶺七曲之險、鎮東西一道、長江吞大川而朝于海、群山羅列如貫珠、如意巖突兀特奇、形如寶珠、勢壓數州、固國中之一大壯觀也、瓊浦之名其取於此乎、瓊也者何、珠玉之謂、浦也者何、水濱之名、名必由實而作、實必須名而見、古云名者實之賓也、瓊浦之稱至矣盡矣、復何加焉、又巘峴一高塚、彼何人、斯將何人、而然斯龍燈天狗二松名驗掃地矣、樵蘇漁塩之澹泊亦可以取也、若寺觀廟肆之富麗、非今所得而盡、姑措而俟來者云。

大賣山

山上祠

實閣天都近、千光望不窮、巖形如湧出、屹立秀長空。

坊路

嶢峨坊路嶺

森沈隔市廡、百年欽祭祀、采藻尚依然。千里達東關、咫尺分州郡、行人去不還。

峭壁鐘神秀

蒼々接太虛

諸天自來集、圍繞藥王居。

賜、永失旱災、或荐時依法沈于海、幸未欠本數、特不相辱矣、因為別出之、泛然蹶瀾去、由龍王巖爾以降法零、其幾百遭之不知、分、一沈之必應焉、還來則嚴乎未旨初之分焉、鄉人上巳日、浮舟闕視、頂乎鬢髮之髮髮、而鐘尚在焉云。

千古淵然名相得、水晶宮裡紫身鐘、為波為浪何聲色、靜看江天拍暮容。

龍王巖

龍鐘淵東、沿流百步可在焉、赤壁之下盤石澗、有小石祠、法零于斯也。

路自波心入畫圖、一葦高蹶碧天河、須臾雲起無零下、千古九枚設利羅。

九流帶

乃山門之前洋也、控九州而接于南海、嶋嶼之峽々焉、白鷺蘋花之洲渚、輞川之坳、海鹽之竈、四時之推也、晨夕之漁也、葆焉、殺有之風光矣、路隸西關鄉云、玉浦、天下之津步也。

海口潮音那喉脂、南天窮處吐成雲、九流帶上如相截、一掌驪珠未賺君。

釣漁村

乃山門之前嶠路、出于玉浦鋪也。釣磯灘畔水鄉渺、曾與白鷗下比鄰、買酒眠來舟泛々、葛天

尾崎

江口釣漁家、年々生事微、幾配篷裏月、滿船得魚歸。

龍燈松

縹渺千年寺、烟波繞砌澄、孤松何倚々、海龍來點燈。

三石

古祠臨海岸、茅屋兩三間、前浦鴉飛盡、牧童牽犢還。

富嶼

磊々海中山、巖々山上石、山中藏古寺、合有神龍宅。

小富士

雲峯凝白雪、傳是小芙蓉、返景廻江曲、紫烟晚更濃。

雪龍山

衆山皆面北、鼇甲獨背陰、峯頭龍祠處、一般松樹森。

岡嶼

古城何處求、孤嶼在中流、悠々千古事、只共水沈浮。

空洲崎

平々如碁局、築場汐潮通、終日漉砂罷、燒波曲渚中。

七紆阪

七盤雖曰險、行客不曾止、暫此看風烟、歸來說信美。

栗原

兩岸山千尺、相峙如相待、川源渺何處、十里朝宗海。

天狗巖

峯巒挂圖畫、壁立百尋屏、陰雨來山鬼、松暗鎖巖局。

繪江墳

宮 明雅

山麓高墳在、蕭條歲月深、斷碑秋草裏、訪古一沾襟。
元文丙辰秋八月 同郡 小笠素道淳撰

書勝島惟馨像

伊藤 長胤

勝島惟馨、世仕備後尾道、嘗負笈造都、從予學、私淑先子之道、天資謹篤子諒亦可人也、平日題董仲舒明道正誼語于壁以自儆、享保辛亥歲九月十日嬰疾而終、享年三十五、惟有一男一女、葬于邑之清淨山光明寺、嗚呼惜哉、今茲乃翁肖其像、來泣謂予曰、貼此語于上燈、使遺孤知其父之所志、蓋其手筆也、爲載其大畧云爾。

癸丑歲夏五月日

勝島惟德肖像贊辭

伊藤 長堅

家素居積、知耽墳典、不貲贏金、傳香黃卷、遺像勤詞、在後徵善。

元文庚申秋日

勝島惟孝肖像贊辭

伊藤 長衡

積善惟福、孫子德臻、友于可觀、肖像依神。

明和戊子六月

送勝島惟馨還鄉

伊藤 長胤

之子歸千里、馬頭梅未開、讀書須早計、好趁九春一來。
正德甲午孟冬。

今日百年功。

玉浦寓目貽宮世恭

釋 周契

二月花開故國樓、乘春此日作同遊、百千臺榭空王宅、多少帆檣賈客舟、明月洲前潮水滿、丹霞岡上薄煙浮、交驩坐久聽黃鳥、心友如君不易求。

寒夜

全

玉江從結宇、暑往復寒來、中夜當爐坐、心隨柴火灰。

苦蚊吟寄與澁谷子傾將借幃

全

青草暮薰長逐蚊、須臾烟斷復爲群、侍親最恐不堪寐、滿耳雷聲不可聞。

爲僧今夏始知貧、翠帳無厭老親、借取故人能得避、不眠終夜達明晨。

賦洲白蘆花吐同玉浦諸子

全

一望秋深淺水頭、娟娟月色滿寒洲、扁舟天曙留餘影、如覺蘆花吐晚秋。

京攝圖畫卷題言

紅 村 綬

平安佳麗繁華不必說也、百世帝王之都、千載藝文之場、文物於此乎爲盛、以故四方人士無不賤歲時來遊者、無慮幾千萬人、人心人面雖趨向殊、其逕蹊大抵可知耳、拜神祠禮

征鞍帶雪省親去、樽酒從今誰共酬、分手離筵恨不盡、醉來獨上仲宣樓。
同 伊藤 長英

京華客久情最真、歲晚憐君去省親、匆匆離筵共無語、裘龜須慰倚門人。
同 伊藤 長衡

征馬今朝出洛城、寒雲釀雪滯行程、愁看橋上衰々柳、不管行人離別情。
同 伊藤 長準

庚辰之春詣莊嚴山淨土律寺、希德大士尊開籠之期
泉浦退納卓崑

大悲利物似相約、錦帳寒來此迎蒙、凡聖不妨清淨土、天龍冥另梵王宮、月明虹雉呈祥瑞、鐘響潮音演苦空、吹起香風落花晚、更看新好雨場中。

享保八癸卯新秋八鳥會花林淨雲百回忌賦一絕

橋本 章貞

斯家幾度換春風、守得長扇懽笑同、追遠門徒人似恨、福非

佛刹、遍參世所謂諸靈場者、十居其四五、搜問古蹟、領畧勝槩、一觸一咏、暢叙幽情、詩也、和歌也、傍及茶香諸韻事、執謁高士、結識名流者、十居其二三、此其人風流雅賞可稱、而噉名輕薄亦存其中、要之真假相半者、除此輩外都是留連于歌館酒樓、眷戀于梨園雜劇、變童妖姬娼治嫂娉、日夜倚角之於其左右、則纏綿縹緲、日踰月、忘家不念、歸者、十常七八矣、甚者千金客裝雲散烟消、所謂滿載而來、空手而歸、果何所得也哉、唯玉浦宮世恭不然也、世恭今年三月遊京師、四月將還鄉、携來橫披一大畫卷、請余曰、吾京遊幾日耳、目所接他日恐成夢境、乃留斯卷、永爲臥遊之具、余察世恭之撰、蓋風流雅賞真而不假者、其人固可稱焉、況今有此請、較諸滿載而來空手而歸者、其得失果如何乎哉、因題數言於卷端、以應其需、世恭名敬之、備後州尾道邑人、尾道或稱玉浦、余授業勝島敬仲、住其地、世恭其社友云。

松達夫六十初度

兒玉 熙

開壽古松邊、景光總可憐、撫琴三鳥下、舉酒五雲旋、北斗高簾外、南山秀檻前、主人今日興、不識得何仙。

己亥元旦

三谷 希聖

茅茨待得畫雞期、品物迎新白日遲、出谷黃鸝初試語、遶門翠柳欲懸絲、輕烟遙擁豫章外、淑氣旁通合浦涓、四海幸無兵革事、群黎鼓舞樂清時。

天女巖 千光寺八咏之一

全

天女垂蹤地、奇崑薛荔斜、有時松籟起、恰似奏琵琶。

梵字石 全上

奇石如牆立、鬼岷望轉殊、上彫西域字、萬古在靈區。

縮遠閣 全上

飛閣凌雲路、鵬溟千里開、山容兼水色、咫尺獻奇來。

題宗感翁畫像

伊藤 善韶

橋本宗感翁、諱章貞、字甚七、世備後尾道人、以財雄鄉里、蚤歲入京、從吾祖古學先生學道焉、篤信古義之爲聖人之正道、鄉之向古學、翁之所率先、享保壬子秋八月十二日終焉、年六十有五、曩日其外孫吉兵衛氏、寫真來需余題其上幀云。服膺師說、淳朴蓄德、丹青傳神、後昆典則。

天明二年壬寅歲

送勝島生還尾道

全

得々尋來洛水濱、青年好學老成人、感餘數世通家契、何事相逢無十旬。

尾道關即目

西山 正

玉浦々頭橋若林、閒遊獨寄白鷗心、市聲聒聒絃歌外、珠閣琳宮映碧岑。

宿此君亭呈主人

岡 壽卿

玉浦城中大隱居、幽庭種竹愛清虛、心頭長隔江塵去。閑向綠陰時讀書。

玉浦歌

島居子瑤六十初度

賴 惟完

玉浦產玉々爲人、々々輝映白鱗々、邑長島子字子瑤、磨礪自

爲龜山紀卿壽其萱堂六十華誕

林 維琉

九如高唱入琴瑟、壽算方躋第六秩、北堂由來有儀範、幽閑貞靜出賦質、既執母德三十年、桂子蘭孫循矩律、家世昌阜亦守儉、躬理紡績示子姪、一家敦睦無閒言、亦唯能是務賑恤、斷機之訓含飴愛、終始勉無所失、看君今茲乙卯秋、經營既成落家室、準繩一是率舊貫、不用彫鏤與丹漆、設悅新堂開壽讌、嘉賓滿席贈詩筆、唯愧輕寸賈祝辭、敢探枯觴呈短述、君不見東海麻姑之子、潮水行看塵埃拂、又不見西方王母之使、瑤池屢銜蟠桃實、麻姑王母異代僊、世上誰問丹竈術、別有人間仁壽地、鮑齒胎肯至黃髮、憶彼萊子高年難、看他陸郎少時橘、孝養應是傲前賢、本自子道愛時日。

贈龜山紀卿

全

上古聖賢道、六經獨至哉、聚螢窓可照、逐月卷將開、明匠難常遇、光陰不再來、休言同社友、愧乏輔仁才。

玉浦春興

宮地 敬之

櫻花三月欲飛初、日暖扁舟興有餘、回望春風多少艇、波間張網捕紅魚。

蘭橈桂棹盪春波、美酒佳肴興轉多、白面郎兼紅袖妓、含情唱和入絃歌。

絃服鸞刀意氣誇、狼餐鯨飲夕陽斜、維舟醉後爭攀路、折盡崑頭躑躅花。岸上誰家俠少年、頽然沈醉對花眠、早潮歸去暮潮至、舟子呼

保不受塵、結社崇奉朱門學、培根堂上幾度春、木鐸振起三千戶、滿浦沙石化珠玕、吾作玉浦歌一闋、布衣舊歡壽六旬、更願世々令子孫、玉乎々々德爲鄰。

自江都歸路過玉浦、敬仲諸子要余留酌、孟慎

自詩乃用其韻以謝答

全

薰風下嶺卸歸鞍、萬頃滄漪夕照殘、欲向津頭問舟楫、却遭堂上引杯盤、候潮深酌灘聲靜、迎月晤言花影團、謝爾莫嗔分手去、屏願咫尺故山寒。

春盡夜鳳尾蕉軒賦似主人

全

芳尊今夜有盟尋、廿載交情感慨深、豈識人間紅事盡、鏡蕉無恙歲寒心。

玉浦遇福東岳、其父五岳爲余舊友

全

通家交誼幾十霜、客地相遭同引觴、莫笑諄々醉餘語、爲吾記去上椿堂。

舟發尾道二首

菅 晉實

港頭買小舫、鼓棹逐歸鴉、日夕洲雨歇、篷上月明多。江面漫無際、左右皆金波、遙認一星火、孤島知有家。

送勝島生還尾道

伊藤 弘美

遊子將歸瓊浦邊、草堂把酒轉悽然、相逢何事不多日、期見再來親簡編。

來不上船。

煙霞處々草如烟、浦上春風競泛船、歌妓相呼飄白扇、遊人指點坐紅氈。

夏日雜咏

草香 孝敏

樹陰相接兩三家、雨靜農談到日斜、園物青々寂無事、標棹時見打池蛙。

五月江村水溢流、檻前來繫孰家舟、泛湖擬作驅眠計、自起呼童命釣鉤。

宿霧纔開如釋囚、蟬聲喜聽樹間流、唱吟搖杖欲移步、一片斜陽在石榴。

睡起推窓欲夕曛、浴衣風滌解餘醺、林間病葉先秋落、拾去驅蚊爐上燠。

不見嘉樹堂主人廿餘年、一日偶然來云、近買田廬於吾村東、而移居焉、不圖以得拾杜之舊友於旅寓之同里、只疑其夢耳、而未月餘、俄然來云、有△事、遽還鄉、發程在明日矣、吁、一以喜我、一以傷我、我之知是何乎、不知前日之夢之是而今日之

夢之非乎、夢中論夢、々々紛然、十次其留別韵、餞送、兼奉寄茶山先生、謹乞教。

問 齋

新築忽忻輦右移、假裝乍駭向隣辭、縱異倉黃不貽突、勸君行樂莫衍時。

話舊頻驚年序移、爲思同侶致蕪辭、記不醉坐江樓雨、二十餘年一餉時。

村上義光墓

勝島 惟恭

峰雲澗水路紆縈、弔古芳山曳杖行、錦旗奪得人何在、墳上長懸日月明。

銀閣寺

全

白銀爲閣玉爲沙、足氏遺蹤幾歲華、全盛豪華今耐想、假山草木四時花。

鈴鹿

全

攀躋鈴鹿路崎嶇、曾識阪公征賊徒、今見昇平官道穩、長令行客仰靈區。

送白龍田處士到尾道舟中同賦

松本 嶽

遠岫漫波晚照明、愁心此際共誰傾、孤舟同載別離恨、直下春流二十程。

暮春

全

鴨頭波暖一灣沙、臨岸松林是我家、白舫青簾吟侶到、閑詩慢酒興懷佳、茶旗始展頭番綠、木筆猶看落後花、須值親知開口

笑、人情世味薄如紗。

龜山氏四十華誕賦其庭上松一高橋 續

喬松昔日誰曾植、爪葉鱗條龍欲噉、樹德併知千歲色、此中應不負初心。

同席上同諸子賦

全

酌流引客趣何奈、半是丹青半是詩、雅興若斯人識否、屋梁新月獨相親。

同席上分韻得虞

全

朋自遠方一至、又知德不孤、江湖意何若、鷗鷺約無渝、片雨情風過、殘炎藉酒驅、文章今夜飲、與爾在茲乎。

舟過尾道

北條 讓

石頭思月千光寺、貝子拾春尾路江、垂柳岸邊舟欲繫、誰家樓上酒尤濃。

瓦蕩鱗比晚煙浮、春女時々出倚樓、舟首爲嫌街市鬧、短檠移去逐輕鷗。

宮地十三郎墓碑

菅 晉帥

既已使其芬、何不使其蕃、惠彼蕭艾、虐此蘭蓀、草木猶尙可、何乃於斯人生也、信乎宗戚朋友間、歿也、知與不知、莫不泣然、仰瞻彼蒼、從增慨嘆、天明八年戊申十月二十三日、尾道宮地君病沒于家、年十九歲、二十五日葬于清淨山南之坊先塋之

關頭匝月留。

淨土寺分得明字

全

吟倦沙汀步月明、南洲北渚夜三更、松陰不動春潮寂、時過行船笑語聲。

舟抵尾道

全

夢中棹過幾汀洲、三老傳呼已埠頭、起揭篷窗星欲曉、旗亭歌板未全收。

子瑤翼齋孟慎敬之四人墓、在數百步間、歷拜而作

全

同學同鄉交結親、九原仍卜舊佳隣、還應地下頻相會、癡想差堪慰故人。

題玉蘊女史所藏古鏡

全

唐代蟠龍存彷彿、秦時明月委昏塵、匣藏今尙艷粧閣、曾照何王宮裏人。

同

江 芸閣

秦漢之珍、天地之精、照胆照人、妖魔不生。

同古鏡歌

賴 惟柔

曾聆玉浦一豪姓、邑裏赫然稱卓鄭、一朝家難蕩舊產、寶厨玩物存古鏡、方圓大小雖異容、均是古雅視起敬、菱花鸞龍世非無、比之他鏡、韻度復、千金小姐字玉蘊、零丁伴母守孤榮、丹青絕技逐年工、一時聲價四方迸、誰料纖手柔荑手、筆力陵轍驚老硬、因知天奪財貨富、換付後世才華盛、日祇免毫華轍材、甘旨奉母勤溫清、秀異却恨少伉儷、水人誰能謀婚媾、金鈿銀笄

牡牛路上賦示諸君

全

驚殺棘牢已入秋、來時玉繡未成毳、農夫貪看江山美、尾道

尾道志稿後編

卷之中

側、其友龜山元助、哀其行之不昭、謁余追列遺懿、按狀、君名

之愷、字世悌、宮地其姓、稱十三郎、號五嶺、其先大江輔諱明光、

應仁延德間人、爲備後因島陽主、明光子大炊介諱資弘、當毛利

氏之盛、帥部曲屬焉、資弘子諱道本、稱三右衛門者、免胄、

隱賈傳至世恭、凡七世、世住尾道、世恭名敬之、稱彥五郎、取

渡橋氏、生三男二女、君其長、君未訖識字、隨見抄寫、八歲從

兒玉不搖學字授書、其所誦讀亦皆手自謄、餘暇閱諸軍志及

小說、衍々不倦、時作諧歌、奇警驚人、十四侍父母遊洛攝、

學詩江君錫、學畫福原五岳、後師藝藩文學賴千祺、又與予往

來、講理學、談文章、皆頗就緒、十七東遊、與羽信越、每至勝

槩、製圖賦、詩、比、歸成、卷、賦、諸父母、最善繪事、藝先侯、雀岡

公、覽而奇之、特命作倦女圖、成賜金賞焉、常時好搜索古畫、

隨得隨得、每謁名家、輒乞其筆、併藏滿篋笥、君爲人雄

偉、白晢、眉目如畫、明敏溫雅善談、幼不好弄、既長不近花柳

聲妓之場、勞之勤、事逸之遊、藝、率以怡父母爲娛、詩畫諸伎

之好、其初學之以父祖所嗜也、又好邱壑之遊、每扶父俱往、

後先提携、笑語愉々如也、其他古廟名寺、花筵月席、未嘗獨遊、

私行云、君既不壽、交亦未汎、而以才以德多忘年相許者、今

記姓名以擬柳儀會誌于獨孤子、重膝應舉仲選平安人、西山正

子雅岡壽卿元齡備中人、釋日謙道光攝州人、賴惟寬千秋仲惟彊千

齡叔惟柔千祺及林維琉洵美藝人、役亮牛海及菅晉帥備後人。

非_レ所_レ願、獨撫_二古鏡_一、持_二潔行、古鏡_一雖_レ奇昏似_レ烟、晨窻寧用照_二粧靚、幽姿温文物相得、愛玩向_レ人、覓_二題詠_一、余亦爲製_二古鏡歌_一、二
関衝_レ口應_二汝請_一、鏡兮鏡兮如有_レ靈、爲_レ汝辟_レ邪來_二福慶_一。

同題_二古鏡_一

裏

背文緋繡雜_二硃斑_一、猶覺銅光照_レ膽寒、一段傷_レ心誰得_レ識、凝塵
影裡舞_二孤鸞_一。

全

遊_二千光寺山_一

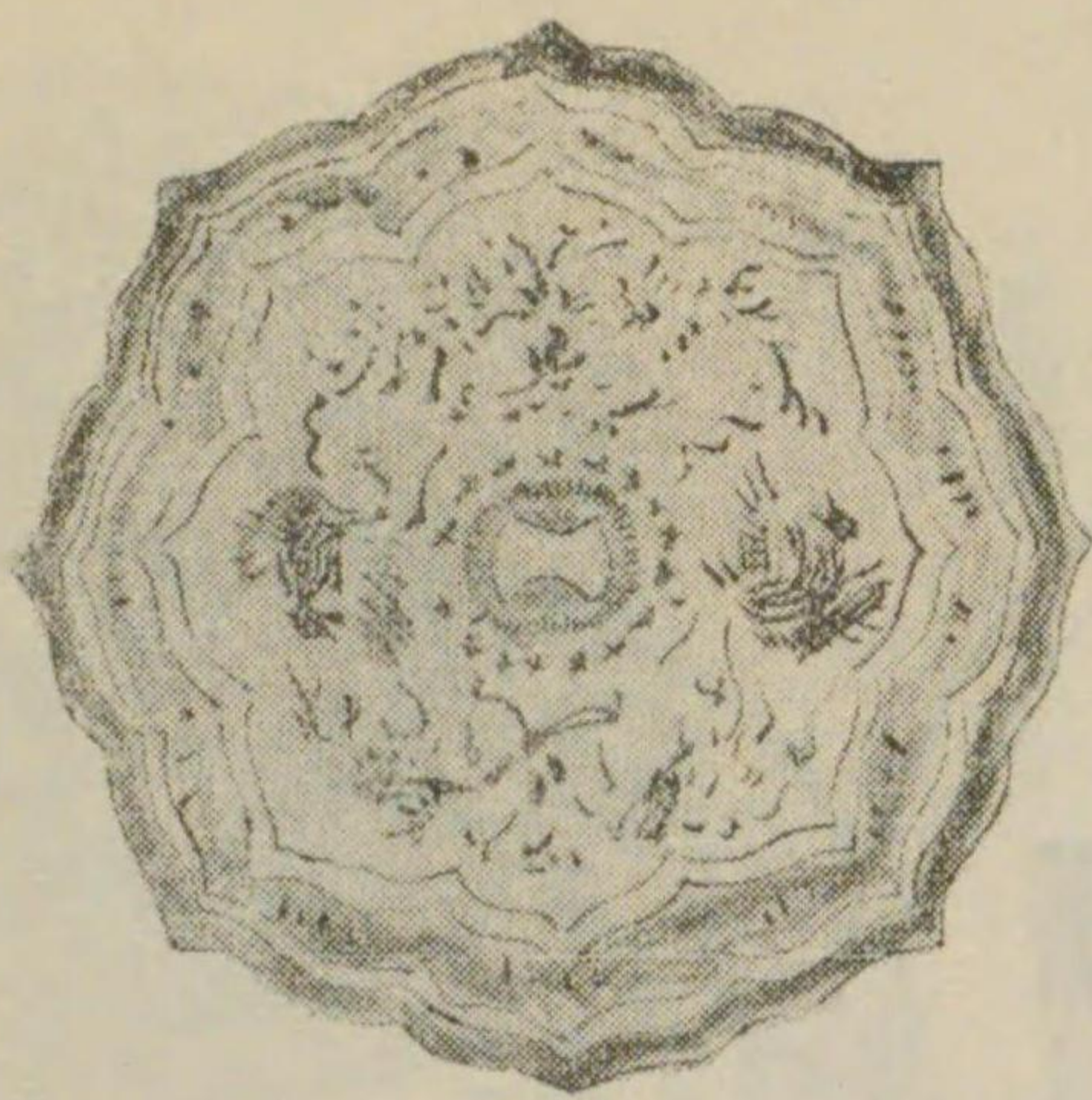
盤石可_レ坐松可_レ據、松翠缺處海光露、六年復來千光寺、山紫水
明在_二指顧_一、萬瓦半暗帆影沒、相傳殘杯未_二傾去_一、回首苦囑少
年人、記取先生曾醉處。

尾道志稿後編 卷之下

龜山士綱著

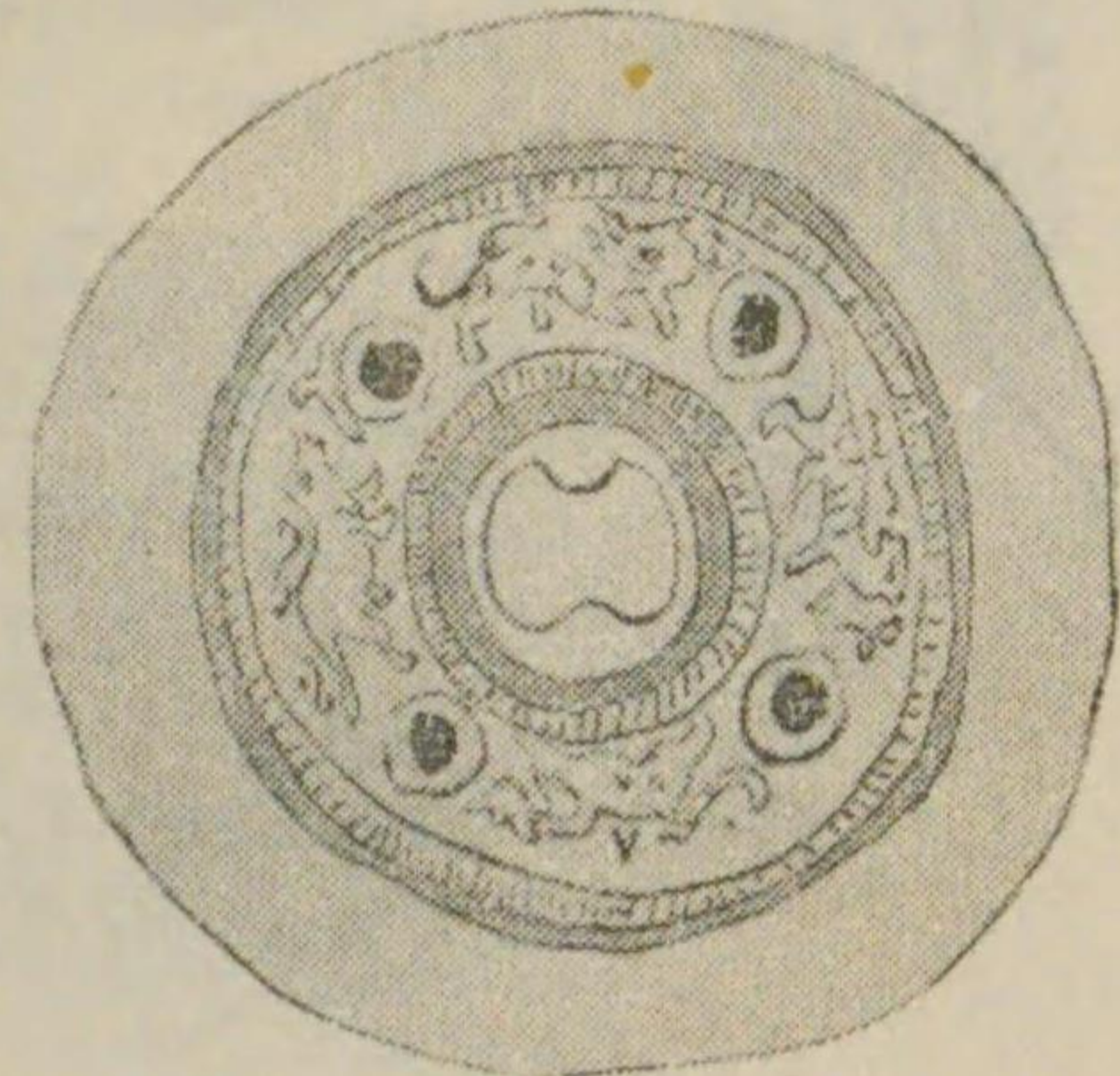
古器

以下古鏡七面 龜山氏藏



裏

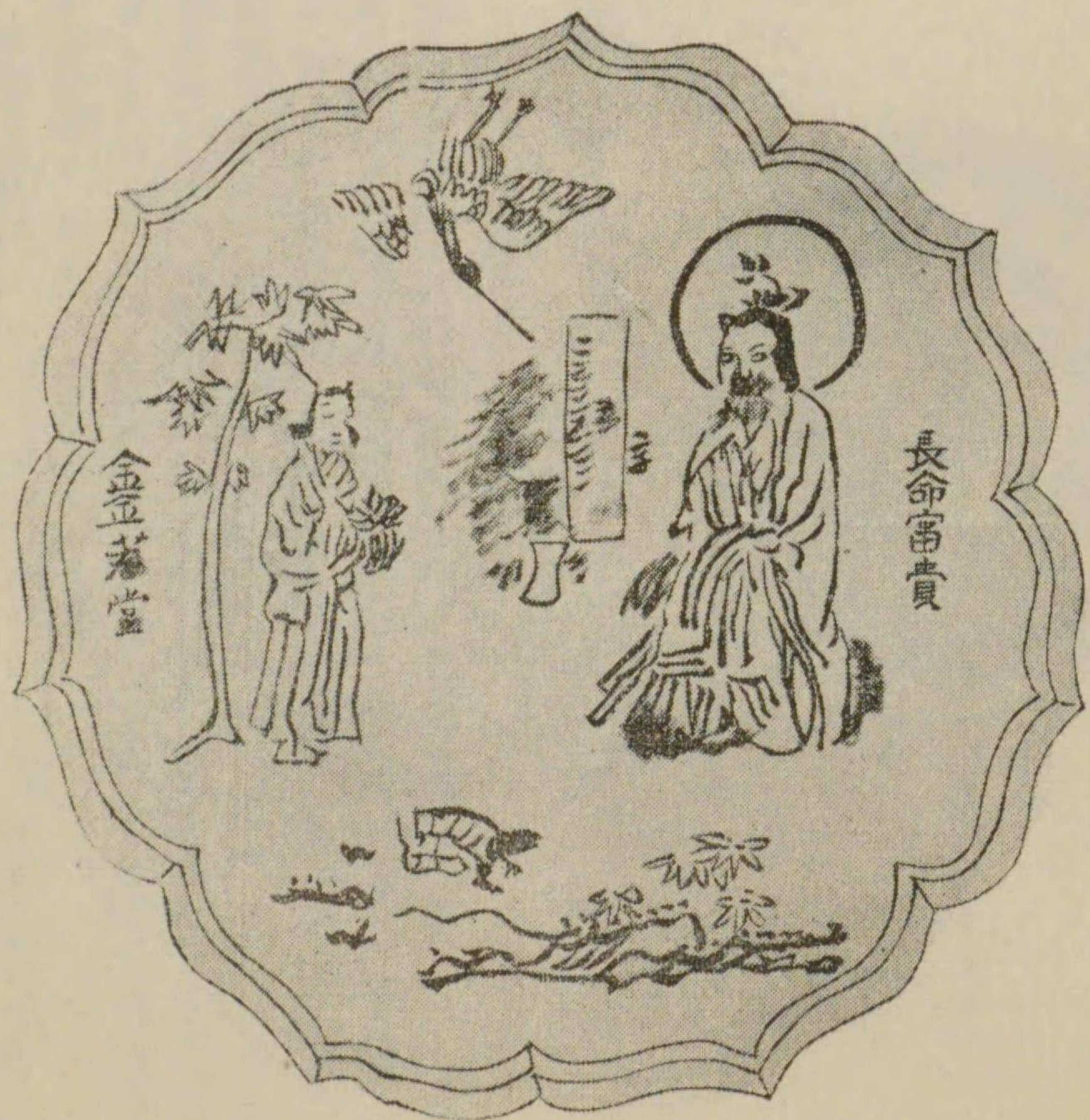
校訂者曰。原圖徑四寸
以下括弧内は皆な校訂
者の附記である。



同 (原圖徑三寸四分)

裏

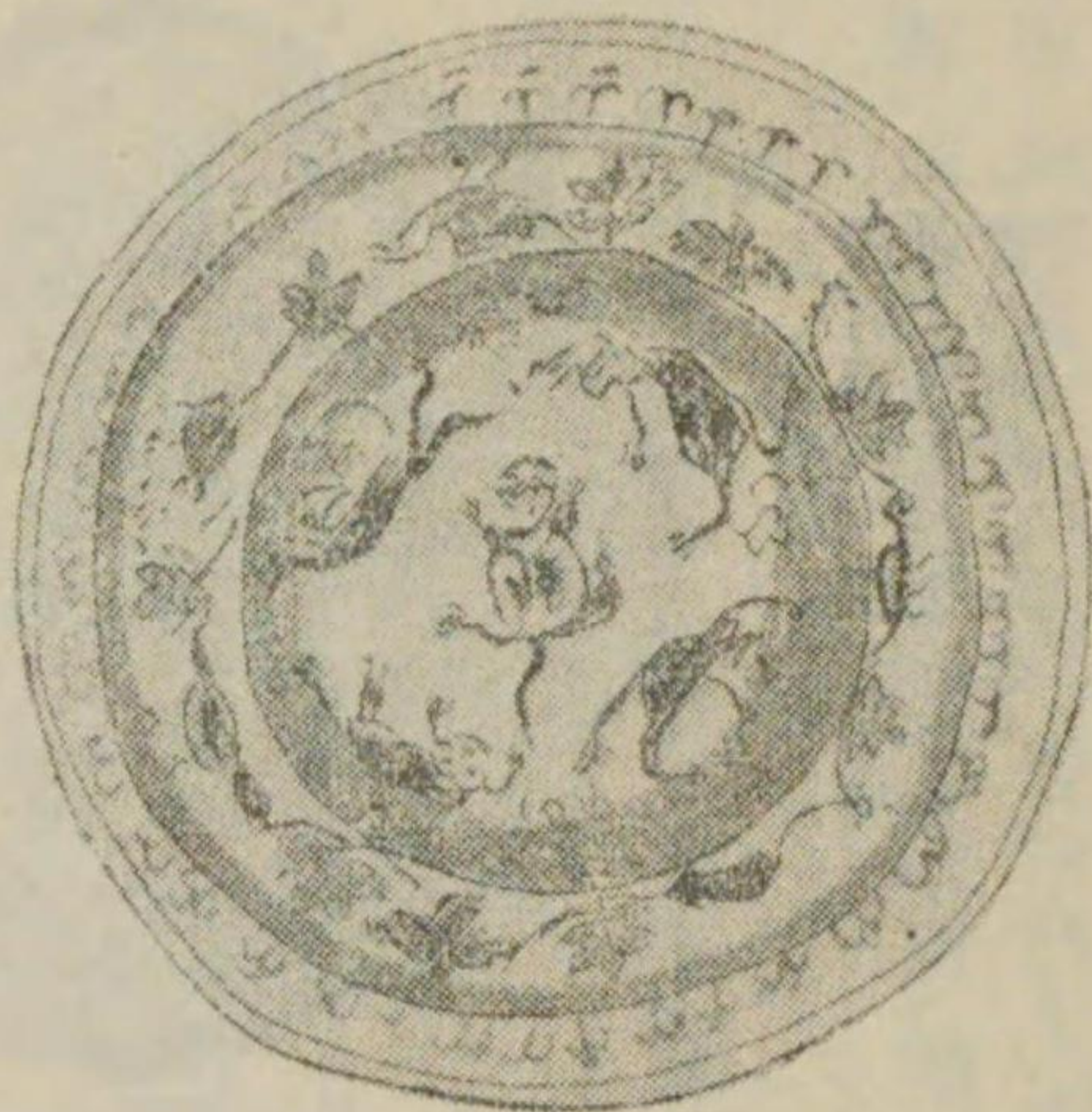
(原圖徑六寸二分)



長命富貴

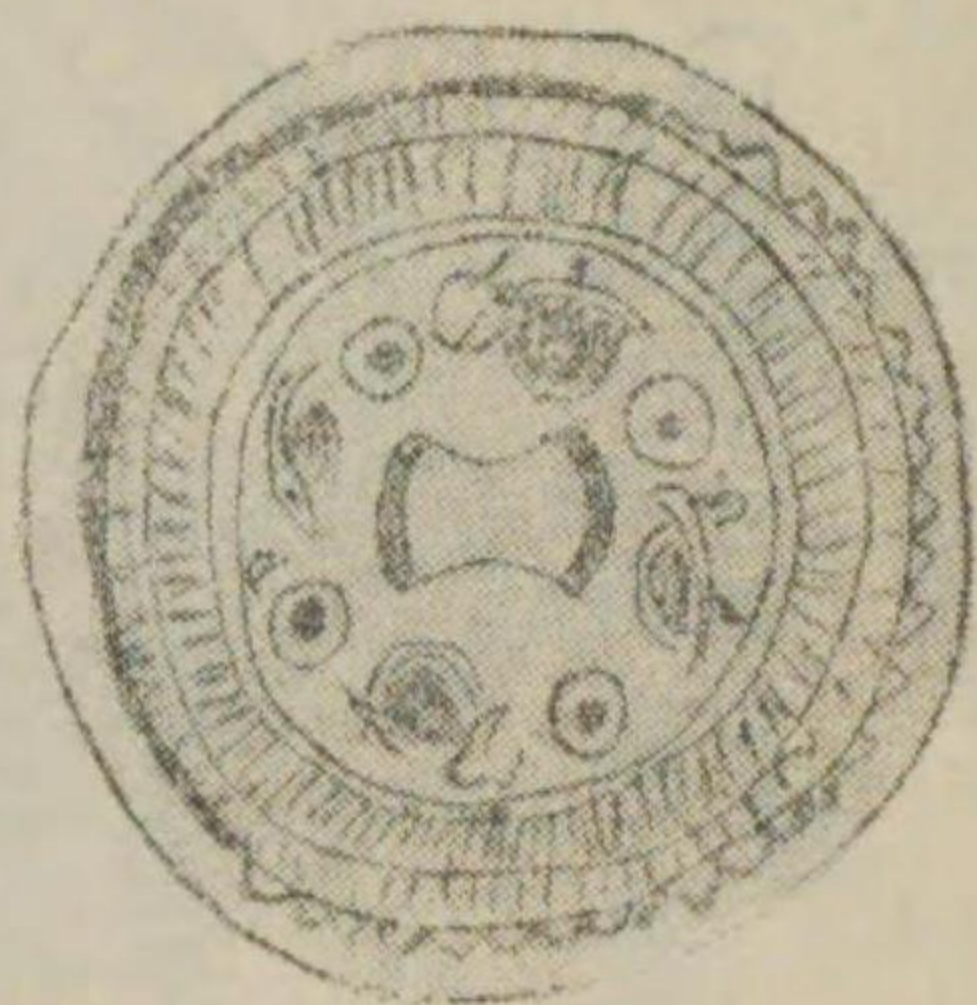
金立古堂

裏 (原圖徑三寸二分)

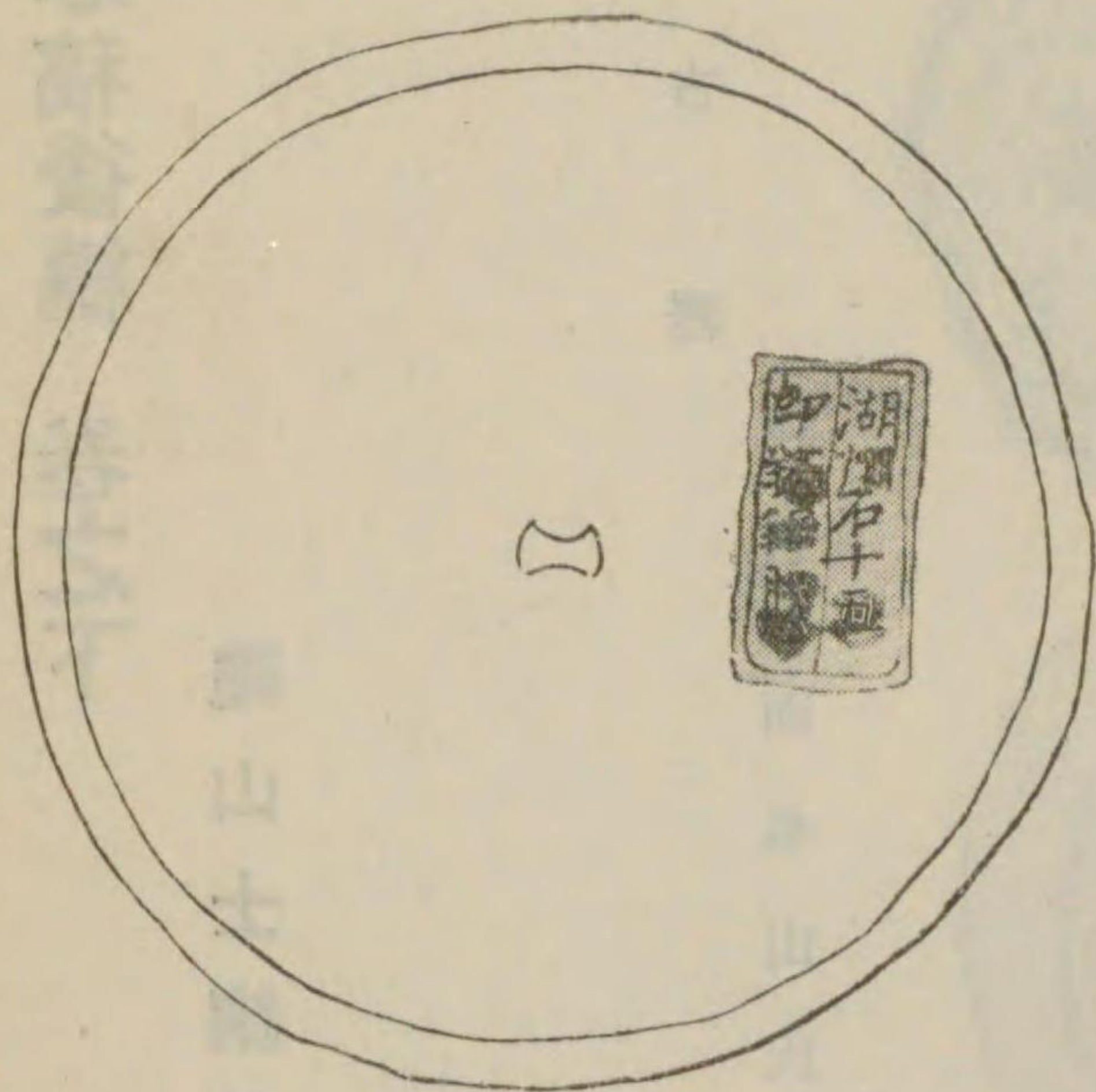


同

(原圖徑二寸三分)

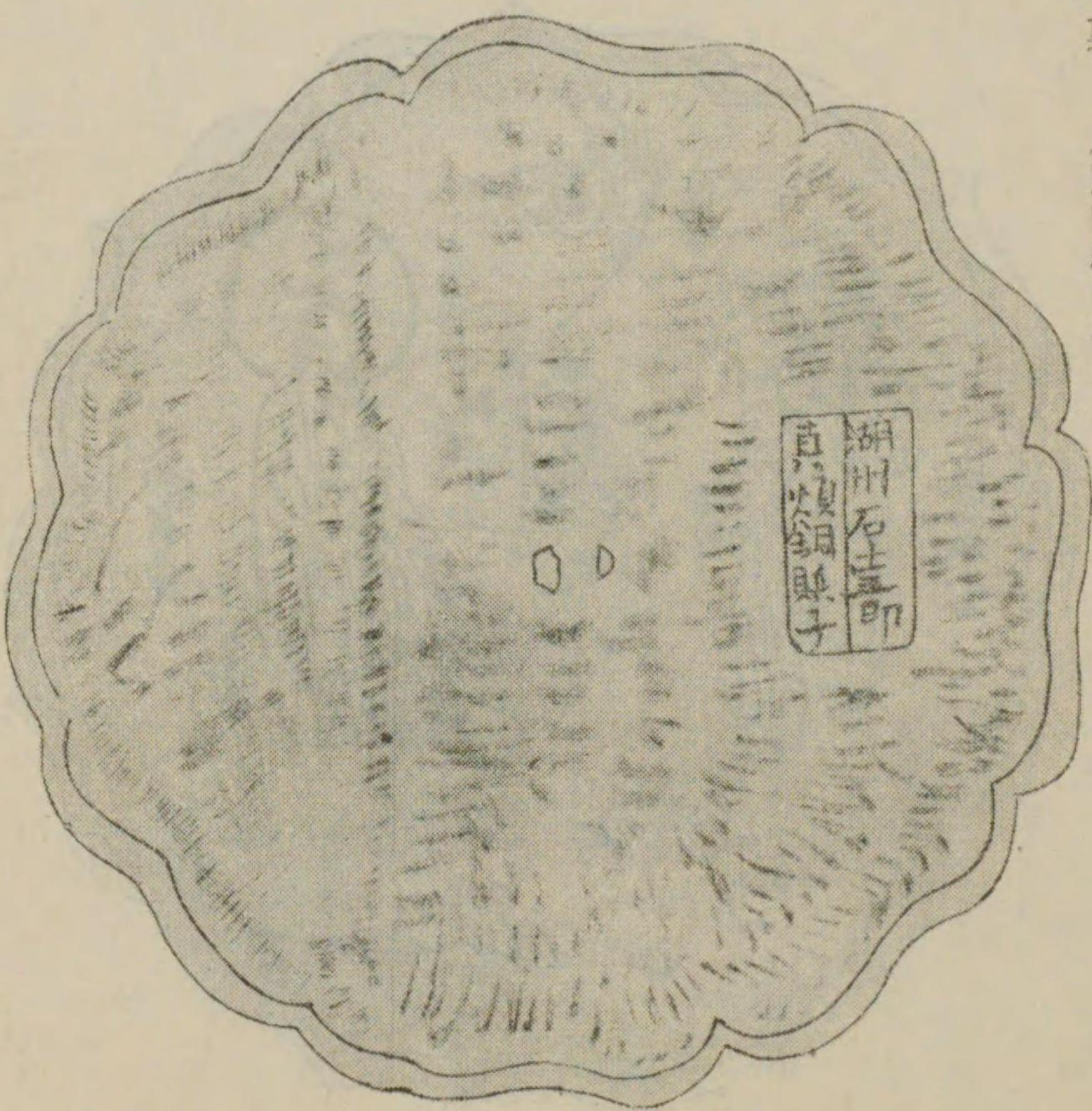


裏

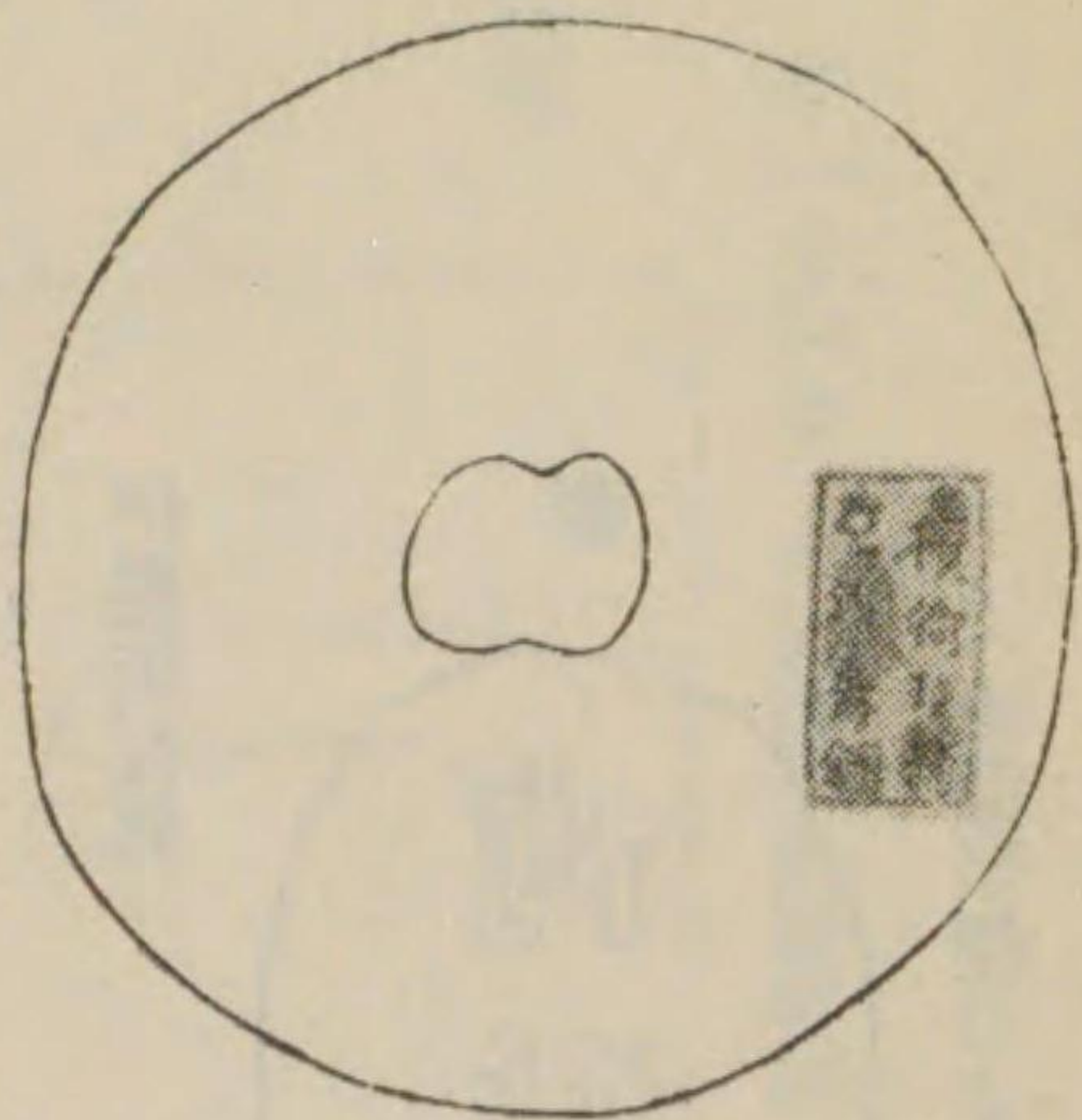


(原圖徑四寸二分)

裏 (原圖徑六寸)

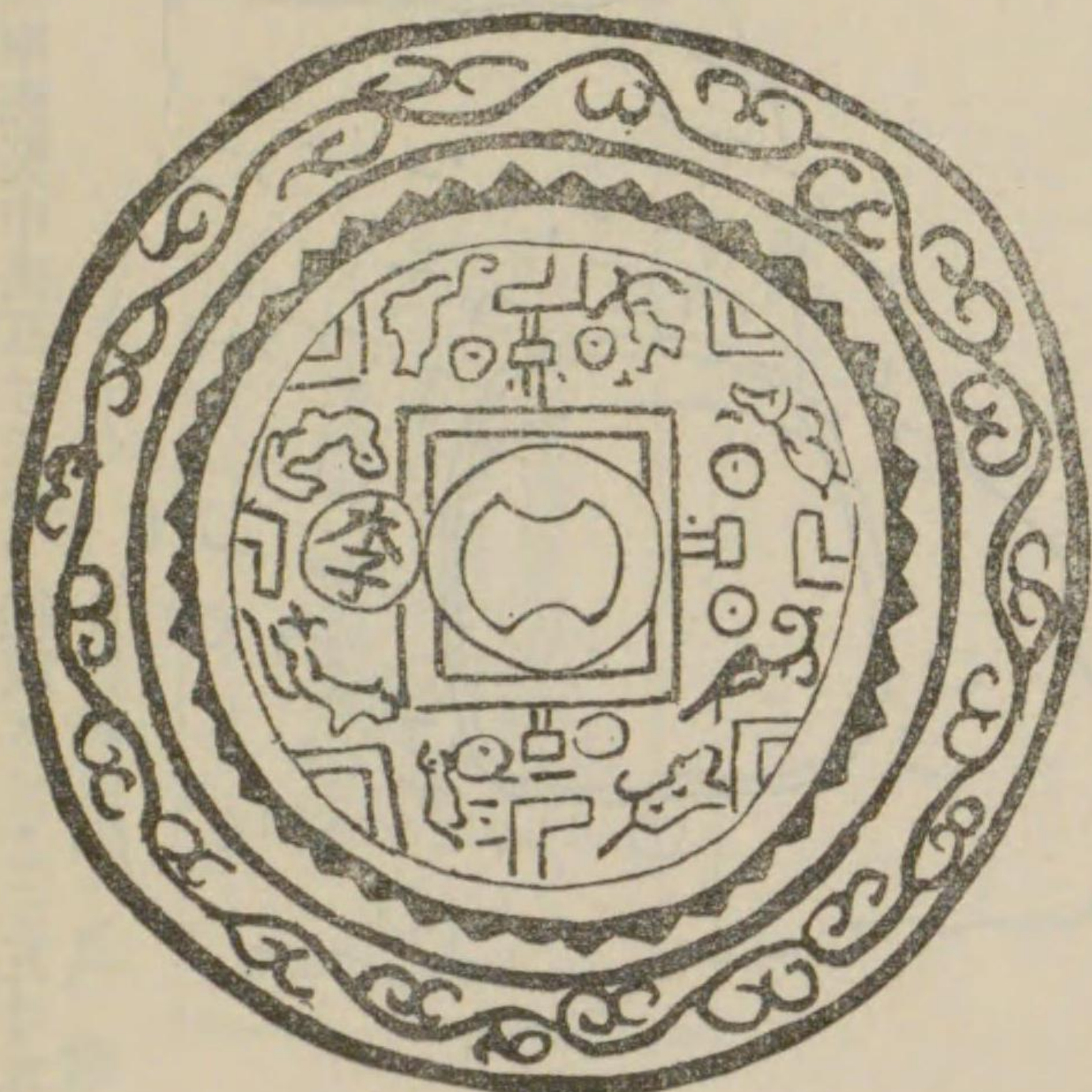


(原圖徑二寸五分)



以下古鏡二面

吉井氏藏

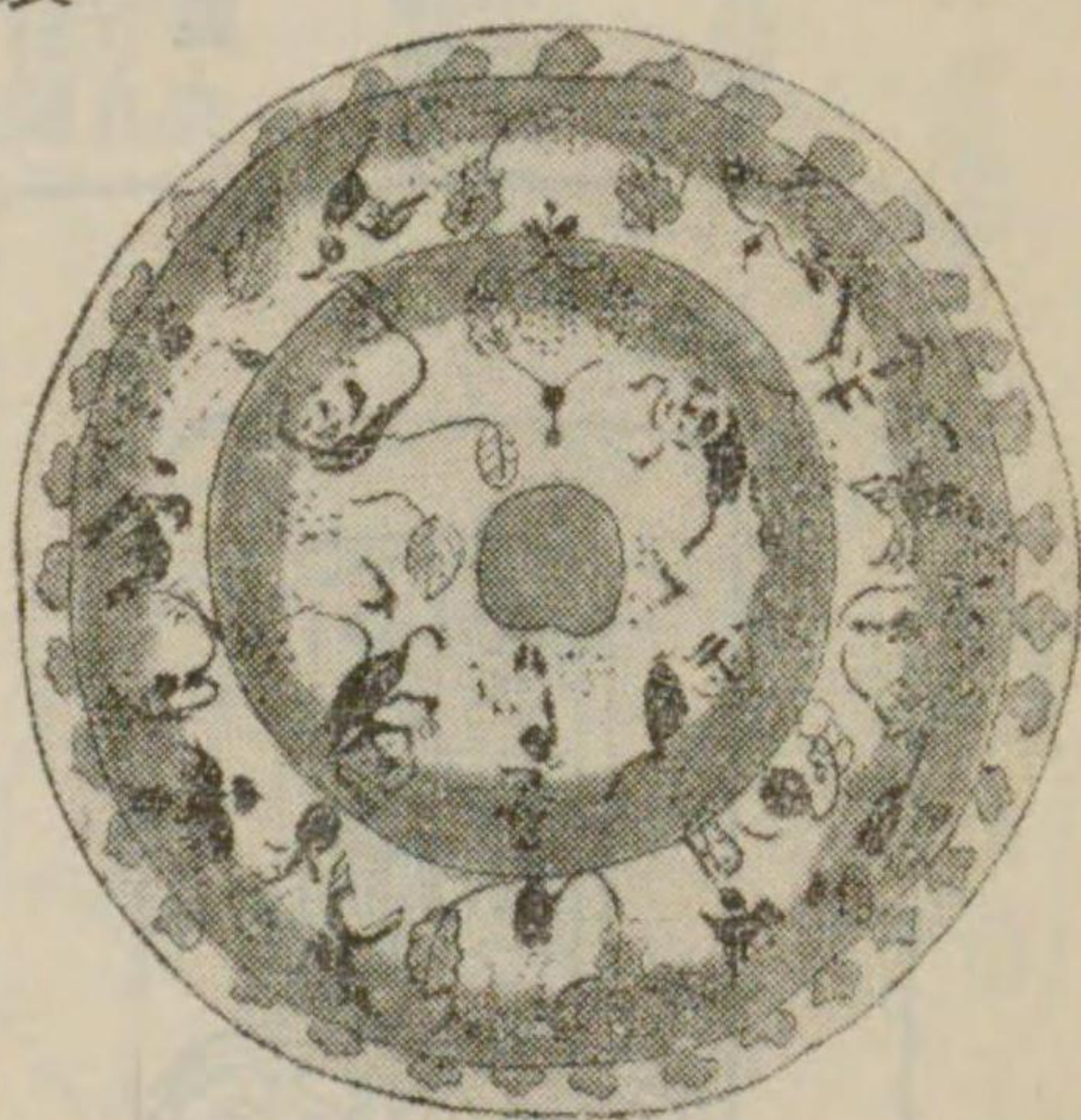


(分五寸三徑圖原)

古鏡

西原氏所藏之內

裏



(原圖徑三寸三分)

以上十面、大如圖

古鏡詩序

尾路西原環屋喜古鏡藏、有數枚、其樣各異、其銅色、綠者、赤者、黝紫者、鏽斑如鷓鴣羽者、雖年代有遠近之差、而其為中古以上之物、皆不可疑、環屋偏求四方詩詞、次至於余、余聞、尾路人喜藏古鏡、今則喜收古鏡、之與瓢優劣、未知如何、然瓢必貯酒、無酒不成用、鏡則特供把玩、賞其古色文章可矣、既無醉酣之累、又有鑒識之益、擲之不毀、壓之不破、挂之櫥、豈亦有歷歷喧於風之患哉、環屋之好、可謂知所擇耳、遂書其語為贈。

文政己卯夏日

山陽外史 漫題

環屋主人喜藏古鏡、來索余詩、賦此塞責

誰成鸞影昔時看。不識龍光何地蟠。自愧吾無寶鏡鑿。皎々照來霜鬢寒。

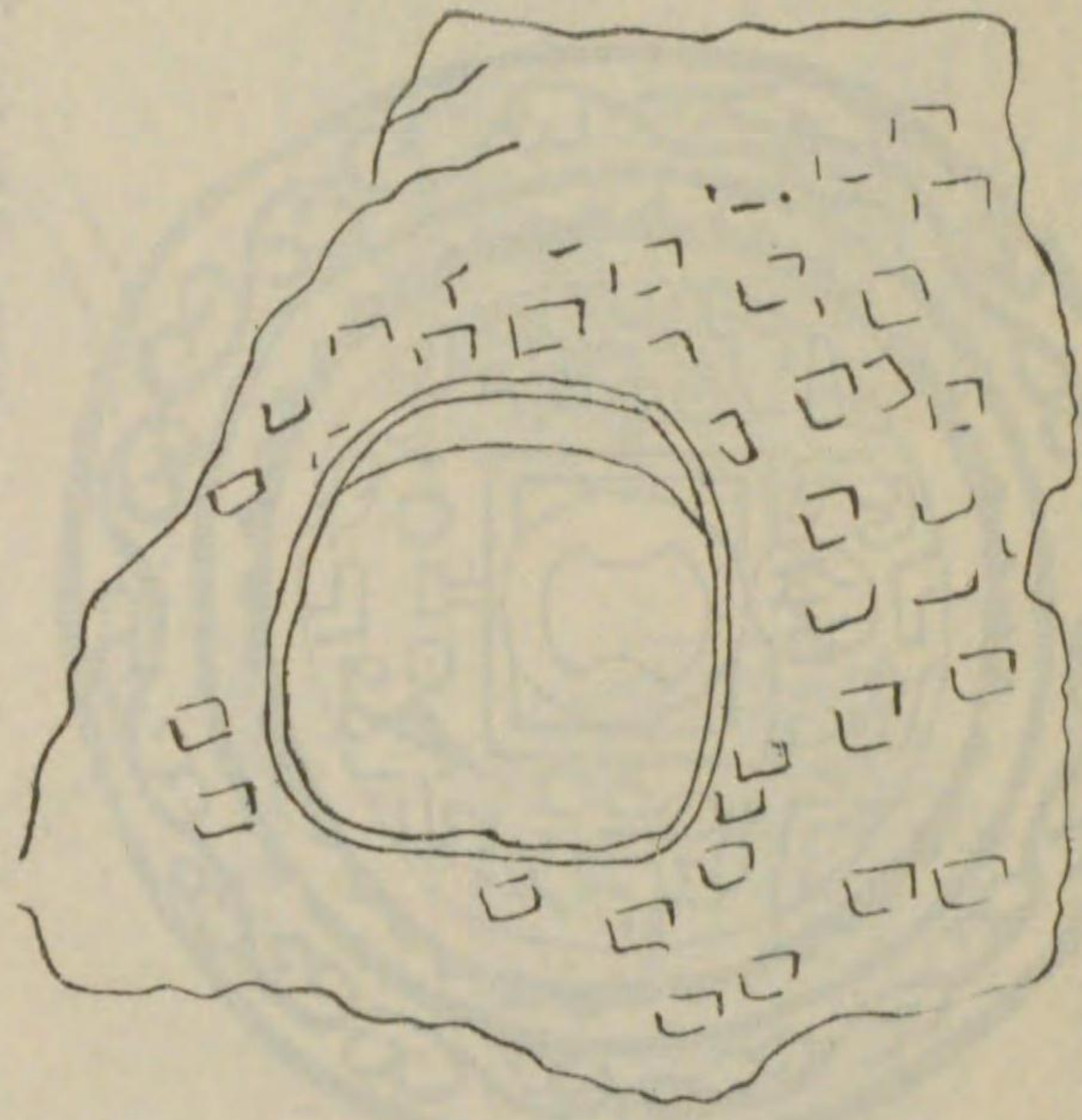
壬午閏正月

春風漫叟

大如圖 (原圖豎中央五寸三分、橫廣きところ五寸五分)

厚一寸

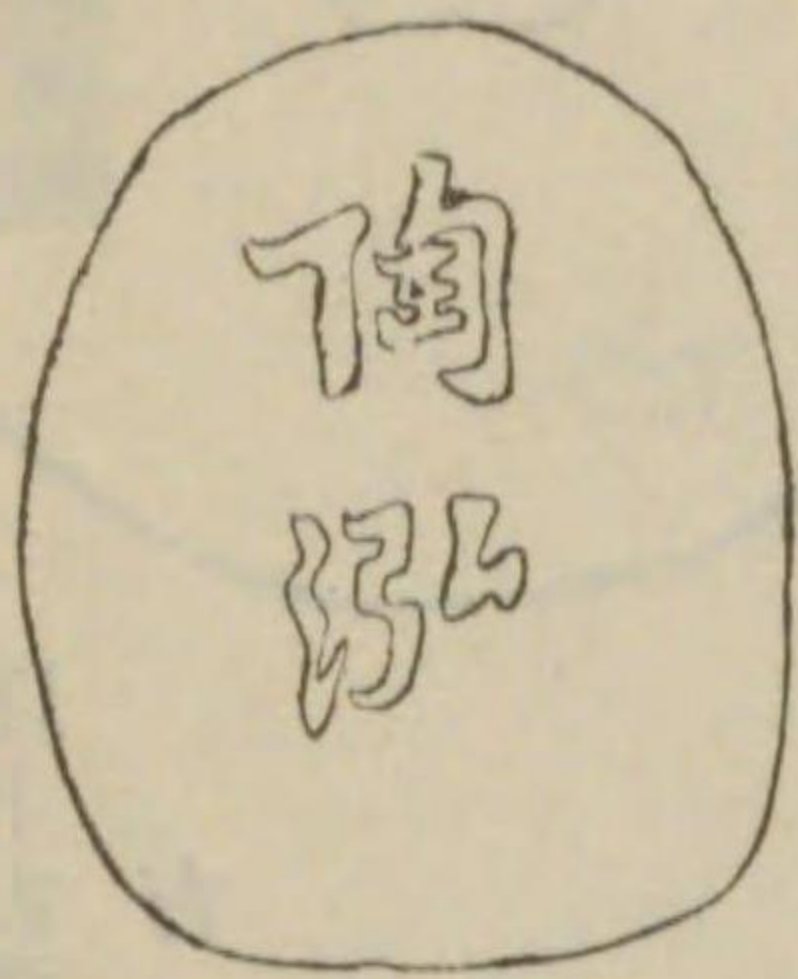
古瓦硯



岡田氏藏

伊藤東涯銘

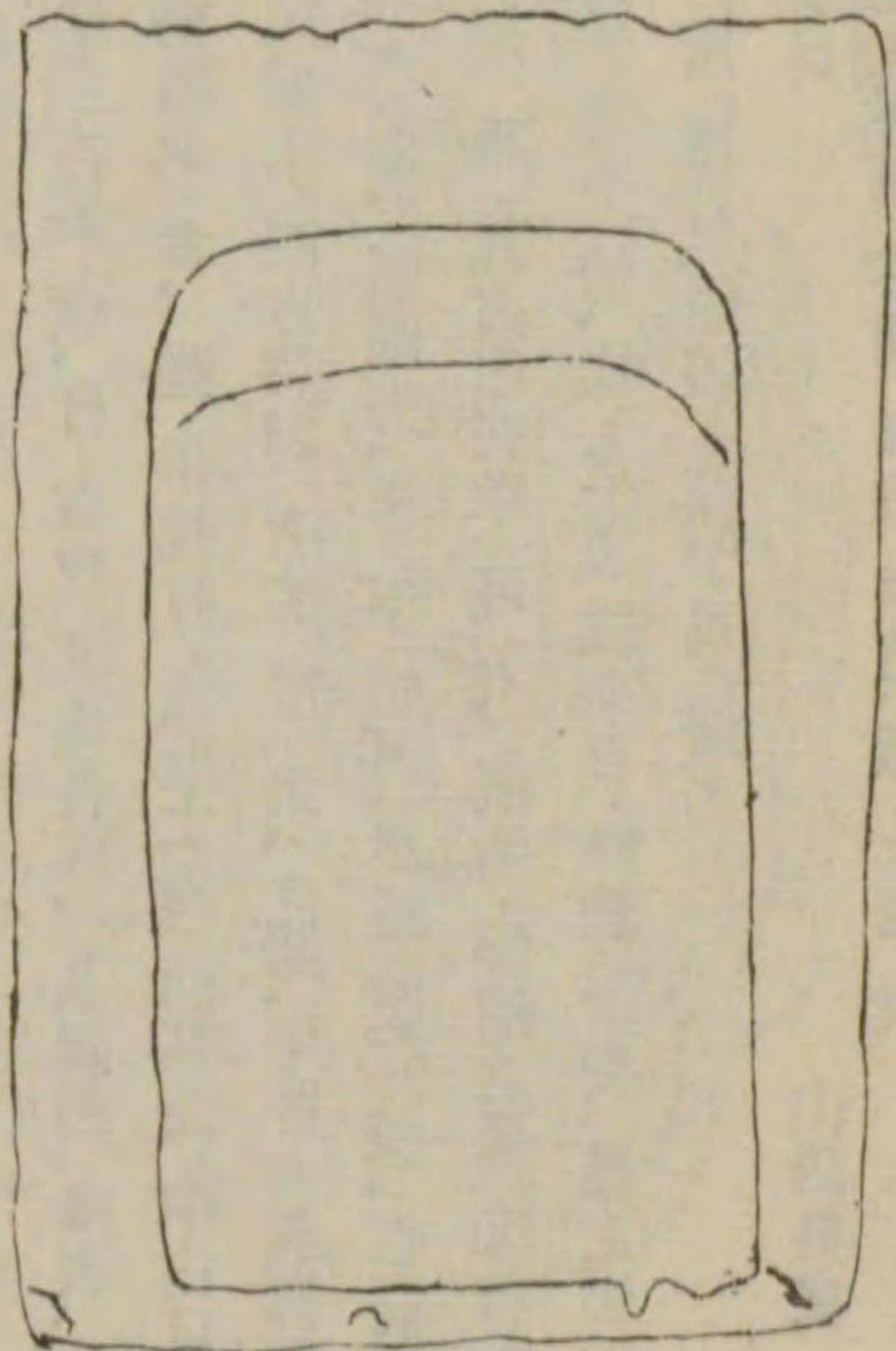
蓋



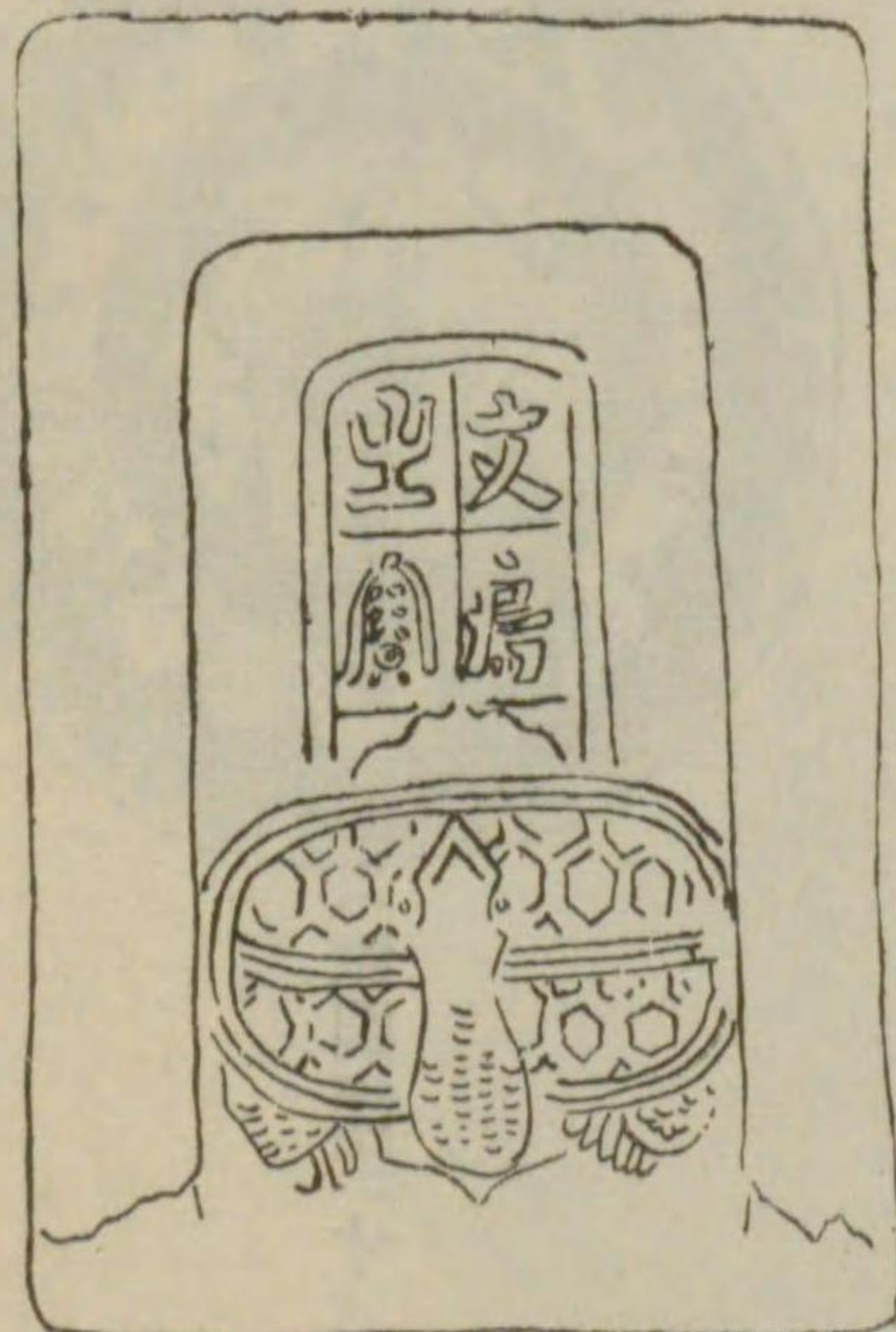
(原圖豎徑三寸)

厚一寸二步 大如圖 (原圖豎徑五寸五分、橫徑四寸六分)

古硯



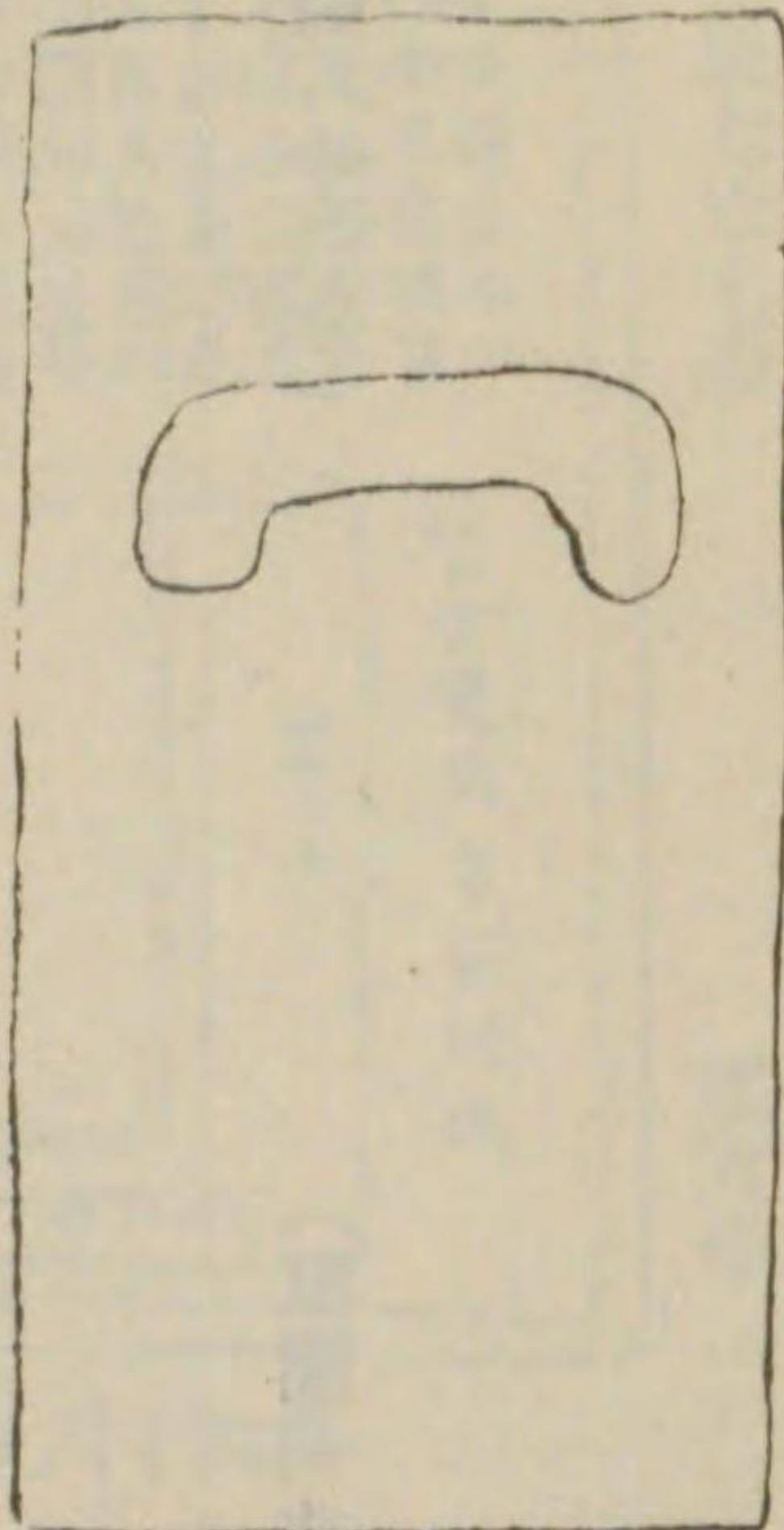
裏



岡田氏藏

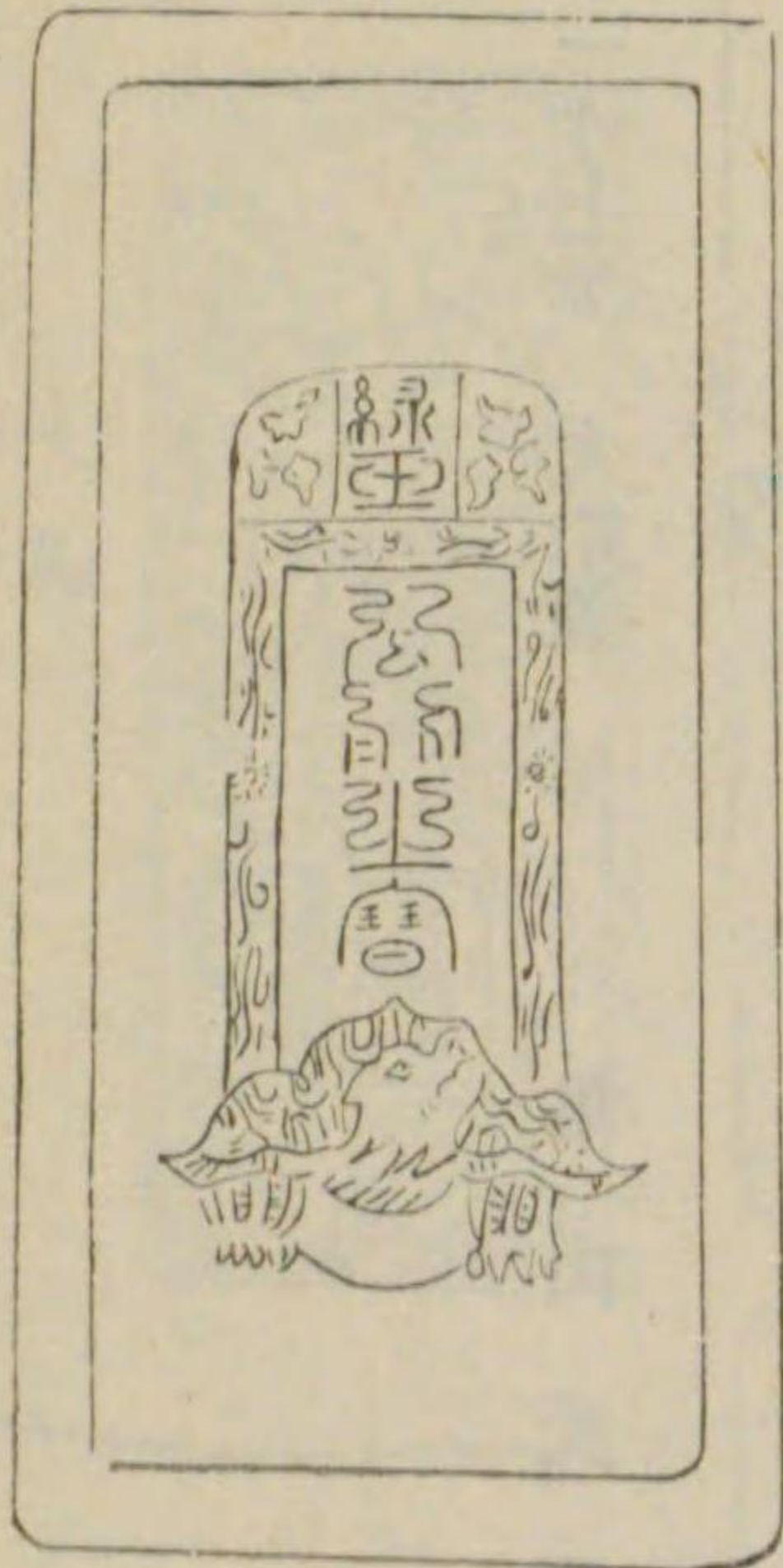
厚一寸四步、大如圖 (原圖豎徑六寸六分、橫徑三寸四分)

古硯



深七步

裏



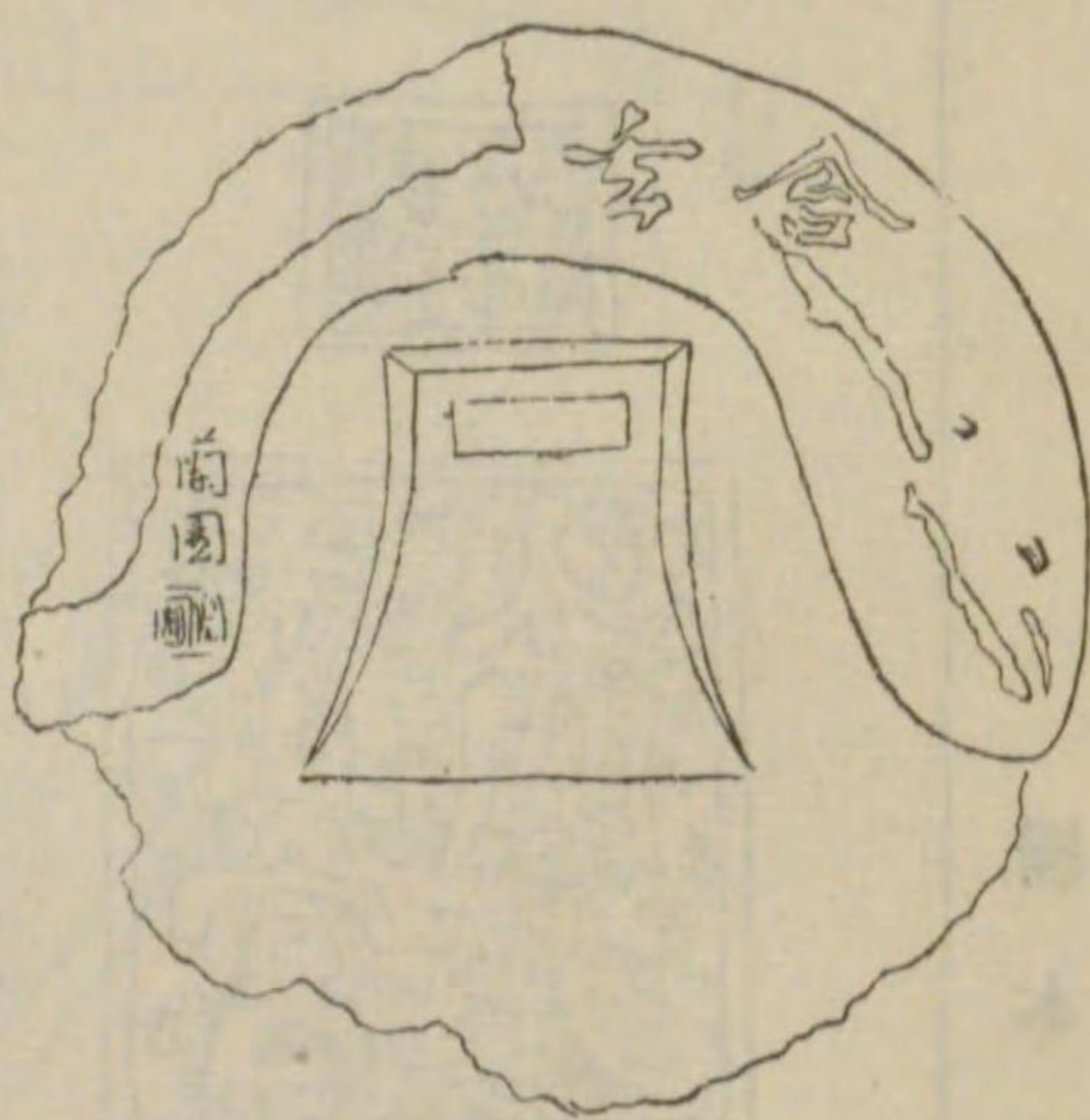
龜山氏藏

厚一寸五步

古瓦硯

含玄
唐橋中納言
在家卿筆

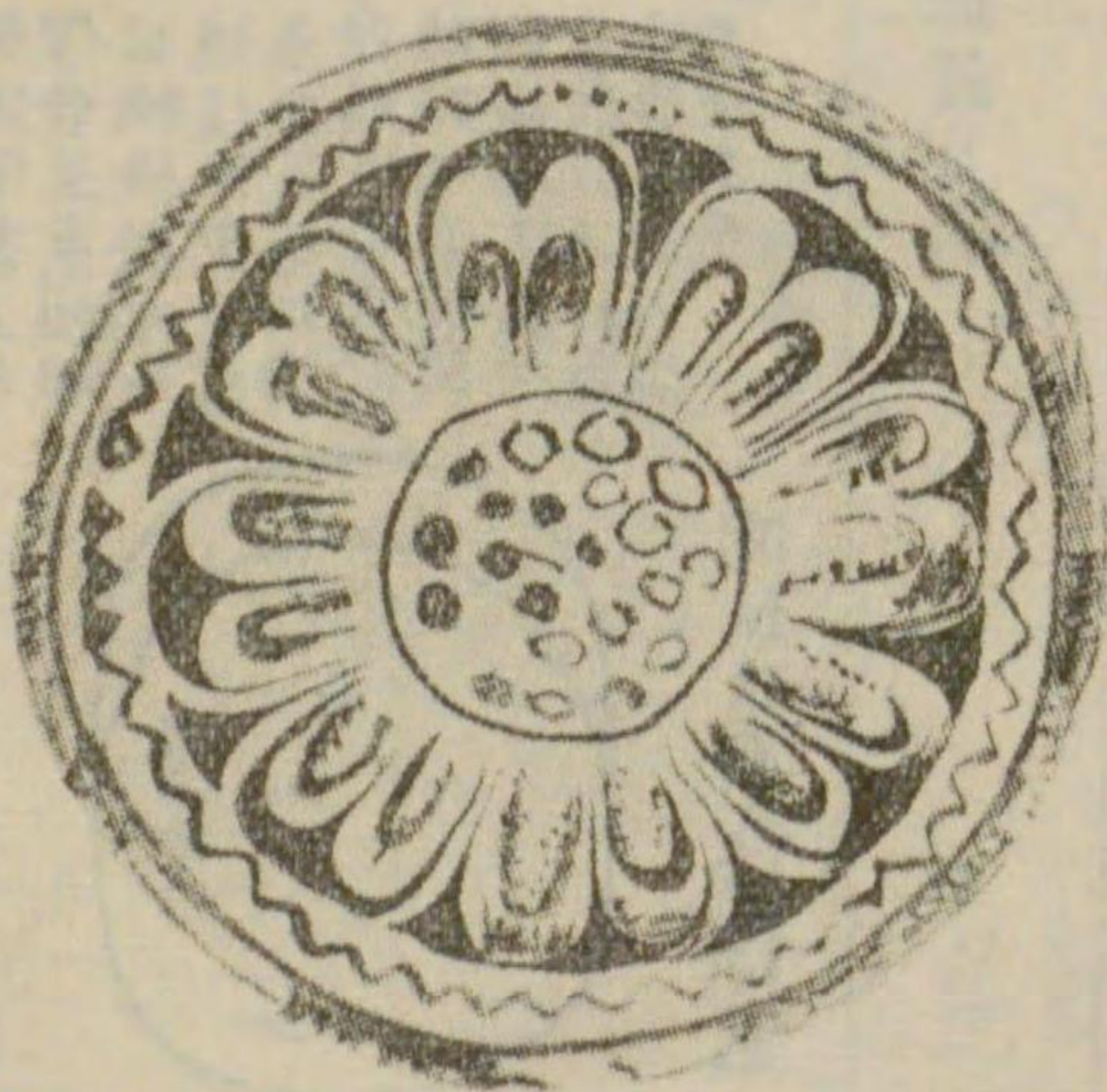
(原圖中央
分徑五寸五
分橫徑同)



大如圖

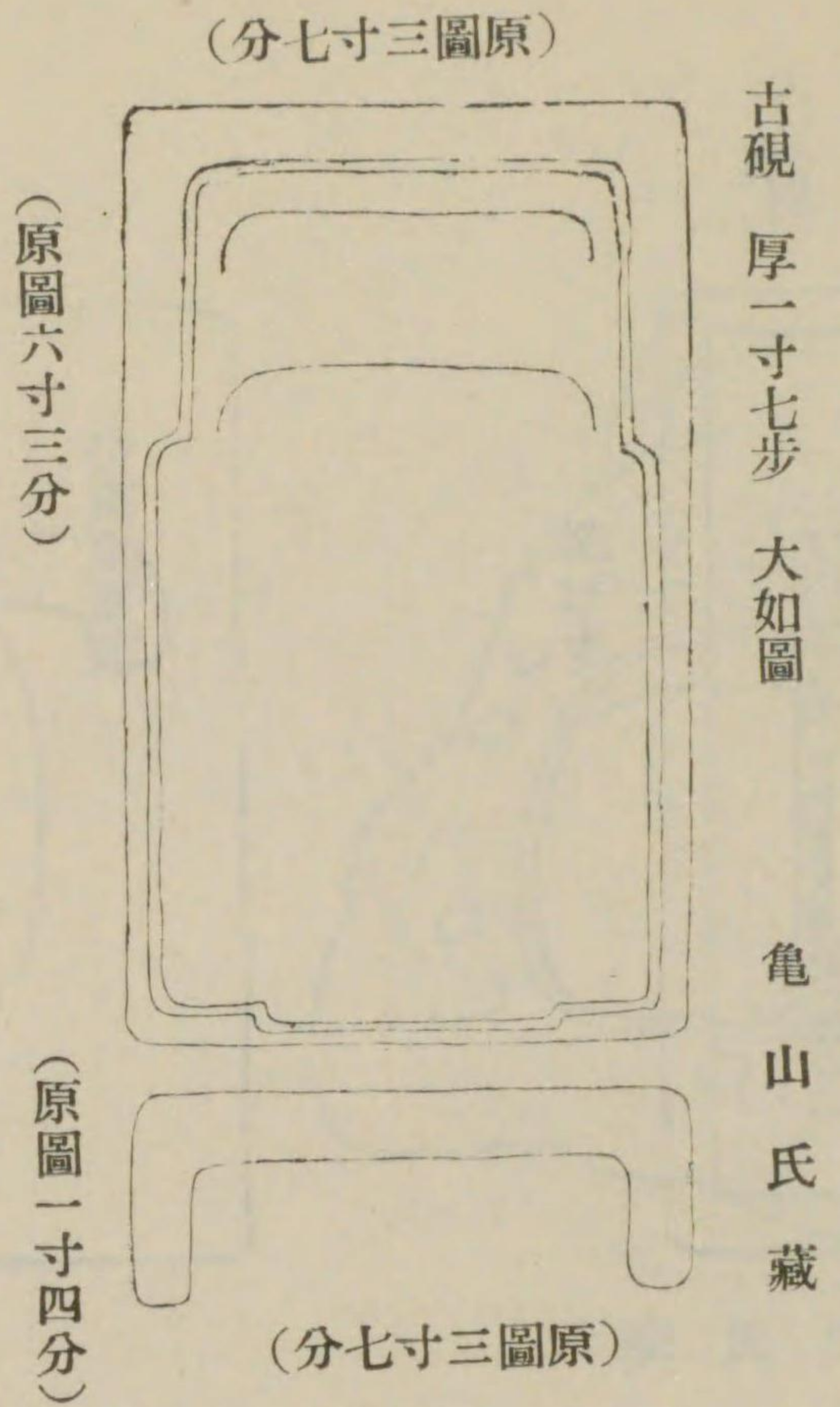
(原圖中央徑
五寸二分)

裏



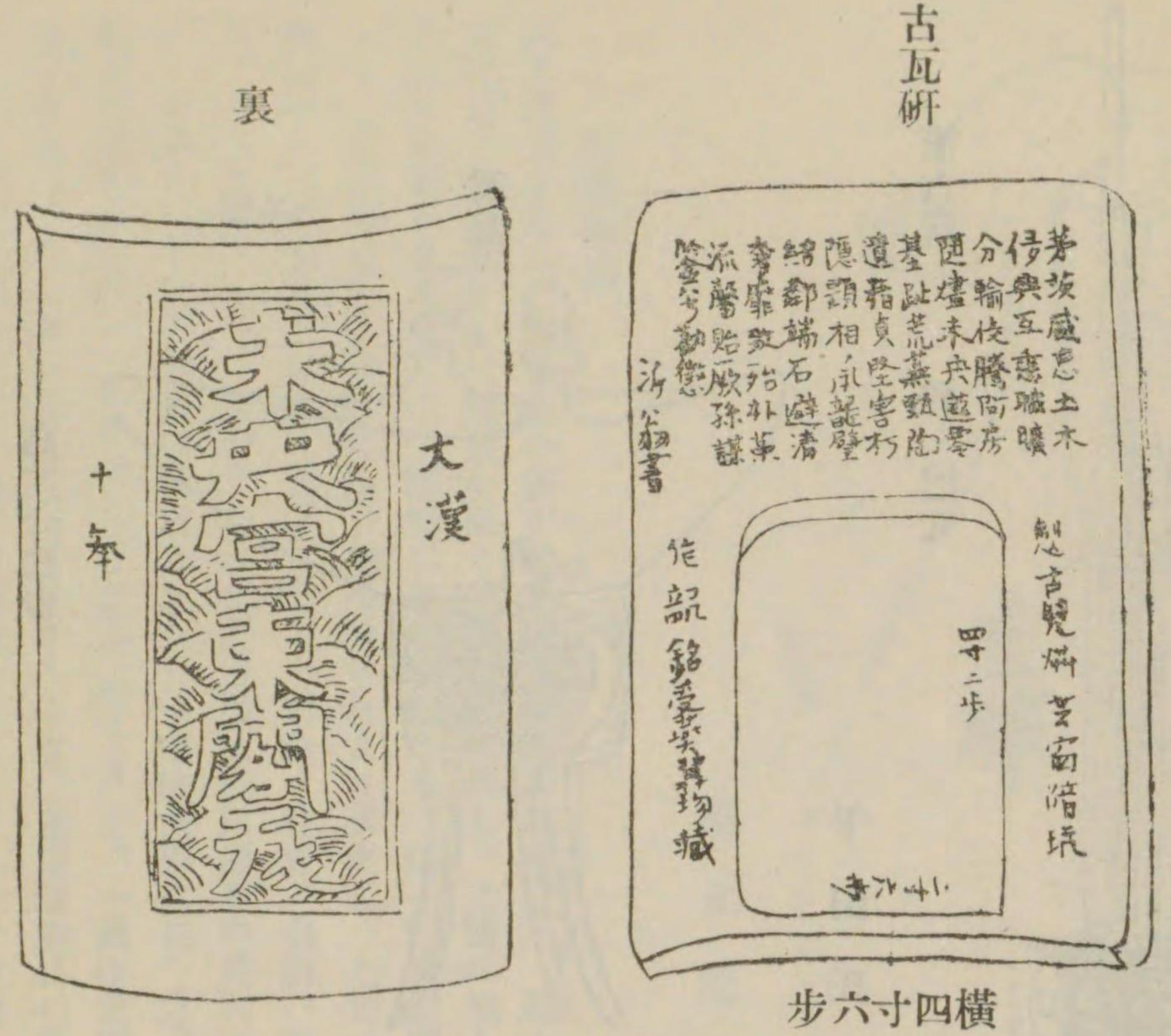
龜山氏藏

嘉遇
淡海滋賀郡者帝古都、或闕地得古瓦、作研、圓中有風字之象、請
銘子、取諸決必有所遇、爲銘。
滋賀皇城墟、時出古殿瓦、用作嘉遇研、伴文士天下。
左虎賞藤公聰
姊小路左中將公聰朝臣筆。



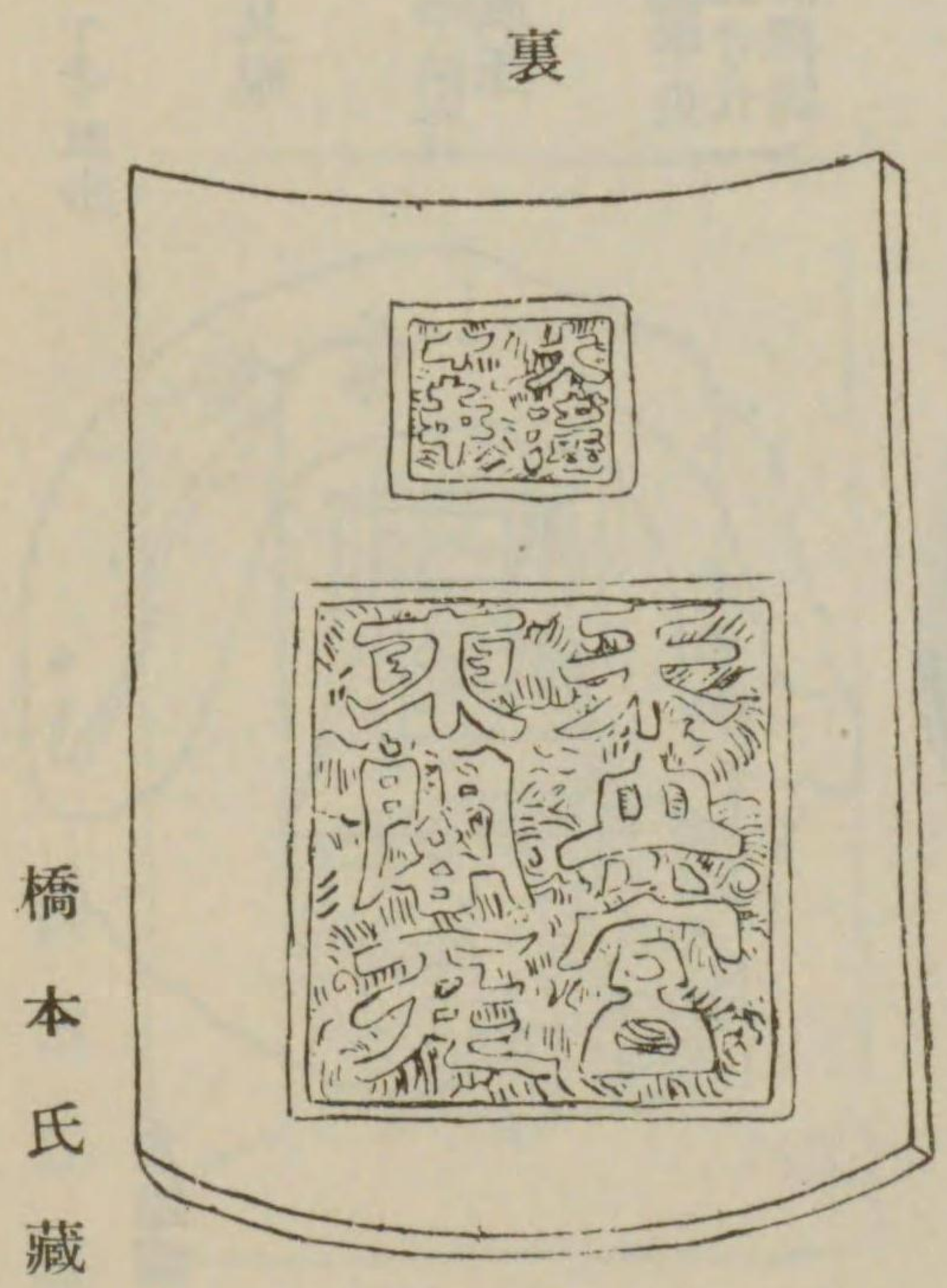
吉井藤三郎寄示未央宮瓦研走筆賦此
 穀城黃石委塵埃。敗瓦猶能充硯財。道是未央東閣物。
 曾聞蕭相履聲來。

長七寸七步 厚五步 晉帥



尾道志稿後編 卷之下 吉井氏藏

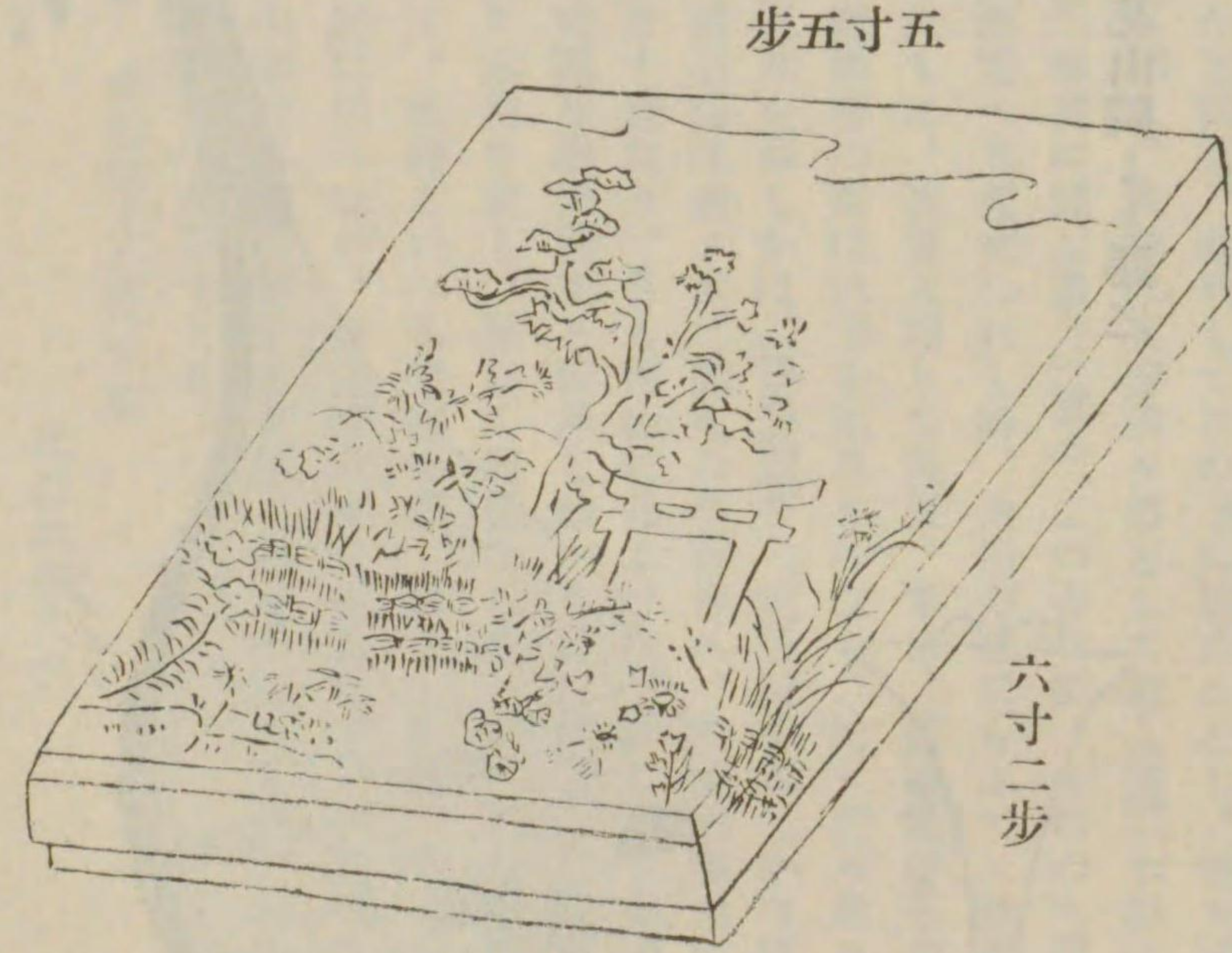
長八寸三步 厚四步



東山長嘯君珍藏瓦研

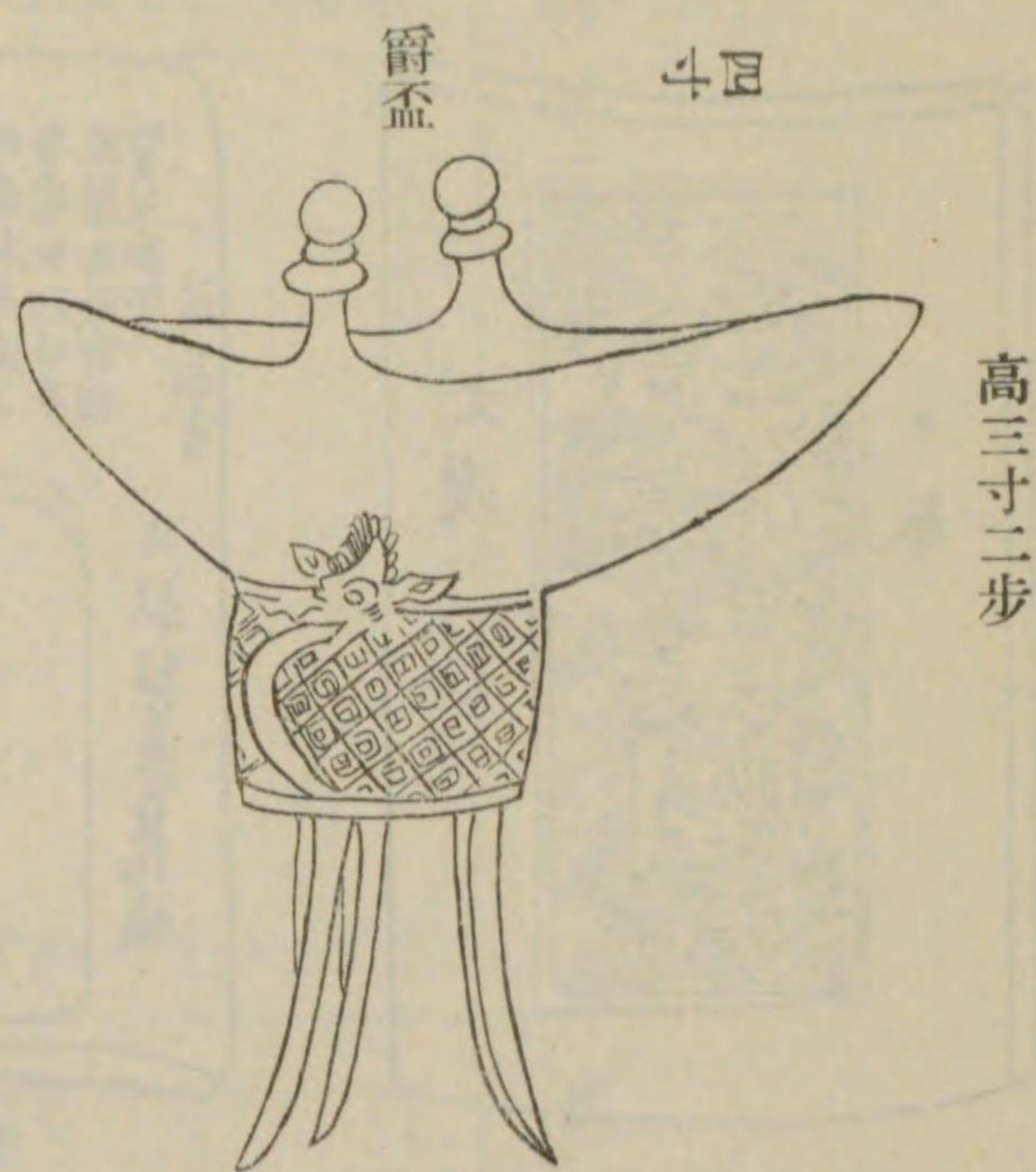
橋本氏藏

硯箱 七步



裏朱字アリ 治承三年己亥中秋楮殿小平六藏

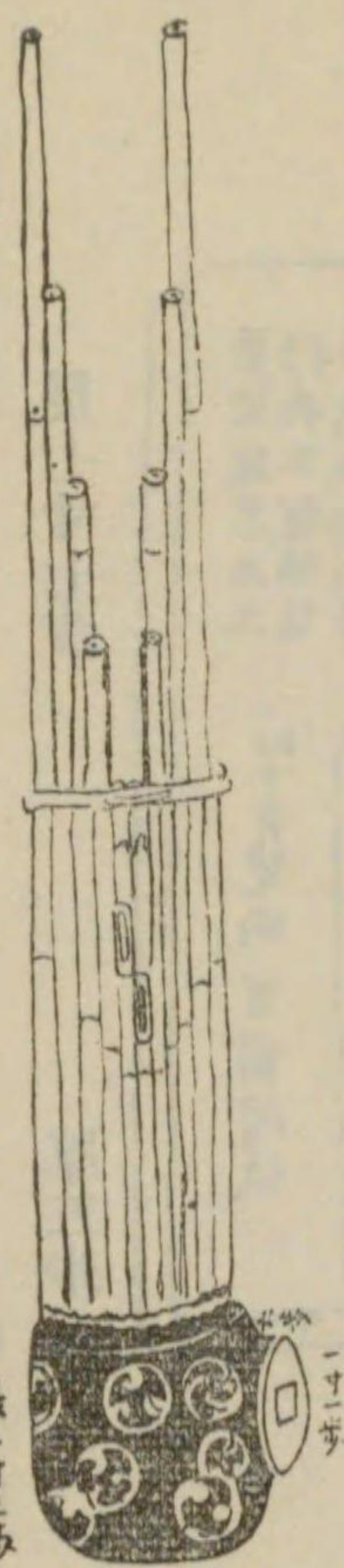
山口氏藏



笙古管

銘 巴丸

平田氏藏

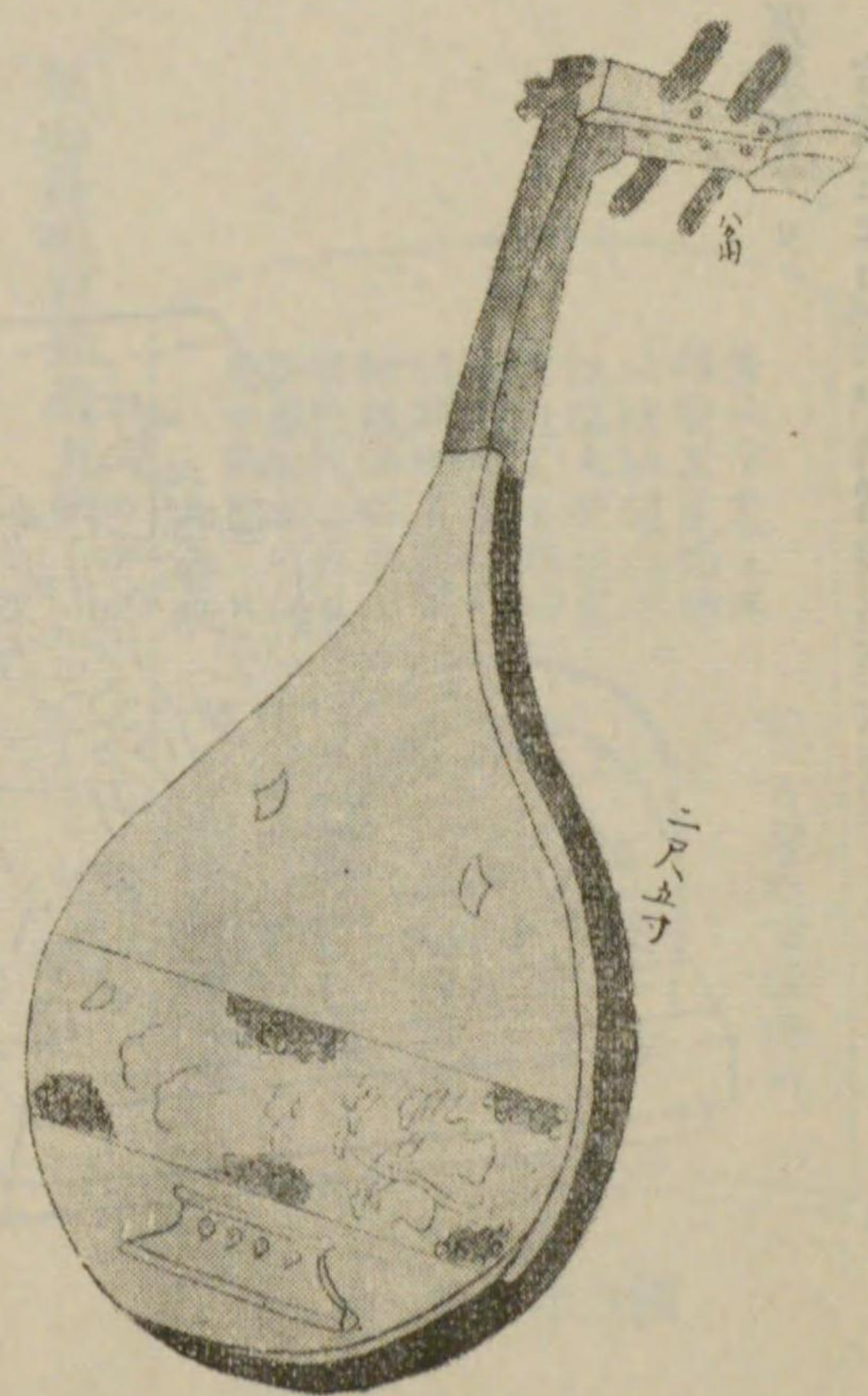


竹長一尺五寸

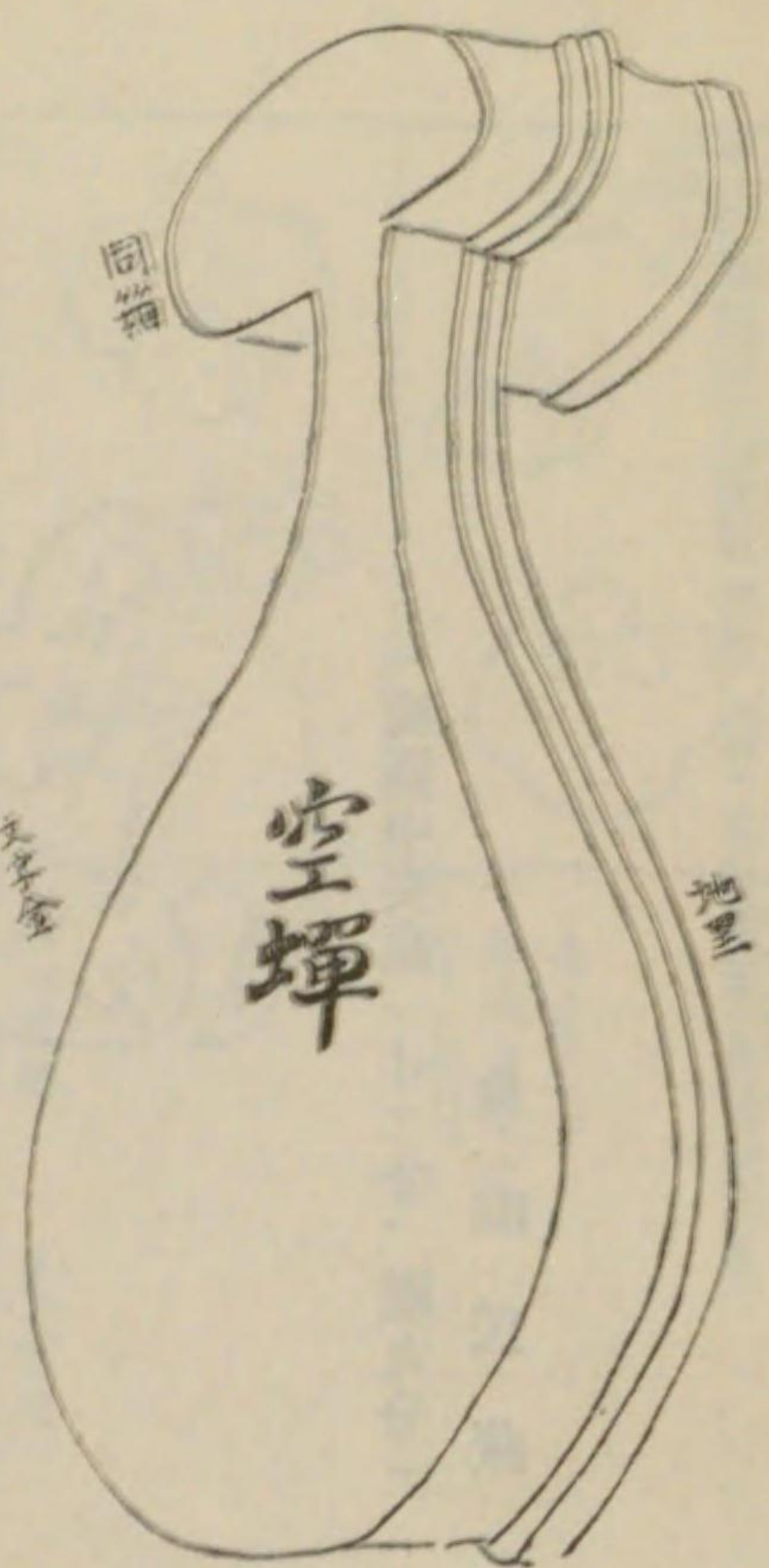
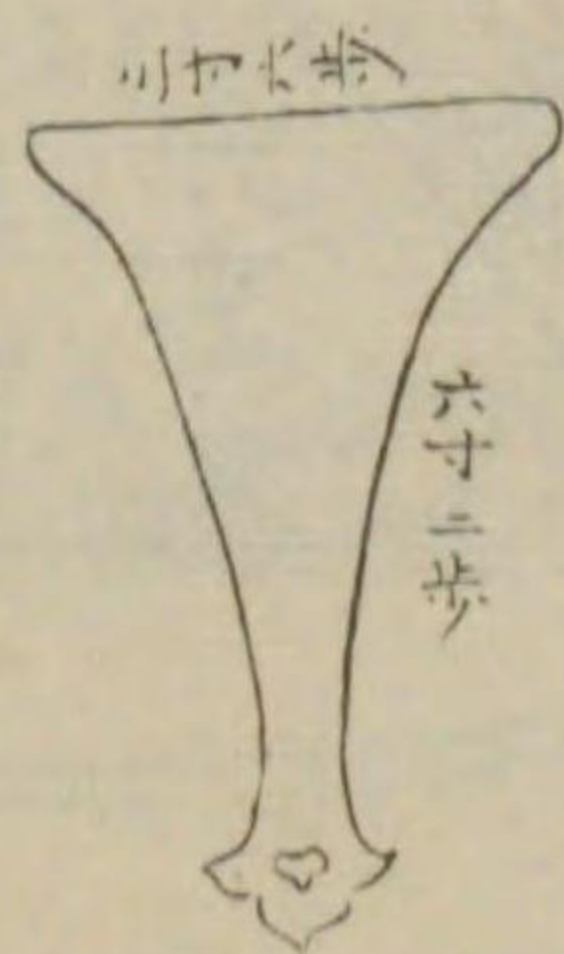
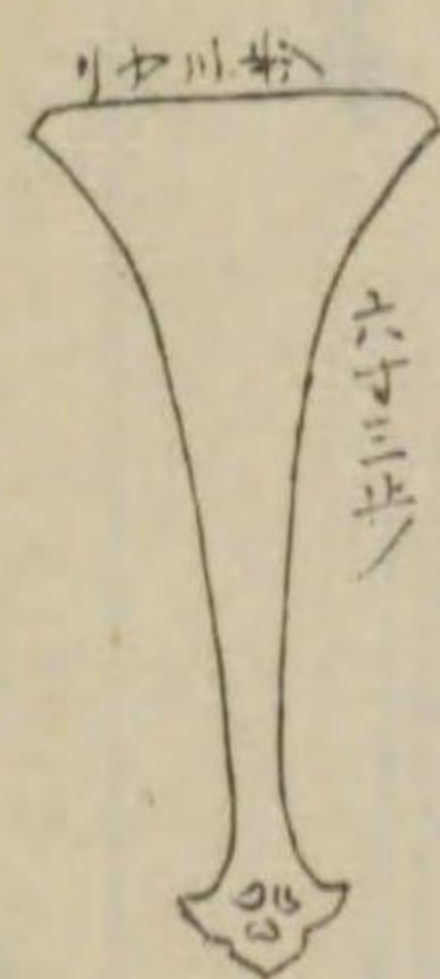
岡田氏藏

古琵琶

銘 空蟬



花山院より賜之



橋本氏藏

空蟬縁由

抑人皇五十四代仁明天皇の御宇、承和二年乙卯に^{一説に嘉}殿上人掃部頭貞敏、遣唐使として牒状を賜り、觀智府に參し、上覽に達し、琵琶の博士を望み申されしに、開成二年の秋のころ、博士□次郎藤承武をして、琵琶并祕曲を授けられ、掃部頭をれより我朝に、七面の琵琶を將來せり、其七面は大磯、荒磯、玄上、青山、空蟬、山柄、獅子丸是也、しかるに、玄上、青山、獅子丸之三面は既に源平の兵火に焼失せり、今残るところの琵琶は唯四面なり、一面は内裏に有、之、一面は御室の御所有、之、一面は大久保加賀守殿に有、之、一面は某所持の空蟬是なり、むかし武田信玄公持給ふところ也、即某信玄公七世の孫なり、故に武田と稱す、信玄公曾て宿願の事まし、て、敦田の社に詣り、此空蟬を彈し祈念をなしたまふ時、神明感不淺ましまして、忽に

尾道志稿後編

卷之下

神殿鳴動し、程なく其願満足し給ひし事、琵琶目錄に載たり、唐土にては漢の王明君か彈する處のもの是なり、掃部頭我朝へ傳來る所の曲は、流泉、啄木、揚真藻の三曲なり、一度彈する時、第一第二の絃聲は索々たる春の鶯、關々として花の下に遊ぶかことし、第三第四の絃聲は竊々たる閑泉、幽咽して氷の下に呢かことし、輕々擡々慢々、擡り撥ふて又擡し、大絃は其聲嘈々然として如急雨、小絃は竊々乎として如私語、神爰に聞、鬼爰に號ふ、このゆへに、そのち保元年中に、平師長公西國へ左遷せられし時、熟田の社にもふて、終夜歸都の願を祈念せられしに、夜更人靜りて流泉、啄木、揚真藻の三曲を彈し給ふ處に、社頭無智の輩は呂律を知るものなし、た、芒々然として居たりしに、瓠巴琴を彈しかは、禽魚踊躍し、虞公河を彈しかは、梁塵動搖せり（瓠巴琴、虞公河は曲ノ名）。聞もの涙を押へ、悲哀感傷頗に催し、神も靈感まします計なり、月も西山に傾ふけは、かくより兼合調中花含芬復氣流泉曲間月舉清明光と朗詠し給へりければ、遂に神感不淺ましまして、面り示現を蒙り、程なく歸都なし給へり、其外但馬守經正、竹生島に詣り、仙童といへる琵琶を彈し給ひしかは、悉くも天女顯れ給ひし事、記に見へたり、此空蟬時々奇特ありて、天靈の自然に鳴かことく、管中彈せざるに聲を出す事、靈妙のためし我これを聞り、子々孫々狼に所持すへからすと云。

武田信玄七代末葉

武田六郎大夫

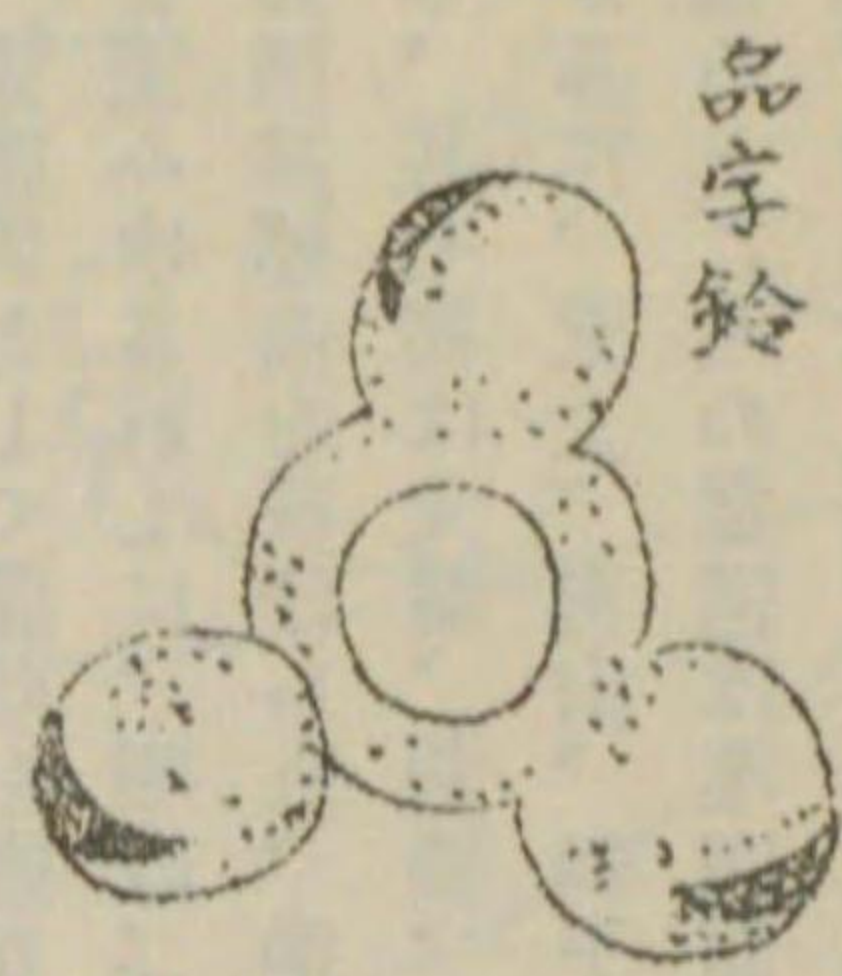
勝成 (花押)

男

武田檢校

勝遠 (花押)

二六九

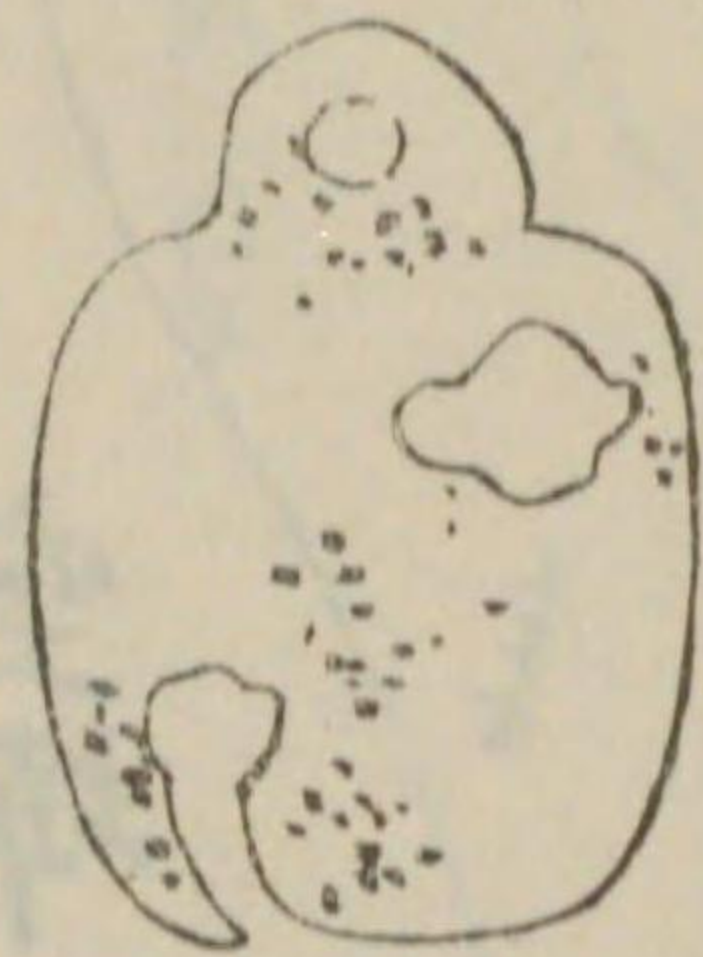


品字鈴

大如圖

(原圖豎中央一寸三分、
横下一寸七分)

古鈴

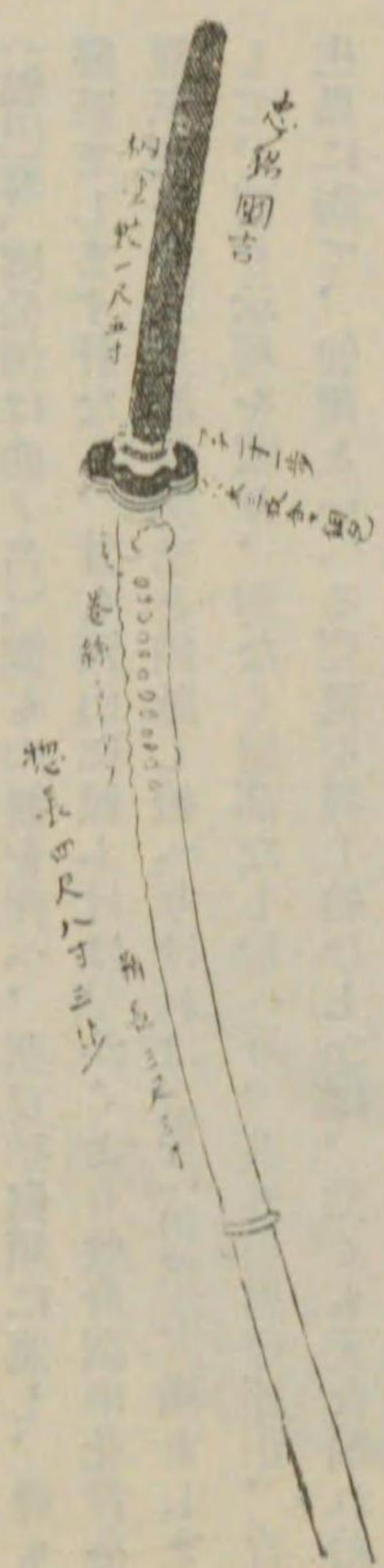


(原圖中央高一寸二分、横九分)

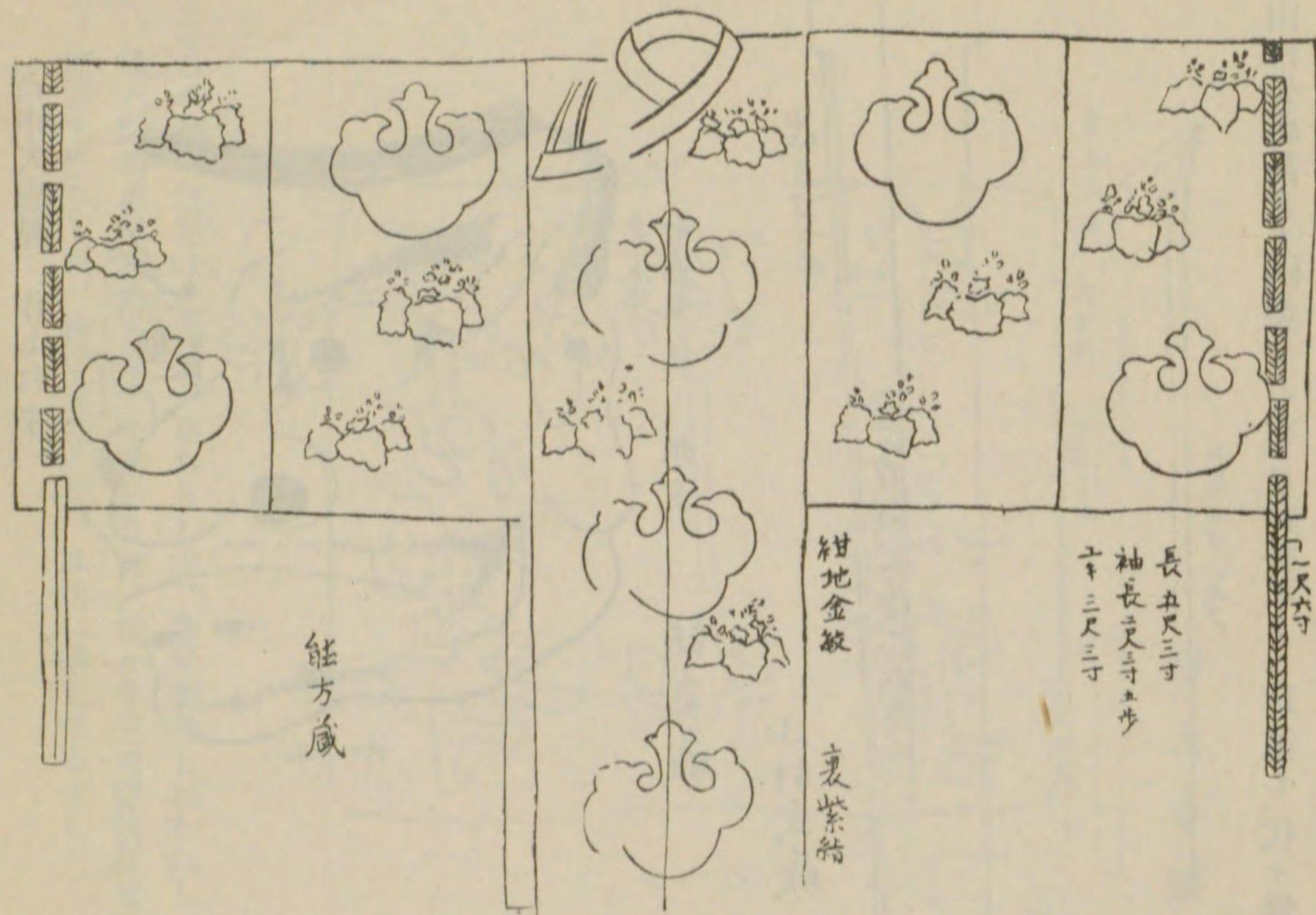
龜山氏藏

天長以來所持ノ野太刀

小川氏藏



太閤秀吉公御能衣裝狩衣、奈良脇高安何某傳來せしを、故ありて當邑に納る。

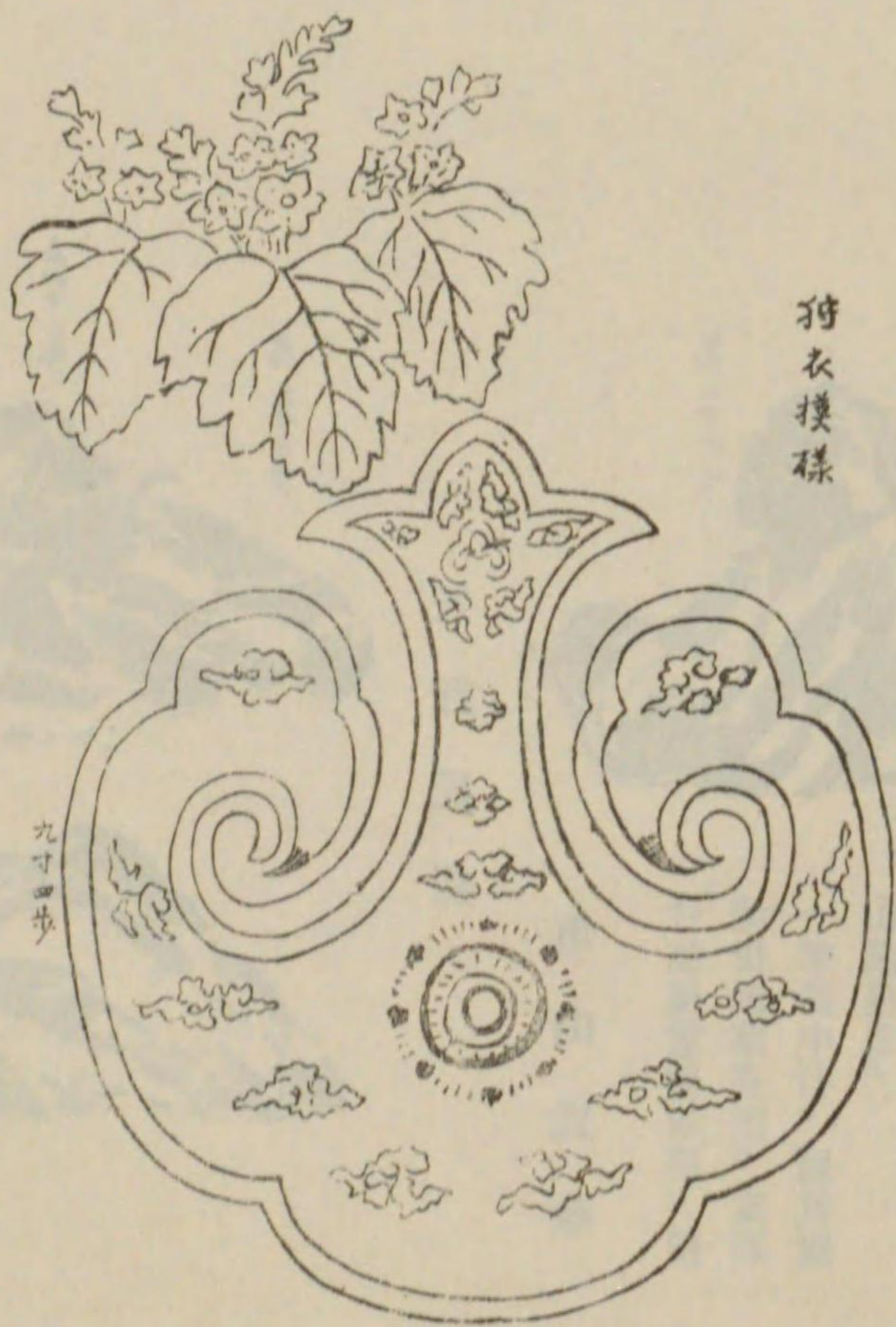


能方威

紺地金紋
裏紫結

長五尺三寸
袖長二尺三寸

狩衣模様

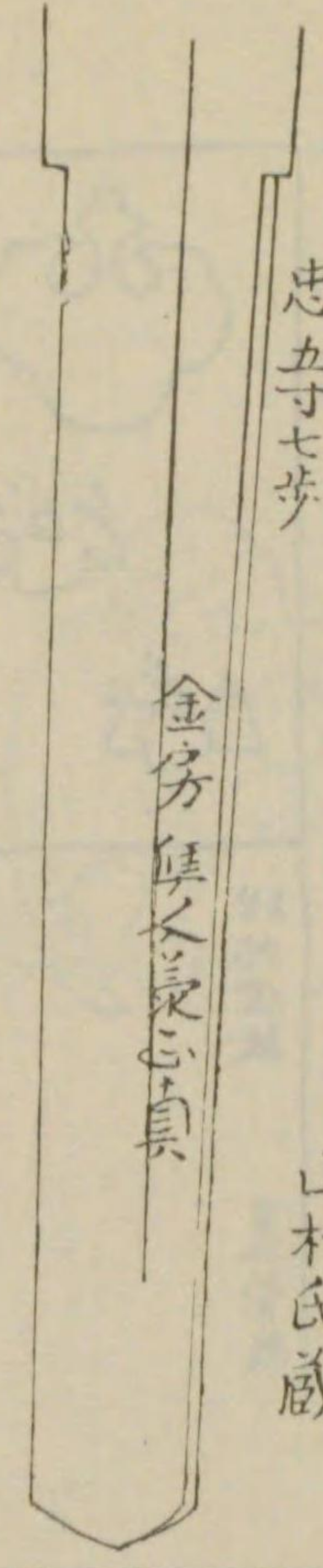


九寸四歩

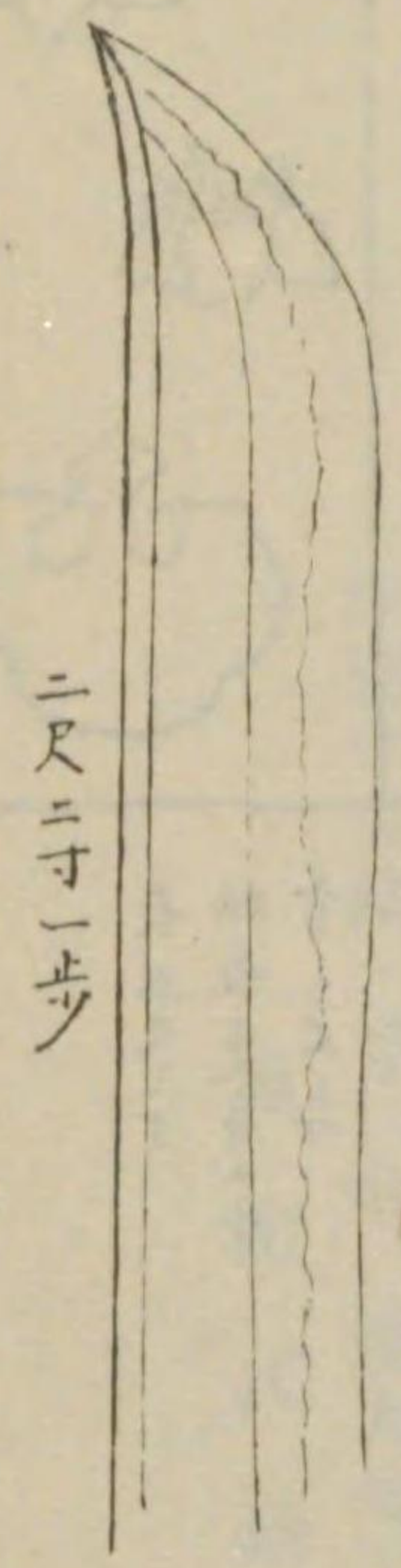


古作大癡見 作しれず
七寸五歩
面色朱、貝 眼金 能方威

忠、五寸七歩
山村氏威



金方、僅々、長、心、長



二尺二寸一歩

山村先祖甚太夫時癡なる者、足利將軍より拜領し、代々傳來する云。



奇石
高四寸三歩
厚三寸三歩



廬山
高三寸六歩

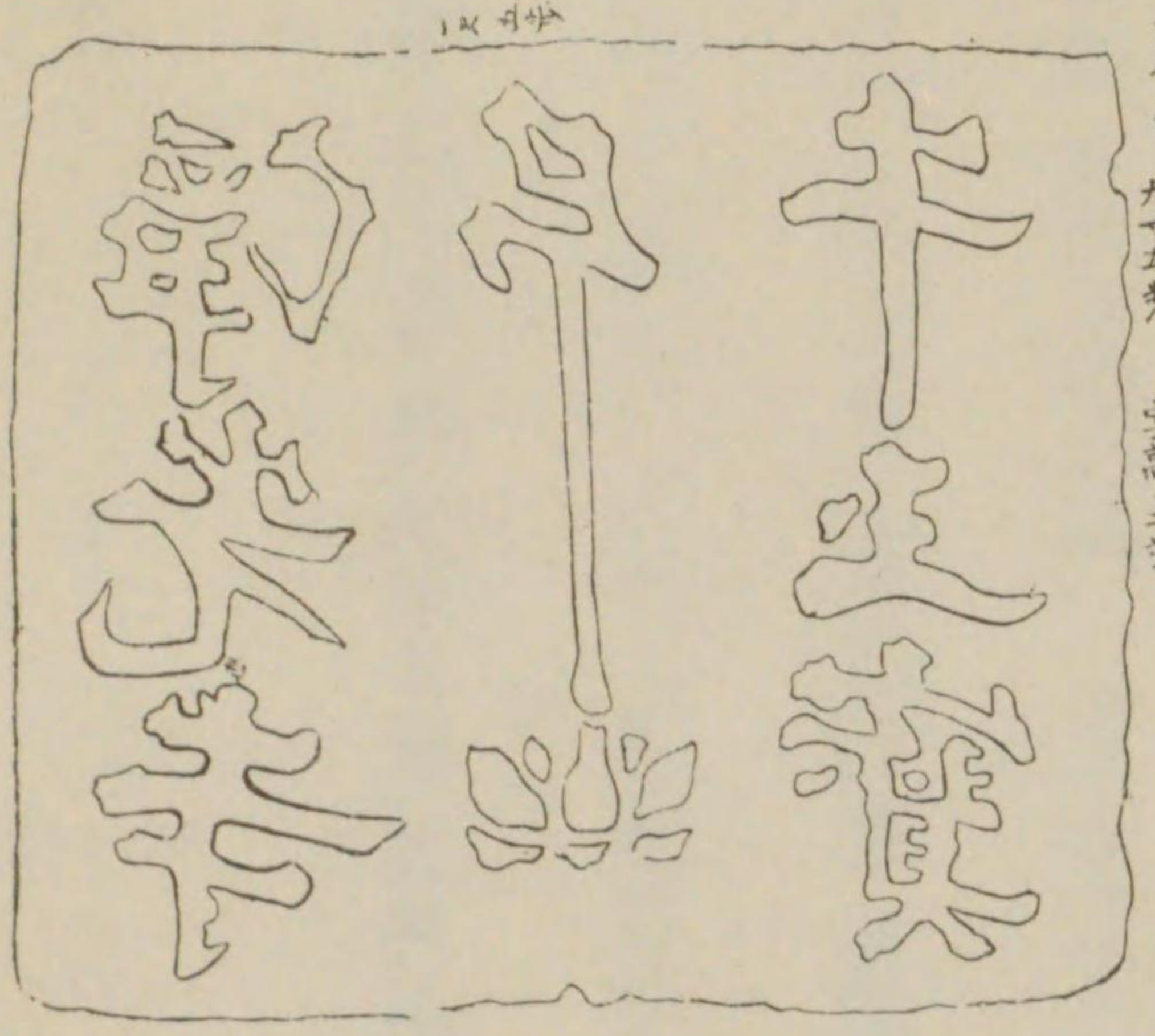
矢野氏藏

龜山氏藏

寸嶺横雲展翠盾。線流掛瀑落蒼崖。愛看一掌盆中石。蹙就廬山萬疊奇。播陽水心善土蓄盆石、有瀑布穿雲之狀、因名之曰廬山。詩以記之。廣壽法雲書

文政八年乙酉夏四月

龜山本助士綱 謹著



牛王石判 九寸五歩 字高三歩

淨土寺藏

淨土寺の末院、往古は七十五ヶ寺ありし由、寺号等今しれかたし。案るに、其末院の中、淨光と号する寺ありて、年々牛王加持執行せしならん。廢寺となりし後、此牛王判の類、本坊に納しなるべし。

奥都城のとびはに照く鏡をたてたりかしよんをいふの事

予嘗論地誌謂作者詳其分力之所及、而後當錄其所能知、與其所能見焉、至其知見之所不能、則宜闕如之、蓋博而雜不如小之精也、苟分力之不及、則考索不精、繼之以妄、搜訪不遍、補之以臆、杜撰傳會以爲一書、古今言地理之書、往々爲不鮮也、予幼從君山唐先生、脩豐後志、考索搜訪之間、每爲之歎息擱筆、故逢著地誌者、輒舉斯說以告焉、龜山君著尾道志、君世家于此、生于此、長于此、山川風俗事物典故、爛見熟知、平素已備、加之精考遍訪、亦多歲月、成斯書、如此而、識使好事者讀此無所遺憾、徵而不疑、據之不悞也、一閱畢、喜書其後。田能村憲。

余嘗讀太平記、兵庫之戰、本間孫四郎射鵠于賊艦上、呼曰、西軍來、必載鞆尾道遊女、置酒命歌、高興可知、吾爲以此佐酒、鵠併與所攫魚、落艦上、兩軍齊呼、據此知尾道之爲舟舶必由之地、繁華之區、其來久矣、風俗偷薄、民不力業、亦非一日也、及讀此書、卷而歎撫、蓋歎此地而有此人、大爲此地生色、如其考索之精、裁別之確、有菅先生序、在余不必贊也。甲申冬日、寓本邑兩旬、從令子伯秀、借覽一過、遂題其後。

賴 襄

古之所謂國而不國、猶所謂人而不人也、蓋謂國之無政與、人之無心一般、鄉邑里閭亦爾、爲政者必因其水土風俗山川形勢施設、地志之學爲急務、譬畫師之點睛也、畫師以數月之功畫佛軀、窮八十相好、睛之不點不佛也、以累旬之力畫一龍、窮天矯騰躍之勢、睛之不點不龍也、龜山翁之著尾路志、點尾路之睛也、其事必詳悉、而不擇疑傳疑、慎之至也、尾道雖富庶、本是山陽一驛而已、有行人指一刹、問里人曰、彼爲何寺、有何事蹟來由、里人不知也、行人不顧也、此志之成、里人亦得與聞其說也、答曰、某寺來歷云々、欲知其詳、有地志在、行人回顧不忍去也、凡事皆類此、於是乎非徒一驛也、乃是翁爲一邑點睛、偉矣哉。

歲次壬辰冬十一月、余遊于此、至龜山君伯秀出示、因題。

貫 名 芭

万年井記

万年井、尾道義井也、里甲龜山紀卿所造也、尾道之爲地、背山面海、賈區隘促、商販諠溢、其沿岸增築所水多鹹、而達堂諸街則地乏井、々々水、夏月會汲者一桶吊水々隨竭、每下一桶立待其盈、執綆挈瓶繞闌競進、有終宵不能寐者、若早輒釀戶及島人俱載水器來搬撻以濟、所謂斗水寬百憂者、然促無地立錫、雖有巧計者、無如之何、及紀卿爲之憫之、撤吾賃坊在傲谷者、開之者、既而泉脈混々、雖大旱魃、無所復患、其餘井亦以不迫各得、其井力、一井之利、施及諸井、街人歡樂稱曰、万年、初穿三尋遇磐石、不可拔、蓋舊磯根齧江者、其深淺不測、人皆沮難、紀卿銳意不撓、督促劂之、遂得此泉、紀卿今已逝、土人嘖々然稱而不容口、頃二三耆老相議謂、偉功不可誣、宜刊之貞珉、乃屬余記、夫人水火不生活、而水尤切、雖蠻夷行國、飲血茹毛必趁水草、孝子懿德無窮也、天賜之以水泉、義漿似小事、天以玉田報、不以人生之急莫甚焉乎、先急先哲所務、而世或周急或雖有積貯者、多募緣合會或務無用之觀美、標名姓、爭訟、紀卿所爲豈特一時費、棄永年利、不顧勇往爲人、可謂知所務矣、且夫寫量脉地猶未保得泉、紀卿唯知濟物之急、斷之一己、竟不愆于素、非得天助安能如此、古之所謂万古吉祥、其豐福吉祿、繁榮重慶、萃其門者、亦在于斯矣、紀卿名士綱、有學術、其行事可以此推、男松字伯秀、克時肖己、承家以贊成之功、受官賜賞、今嗣職克續孝志、開井費用如干、及井地租悉出一家、開在文化甲戌夏、殆六旬、其入地七丈二尺、其剗石三丈有三尺、天保乙未冬至建碑。

貫名 芭撰

尾道志續編ヲ寫スニ就テ (校訂者曰。參考の爲め之を附す)。

本書ハ郷土史研究ニ資センガ爲メ、市内久保町龜山全吉氏所藏ニ係ル尾道志後篇上中下三卷ヲ謄寫シ一卷トス、本書ハ龜山士綱、文化十三年編纂ヲ終リタル尾道志十一卷ニ遺漏セシ殘餘ノ資料ヲ収録セシモノニシテ、尾道志續編トモ稱ス、著者龜山氏ハ當所ニ於ケル名門ニシテ、當時町年寄タリ、現今土堂町島居幸雄氏ノ邸宅ハ即チ其ノ邸宅ニ當レリ、博學ニシテ和漢ノ學ニ通ジ、田能村竹田、賴山陽、貫名海屋等ハ其交友タリ、著者ノ史傳ニ代、別紙ニ墓誌ヲ錄シタリ、本書謄寫ニ關シ橋本研吉氏ノ勞ヲ多謝ス。

茲ニ成ルヲ告ゲ、本館正續十四卷收藏スルニ當リ、一言叙シテ以テ其ノ緒ニ加フ。

附記ス、本書ハ流布稀ニシテ、原本ニ依リ之ヲ謄寫シ、書體モ凡テ之ヲ模シタリ、冀クハ之レヲ諒セラレンコトヲ。

本書完成後百〇三年

昭和三年五月中浣

市立尾道圖書館長事務取扱

吉本 佐吉 識ス

龜山紀卿君碑

君諱士綱、字紀卿、俗稱本助、其先出於備中龜山城主行綱、君七歲喪父諱尙事、爲嫡母伊藤氏所養、事之如眞、生母沒居喪哀戚切至、自幼好讀書、初學島居實齋、菅茶山、後師大槻幾齋、其爲學以得要爲主、奉身儉素、處事明斷、家產益富、年三十二爲戶長、兼申義書院事、獻金若干、賞賜日俸十五口、再獻加賜九口俸、又家藏古金銀、於是比廣府大戶長、見許通署姓氏、爲牙鋪主管、善通貨財、上下以爲便、君性恬裕慈恤、揚善匿惡、音問不忘、屢捐資振窮、邑乏水、爲穿井獲泉、人呼曰萬年井、又濶廢井者二、是以闔鄉歸心、常喜文雅之士、相延留飲、動澹旬、嘗學天文曆數、又好種藝、優游自娛、文政丁亥七月二十七日病歿、年五十八、以遺命葬于信行寺後園、元配島居氏、生二男四女、長子長綱襲、養安原氏子道遙爲子、以長女妻之、季女適福山津川良謙、繼室眞鍋氏所生存二女、餘皆夭、予編藩誌、屬君以尾道志、故相知久矣、長綱具狀乞文、義不可辭、乃按狀題其碑如此也。

東飽 賴惟柔千祺甫撰書并篆額

備後叢書第十卷以後發行に就て

校訂者 得能正通

備後叢書は、去る昭和三年四月二十五日に其の第一卷を發行してより以來、昭和八年四月十日までに其第九卷を發行した。これで、や、我備後に於る重要郷土史を校刊し終つたことを本懐とする。併し此上なほ、藝備風土記、尾道志稿、三原志稿、および我が備後に關する史實の多い古戰場備中府志などを、此の叢書に加へたならば、備後に於る重要郷土史の完璧とまではゆかなくとも、や、夫れに近いものとならうと思はれる。何となれば、上掲各書のうち、備中府志は元文二年の春、一たび板行されてはあるが、今日では中々求め得られない。藝備風土記は、曾て雜誌『尙古』に掲げられたのであるが、餘り廣く行はれてゐない。尾道志稿は、其の寫本も甚だ稀であつて、世間に行はれてゐないのを遺憾におもふ。三原志稿は、大正元年九月に刊行されたが、今や殆ど絶版の状態にある。要するに、是等各種を收むるときは畧ぼ備後の重要郷土史を網羅し得らるゝと思ふからである。是に於て乎、先づ此の各種のうち、備後叢書の第十卷として尾道志稿を發行したのである。其他の各書は目下印刷中であつて、第十一卷、第十二卷として、遠からず世に公にする筈である。なほ本巻表紙の題簽は、尾道市宮地三保松氏所藏本の夫れを模寫したものであることを附記しておく。

昭和七年十月十九日、鐵道に沿へる尾道信行寺内に、尾道志稿の著者龜山士綱うしの奥都城をたづねて

龜山のうしの奥都城けふとへは汽車のけふりに我眼もかすむ。奥都城のとひらは堅く鎖されてたゞかいまみる石ふみの文字。

昭和九年九月十五日印刷
昭和九年九月廿五日發行

【備後叢書第十卷】

尾道志稿 卷一乃至十一
後編上中下卷

編輯兼 發行者 得能正通
福山市御船町五十八番地

印刷者 柳本 吳 策
尾道市久保町七七〇ノ二

印刷所 柳本印刷所
尾道市久保町七七〇ノ二

發行所 備後郷土史會
福山市御船町五八番地
振替大阪七四六四一番

577
62

本會定於本月廿五日(星期日)下午二時在
 本會禮堂舉行週年大會。屆時請各會員
 準時出席。如有不能出席者請向本會
 秘書處請假。特此通告。

中華民國二十九年十月二十五日
 總幹事 張 德 興 啟

本會定於本月廿五日(星期日)下午二時在
 本會禮堂舉行週年大會。屆時請各會員
 準時出席。如有不能出席者請向本會
 秘書處請假。特此通告。

中華民國二十九年十月二十五日
 總幹事 張 德 興 啟

中華民國二十九年十月二十五日
 總幹事 張 德 興 啟

577
62